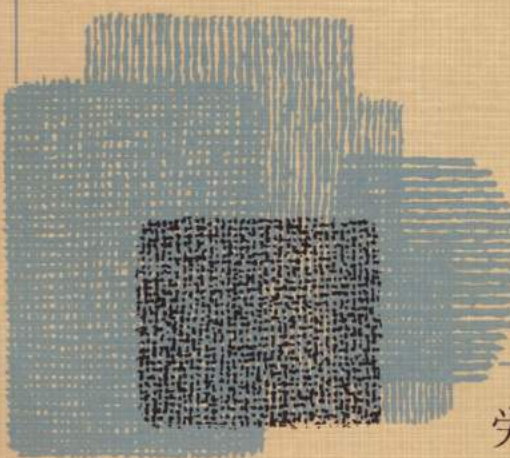


保存資料

昭和 38 年 版

婦人の現状



労働省婦人少年局編

婦 人 の 現 状

労働省婦人少年局編

序にかえて

本冊子は、婦人の生活に関する各種の資料を収集分析することによつて、戦後より今日に至る婦人の地位の変遷をたどるとともに、最近の婦人の動静を明らかにしようとする意図のもとに編集したものである。

婦人少年局では、すでに同様の目的で、昭和31年に「10年間の婦人の歩み」を、また昭和34年に「婦人の現状」を刊行しているが、とくに今回の編集に当たつては、婦人の地位や婦人問題を、日本社会の全体的な動きとの関係においてとらえることに重点をおいた。すなわち、戦後のわが国の、政治的、経済的、社会的な変化成長に伴つて、婦人の生活にどのような変化がみられるかを観察し、婦人の地位の推移や婦人問題の所在を、可能な限りで明らかにしたいと念願したものである。

周知のように、戦後の年月の間に、日本の社会は各分野において大きな変革を経て来た。それは、法律制度、産業経済、人口構造等、社会の基礎的な部分の変動として顕著にみられるばかりでなく、生活文化や社会思潮の領域における各般の変化としても明りようにとらえられるが、とくに近年の高度経済成長の下における動きはめざましく、国民生活全般にわたつて画期的な変革が進行しているとみられよう。

こうした変転の中で、婦人の生活が大きな影響をうけて来たことは当然であり、さらに婦人の地位や婦人問題も変貌を示して来たものと考えられる。これをきわめて簡単に概観すれば、終戦につづく数年間の支配的な思潮としては、婦人の地位向上のための第一の課題として、家庭生活、社会生活における婦人の権利の拡張や主体性の確立が求められたのであるが、その後の年月の間にこうした主張は、たとえ跛行的にせよ、次第に現実の生活の中に実現されていき、今日においては、婦人の地位は、各分野において、少なくとも戦前とくらべれば格段の向上を示すに至っていることは、誰しも否定することはできないであろう。同時に、初期には、前近代的な制度や慣行からの解放ということを中心課題として単一的にとらえられていた婦人問題も、次第に各種の個別的な問題に分化していつたものとみられる。とくに近年のわ

が国社会の急速な近代化に伴う生活様式や就業構造の変化、都市化の進行や消費経済の進展などは、出生率の低下や家族構成の単純化、あるいは人間関係の変化などと相まって、家庭の機能や地域社会の性格をも変えつつあり、その中で婦人問題は大きく転回し、かつての婦人解放の主要目標であつた「近代化」自体の中に、問題が現われてきているということができよう。すなわち、近代化に伴つて生じる各般の変動に、婦人がどのような影響をうけているか、それにどう対処していくか、という点に、新しく婦人問題が発生しているといえよう。そして、そこから、将来の展望にもつながるものとして、「婦人の役わり」という考えが新しく強調されて来ており、主婦として、生産者として、世論形成者として、あるいは文化や福祉のにない手として、婦人が現実的にどのような役わりを持つか、またそれが政策上どのような位置づけされるか、ということが婦人問題の中心的課題へと動きつつあるようにみられる。あるいはまた、形式的な自由平等によつては解決しえない事実上の問題についても目をむけて、現実的な婦人の地位向上のための対策を検討することも、今後の課題として重要性を増しているようである。

以上のように見るときは、わが国の最近の婦人の地位、あるいは婦人問題の性格は、少なくとも観念的には、先進工業国のそれに急速に接近しているようである。しかし反面、婦人の実生活としては、きわめて日本的な特徴が存在していることはいうまでもない。そしてそのような現象も、やはり日本社会全体の構造的なものにつながつており、したがつて今後の社会の変化とともに変貌をつづけるものと考えることができよう。

本書は基本的にはこのような視点に立つて、社会の変動との関連における婦人の生活の変化をとらえているのであるが、しかし、編集の態度としては、原則として客観的な資料の個別的な提示、分析及び問題点の指摘にとどめ、特定の問題についての決定的な見解や、問題全般を通じての体系づけはさしひかえた。また各問題についての政府その他による施策に関する部分は、ほとんど簡単な紹介にとどめている。このことは、本書の内容とする範囲がきわめて広範であるため、以上のような作業が困難であることにもよるが、同時に、複雑な問題についての早急な結論づけは必ずしも妥当ではない

との考えによるものである。そのため、全体としては、やや平面的であるとのうらみがなくはないが、婦人の動向に関する客観的な資料を提供し、その解釈については読者の判断にまつことによつて、政府刊行物としての使命を最少限には、果たしているつもりである。

なお本書の第1部総論は、主として戦後の婦人の地位の推移に重点をおき、第2部各論は、最近のデータを中心として分析を行なっている。

38年8月

労働省婦人少年局長

谷 野 せ つ

婦 人 の 現 状 目 次

第1部 総 説 (婦人の地位の推移)

1. 法制上の地位	1
(1) 政治関係	2
(2) 社会・経済関係	2
イ 教育関係	2
ロ 労働・職業関係	3
ハ 農業関係	6
ニ 社会保障制度関係	7
ホ その他	11
(3) 家庭生活関係	12
イ 民法(家族関係)	12
ロ 税法関係	17
2. 実生活における婦人の動向	18
(1) 概 要	18
(2) 政治への参加	22
(3) 高等教育の普及	23
(4) 専門的、管理的職業への進出	24
(5) 婦人の就業状況	26
(6) 農村婦人の生活	30
(7) 家庭生活の動向	31
イ 小家族の増加と家族関係の変化	31
ロ 消費生活の向上と主婦の余暇時間	34
(8) 市民活動	35
イ 婦人の組織状況	35

ロ 婦人団体の活動	37
(9) そ の 他	39

第2部 各 論

1. 婦人の人口構成の変化	41
(1) 年 令 構 成	41
(2) 配 偶 関 係	43
(3) 学 歴 別 構 成	44
(4) 勞 働 力 状 態	47
2. 女子教育の進展	50
(1) 学校教育における婦人	50
(2) 学卒者の就職	55
(3) 社会教育と婦人	60
3. 婦人の就業状況	62
(1) 婦 人 就 業 者	62
(2) 婦人の多い職業	66
(3) 婦 人 雇 用 者	70
4. 農 家 の 婦 人	82
(1) 最近の農業の動向	82
(2) 農業における婦人労働の推移	88
(3) 農家生活と婦人	92
5. 結婚における諸問題	102
(1) 届出からみた婚姻	102
(2) 離 婚 の 実 情	105
(3) 家庭裁判所でとりあつた結婚関係事件	113
6. 家庭生活における婦人	118
(1) 小家族の増加と主婦の地位	118
(2) 家庭経済の動向	125

(3) 生活様式の変化	129
(4) 都市の生活環境	134
(5) 家 事・育 児	137
(6) 主婦の余暇時間	143
7. 婦人の市民活動	149
(1) 婦人の投票状況	149
(2) 公職にある婦人	152
(3) 婦人団体の組織的活動	155
(4) その他の市民活動	163
8. 婦人の保健に関する諸問題	165
(1) 栄養・体位の向上	165
(2) 疾病・死亡の動向	167
(3) 家族計画・出生の傾向	171
(4) 母 子 衛 生	176
(5) 医 療 保 険	177
9. そ の 他	178
(1) 未亡人・母子世帯問題	178
(2) 中, 高年婦人の問題	183
(3) 売 春 問 題	185

図 表 目 次

第 1 図	女子労働組合員数の推移	29
第 2 図	中等教育卒以上のものの世代別比較	45
第 3 図	従業上の地位別婦人有配偶者数(15 歳以上)	49
第 4 図	男女学生生徒の割合	53
第 5 図	関係学科別, 男女学生の割合	54
第 6 図	農・非農別女子就業者数の動向	63
第 7 図	欧米諸国における従業上の地位別女子労働力構成	65
第 8 図	女子新規入職者の年令構成	75
第 9 図	賃金階級別, 労働者分布	79
第 10 図	年令階級別, 現金給与額(産業計)	79
第 11 図	勤続年数別, 労働別現金給与額(製造業)	80
第 12 図	年令別賃金格差の日独比較	80
第 13 図	家族そろつてゲーム, スポーツなどで遊ぶことがあるか	132
第 14 図	1 人当り公園面積	136
第 15 図	婦人の家事時間量(自宅内)	142
第 16 図	余暇時間の過ごし方	146
第 17 図	戦後の投票率の推移	150
第 18 図	特定死因別死亡率の年次比較	170

目 次

第 1 表	日本経済の回復を示す指標	19
第 2 表	統計的にみた婦人の動向	20
第 3 表	通学者数(15 歳以上)	23
第 4 表	女子司法試験・人事院上級試験合格者数	25
第 5 表	労働者の年令別構成(製造業)	26
第 6 表	男子賃金を 100 とする女子の割合(年少者)	27
第 7 表	老後の生活は子供に頼るか	33
第 8 表	年令階級別男女別人口	41
第 9 表	年令階級別女子人口の増減	42
第 10 表	平均寿命の推移	42
第 11 表	市部・郡部別年令階級別人口	43
第 12 表	配偶関係別 15 歳以上人口	43
第 13 表	女子未婚者年令階級別分布状況	44
第 14 表	市部・郡部別配偶関係別 15 歳以上人口	44
第 15 表	年令階級別学歴別 15 歳以上人口	46
第 16 表	市部・郡部別学歴別 15 歳以上人口	47
第 17 表	労働力状態別 15 歳以上人口	47
第 18 表	学歴別・労働力状態別 15 歳以上人口	48
第 19 表	従業上の地位別 15 歳以上有配偶者数	49
第 20 表	小・中学校生徒数	51
第 21 表	中・高等学校卒業者の卒業後の状況	51
第 22 表	課程別、高等学校生徒数	52
第 23 表	上級学校進学者の割合	52
第 24 表	大学在学生数	53
第 25 表	関係学科別学生数	53
第 26 表	各種学校の教科内容別生徒数	54
第 27 表	中・高等学校別、就職者の割合	56
第 28 表	中学校卒業生産業別就職状況	56
第 29 表	高等学校卒業生産業別就職状況	57
第 30 表	中学、高等学校卒業生職業別就職状況	58
第 31 表	大学、短期大学卒業生職業別就職状況	58
第 32 表	専門的技術的職業従事者数(大学卒)	59

第 33 表	学校種別教員総数に占める女子の割合	59
第 34 表	文部省委嘱社会教育諸講座受講者数	60
第 35 表	文部省委嘱婦人学級受講者年令別分布	60
第 36 表	文部省委嘱婦人学級受講者職業別分布	61
第 37 表	文部省委嘱婦人学級の学習内容	61
第 38 表	就業者数(15歳以上)の動向	62
第 39 表	就業者産業別分布状況	63
第 40 表	従業上の地位別就業者数(15歳以上)	64
第 41 表	年令階級別女子就業者数	65
第 42 表	配偶関係別女子就業者数	65
第 43 表	婦人就業者職業別分布状況	66
第 44 表	職業別、非農林漁業就業者数	66
第 45 表	婦人の多い職業	67
第 46 表	専門的技術的管理的職業についている婦人(中分類)	68
第 47 表	専門的技術的管理的職業のなかで特に婦人が少ない職業(小分類)	69
第 48 表	雇用者の増加率	70
第 49 表	産業別女子雇用者の動向	70
第 50 表	製造業雇用者数	71
第 51 表	常雇、臨時、日雇別雇用者数の割合	72
第 52 表	雇用者の平均年令	72
第 53 表	女子雇用者の年令構成	73
第 54 表	雇用者の配偶関係	73
第 55 表	女子労働者の中の有夫者の割合	73
第 56 表	雇用者の学歴構成	74
第 57 表	簡易職業紹介状況	75
第 58 表	常用労働者 1 人平均月間現金給与額及び男女比率	76
第 59 表	製造業労働別、男女賃金格差の推移	76
第 60 表	産業別男女の賃金格差の推移	77
第 61 表	学校種別初任給	78
第 62 表	初任給対前年増加率	78
第 63 表	初任給男女の賃金格差	78
第 64 表	労働組合員数	81
第 65 表	産業別女子労働組合員分布状況	82
第 66 表	農業、製造業の生産性指数	83
第 67 表	経営規模別農家数	84

第 68 表	専業・兼業別農家数	84
第 69 表	農業就業者数(15歳以上)	85
第 70 表	新規学卒者のうち農林業就業者の割合	86
第 71 表	農林漁家世帯員の他産業への就職者数	87
第 72 表	従業上の地位別農業就業者数	88
第 73 表	農家家族員の業態	88
第 74 表	家族農業従業者の推移	89
第 75 表	家族農業従業時間	90
第 76 表	専従・補助者別家族農業従業者	90
第 77 表	経営規模別家族農業従業者に占める女子の割合	91
第 78 表	農機具普及状況	91
第 79 表	農業薬剤、農具修繕費などの農業経営費に占める割合	92
第 80 表	農家世帯員数と遊学者数	93
第 81 表	農家における休日の有無	93
第 82 表	農家経済の主要指標	94
第 83 表	農家の主要耐久消費財の普及率	95
第 84 表	農家家計費	95
第 85 表	専・兼業別家計費	96
第 86 表	農家・非農家の世帯員 1 人当り家計費	96
第 87 表	家計費の費目別構成	97
第 88 表	専・兼業別耐久消費財普及率	98
第 89 表	農民の主な食品群別摂取栄養量の動向	98
第 90 表	農家・都市世帯別摂取栄養量	99
第 91 表	身体症候発現率	99
第 92 表	乳児死亡率	99
第 93 表	水道の普及状況	99
第 94 表	自由時間の内容	100
第 95 表	自由時間に家の人に気兼ねするか	101
第 96 表	婚姻件数及び率の推移	102
第 97 表	諸外国の婚姻率	103
第 98 表	初婚、再婚別婚姻件数	103
第 99 表	平均初婚年令	104
第100表	年令階級別初婚件数	104
第101表	年令階級別再婚件数	104

第102表	前婚解消の年別妻の再婚件数	105
第103表	挙式から届出までの期間別婚姻件数	105
第104表	離婚件数及び率の推移	106
第105表	諸外国の離婚率	106
第106表	婚姻継続期間別離婚件数	107
第107表	年令階級別離婚件数	107
第108表	同居をやめてから届出までの期間別離婚件数	108
第109表	親権を行なう子の数別離婚件数	108
第110表	種類別離婚件数	109
第111表	離婚届を出したときを知っているか	109
第112表	離婚の話をはじめにいい出した人	110
第113表	誰と誰の話しあいで離婚がきまつたか	110
第114表	離婚に対する承諾の仕方	110
第115表	離婚条件のとりきめの有無と内容	111
第116表	離婚に際してのとりきめは守られたか	111
第117表	財産分与の有無と内容	112
第118表	離婚後の家族形態	112
第119表	生活費の入手源	112
第120表	勤労収入額(月額)	113
第121表	家事調停新受総数に占める離婚ならびに婚姻予約に関する件数	113
第122表	調停結果別離婚申立件数	114
第123表	原因別離婚申立件数	114
第124表	年令別離婚申立件数	115
第125表	職業別離婚申立件数	115
第126表	従業上の地位別離婚申立件数	115
第127表	財産分与・慰謝料請求額および決定額	116
第128表	原因別「婚姻外男女関係」申立件数	116
第129表	調停結果別「婚姻外男女関係」申立件数	117
第130表	年令別「婚姻外男女関係」申立件数	117
第131表	従業上の地位別「婚姻外男女関係」申立件数	117
第132表	子の数別「婚姻外男女関係」申立件数	117
第133表	慰謝料決定額別「婚姻外男女関係」申立件数	118
第134表	農林・非農林別普通世帯数	118
第135表	普通世帯の家族構成	119

第136表	農林・非農林業世帯別既婚女子(15歳以上)平均出生児数	119
第137表	地域別世帯人員	120
第138表	日常の家計担当者は誰か	120
第139表	家庭内で婦人の意見が尊重されているか	121
第140表	予算をたてて生活をしているか	122
第141表	家計簿をつけているか	123
第142表	婦人自身の財産	122
第143表	緊急時の生活設計	124
第144表	消費水準の推移	125
第145表	消費者物価指数	125
第146表	勤労者世帯の非消費支出と黒字	126
第147表	勤労者世帯平均1カ月間の実収入	126
第148表	日雇労働者世帯の収入構成	127
第149表	労職別勤労者世帯の有業率	127
第150表	低所得世帯・一般世帯別年令階級別15歳以上の有業率	128
第151表	勤労者世帯の家計費	128
第152表	日雇労働者世帯の家計費	129
第153表	勤労者世帯における月賦の実収入に対する割合	129
第154表	食生活の洋風化	130
第155表	主要耐久消費財の普及率(都市世帯)	130
第156表	家族同伴旅行回数	131
第157表	家庭にあるゲーム・スポーツなどの道具	132
第158表	基礎消費、随意消費とレジャー消費(都市世帯)	133
第159表	生活革新の推移	133
第160表	総合生活革新指標の動向	134
第161表	都市別人口の推移	135
第162表	ごみ処理状況	135
第163表	各国の上下水道利用状況	136
第164表	公害についての世論調査	137
第165表	推定かん詰消費量	138
第166表	ハム・ソーセージ生産量	138
第167表	1人当り繊維別消費量	138
第168表	家庭燃料需要実績	139
第169表	地域別水道利用状況	140
第170表	家事労働合理化指標の動向	141

第171表	数年前にくらべ家事は楽になつたか。	141
第172表	幼稚園・保育所数と収容幼児数	143
第173表	余暇時間の増減	143
第174表	余暇時間の増減とその理由(主婦)	144
第175表	主婦の文化的社会的な生活時間	144
第176表	職業階層別にみた自由時間	145
第177表	余暇活動の平均時間	146
第178表	主婦の余暇利用の実態	147
第179表	自分の時間をつくるのに困ること	147
第180表	余暇利用についての今後の希望	148
第181表	自由時間の使い方についての意見	148
第182表	衆・参両院選挙における有権者数、投票者数及び投票率	149
第183表	参議院議員選挙における年令別投票率	150
第184表	地方選挙における投票率	151
第185表	候補者選定の理由	152
第186表	人に頼まれて投票したことがあるものの割合	152
第187表	国会における婦人議員数の推移	153
第188表	地方公共団体における婦人議員数等の推移	153
第189表	任命・委嘱による公職についている婦人(事例)	154
第190表	婦人の組織状況—地域・職域などによるもの—	156
第191表	特定の目的のもとに組織された婦人団体	157
第192表	単位婦人団体会員数	158
第193表	単位婦人団体の年令区分	158
第194表	単位婦人団体年間1人当り会費	158
第195表	婦人団体に加入しない理由	159
第196表	栄養摂取量の推移	165
第197表	身長 の 平 均 値	166
第198表	体重 の 平 均 値	166
第199表	日本人とアメリカ生れの日本人の身長と体重との比較	167
第200表	身体症候発現率	167
第201表	月間り患件数、り病日数	168
第202表	男女別り患件数	168
第203表	諸外国の年次別死亡率	169
第204表	男女別死亡率	169
第205表	悪性新生物の部位別死亡者数の割合	170

第206表	諸外国の年次別出生率	171
第207表	母の年令階級別出生率	172
第208表	母の年令階級別出生児数の割合	172
第209表	昭和32年出産力から計算された職業別推計生涯出生児数 とその対戦前比較	173
第210表	小家族への欲求はどのように変つてきたか。	173
第211表	避妊の実行率の推移	174
第212表	避妊を実行しはじめる時期	175
第213表	人工妊娠中絶経験の有無	175
第214表	届出人工妊娠中絶件数の推移	175
第215表	母子衛生に関する主な人口動態	176
第216表	各国妊産婦死亡率	177
第217表	健康保険・日雇労働者健康保険給付の種類と内容	178
第218表	医療保険加入世帯の推移	179
第219表	世帯主の配偶関係別女世帯数	179
第220表	原因別母子世帯の割合	180
第221表	母子世帯主の年令	180
第222表	母子世帯主の職業	181
第223表	母子世帯の実収入	181
第224表	世帯人員別一世帯当り平均支出額	181
第225表	本母子世帯の収入種類別実収入額分布	181
第226表	母子世帯の年金等受給状況	181
第227表	母子世帯の生活保護法扶助の状況	182
第228表	母子福祉貸付金の種類	182
第229表	中・高年者年令階級別死亡率	184
第230表	中・高年者の配偶者死別の割合	184
第231表	男女別単独世帯数	184
第232表	高令者のいる世帯数(被保護世帯)	185
第233表	婦人保護状況	186
第234表	かつて売春婦であつた婦人の調査時の生活状況	186
第235表	売春関係事犯の動機	187
第236表	婦人補導院入院者の知能指数	188

第1部 総説

第1部 総説(婦人の地位の推移)

最近、わが国の婦人の生活は、戦前にくらべると、かなりの変化がみられるようになった。終戦を契機に、わが国が民主主義国家として発足し、新憲法にもとづき、法制上男女平等の取扱いが確立され、婦人の地位はいちじるしく向上した。また、わが国の政治、経済、社会、家庭は戦前の慣習などを残しながらも、構造的に変わりつつある傾向がみられ、このような変動にもなつて、婦人の生活も変つてきているのである。

ここでは、まず、婦人の法制上の地位を概観し、つづいて、実生活における婦人の動向について述べることにする。

1. 法制上の地位

戦前には、法制上、性による差別が当然なこととされており、婦人参政権は認められず、民法(家族関係)、教育法等においても多かれ少なかれ性による差別がなされていた。終戦を機として、法制上男女の平等が確立されたことは、全く画期的なことである。すなわち、昭和21年11月3日に公布された日本国憲法は民主主義を基調とし、国民の基本的人権を保障しているが、とくに「すべての国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という第14条にもとづき、選挙法、民法(家族関係)、教育法、労働法などの諸法律は、従来の差別的なとりあつかいを是正した。

以下、戦後、婦人の法制上の地位がどのように変わつてきたかを、政治、社会・経済、家庭生活にわたつて、婦人に関係のある条文をもうけている法律を中心に述べることにする。これらの法律の中で婦人に関係のある規定は、大まかにいつて、既に述べた男女平等の取扱いを規定したものと、労働基準法や社会保障関係の法律に例をみるように、女子に対する特別保護の規定をもうけたものがある。

(1) 政治関係

憲法の制定にさきだつて、戦後最初の総選挙(21年4月10日)に、婦人がはじめて参政権を行使した。この経過についてみると、昭和20年10月11日、連合軍司令部からマッカーサー指令として、労働組合の助長、学校教育の民主化などとともに、選挙権賦予による日本婦人の解放が指示された。幣原内閣も婦人参政権実施の方針をとり、昭和20年12月17日に衆議院議員選挙法が改正され、男子と同じように、20歳以上の婦人は選挙権を得、25歳以上の婦人は被選挙権を得ることになった。21年11月に制定された憲法(44条)には衆・参両議院及びその選挙人の資格は性別によつて差別してはならないことが規定され、参議院議員選挙法、地方議会議員選挙法も前述の衆議院議員選挙法と同じように男女平等の取扱いとなつた。これらの法律は25年5月に公職選挙法に統合された。

なお戦前には、婦人が政治結社に加入することは禁じられていたが(集会及び政社法)、言うまでもなく戦後はこのような制限は撤廃された。

(2) 社会・経済関係

イ 教育関係

戦後、わが国の教育制度について検討が加えられ、22年3月に教育基本法が制定された。この法律は、新しい教育制度の基本的原則を規定したものであるが、とくに、女子に関係のある規定としては、教育の機会均等、男女共学等がある。これにより、女子も能力があれば男子と同じように高等教育をうけられるようになった。

参考までに、戦前の教育制度をみると、義務教育は別として、中等学校以上の学校教育は性による差別が行なわれており、男子は中学校、あるいは実業学校に進学するが、女子は高等女学校又は実科女学校に進学することになつてた。中学校と高等女学校では、教科内容もことなつており、とくに女子には「母性の存養、婦徳の涵養に力める」ための教育が行なわれていた。大学教育は、きわめて少数の大学をのぞいては女子の入学を許さず、とくに、旧帝国大学の入学資格は、原則として高等学校卒業者とされ、高等学校の入学資格は中学校卒業者とされていたために、聴講生制度をのぞき、帝国大学

へ女子が正規に入学する道はほとんど閉ざされていたといえる。女子の高等教育の機関としては、高等女学校卒業者が進学できる女子専門学校があつたが、男子と同じ程度の女子大学は存在しなかつた。

教育基本法にもとづいて制定された学校教育法により、小学6年、中学3年、高等学校3年、大学4年という新たな学制が設けられたが、その入学資格はすべて男女平等のとりあつかいがなされていることは言うまでもないことである。

また、同じく、教育基本法にもとづいて制定された社会教育法により、社会教育の発展が画された。この法律には、とくに、女子に関する規定はないが、事実上、その対象として女子が大きな比重をしめている。

ロ 労働・職業関係

戦後の民主化政策の重点の一つとして、労働者に関する法制はいちじるしく改革された。日本国憲法は積極的に生存権や勤労権の理念を明示し、また労働条件の基準を法律で定めることを規定し、さらに、勤労者の団結権を保障している。これをうけて労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、職業安定法などが制定された。その後社会情勢の変化にともなつて緊急失業対策法、職業訓練法などが制定された。

これらの労働法は、あらためていうまでもなく、男子労働者と同じように女子労働者にも平等に適用されるが、労働基準法、労働組合法、職業安定法にはとくに、女子に関係のある規定がもうけられている。

まず、女子労働者に関係のある条文が多い労働基準法（昭和22年4月制定）についてみると、この法律は、戦前の労働保護法規を集大成したものであるが、その基本理念は全く異なるものである。すなわち、戦前の工場法、鉱業法などは、女子年少者の悲惨な状態を保護するという考え方から出発し、壮丁の体力確保を第一の目的としているが、労働基準法は、単に労働保護にとどまらず、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充す」ための労働条件を規定し、かつ労働関係に残存している封建的な残滓を排除することを目的としている。また、最低労働条件については、国際的水準まで高めたことも画期的なことといえよう。したがつて、この法律のなかには、戦前

に労働者がおかれていた低い地位を是正するための規定が少なくないが、とくに、女子に対する規定としては、男女同一賃金の原則(4条)と、特別保護の規定(61条～68条)がある。

男女同一賃金の原則(4条)は、憲法の「法の下での平等」(14条)にもとづき、従来からの女子労働者に対する賃金についての差別待遇の廃止により、社会的・経済的地位の向上を図ることを趣旨としている。また、この規定は国際労働機関の「同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約」の趣旨もとりにいれている。

女子の特別保護規定は、主として母性保護^(注)についての規定が中心となっており、労働時間及び休日(61条)、深夜業(62条)、危険有害業務の就業制限(63条)、坑内労働の禁止(64条)、産前産後の休暇(65条)、育児時間(66条)、生理休暇(67条)、帰郷旅費(68条)である。これらの規定は、生理休暇のように戦後あたらしく設けられたものと、坑内労働や深夜業の禁止、産前産後の休暇などのように、鉱業法、工場法にも規定されていたものがある。一般的にいつて労働基準法における母性保護の規定は、工場法などのそれよりも上回っている。

なお、昭和22年10月には女子年少者労働基準規則が施行され、このなかにも母性保護についての具体的取扱いが規定されている。

(注) 女子の特別保護規定(61条～68条)のなかで、68条(帰郷旅費)は、女子労働者が解雇された場合に帰郷旅費が出ないため、倫落の生活をたどっていくというようなことが戦前の「女工哀史」にも記されており、工場法施行令にもこのような労働者の保護のための規定があり、これを受けて設けられたものである。

上記のほかに、労働基準法のなかには間接的に母性を保護するための規定として、出産前後の解雇制限(19条)、出産の費用にあてるための賃金の非常時払(25条)がある。

労働基準法には直接関係はないが、母性保護の規定について述べた機会に、参考として、31年4月に制定された「女子教育職員の産前産後の休暇における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」にふれておこう。この法律は、国立及び公立学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合には、その職務を行なわせるための教育職員を臨時的に任用することに

よつて、女子教育職員の母性保護を図りながら、学校教育を正常に運営するために制定されたもので、これによつて、女子教育職員は安んじて休暇を確保できることになつたわけである。

労働基準法のほかに、婦人に関して、とくに、規定を設けたものとしては、労働組合法及び職業安定法がある。

労働組合法は憲法の団結権、団体行動権(28条)の趣旨を具体的に保障することを目的としている。労働組合は労働者の地位を向上するために必要な組織であり、婦人労働者の地位を向上させるためにも労働組合活動に依存するところが少なくないが、この活動に際して、労働組合員としての資格は性によつて差別してはならないことが労働組合法(5条)に規定されている。

職業安定法についてみると戦前においても、職業紹介に関する事務は国の事務とされ、かつ、営利職業紹介を原則として禁止することなどを規定した職業紹介法が制定されていた。戦後、この職業紹介法を整備し、憲法の職業選択の自由(22条)や生存権(25条)、勤労権(27条)の精神をたいして、昭和22年12月1日から職業安定法が施行された。この法律の基本理念は、労働の民主化を根本精神としている。すなわち、労働者の基本的人権を尊重し、労働者の自由意志にもとづく民主的な職業紹介制度を確立し、労働者募集方法の規制、労働者供給事業の禁止などによつて、古い労働関係に代る新しい労働秩序を樹立しようとするものである。とくに、婦人に関係のある規定としては、職業紹介、職業指導などについて性を理由として差別的取扱いをしてはならない(3条)と規定されている。なお、公共職業安定所の業務、その他この法律の施行に関する重要事項などを審議するために、中央及び地方に職業安定審議会をおくことが規定されているが、この委員のうち1名以上は女子でなければならないと規定されていること(12条)をつけ加えておく。

公務員法関係についてみると、戦前においては文官任用令には女子を差別する規定はなかつたが、事実上の取扱いにおいて性による差別がなされていた。昭和23年に制定された国家公務員法ならびに25年に制定された地方公務員法には平等取扱いの原則(それぞれ27条、13条)が規定されており、この法律の適用について性による差別をしてはならないとされている。

ハ 農 業 関 係

農業関係の法律のなかで、婦人に関係のある条文がもうけられているものに36年に制定された農業基本法がある。この農業基本法にふれる前に、戦後の民主化政策の一つとして行なわれた農地の改革ならびに農業生産の増大及び農民生活の改善などを目的とする農業改良助長法について、簡単にふれておこう。

戦前には、農地の所有関係については地主・自作・小作の制度があつたが、戦後、自作農創設特別措置法(昭和21年法律第43号)などにより農地改革が実施され、農地はその耕作者自身が所有することが最も適当であるとされ、耕作者の農地の取得が促進された。その結果、戦前には、小作が3割であつたが、戦後は大きく変革され、最近は自作75%を占め、その反対に小作はわずか3%に減少した。土地所有関係がそのまま身分関係をあらわしていた農村社会は大きく変ぼうし、婦人の生活にも明るい影響を与えたという点からみても、この農地改革の意味するところはきわめて大きい。また、農民の生活を改善することは国家の施策となり、昭和23年に制定された農業改良助長法にこのことが規定され、生活改良普及員が設置された。自作農の増加によつて、農業生産性もたかまり、消費水準も急激に上昇した。一方、戦後数年間、都市生活者の生活水準はいちじるしく低下していたので、戦前にくらべれば、都市と農村の消費水準の格差は縮小されたといえよう。しかし、30年以後の日本経済のめざましい発展にともなつて、他産業の成長はいちじるしく、農業従事者と他産業従事者との生産性及び生活水準の開きがふたたび生じてきた。このような社会情勢に対して、農業の近代化と合理化を図り、農業従事者が他の国民各層と同水準の生活ができるようにとの観点から、昭和36年6月に農業基本法が制定された。この法律の第2条(国の施策)の8号に、「農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること」と規定されている。従来から、農家の婦人は、農業労働と家事労働で過勞になつてゐるものが多いが、これを善処するために、国家が婦人労働を合理化するための施策を講ずることが、法制上うちだされたことは注目すべきことと言えよう。

ニ 社会保障制度関係

戦後、社会保障制度関係の法律も憲法 25 条の精神をたいして、次第に整備されてきた。ここでいう社会保障制度とは、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老令、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥つた者に対しては、国家扶助によつて最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上をはかり、もつてすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにする」(社会保障制度審議会が昭和 25 年に政府に対して行なつた勧告による)ための諸施策である。婦人に対しては、出産などの母性の保護及び夫との死離別などによつて生活に困窮している母子に対する保障など、社会保障制度関係の法律のなかには直接・間接に婦人の福祉に関係の深い規定が多い。

なお、わが国の社会保障制度の根底となる思想は、戦前には「恩恵」という観念が根づよかつたが、戦後は、憲法 25 条の精神にもとづいて国民の権利を保障するということに変わつてきていることをつけ加えておく。

(イ) 社 会 保 険

わが国の社会保険は、戦後、次第に整備されてきているが、勤労者と、その他のものでは適用される法律も異なり、かつ、給付の内容も異なっている。また、勤労者のなかでも、大まかにいつて、公務員と民間企業に働くものとは適用される法律が異なるなど、かなり複雑である。

まず、戦前(昭和 10 年ごろ)に施行されていた社会保険についてみると、勤労者に対するものとしては、健康保険、労働者災害扶助責任保険だけであつた。勤労者以外のものを対象とするものとして国民健康保険が昭和 13 年に制定された。その後、勤労者を対象とする厚生年金保険が 16 年に実施された。

戦後は、勤労者に対する社会保険は充実され、昭和 22 年に失業保険が制定され、同年労働基準法の精神にもとづいて労働者災害補償保険が施行された。この災害補償保険は前述の労働者災害扶助責任保険をうけついでいる面もあるが、災害補償は使用者の恩恵という観念を離れて労働者の権利という

観点にたち、かつ、使用者の責任保険にとどめず、直接労働者の保護を目的とする補償保険の形態がとられている点が異なっており、給付水準もいちじるしく引き上げられている。28年には日雇労働者を対象に日雇労働者健康保険が制定された。一方、戦前から施行されていた健康保険・厚生年金保険なども戦後の実情に即して改正・整備された。

勤労者以外に対する社会保険としては、戦後も医療保険である国民健康保険だけが施行されていたが、34年に国民年金制度が実施された。

各種社会保険関係の法律において、男女の取扱いは原則的に差異がないが、とくに、婦人を保護する規定として大まかにいつて、出産にともなう母性保護関係の規定と、生計維持者である夫と死別した妻などに対する母子福祉関係の規定がある。

まず、勤労婦人に対する社会保険についてみると、女子の特性及び社会的条件などを考慮して若干の配慮がなされているものがある。性にともなう配慮としては、たとえば健康保険においては、被保険者である女子が出産した場合には、分娩費、出産手当金及び育児手当金の支給ならびに、産院への収容の規定などが該当する。また、社会的条件による配慮の例としては、厚生年金保険においては、保険料・給付などに男子と異なつた取扱いがなされている。すなわち老令年金支給年令は女子は55歳で男子より5歳早く支給され、保険料は1000分の30で一般男子より1000分の5低くなっている。

つぎに、勤労者の妻(内縁関係も含む)に適用される社会保険についてみると、出産などの給付と、夫の老令廃疾年金にともなう妻に対する加給年金と、夫の死亡にともなう妻に対する遺族年金の支給などがある。このほか勤労者以外の妻などに適用される社会保険として、国民健康保険による出産などの給付があるが、これは一般的について、勤労者の妻よりも下回わつている。また国民年金(拠出制)についてみると、老令年金、障害年金は男女同等のたてまえになつているが、一定の条件にある女子に対しては、母子年金・準母子年金・寡婦年金が適用されている。

(四) 公 的 扶 助

公的扶助というのは、大まかにいつて、生活困窮者などの最低生活を保障

するために、租税収入によつて扶助を行なう制度である。この制度の代表的なものとして、生活保護法があげられるが、児童福祉法や身体障害者福祉法の一部にも公的扶助に属するものがある。また無拠出制国民年金もこれに該当すると見られる。これらの公的扶助はいうまでもなく、男女平等にとりあつかわれているが、とくに、婦人に適用される規定としては、母子福祉の立場からのものが多い。

生活保護法は、憲法 25 条にもとづき、21 年に制定されたが、25 年に全面的に改正された。この法律は、国家責任と無差別平等の原則にたつ保護法規で、生活に必要な各種扶助と、保護施設について規定しているが、とくに女子に適用される扶助として出産扶助がある。

戦前における婦人に対する公的扶助は、老令者を除いては、母子世帯に対する扶助のみであつた。昭和 4 年に制定された救護法は 65 歳以上の老衰者、13 歳以下の者、身体障害者などとともに妊産婦を対象としたが、母子世帯のなかで救済を必要とする生活困窮者であつても、これにもれるものが少なくなかつた。その上、当時の社会不安や深刻な経済情勢により、母子心中が注目されるようになり、昭和 12 年に母子保護法が制定された。この法律には、配偶者のない母などで 13 歳以下の子を扶養する者が貧困のため生活できない場合、生活、医療などの扶助、および母子寮などの施設の設置について規定されていた。

戦後、前述の生活保護法の制定にともない救護法、母子保護法などは廃止され、母子世帯の保護も他の一般の生活困窮者と同様にこの法律によることになつたのである。

母子世帯の保護については、昭和 22 年に制定された児童福祉法にも関連する規定がもうけられている。児童福祉法は主として児童の福祉をまもる立場から、母子を保護することを目的としており、助産施設(36 条)と母子寮(38 条)の規定がある。助産施設は保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産をうけることができない妊産婦のための施設で、母子寮は配偶者のない女子などが 18 歳未満の児童を監護する際に、児童の福祉に欠ける場合の収容施設である。

昭和34年から実施された国民年金のなかの母子福祉年金は、夫と死別し、義務教育修了前の子をかかえている母子世帯で一定の条件を有する者を対象としている。この外、準母子世帯に対する福祉年金がある。夫と死別した母子世帯のほかに、夫と離別した母子世帯も少なくなく、これに対するものとして、児童扶養手当法が昭和37年1月1日から実施されている。これは、父と生計を同じにしていない義務教育修了以前の児童を監護・養育する母などで一定収入以下のものを対象としている。

(ハ) 社会福祉・公衆衛生

社会保険や、公的扶助のほかに、母子福祉資金の貸付等に関する法律や、児童福祉法、優生保護法に例をみるように、母子世帯の保護や、母子保健に関する法律がある。

戦後、母子世帯の保護は一般生活困窮者と同じように、生活保護法によることになったことは、「公的扶助」のところで述べたとおりである。

しかし、戦後の社会的混乱と窮迫した経済事情は、母子世帯などの生活をますます困難にした。このような社会情勢を背景として、昭和24年に衆議院は「遺族援護に関する決議」を、参議院は、「未亡人並びに戦没者遺族に関する決議」を行ない、政府もこれに対応して、同年に「母子福祉対策要綱」を決定した。これを機として、母子世帯の保護についての社会的関心も高まり、昭和27年に「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定された。

母子福祉資金の貸付等に関する法律は、配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対して、資金の貸付を行なうことなどにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかることを目的とし、必要な資金の貸付、母子相談員による相談指導および売店などの設置に関する優先的許可の三つの事項を規定している。

この他に、寡婦などに対する税法上の施策がある。これは、寡婦（夫と死離別したもの、夫の生死が明らかでないもので、再婚せず扶養親族を有するもの）に対して、所得税額から一定額を控除することになつていて（所得税法15条の4）、また地方税法においても、一定収入以下の寡婦は市町村民税を免除されることになつていてる。

児童福祉法には、児童の健全育成の立場から、母子保健についての規定がもうけられており、これに該当するものとして、妊産婦の保健指導(19条)、妊婦の届出(20条)、母子手帳の交付(21条)がある。このように母子保健についての施策が行なわれるようになったのは戦後のことであり、優生保護法もその一つと見られる。この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として昭和23年に施行され、母性保護のために一章もうけられており、人工妊娠中絶(14条)、受胎調節の実地指導(15条)が規定されている。

ホ　そ　の　他

昭和31年に売春防止法が制定されたことは、婦人問題の立場からみて注目すべきことである。

戦前においては、娼妓取締り規則や、貸座敷取締り規則などにより公娼制度が存在していたが、昭和21年1月に連合国最高司令官から日本国政府宛に「日本における公娼制度廃止に関する覚書」が発せられこれにより、内務省から地方長官宛に公娼制度廃止について通達された。ついで、22年1月に、勅令9号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」が公布となり、明治以来続いていた公娼制度に終止符が打たれた。しかし、公娼制度の廃止が実施されても集娼街、私娼街などが存在し、法的には、刑法、性病予防法、児童福祉法、職業安定法、労働基準法などに側面的に売春を取締る規定はあるが、単独法がなく、売春関係の施策は不十分であつた。そこで、昭和23年に「売春等処罰法案」が国会に提出されたが、審議未了となつた。ついで、28年及び30年にも前記法案が国会に提出されたが、審議未了あるいは法務委員会が否決された。この間、売春問題についての建議書、答申書が、23年と27年に婦人少年問題審議会から労働大臣宛に提出されている。

28年になると、世論も売春問題に大きな関心を示すようになり、売春問題対策協議会が内閣に設置された。この協議会は30年9月に会長から内閣総理大臣宛「いわゆる売春問題対策について」という答申を行なつた。その後31年3月に、総理府に売春対策審議会が設けられ、同年4月に会長から内閣総理大臣に対し「売春等の防止及び処分について」答申を行なつたが、これ

が現行売春防止法の立案の基礎となつた。

この答申にもとづき、31年5月、政府から「売春防止法案」が国会に提出され、可決成立した。この法律は、「売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」ので、売春を助長する行為を刑事処分にするとともに、売春を行なうおそれのある女子に対しては、保護更生の措置を講ずることを規定している。保護更生の措置の内容は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置などである。

なお、昭和33年に、売春防止法により補導処分に付された者を収容し、更生させるための施設についての法律として、婦人補導院法が施行された。

(3) 家庭生活関係

イ 民法(家族関係)

戦後、新憲法にもとづいて民法の家族関係は全面的に改正され、家庭生活における婦人の法制上の地位は、いちじるしく引上げられ男女平等が確立された。

戦前の家族法は家族制度にもとづいており、個人は「家」(戸主を中心として一つの戸籍をつくっている血縁、家族集団)や、戸主に支配されていた。すなわち旧民法では、家族の責任者として戸主に家族を支配する権力——戸主権を規定し、相続においては「家督相続」——長男の単独相続を規定し、他の弟姉妹には相続権を認めなかつた。また、夫婦のあいだでは、妻は財産取引上の無能力者とされ、父母の間では父だけが親権を行使することを規定するなど、家庭における婦人の地位はいちじるしく低くかつた。これは、新憲法の「すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等である」との規定(13条、14条)や、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」(24条)に反することになる。この新憲法の問題に沿つて旧民法(家族関係)は根本的に改正され、家族制度にもとづく規定はすべて廃止された。

以下、民法(家族関係)における婦人の地位について戦前と戦後ではどのように変わつたかを中心に述べることにする。

(イ) 婚姻の成立

旧民法では結婚は「家」を中心に考えられており、家族の者が結婚する場合は戸主の同意が必要とされ、さらに、男子30歳未満女子25歳未満の子が結婚する場合は、親の同意を必要とした。また、妻は結婚によつて夫の家に入り、夫と同居する義務を負い戸主の定めるところに住むことになつてた。ところで、新民法では既に述べたとおり、「家」という法律上の制度が全くなり、個人の自由と責任を前提としているので、成年(20歳以上)に達した者が結婚する場合は、「両性の合意によつてのみ」成立することになつた。夫婦の姓もお互いの協議でどちらの姓をなのるかきめることになつている。

結婚年齢は、旧民法より男女ともに1歳引上げられ、男子満18歳、女子満16歳となつたが、未成年者(20歳未満)が結婚する場合は父母の同意が必要とされている。

この他女子が再婚する場合には、前婚終了後6カ月を経過することが必要とされ、これは、旧民法にも規定されていた。

なお内縁関係については、夫婦としての共同生活の事実があつても、法律上の手続、つまり届出をしていないために法律上夫婦と認められないものといい、新民法と旧民法で異なつたあつかいはしていない。歴史的にみると、大正4年の大審院の判決以来、内縁は、弱者の立場である妻を保護するために、法律上の夫婦に準じた取扱いがなされるようになっていた。

民法以外の法律においても内縁関係はしばしば問題となることがある。たとえば「社会保険」の項でもふれたように、一般的にいつて、戦前から社会保障関係の法律などは、内縁の妻も各種給付の対象としている例が多いが、一方、恩給法の遺族扶助料や、所得税法の配偶者控除は、戦後においても、内縁の妻は除外されている。

(注) 国家公務員の社会保険は昭和34年以降はすべて国家公務員共済組合によるところとなつたが、それ以前は、文官などの恩給・遺族扶助料などは恩給法によつた。

(四) 夫 婦 の 平 等

新民法では、法制上夫婦の平等が確立したことは、既に述べたとおりである。旧民法では妻は「夫権」にしたがうものとされ、「妻の無能力」、夫の妻に対する財産管理権、夫婦間の貞操義務ならびに離婚理由の不平等、親権の差別的取扱などが規定されていたが、すべて廃止された。

まず、「妻の無能力」についてみると、妻が自分の財産を管理、処分したり、商売を営んだり、訴訟行為を行なったりする場合などは、すべて夫の許可を必要としていた。これは、男女平等の原則に反するので、完全に撤廃された。

夫婦の財産制度は、旧民法の夫中心の制度から夫婦平等に改正された。旧民法では、夫は妻の財産を管理し、また夫は妻の財産の使用及び収益を為す権利を有するとされていたが、新民法ではこのような規定は完全にとりのぞかれ、「夫婦別産制」を採用している。これは、別段のとりきめがない場合は、夫婦の一方が結婚前から持つている財産——結婚のときの、妻の持参財産なども入る——および夫婦の一方が結婚生活中に「自己の名で得た財産」はその者の財産とされる規定である。これは夫または妻の「特有財産」と呼ばれているが、この特有財産は、夫・妻めいめいの財産で、それを管理したり、使用したり、処分したりすることは、すべて、その所有者である夫・妻の一存でできるわけである。夫婦のいずれに属するか明らかなでない財産は、夫婦の共有に属するものと推定されることになっているが、この点、旧民法では夫の財産と推定されていた。

夫婦の共同生活に必要な一切の費用(子の保育・教育費なども含む)は、旧民法ではすべて夫が負担することに規定されていたが、新民法では夫婦が分担することに規定された。また、旧民法では、日常の家事担当者である妻がそのために債務を負担すれば、妻は夫の代理とみなされたので、夫が責任を負うということになっていたが、新民法では夫婦の連帯責任に改正された。

夫と死別した妻の姻族関係も新民法と旧民法ではいちじるしく異なっている。旧民法では妻は結婚によつて夫の家に入るというたてまえをとつていた。

ので、夫の死亡によつて姻族関係は解消しないばかりでなく、婚家にとどまりその一員としてその「家」の戸主の支配のもとにあるものとされ、実家にもどることや、再婚することは、婚家及び実家の戸主の同意が必要というように規定されていた。新民法では、夫が妻に死別した場合と全く同じように、妻が夫と死別した場合も、その姻族関係を断ちたいと思う場合は、その意志を先方に表示し、さらに届出をすれば、断つことができるようになった。この場合、姓は従来通り亡夫(または亡妻)の姓を称していてもよく、結婚前の姓に代えたい場合は、届出をして代えることもできる。

離婚についても、旧民法では夫婦不平等のとりあつかいになつていたが、新民法は夫婦平等のとりあつかいを確立した。わが国の離婚制度には協議離婚と裁判離婚がある。協議離婚においては、旧民法では25歳未満のものは父母あるいは親族会の同意を必要としたが、新民法では夫婦の協議だけで決定できる。裁判離婚の場合の離婚理由は、旧民法では、妻の不貞行為は離婚理由となり、妻が姦通を為したときと規定されているが、夫の場合は姦通罪に因りて刑に処せられたときとなつていて、夫と妻では差別がつけられていたが、新民法は平等の取扱いとなつた。旧民法では、妻の不貞は裁判上の離婚理由にもなり、刑法上の姦通罪も適用されていた。戦後は、妻の姦通も、夫の姦通と同様に犯罪とならないことになつた。

離婚の際の子の監護者の決定、財産分与の請求も、新民法と旧民法では取扱いが異なっている。旧民法では、子の監護者について、夫婦の協議がととのわなときは、「父に属す」と規定されていたが、新民法では家庭裁判所が定めるとしている。また、旧民法では、財産分与の請求についての規定はなかつたが、新民法ではこの規定がもうけられた。これは、「相手に対して財産の分与を請求することができる」とあり、妻だけを保護するために規定されているものではないが、現実の問題として、家庭で家事を担当し、収入のある仕事についているものが少ない妻をまもるための規定とみてよいであろう。

親権についても、新民法は父母の共同親権を原則としている。親権は、未成年の子を保育・監護・教育する親の権利・義務をいうが、これについて、

旧民法は父を第一位、母を第二位とするたてまえをとつていた。

(イ) 相 続

相続についても、新民法は男女平等・諸子均分のたてまえに改正された。旧民法には、戸主が死亡すると、長男が「あとをとる」という家督相続についての規定があつたが、これは全く廃止されたので、新民法では、遺産相続についてだけ規定されている。

この遺産相続における順位は、旧民法では第1位は直系卑属とされ、配偶者の順位は低く規定されていたが、新民法では、配偶者(届出をした者)は常に相続人とされており、また、子の相続についても、旧民法では娘などは相続することができなかつたが、新民法は男女の別なく、平等の資格で相続できることに改正された。

(ニ) 家 庭 裁 判 所

家族・親族のあいだの紛争や、その他一般に家庭に関する事件について、調停あるいは仲裁などを行なう機能についての規定も、戦後は民主的に改正された。このような規定は、とくに、婦人だけに適用されるものではないが、現実に婦人に関係が深いので簡単にふれることにする。旧民法では家族間の紛争、家庭についての事件の処理は親族会が当ることとされていたが、昭和14年には、人事調停法が制定された。これは、日華事変により、戦死者の未亡人に対する戸主権の濫用などが、社会的に問題にされたことなどの影響もあつて発足したものであり、ともすれば不利な処遇を受け勝ちな婦人の立場をまもることに役立つたが、「淳風に副わず、又は権利の濫用その他不当の目的に出づるものと認めるときは裁判所は申立を却下することがある」という規定があり、家族制度を前提としていたことは言うまでもない。

新民法は、このような家庭の紛争などについての事件は、家庭裁判所があつたことを規定しており、親族会は廃止された。家庭に関する事件は、普通の裁判とは異なり、風俗・習慣などを考慮の上、関係者が納得のいくまで話しあい、裁判所がそのよい相談相手となり、適切な解決を見出すという特殊な方法が採用されている。なかでも離婚関係は、裁判の訴えを行なつて

も、第一段階としては、すべて家庭裁判所を経過することになっており、解決がつかない場合に裁判の手續がなされることになっている。離婚調停の申し立てはその多くが妻の側からなされていることから見ても、家庭裁判所と婦人は関係の深いことが理解されよう。

ロ 税 法 関 係

税法上、妻に対しては寡婦や独身婦人と異なつた措置がなされているので、この点について簡単に述べておく。

(イ) 所得税法関係

戦前と戦後では、所得税法の課税方法も異なつてきている。すなわち、戦前には、戸主及び同居家族の所得金額を合算し、その金額を各人の所得金額に按分して課税する総合所得税が採用されていたが、戦後は、家族のなかで二人以上収入のある仕事をしているものがあつてもそれぞれ個人の所得ごとに課税する方式が採用されている。これは、直接、婦人について規定したものではないが、妻や娘が家族とともに生活しながら、収入を伴う仕事をもつ場合の所得税に係するわけで、間接的に、婦人の経済生活に関連することになる。

最近、所得税法における新しい動向の一つとして、「配偶者控除の創設」がある。これは、戦前にも例がなく昭和36年4月1日からはじめて実施されたもので、それまでは、配偶者も扶養親族の1人として、扶養控除の対象となつていた。しかし、「配偶者を生計費の観点から扶養控除の対象としてだけみことは適当でなく、夫婦の所得は一体としてみられるべきこと、夫だけが所得を得ている場合でも妻は家庭管理者としての責任を果たすことにより夫の所得の獲得に大きく貢献しており、妻は夫の得た所得の処分にも大きな発言権をもっていること」などの理由により、配偶者控除の創設の提案が「当面実施すべき税制に関する答申」(「税制調査会」35年12月9日)でなされ、これにもとづいてもうけられたものである。この配偶者控除は、定められた額以上の収入のある妻は対象とされない。

(ロ) 地方税法関係

地方税法においても妻に対する特別のとりあつかいがなされており、夫が

納税義務者の場合、「同居の妻」には均等割を課してはならないことに規定されている。

2. 実生活における婦人の動向

(1) 概 要

今年(38年)は、太平洋戦争が終つてから18年目になる。終戦直後は戦争による破壊のため国土は荒廃し、日本経済も国民生活も最悪の状態となつた。その上、海外領土の喪失、軍人をはじめ海外居住者の国内引揚げなど、社会は混乱し、日本中が絶望と虚脱状態におちいつていた。しかし、わずかのあいだにこのような状態をぬけだし、10年後には日本経済は再建され国際的地位も向上し、国民生活も安定して、消費水準は戦前を上回つた。

終戦を契機に実施された民主化政策は少しずつ根をおろすようになり、次第に労働者・農民などの社会的・経済的地位は向上し、社会的な発言力をもつ一方、購買力も高まつてきた。

最近、テレビなどの耐久消費財が市場に出まわると、これを購入する家庭が急激に増加し、また、小グループ・団体などの旅行もさかんになるなど、余暇をたのしむという気風がみられるようになってきている。このような戦後の経済・社会の変動にともなつて、婦人の動向にも変化がみられるのである。

かえりみると、終戦直後は敗戦による混乱、とくに、インフレーションによる物価の高騰、物資の不足などのため、不安定な生活がつづき、都市生活者の関心は食糧の確保に集中していたと言えよう。また、罹災、働き手の死亡等による打撃から容易に立ち上がれない家庭も多く見うけられた。このように終戦後数年間は混んとしていたが、同時に連合軍管理のもとに日本の政治・経済・教育の全般にわたつて、画期的な改革が行なわれていたのである。婦人問題の立場から見れば、日本の民主化政策の一つとして、婦人の地位向上に対する指導・援助が広範に行なわれた時代で、戦前における束縛から解放された婦人自身にも、新しい日本社会の建設に役だちたいという気運が見られ、暗さのなかに、一すじの光が見いだされたと言える。例えば、戦

後初めて実施された衆議院議員総選挙には(21年4月)、89名の婦人が立候補して39名が当選しており、これは連記制という選挙方法にその大きな要因があつたとしても、このように急激に婦人が国会に進出した例は先進国においても例を見ないことである。教育の面からみても、男女共学が実施され、旧帝国大学等に正規に入学する女子が目につくようになった。職業の面では、ごくわずかではあるが裁判官、検事、官公庁の局長、課長などのように戦前には婦人が登用されたことのない専門職や管理職に地位を占めるようになった。労働組合が組織されると、婦人も急激に組織化され、労働組合活動を通じて、使用者に、婦人の地位の向上や母性保護の要求を行なうようになった。このころ、新しく結成された民主的な婦人団体は、戦前のように限られた有識者だけでなく、広範囲な大衆を対象として組織され、発言のしかた、民主的な会議の運営、民主政治についての研究会、講習会の開催など基礎的な学習を行なうものが少なくなかつた。また、社会の変動によつて、婦人の社会的関心がたかまつたことも見のがせない。

昭和27年4月に、サンフランシスコ平和条約の発効を機として、日本の社会は独立国家として新たな歩みをすすめることになる。まず、政治の面から見ると、「占領下の民主化政策の行き過ぎ」を是正し、諸般の改革を日本の国情に合致させるという政策が行なわれるようになった。つぎに、経済の動向についてみると、平和条約発効のころは、日本経済はかなり回復し、実質

第1表 日本経済の回復を示す指標

戦前昭和9～11年を100として(ただし農業生産については7～10年を100として)

項 目	昭和30年の指数
国民所得	149
消費水準	118
鉱工業生産	189
農業生産	129
輸出品数量	75
輸入品数量	94
人口	130

資料出所 一経済白書(31年版)による一

賃金は22年には、昭和9～10年を100とすれば3割にすぎなかつたが、27年にはだいたい戦前水準に達し、消費水準は28年ごろから戦前の水準に復帰した。日本経済が戦争の被害から一応回復したと見られるのは30年であり、これを指標によつて示せば第1表のとおりである。

30年以後、日本経済は高度成

長をとげ、工業化は進展し、技術革新にともなつて職場の再編成が行なわれるようになってきた。一方、国民生活についてみると、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫などの耐久消費財が一般家庭に急激に普及し、戦前には全く予想もできなかったほど家庭生活の様式が変わつてきた。この反面、日本経済の二重構造が問題とされるようになり、大企業労働者と中小・零細企業労働者の賃金格差・生活水準の開きや、都市・農村の生活水準の格差、あるいは、低所得階層や、母子世帯の生活困難が注目され、これを是正するための施策が社会的にも問題とされるようになってきた。

経済が再建されはじめた28年ごろから、最近までの婦人の動向を概観すると、終戦直後とは異なつた様相が見られるようになる。すなわち、既に述べた占領下の民主化政策の行き過ぎを是正する傾向は婦人の社会的進出についても新しく批判的な意見がみられるようになり、婦人自身も時には動揺する例も見られるが、全般的に見て自主性のあるあゆみをつづけようと努力し、婦人の地位も向上してきていると言えよう。

第2表 統計的にみた婦人の動向

年	1) 出生率(人口千対)	2) 平均寿命(女子)	3) 15歳以上の女子人口	4) 女子雇用者数	5) 女子雇用者中の割合	6) 勤労者に占める妻の勤労収入の割合	7) 女子中学生の進学率	8) 女子高校卒業生の就職率	9) 女子大学生の増加率
25年	28.1	63.0	100	100	9.0	—	41.1	35.7	100
28年	21.5	65.7	—	—	12.6	1.1	43.7	41.4	206
30年	19.4	67.8	111	142	15.0	1.3	47.5	38.6	264
35年	17.2	70.3	124	197	19.6	2.2	55.9	60.1	351
36年	16.8	70.8	—	—	21.7	2.8	60.7	62.9	394
37年	16.9	—	—	—	—	—	62.5	63.9	453

資料出所 1)～2) 厚生省「人口動態統計」

3)～4) 総理府統計局「国勢調査」

5) 労働省婦人少年局「女子保護実施状況調査」

6) 総理府統計局「家計調査」

7)～8) 文部省「学校基本調査」

まず、婦人の就職状況についてみると、30年まで、婦人就業者の半分以上を占めていた農家の家族従業者が31年から半分以上となり、それ以後、現在にいたるまで減少の傾向をたどっている。これは経済の回復、成長にもと

もなつて女子雇用が拡大したことも関連しており、職場に働く婦人労働者数の増加はいちじるしく、最近10年間(25年～35年)に2倍に増加している。ここで注目されることは、新規女子中学卒業生は進学者が年々増加の傾向をたどつたので、その就職率は年々減少を示したが、その反面、女子高校卒業生の就職率は年々高まつていることである。

一方、職場婦人の勤続年数も長くなる傾向がみられ、いわゆる共かせぎ婦人が目につくようになり、女子労働者のなかに占める共かせぎ婦人の割合は、第2表に見るように年々増加の傾向をたどつている。

つぎに教育についてみると、生活の安定にともなつて、女子に高等教育をうけさせようとする家庭が多くなり、高校以上の教育をうける女子の増加はいちじるしく、中学卒業生の進学率における男女の開きは年々少なくなり、女子大学生も年々増加し、最近12年間に4.5倍になつた(第2表)。

家庭生活に目をむけると、出生児数の減少と生活様式の変化が目につく。25年ごろから次第に低下しはじめた出生率は、30年以後、人口千対20以下に減少し、一夫婦当り生涯出生児数の平均は2.9人(32年)となつた。これは、戦前の平均出生児数5.2人にくらべれば、ほぼ半減したわけで、これにともなつて、婦人の出産育児等に要する時間が短縮されるようになってきている。一方、30年ごろから主婦の家事労働軽減を考慮して設計された政府施策住宅や、個人住宅も増加し、電気洗濯機や電気冷蔵庫などのように婦人の家事労働軽減に役立つ電化器具等の急激な普及とあいまつて、家庭の生活様式をかえたばかりでなく、婦人の余暇時間を増大させることにも役立つた。

おわりに婦人の組織的活動についてみると、30年ごろからプレッシャーグループとしての存在が社会的にも注目されるようになってきた。たとえば、物価問題、婦人に関係のある法律、制度についての婦人団体の活動は、活発になつてきている。また、家庭をあずかる主婦の立場から住みよい地域社会にするための要望を関係機関に行なうなど、積極的な活動を行なうことも少なくない。一方、労組、その他の団体とともに、平和問題・生活問題など一般大衆運動に婦人団体も参加するようになってきている。

このように、30年ごろからの婦人の組織的活動は、その範囲も広く、か

つ、最近の所得格差の増大に関連して、その活動にも階層分化の傾向がみられるのである。

(2) 政治への参加

わが国の婦人は、昭和21年4月10日に衆議院議員総選挙においてはじめて選挙権を行使してから現在(38年3月)にいたるまでに、8回の衆議院議員総選挙と、6回の参議院議員総選挙と、4回の地方選挙を行なつたことになる。

終戦直後の衆議院総選挙では、一やく39人の婦人議員を国会におくつたが、その後は減少の傾向をたどつており、最近の総選挙(35. 11. 20)には7名に減少した。しかし、参議院議員ではいくぶん増加の傾向を示しており、第1回(22. 4. 20)には11人の婦人が当選したが、最近(37. 7. 1)の選挙では17人に増加した。現在(38年3月)における婦人議員数は衆・参両院あわせて24人で議席総数に占める割合は3.3%である。

地方議会における婦人議員の占める割合は、終戦直後からみれば、いくぶん増加の傾向がみられるが、国会におけるよりもかなり少なく、37年10月において都道府県議会1.3%、市会1.1%、町村会0.5%で、行政単位が小さくなるほど婦人議員の占める割合が少ない。これは、イギリスや、アメリカなどとは異なつた傾向で、これらの国では地方議会に婦人の占める割合が多く、国会の方が少なくなつてゐる。これには複雑な理由があろうが、農村などの地域社会において近代化・民主化がおくれていることも一つの理由としてあげられよう。

婦人の衆議院議員総選挙における投票率についてみると、21年4月10日の総選挙には67%で、男子の78.5%にくらべるとかなりの開きがみられた。それ以後、多少の変動はあつたが、回数をかさねるごとに婦人の投票率は高くなり、投票率における男女差は縮小され、終戦直後の11.5%に対し、35年11月の総選挙には4.8%となつた。ところで、行政区分の末端における選挙ほど、婦人の投票率が高く、男女の投票率の差が少なくなつてゐる。たとえば、26年以降に3回行なわれた地方選挙における町村長、町村議会の婦人の投票率は、常に、都道府県会、市会よりもかなり高く、34年4月の町村長選挙における婦人の投票率は90.8%で、男子よりもわずか0.02%低かつ

たにすぎず、さらに、町村会議員のそれは92.7%で、男子よりも0.34%上回っている。

このように、投票率における男女差が縮小したことは、選挙についての婦人の関心がたかまつたとみられる面もあるが、投票に際しての自主性という点から検討すれば、問題がないとはいえないようである。

(3) 高等教育の普及

文部省資料によれば、昭和10年において義務教育終了者で高等女学校に進学したものは16.5%であるが、戦後は義務教育年限が3年延長されたにもかかわらず、高等学校に進学した女子は25年において41%となっており、それ以後ひきつづき高校進学率は増加し、37年に62.5%へと激増している。女子の高校進学率の増加は男子よりもいちじるしく高校進学率の男女差は、25年の8.5%から37年は3.0%へと縮小した。

このように急激に女子の高校進学者が増加したのは、家庭生活が安定してきたことも影響していようが、女子教育に対する一般の関心が高まつてきていることも一つの理由としてあげられよう。

つぎに、短大以上の学校へ進学している女子学生についてみると、25年には約4万人であつたが37年には約18万人で4.5倍に増加し、学生総数に占める女子学生の割合も増加の傾向をたどり、10%(25年)から22%(37年)となつた。

以上の傾向を国勢調査によつてみると、15歳以上の婦人で通学しているものは35年には215万人で、これは昭和5年の6.2倍にあたり、男子の4.5倍

にくらべるといちじるしく

増加している。また、

15歳以上の女子人口に対する通学者の割合は、第3表に示すように、昭和5年には1.7%にすぎなかつたのが35年には6.3%である。

第3表 通 学 者 数 (15歳以上)

(単位 万人)

年	15歳以上の通学者数		15歳以上の人口に占める割合	
	男	女	男	女
5 年	59	35	2.9%	1.7%
30 年	222	183	7.8	5.9
35 年	263	215	8.1	6.3

資料出所 国勢調査

女子学生の専攻学科は短大・大学ともに文学・家政・看護・教員養成が多く、法・政・商・経・工学が大部分を占める男子とはいちじるしい相違がみられる。しかし、37年において法・政・商・経を専攻するものは、女子大学生総数(4年制)の4.4%で、わずかではあるが工学を専攻するもの(0.5%)もあり、戦前には法律、経済を専攻するものがほとんどなかつたことにくらべれば女子大学生の専攻も変わってきていると言えよう。

(4) 専門的、管理的職業への進出

戦後、専門的、管理的職業への婦人の進出が目につくようになったが、これには、二つのタイプがある。その一つは、医師や教員のように、戦前にも女子が就業していた専門的職業で、戦後、女子の増加が目だつものであり、他の一つは、裁判官や管理的地位にある公務員のように、戦後、はじめて婦人が進出したものである。

まず、戦前にも婦人が就業していた専門的職業の進出状況を国勢調査によつてみると、たとえば、医師は昭和35年には8,900人で総数の9.3%にすぎないが、昭和5年にくらべると6.6倍で男子(2.4倍)よりも増加率が高くなつており、薬剤師は35年は10,900人で総数の35.6%を占めていて5年の11.6倍(男子は1.7倍)に増加している。また、女子教員は24万人で総数の34%を占めているが、これは5年にくらべると2.6倍の増加であり、男子(2.1倍)よりも増加率が高い。

つぎに、管理的地位にある公務員についてみると、戦後中央官庁においてはじめて婦人が課長に任命されたのは21年5月厚生省婦人児童課長であり、この関係の業務は22年9月に労働省婦人少年局に移行され、婦人の局長と課長(2名)が任命された。これ以後、厚生省、農林省、文部省にそれぞれ女性の課長が1名~2名任命され、また、県庁などの地方公共団体にも婦人の課長が任命されるようになった。35年の国勢調査によれば、管理的地位にある婦人公務員は400人であるが、これは総数の0.5%にすぎない。しかも現在にいたるまでその担当する行政の範囲は、主として、婦人・児童・家庭社会福祉・保健などが多く、経済・農業・商工などの行政で管理的地位に婦人が就任した例は、きわめてまれであると言える。しかし、公務員の幹部採用

試験である人事院上級試験に合格する女子は第4表に示すとおり増加の傾向を示しており、今後に期待されるところである。司法関係職業（裁判官、検察官、弁護士）についている婦人も年々増加の傾向をたどり、司法試験に合格する女子は、年度によつて多少の変動があるが、30年ごろから次第に増加してきている（第4表）。

女子が生涯の仕事として専門的・管理的職業を継続して行く場合、当面する大きな問題の一つに「職業と家庭の両立」がある。最近、生活様式が変化し、

第4表 女子司法試験・人事院上級試験合格者数

年	司 法 試 験		人 事 院 上 級 試 験	
	総	数 女 子	総	数 女 子
24 年	人	265	人	30
25 年		269	4,660	
26 年		272		
27 年		253		
28 年		224		
29 年		250		
30 年		264		
31 年		297		
32 年		286	1,801	43
33 年		346	1,751	51
34 年		319	1,596	40
35 年		345	981	38
			389	31
36 年		380	1,133	74
			397	41
37 年		459	1,218	87
			315	20

資料出所 法務省・人事院

家庭生活が合理化の傾向をたどつていくといつても、出産・育児・家事を担当しながら、男子と同じように専門的・管理的職業に従事することは容易ではない。事実、高等教育(旧女専卒以上)をうけた既婚者で職業をもっている婦人、および過去に職業をもつた経験のある婦人を調査対象とする「職業および家庭の問題」についての調査結果(33年9月)をみるとは、51% 職業生活を中断^(注)しており、その原因は「結婚・子ども(多くは出産)のため」と答えてい

るものが多く、60%を占めている。

(注) 民主教育協会発行「女子の高等教育と職業および家庭の問題」による。調査時期は33年9月、調査対象は北海道大学ほか24大学(うち女子大学12)の女子卒業者のうち、25～55歳までの既婚者で職業をもっている婦人、および過去において職業をもった経験のある婦人で、回答者数は2,071人である。

(5) 婦人の就業状況

わが国の婦人就業者の従業上の地位をみると家族従業者が多く、労働基準法や、労働組合法の対象となる職場に働く婦人の占める割合が少ないということが30年ごろまでの特色である。しかし、最近女子就業者総数に占める家族従業者が減少し(25年61.3%, 35年44.9%), その反対に、雇用者が増加してきている(25年26.2%, 35年41.3%)。これは、戦後日本の産業が農業などの第一次産業中心であつたのが、近年製造業などの第二次産業の急速な成長にともなつて金融・運輸産業などの第三次産業も発展し、その結果、女子雇用も拡大し、従来ならば家族従業者として家業に従事したのも雇用者に吸収されたためとみられる。

戦後の婦人雇用者数のうごきについてみると、24年における企業整備の際若干の減少をみせたが、その後ひきつづき増加の傾向をたどり、35年は711万人をかぞえ25年の2倍となり、雇用者総数に占める割合も25.8%から30.3%へと上昇している(国勢調査)。

女子雇用者の特性をみると、最近はかなり変化がみられ、戦後においても

第5表 労働者の年令別構成 (製造業)

年 令	男 子		女 子	
	8 年	37 年	8 年	37 年
総 数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
20 歳 未 満	17.3	18.0	63.9	37.6
20歳～30歳未満	38.2	39.3	26.7	39.0
30歳～40歳	28.2	22.9	5.5	11.0
40 歳 以 上	16.3	19.9	3.7	12.5

資料出所 8年は労働統計実地調査

37年は労働省「特定条件賃金調査」

結婚・出産によつて退職

するものが多いが、いわゆる共かせぎをする婦人も次第に目につくようになり、28年ごろから使用者は結婚退職や若年定年制などの労務管理を行な

う例も見られるようになった。しかし、概要でも

述べたように既婚婦人の割合は増加の傾向をたどっている。また、女子雇用

者の年令も高くなつており 20 歳以上のものの増加がいちじるしい。戦前(8 年)には 20 歳未満の女子が 64 %であつたが、37 年には 38 %と激減している反面、20 歳以上は 64 %に増加している(第 5 表)。平均年令も高くなつてきており、23 年の 23.5 歳(数え年)に対し 37 年には 26.9 歳となつたが、同期間において男子はほとんど動きが見られない。

戦後は職場に働く婦人の階層が広範囲となり、いわゆる中産階級以上の子女も就職することが一般的となりこのような傾向にともなつて、婦人が職業をもつことについての社会一般の考え方にも変化がみられるようになった。すなわち、戦前においては、高等女学校を卒業した女子は家庭にあつて、家事見習や、けいこごとなどして結婚までをすごすものが一般的であり、就職するものは限られていたが、戦後は高校卒の女子で就職するものは年々多くなつてきている。しかも、これらの層の女子労働者のなかには給料の一部を食費などとして家庭にいれ、残りは、自由に使用、あるいは貯蓄などしているものが目につくようになってきた。

職場における婦人の地位・労働条件なども、労働基準法の実施や、労働組合の活動などによつて、戦前にくらべれば、よくなつたと言えよう。とくに労働基準法に、男女同一労働同一賃金が規定されたことは、現実には、初任給における男女差の是正に役立つたと言える。すなわち、戦前においては、初任給決定に際して同年令、同学歴であつても女子は男子より低いのが一般的な慣行で、教員でさえも、同じ師範学校卒でありながら、女教員の初任給は男子より 1 割～2 割程度低くなつていた。戦後、労働基準法の実施により「男女同一労働同一賃金の原則」は次第に浸透し、初任給については、かなり男女同一労働同一賃金が実施されるようになり、とくに学歴の低い場合ほど実施されていると見られ、年少労働者における男女の賃金格差は縮小されてきている。

ちなみに、23 年と 35 年の

第 6 表 男子賃金を 100 とする女子の割合
(年少者)

年 令	23 年	35 年
15 歳 以下	90.5 %	99.7 %
16 歳	80.6	
17 歳～18 歳	76.1	

資料出所 労働省 {23 年個人別賃金調査
35 年賃金構造基本調査}

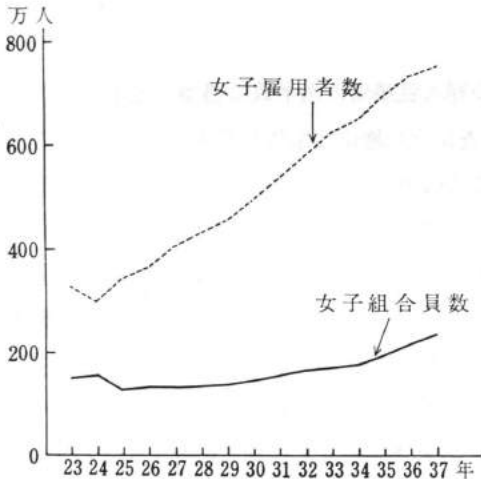
18歳未満の男女賃金の格差をみると、第6表に示すように23年には最も男女差の少ない15歳未満でさえ女子の賃金は男子の90.5%であつたが、35年には、18歳未満のそれが99.7%といちじるしい変化をみせた。

これは、調査対象の相違や、最近の中小企業における年少労働者の求人難、あるいは産業構造^(注)の変化やそれにとまなり男女労働者の産業別分布状況の変化なども影響しているであろうが、中学卒の初任給については男女同一労働同一賃金の原則が普及したとみてよいであろう。ところが、大学卒の初任給についてみると、公務員、教員などは男女同一労働同一賃金の原則が実施されてきているが、民間大企業などでは、女子は幹部職員として採用されることがほとんどないために男子よりも低いという例が見られる。これは、「男女同一労働同一賃金の原則」の趣旨は普及したが、わが国の賃金体系はいわゆる「年功序列型」が多く、職務にもとづく賃金ではないということや、女子は一般に年令が低く勤続年数が短く、かつ男女が同じ職種のもとに働いている例が少なく、また、似通つた仕事をしていても、男子と女子では責任の程度がちがうなどの理由によつて、この原則の適用がむずかしいためとみられている。

戦後、婦人は労働組合活動にも急激に参加するようになった。戦前に労働組合数が最も多かつた昭和11年においても、婦人の労働組合員は組合員総数の5.9%にすぎなかつたが、戦後、労働組合法が制定され、企業単位に労働組合の結成が急激に行なわれるようになると、婦人も組織化され、21年12月末には117万の婦人が組合員となり、組合員総数の24%を占めるにいたつた。また、女子組合員の増加率は男子にくらべるといちじるしく、21年12月末で11年の47倍に増加したが、男子は9.3倍である。女子労働者の推定組織率もいちじるしく高くなり、22年12月末には48%となつた。その後、占領軍の労働政策の転換や、24年にドッジラインによる企業整備が行なわれると、労働運動も低調になり、労働組合員数は減少し、これにとまなつて女子組合員も減少・停滞の傾向がみられるが、26～27年ごろから次第に労働運動が活発になるとともに女子組合員も増加しはじめた。最近は中小企業に働く女子労働者の組織化が目につくようになったが、女子雇用者数が

37年は23年の2.4倍であるのに対し、この間に女子労働組合員は1.6倍となつたにすぎず、推定組織率は30%である(第1図)。また、女子の組合役

第1図 女子労働組合員数の推移



資料出所 労働省労働統計調査部「労働組合基本調査」
 総理府統計局「労働力調査」昭和28年～
 昭和36年については「労働力調査改算
 結果報告」

員が少なく、組合員総数の28%を占める(37年)女子組合員の意向が労働組合活動に十分に反映しているかどうか疑問とされることもないわけではない。しかし、女子労働者の母性保護・結婚退職や、保育施設など女子に関係の深い福祉施設の整備などのために労働組合が果たした役割はみのがせないものがある。

戦後の婦人労働者の動向を大まかにたどつてみると、最近の婦人労働者

の地位・労働条件は向上したと言えようが、残された問題も少なくない。婦人問題の立場からみれば、戦前にくらべて、中高年の独身婦人、未亡人など独立して生活をしなければならない婦人が多くなつてきており、これらの層の婦人は生計をたてるために、雇用者として働くことを希望しているものが多い。したがつて、中・高年婦人の職業訓練、最低賃金制の普及拡大並びにその充実、社会福祉施設の充実、社会保障の整備など、今後の改善に期待するところが少なくない。一方、職場に働く婦人自身も生活設計を確立し、職業人としての責任のある態度で仕事にのぞむことが必要であろう。

(注) 個人別賃金調査(23年)の対象は30人以上の事業場、賃金構造基本調査(35年)は10人以上の事業場となつている。参考までに、後者における規模別賃金額を掲げると下記のとおりである。

	男	女
総 数	6,737 円	6,707 円
1000 人以上	7,622 円	7,133 円
100 人～999 人	7,168 円	6,601 円
10 人～99 人	6,419 円	6,428 円

(6) 農村婦人の生活

昭和25年頃まではわが国の婦人就業者の過半数は農業に従事し(昭和5年60.9%, 25年60.3%—国勢調査), その地位は家族従業者であるものが圧倒的に多かつた。しかし, 30年には農業婦人就業者の総数に占める割合が50%となり, それ以後は急速に減少して, 35年には42%となつた。このような動きは, 主として, 日本経済の高度成長にともなつて, 雇用が拡大したため, 新規中学卒業者で農業に従事するものがいちじるしく減少し, (男子25年57%, 37年9%, 女子25年59%, 37年8%), また, 在宅就業者も増加してきているためである。この在宅就業者というのは, 最近目につく現象で農家に生活しながら, 役所・会社・工場などに働きに行つていゝものである。

一方, 農業労働の面に目をむけると, 戦後の農地改革によつて自作農が増加したことにより, 農民の勤労意欲が高まつたことに加えて, 食糧増産のために政府が高度の保護や技術援助を与えたことによつて農業技術が改革され, さらに, 機械化・農業薬剤などが普及し, 戦前にくらべると農業生産性は大いに高まり, 農業に従事する人員は節約されるようになり, 婦人労働もいくぶん軽減される面も見られるようになった。しかし, わが国農家は耕地面積が狭いものが多いため, 農業だけでは生計がたてられないものが多く, そのために, 経済の成長にともなつて雇用が拡大するようになると, 賃労働に出かけるものも多くなつた。戦後, 兼業農家の増加はいちじるしく, そのなかでも農業を従とする第二種兼業農家は激増しており, 36年は21年の2.6倍となつた。最近, 兼業農家のなかで主婦農家の増加が目につく。

農用機械の普及などによつて, 戦前にくらべれば農業労働は楽になつたといつても, 最近の農家における人手不足は, 婦人の労働力に依存する傾向をつよめてきている。たとえば, 農家経済調査をみると, 36年における女子の

家族農業就業時間は年間 1,845 時間で、これは同年の男子 (1,737 時間) より長い。30 年とくらべると女子の家族農業就業時間は 407 時間短縮されているのに対し、同期間における男子のそれは 787 時間短縮されている。

農家の婦人は農業労働のほかには家事育児もしなければならない。最近、農家における生活改善が普及し、農林省生活改善課の資料によれば、約 2 割の農家が台所改善を実施しており、農繁期の共同炊事、共同保育所もかなり行なわれるようになってきている。戦前にくらべれば、農家の家事労働は楽になつてきたと言えるであろうが、都市にくらべれば不便なところが多く、ガス・水道の普及率も低く、電気洗濯機のように家事労働を合理化するための電化器具の普及率も低い。

最近においても、農業労働と家事労働の二重の負担で過労になつている農家の主婦は少なくなく、27 年ごろから次第に活発になつた農協婦人組織も、農休日の普及など婦人の過労をなくすための活動を展開している。前章でもふれたが、婦人の過労をなくすために農業基本法に「婦人労働の合理化」がとりあげられたことは画期的なものとみられ、今後の施策に期待されるところが多い。

(7) 家庭生活の動向

イ 小家族の増加と家族関係の変化

出生率は昭和 25 年ごろから低下しはじめ、36 年には人口千に対し 16.8 となり、イギリス、スウェーデンなどの国の出生率に近づいてきている。出生率の低下は、世帯員数にも影響しており、国勢調査によれば、わが国の平均世帯規模は、戦前・戦後を通じほぼ 4.9 ～ 5.0 人のあいだにあつたが、35 年には、4.56 人と縮小している。また、35 年の国勢調査によつて、世帯の家族構成をみると、夫婦と子供からなる世帯が過半数 (60 %) を占め、親・子・孫の三世代世帯は 25 % である。

このような家族構成の変化は、最近における第二次・第三次産業の発展にともなつて、賃金・俸給などで生計をたてる勤労者世帯などが増加してきたこともその要因になつている。

夫婦・子供からなる世帯、いわゆる近代型といわれる小家族の増加の傾向

や、社会の変革にともなり社会意識の変化も影響して、家族の人間関係も変わってきているようである。また、婦人団体などの組織的活動などが影響して、家庭における婦人の地位は向上し、主婦の発言力を次第に強くさせた。最近では主婦の地位について、新たに社会的な評価を行なおうとする動きも見られる。戦前においては、妻は夫に扶養されるものとされ、家事・育児などを行なうのは女のつとめという意識が一般であつたが、30年ごろから、主婦の家事労働の評価をめぐつて有識者のあいだで論争が行なわれるようになり、一般の主婦などにもこの論争に関心をもつものが少くない。この家事労働の評価については、さまざまな見解があるが、主婦が家事・育児、家庭管理を行なっているために、夫は心おきなく働くことができるという点については、多くの人の異論のないところのようである。所得税法において「配偶者控除」が新設されたことについては、前章でふれたとおりであるが、この新設に際しては、以上のような主婦の家事労働をめぐつての社会意識の変化が一つの前提となつているように見られるのである。

また、最近婦人の財産などについての意識にも変化がみられるようになった。従来、わが国の主婦は家計をやりくりしながら生活するのがせいじつばいで、いわゆる「へそくり」をふやそうという程度の考えはあつたが、自分の財産をもつという意識は少なかつた。しかし、最近、主婦名義の貯金などが目につくようになり、主婦も自分の財産をもとうという意識が芽生えてきている。このような変化がみられる反面、まだ、民法の規定と現実の国民の意識とはかなりの開きがみられる。たとえば、民法は親の扶養については「諸子均分制」となつているのに対し、「家族制度についての世論調査」(内閣審議室32年2月)をみると、「嫁にいつた娘は実家の親の生活費の負担を免除することが当然と思つているもの」が多く(80%)、その反面、相続については嫁入り費用との関連もあつてか、嫁にいつた娘には親の遺産を分ける必要はないと思つているものが62%を占めており、このような傾向は、とくに、農家に多くなつている。また、相続放棄についてみると、放棄しているものは女子に多く、司法統計年報(家事編)によれば男子の2.04倍(35年)である。

一般的にいつて、戦前にくらべれば家庭が民主的に運営されるようになって

てきているが、その反面社会^⑥の変革にともなう新しい問題も発生しており、たとえば、老後の不安を感じている主婦も少なくないようである。戦前には、老後は子供に頼つて生活するのが一般的な傾向であつたが、小家族の増加や、家族制度の廃止などの社会の変革にともなつて、老後の生活は子供に頼れないという風潮をつよきてきている。事実、毎日新聞人口問題調査会

第7表 老後の生活は子供に頼るか

- (1) 頼りにしている
 (2) 全然頼らず暮す
 (3) 頼りたいができそうもない。その他の条件づきの返答
 (4) そ の 他

年	総 数	(1)	(2)	(3)	(4)
	%	%	%	%	%
第 1 回(昭和 25 年)	100	54.8	21.3	3.9	20.2
第 3 回(〃 30 年)	100	45.0	22.0	8.5	24.5
第 5 回(〃 34 年)	100	39.4	27.7	7.8	25.1
第 6 回(〃 36 年)	100	35.1	27.6	6.0	31.3
第 6 回					
夫	100	31.8	31.8	6.4	30.0
妻	100	38.0	23.8	5.6	32.6

資料出所 「産児調節に関する世論調査」毎日新聞社人口問題調査会

の調査によれば、第7表に見るように、子供を頼りにしているものは年々減少の傾向を示している。

戦後、全般的にみて、家庭における婦人の地位は向上してきているようだが、検討を必要とされるものも少なくない。その一つに、婦人の財産権に関する問題と、老後の問題がある。婦人が財産をもつことは、自主性のある生活を行なうためにも必要なばかりでなく、不幸にして、夫と死・離別した場合にも役立つことが少なくない。老後の問題については、社会保障制度の確立とも関係があろうが、経済上の問題とともに、その生活態度などについて婦人自身にもよりよい解決への努力が期待されるのである。

ロ 消費生活の向上と主婦の余暇時間

最近「消費革命」という言葉が一般に使われるようになってきたが、わが国の消費生活の内容は戦前には予想もできなかったほど変わってきている。終戦直後には都市居住者の多くは、収入が少しでもふえれば、その増加分をヤミ米の購入にあてるといように、まず、食生活の充実をはかった。食生活がいくぶん安定してきた25年ごろになると、戦時中、あるいは、戦後消耗した衣料などの補充のために、収入の増加分の多くは衣料費にふりあてられた。33年の国民生活白書は「戦後ではない」と述べているが、32年には消費水準は戦前を上回り、電気洗濯機、テレビなどの耐久消費財購入のための費用の増加が目につくようになってきた。最近では、住宅についての支出または住宅購入を目的とした貯金、あるいは行楽、スポーツなどの娯楽費の増加が目されるようになり生活様式の洋風化が目立つてきた。

このような家庭生活の洋風化の傾向は、高額所得者層ほどいちじるしく、所得階層によつて格差がみられるし、都市と農村でも開きがあることが指摘されている。

生活様式の変化にともなつて、家事労働節約のための商品の購入がふえており、すなわち、食生活では、缶詰類、ハムなどの加工食品、いわゆるインスタント食品、などがあげられる。衣生活では、既製服の購入が増大しており、耐久消費財の面では、電気洗濯機、掃除機、電気がま、冷蔵庫などがこれに該当する。

一方、ガス、水道など家庭生活についての諸設備の社会化や、幼稚園・保育所などの施設の普及などによる主婦の家事育児の軽減があげられる。

以上述べたような家庭生活の合理化の傾向は、前述の家族規模縮小の傾向とあいまつて、主婦の家事労働を軽減し、余暇時間の増大に役立った。主婦の余暇時間の増加は、教養を高める時間を増加させたばかりでなく、テレビなどの普及とあいまつて、家庭内における家族のだんらんや娯楽の機会を多くし、家庭づれのハイキング、小旅行なども普及させたと見られる。また、この影響は、婦人団体活動や、婦人の小グループ活動が活発になつてきたことや、社会問題、消費問題などについて、新聞やラジオに投書する婦人が増

加したことにあらわれていると見られよう。

その反面、増加した余暇時間を収入のある仕事につかいたいと希望する主婦が少なくない。これは、消費水準の向上にともなつて、生活費が増加したため、たとえば、家賃あるいは、子供の学資の積立などは、主婦の内職によつて補ないたいという要望があることも一つの理由とみられる。戦前においては、内職は失業者・無職者などいわゆる低所得階層の生計補助手段とされていたが、最近では、都市サラリーマン階層で内職をしているものの増加が目につくようになってきた。たとえば、大阪府における家庭内職従事状況実態調査報告(31年7月～8月)をみると、内職をしているものは主婦が多く、内職世帯の31%はサラリーマン世帯で、工場労働者(40%)のつぎに多くなつている。この調査で内職をする理由をみると「暇があるため」と答えているものが30%で、世帯収入・生活費不足(51%)のために内職をしていると答えているもののつぎに多い。参考までに戦前(昭和14年)に大阪市が行なつた内職調査とこの調査(31年)とくらべると、内職希望世帯におけるサラリーマン家庭の占める割合がいちじるしく増加している(14年8%, 31年40%)。

以上にみるように、最近家庭における消費水準は向上し、主婦の余暇時間が増大し、主婦の教養の向上、レクリエーションや家族のだんらんなどの時間が増加しているが、なお今後の改善に期待する問題も少なくない。たとえば消費水準が向上したといつても、テレビなどの耐久消費財の急激な普及に対し、住居の貧しさが目につくことが社会的にも注目されている。また、家族のだんらんや小旅行などが行なわれるようになってきたといつても、このようなことを全く行なえない家庭も少なくないのである。家庭生活におけるアンバランスを検討し、それぞれの消費生活を、真に家庭の機能を充実させるような合理的なものとし、家庭および地域社会の文化・福祉のにない手になることが、今後の婦人に期待される役割の一つと言えよう。

(8) 市 民 活 動

イ 婦人の組織状況

戦前における婦人の組織には、大まかにいつて二つのながれがあり、愛国

婦人会や大日本国方婦人会のように、明治以後の国の政策である富国強兵に協力するために上から市町村単位に組織化されたものと、日本基督教婦人矯風会や、日本キリスト教女子青年会、婦選獲得同盟、全国友の会などのように、自主的な立場から社会の浄化や、婦人参政権獲得や、婦人の教養の向上、家庭生活の合理化などを目的として、有識層の婦人を対象とした婦人団体とがある。日華事変以後、後者に属する組織は自主性のある運営は困難となり、昭和15年に婦選獲得同盟が解散し、残存したものもその活動は制限された。さらに、昭和17年には「婦人団体統合に関する要綱」にもとづいて、愛国婦人会、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会は、「大日本婦人会」に統合された。

終戦後、日本の民主化政策とともなつて婦人の公民としての資質を向上するために、20年10月に文部省は、「婦人教養施設の育成強化に関する件」について地方長官宛に通達し、それ以後、民主的な婦人団体の育成につとめてきた。22年から24年にかけて地域民事部(進駐軍関係)は、婦人団体の結成をいちじるしく助成したので、急激に地域単位の婦人会が増加した。しかし、当時は、まだ「団体の自主性」とか「民主的手続き」などについて十分な理解がなされていなかったもので、「社会教育10年の歩み」(文部省)をみると、「新しい団体の役員が旧大日本婦人会の役員であつたことや、結成にあつて市長が指揮し指導した」というので、CIE当事者(連合軍総司令部民間情報教育局)からも問題とされたこともあつたと書かれている。

昭和25年における地域婦人団体会員数は、約620万人で、ひきつづき増加をとげ、37年には781万人に達した。一方、農業協同組合における婦人活動も28年ごろから次第に活発となり全国組織も結成され、会員数も増加し37年には、315万人となつた。その結果、農村地区においては、地域婦人会員で農協婦人組織に加入するものも少なくなく、末端における組織は複雑なものとなつた。

このほか、全国組織の大きなものとして、漁業協同組合員の主婦によつて組織されている団体や、未亡人団体などがある。

以上のように、地域的・職域などによつて組織された婦人団体のほかに、

既に述べたような戦前から存在していた婦人矯風会、有権者同盟（戦前の婦選獲得同盟）、日本キリスト教女子青年会、全国友の会などが、終戦直後に復興する一方、大学婦人協会、婦人民主クラブ、主婦連合会などそれぞれ特定の目的をもった婦人団体も誕生した。これらの組織は、前述の地域婦人団体に比べると、はるかに会員数が少ない。

最近、急速に組織化されているものに、労組主婦会がある。これは、地域婦人団体などとは、目的および性格を異にするもので、労働組合活動を側面的に援助することが目的の一つにあげられている労働組合員の主婦の組織である。24年以後ドッジラインにとりまき企業の人員整理や、賃金遅配のため労働者家庭の生計が窮迫したところ、従業員の主婦は、労働組合とともに組織的活動をすることによつて、窮状をきりぬけようとし、これを契機として主婦会を結成したものが少なくない。婦人少年局調査によると、25年には全国で73の主婦会が結成されており、会員数は約6万人で、産業別にみると、その大部分は鉱業である。その後、主婦会の活動は広範囲となり、各種の研究会や講習会なども行なうようになってきている。37年における主婦会会員数は52万人で、30年に対し3.9倍に増加している。

ロ 婦人団体の活動

婦人の組織的活動は、大きく分けると、日常活動と、その時々^{（1）}の社会問題に、婦人の意見を組織的に政治に反映させるためのプレッシャーグループとしての活動とが有ると言えよう。前者は、一般教養をたかめるための研究会、講習会の開催、レクリエーション、生活環境の整備、生活の合理化、社会福祉、保健衛生などについての日常的な活動であり、後者は、婦人の生活に関係のある立法・行政や、消費経済の動向などに対して、組織的に婦人の意見を反映させるための活動である。両者は完全にきりはなされているものではなく、相互に関連があり、たとえば講習会などの学習活動によつて訓練をされ、社会的な意識も高くなれば、婦人に関係のある行政や立法などについての関心もたかまり、場合によつては、陳情などを行なうことによつて解決をはかろうとする例も見られ、プレッシャーグループとしての機能に移行することにもなる。

終戦後数年間は、「概要」でも述べたが学習活動・レクリエーション・生活の合理化など日常活動がさかんで、プレッシャーグループとしての活動は、一般的には食糧や物価問題に限られていたといえよう。28年ごろからプレッシャーグループとしての婦人団体の活動が社会的にも目につくようになってきた。その活動の範囲も終戦直後にくらべると、はるかに広範囲にわたっており、食糧・物価問題以外に、婦人の生活に関係のある法律の制定・改廃、地方自治、社会福祉、平和の問題などについても運動を展開している。その活動状況を売春問題に例をとつてみると、思想的な立場を越えて多くの婦人団体が「売春禁止法制定促進委員会」に結集して、国会への請願、行政官庁への働きかけ、世論の喚起等に活発な運動を展開し、売春防止法制定のために努力したが、法の制定に果たした婦人団体の役割は大きく評価されている。これは婦人団体を中心になつて行なつた大きな活動の事例であるが、このほか、青年団体・生活協同組合・社会福祉団体・労働組合などと提携して行動する例は少なくない。

このように婦人団体の活動は広範囲にわたっているが、すべての婦人団体が必ずしも同じ方向をむいて、行動をとともにしているとは言えない。たとえば、日米安全保障条約改正をめぐる動き(34年・35年)についてみると、婦人団体は労働組合婦人部などとともに、抗議のための集会・大会などをさかんに開催しており、新安保条約の可決に対しては、多くの婦人団体が抗議のための声明書の発表や集会などを開いている。しかし、安保反対運動に批判的な婦人層は、これを機会に志を同じくする婦人を結集して、新しく婦人団体を結成する態勢をとり、「安保条約調印全権激励の婦人の集り」を開催している。

ところで、職場に働く婦人の労働条件などを向上させるために、わが国の婦人団体はどのような態度でのぞんできているのであろうか。

家庭婦人と労組婦人の提携の必要なことは、終戦直後から観念的には理解されており、たとえば24年4月に行なわれた「婦人の日大会」のスローガンの中にも「今だ、かたく結ぼう職場と家庭」という例を見るが、具体的な活動としては目につくものがほとんどなかつたといえよう。しかし、28年ご

ろから女教員の定年切下げや、共稼ぎ女教員への退職勧告、民間企業における結婚退職の動向がみられるようになると、婦人団体も労働婦人とともに反対運動を行なう例を見るようになった。また、職場における共稼ぎ婦人の増加にともなつて、乳児・保育施設の整備のために、労組婦人と地域の婦人団体が提携いして行動する例もしばしば見られるようになってきた。

しかし、イギリスや、アメリカなどの婦人団体が、男女同一労働同一賃金や、最低賃金制の実施などに大きな役割を果たしたような事例は、まだ、わが国の婦人団体の活動では例をみない。この問題については、一般的に婦人団体は低調であるが、最近、一部の婦人団体は関心を示しはじめており、今後期待されるところが少なくない。

(9) そ の 他

戦後は前章でも述べたように、社会保障制度関係の法律が整備されてきたので、それにともなつて、現実の施策もととのえられ、戦前にくらべれば、婦人の福祉は増進してきている。たとえば、母子世帯に対しては、生活保護法などの公的扶助や、母子福祉資金の貸付制度等が実施されて、戦前にくらべれば、母子世帯の生活に明るさを増したと言えよう。

一方、公衆衛生についてみると、保健所による母子保健についての活動(家族計画・妊産婦の保健指導・乳幼児の健康相談など)は戦前よりもはるかに普及しており、婦人の家族計画・育児などの知識をたかめるのに役だつた。

婦人問題のなかでも、特殊問題とされている売春問題は、売春防止法の施行によつて、取りしまるばかりでなく、売春婦のための保護施設や補導施設が設置され、国家、地方公共団体が売春婦の更生のための施策を行なうようになつてきている。

しかし、これらの事項については今後の改善にまつ問題も少なくない。母子世帯についてみると、中・高年婦人の雇用機会は狭く、社会保障が整備されてきているとはいえ、まだ、不備な点が少なくない。また、家族計画が普及したといつても、人工妊娠中絶をする婦人が多いことが憂慮されている。売春問題については、売春防止法の制定にともなつて、新しい形態による売春問題も発生しており、今後の検討をまつことが少なくない。

なお、これらの事項については、各論において、詳細に述べることにする。

第2部 各 論

第2部 各 論

1. 婦人の人口構成の変化

戦後、婦人の人口構成の変化が注目されるようになった。国勢調査によつて、15歳以上の女子人口を年令構成、配偶関係、出生児数、学歴別構成、労働力状態等の面からみると、戦前と戦後ではいちじるしい変動がみられ、また、男子とくらべると異なつた性格が把握される。このような婦人の人口構成の変化は、戦後の婦人問題の基礎的な要因を示しているとみられるので、はじめに問題点を概観しておこう。

(1) 年 令 構 成

まず、婦人の人口総数の動向についてみると、戦前には女子人口は男子よりも少なくなつており、大正9年・14年・昭和5年の国勢調査では男子100に対して女子はいずれも99である。しかし、第二次世界大戦を境として女子人口が男子人口よりも多くなり、35年においても女子人口が男子人口より3.7%多い。

年令階級別に男女の人口構成を比較すると、戦前(昭和5年)においては、60歳以上をのぞけば、すべての年令階層にわたつて女子は男子よりも少なくなつていたが、30年・35年においては19歳以下の未成年層をのぞき、成

第8表 年令階級別男女別人口

年 令	35 年		男子を100とした女子の割合		
	男	女	5 年	30 年	35 年
総 数	45,819,500	47,527,700	99.0	103.5	103.7
19 歳 以 下	18,944,200	18,336,400	98.0	96.5	96.7
20 ~ 29	8,189,500	8,317,600	96.0	101.0	101.9
30 ~ 39	6,515,600	7,014,200	94.0	120.0	107.0
40 ~ 59	8,381,600	9,319,100	99.5	105.0	111.1
60 歳 以 上	3,788,600	4,540,400	124.0	123.0	120.0

資料出所 国勢調査

年人口（20歳以上）はすべての階層にわたって女子が男子よりも多くなっている。最も男女の人口構成の不均衡がいちじるしい階層は（平均寿命は女子が長いので60歳以上を除外して考察すると）、第二次大戦に多くの男子が戦場に動員された年令層で、30年においては30～39歳の不均衡がいちじるしく、女子は男子を20%上回っていた。35年においては、このいちじるしい不均衡は40歳～59歳の層に移行し、女子人口は11.1%男子よりも多く、つぎが、30～39歳の層で7%女子が男子を上回っている（第8表）。

第9表 年令階級別女子人口の増減

	25 年	35 年	増減率 (%)
	万人	万人	
総 数	4,219	4,753	111.2
19歳以下	1,873	1,834	98.0
20 ～ 29	725	832	111.5
30 ～ 39	551	701	126.0
40 ～ 59	731	932	127.5
60歳以上	358	454	127.0

資料出所 国勢調査(1000以下四捨五入)

人口を年令階級別に比較すると、19歳以下は減少しているのに対し、30歳以上の人口の増加がいちじるしい（第9表）。このことは戦後における平均寿命が長命になったこととも関連があるわけで、参考までに女子の平均寿命をみると、25年61.5歳に対し36年は70.8歳で、男子よりも長命である（第10表）。

市部・郡部にわけて女子人口の年令階級別分布状況をみると、第11表に示す通り、19歳以下の未成年者と50歳以上の高年者が郡部に多くなっており、20～49歳の青年・中年層は市部に多い。

第二次大戦のもたらした傷あととは、

戦後10数年をへた今日においても男女の人口構成に残されており、この人口構成の不均衡が中年独身婦人の職業・結婚問題や未亡人の経済的自立の問題など戦後の婦人問題の一つの要因となつている。最近人口の老化化傾向が目につくが、25年と35年の女子人口

第10表 平均寿命の推移

	男	女
	年	年
明治32～ 36	44.0	44.9
“ 41～大正 2	44.3	44.7
大正10～ 14	42.1	43.2
昭和10～ 11	46.9	49.6
“ 22	50.1	54.0
“ 25	58.0	61.5
“ 30	63.9	68.4
“ 34	65.2	69.9
“ 35	65.4	70.3
“ 36	66.0	70.8

資料出所 明治32～昭和11年は内閣統計局調、昭和22年以降は厚生省「人口動態統計」

第11表 市部・郡部別年令階級別人口 (%)

年 令	全 国		市 部		郡 部	
	男	女	男	女	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19 歳 以 下	41.4	38.5	40.2	37.6	43.3	40.2
20 ~ 29	17.8	17.5	19.8	19.0	14.4	14.9
30 ~ 39	14.2	14.8	14.6	15.2	13.7	14.0
40 ~ 49	9.9	11.2	9.9	11.3	9.9	11.1
50 ~ 59	8.4	8.4	8.2	8.3	8.8	8.8
60 ~ 69	5.4	5.6	4.9	5.2	6.3	6.2
70 ~ 79	2.3	3.1	2.0	2.8	3.0	3.7
80 歳 以 上	0.5	0.9	0.4	0.8	0.7	1.2

資料出所 国勢調査(35年)

(2) 配 偶 関 係

最近の15歳以上の婦人の配偶関係を国勢調査(35年)でみると、有配偶が56.9%，未婚26.7%，死別14.3%，離別2.1%となっており、男子に比較すると、有配偶・未婚が少なく、死別・離別が多い。最近5年間の動向をみると、婦人の有配偶がいくぶん増加し、死別が減少している。戦前(5年)にくらべると、戦後は婦人の配偶関係に変動がみられ、大まかにいつて未婚者の割合が増加し、その反対に有配偶が減少している。このような動きは女子にいちじるしく見られるもので、男子は未婚者がわずかに増加しているが、有

第12表 配偶関係別15歳以上人口

年			総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別
実 数	35 年	男	万人 3,155	万人 1,093	万人 1,920	万人 1,122	万人 29
		女	3,377	903	1,921	481	71
%	男	5 年	100.0	32.3	60.9	5.4	1.4
		30 年	100.0	35.1	59.9	4.0	0.9
		35 年	100.0	34.7	60.8	3.6	0.9
	女	5 年	100.0	21.2	61.4	15.5	1.9
		30 年	100.0	26.9	56.0	15.1	2.0
		35 年	100.0	26.7	56.9	14.3	2.1

資料出所 国勢調査

配偶はほとんど変動が見られない(第12表)。

つぎに、年令階級別に婦人の未婚者の割合をみると、30年と35年では大きな変動は見られないが、戦前(5年)とくらべると、かなりの変化が目につく。戦後は義務教育以上の学校教育をうける婦人が多くなっていることも一つの理由となつて、24歳以下の未婚者が増加している。また、30～39歳における未婚者の割合をみても、35年は5年の2倍強に増加している(第13表)。

市部・郡部別にみると、第14表に示すように、婦人の未婚者は市部、なかでも人口集中地区に多く、有配偶者は郡部に多い。また、婦人の死別者は郡部の方が多く、離別者は市部、とくに人口集中地区に多くなっている。

第14表 市部・郡部別配偶関係別15歳以上人口(%)

性	地 域	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別
男	市 部	100.0	37.9	58.0	3.0	1.0
	市部人口集中地区	100.0	41.1	55.3	2.5	1.0
	郡 部	100.0	28.4	66.2	4.6	0.8
女	市 部	100.0	29.1	55.0	13.5	2.4
	市部人口集中地区	100.0	31.5	53.1	12.7	2.7
	郡 部	100.0	22.3	60.3	15.7	1.6

資料出所 国勢調査(35年)

(3) 学 歴 別 構 成

15歳以上の婦人の学歴をみると、義務教育程度のもの(小卒・高小卒・新中卒・青学卒)は65%を占めており、中等教育程度(旧中卒・新高卒)は25.3%、高等教育(短大・高専卒・大学卒)は2.2%である。男子に比べると、

第13表 女子未婚者年令階級別分布状況

年 令	5 年	35 年
総 数	% 21.2	% 26.7
15 歳 ～ 19 歳	89.3	98.7
20 ～ 24	37.7	68.4
25 ～ 29	8.5	21.2
30 ～ 34	3.7	9.6
35 ～ 39	2.4	5.6
40 ～ 44	1.8	3.1
45 ～ 49	1.6	1.9
50 ～ 54	1.4	1.7
55 ～ 59	1.3	1.1
60 ～ 64	1.1	1.1
65 歳 以上	0.9	0.8

資料出所 「国勢調査」

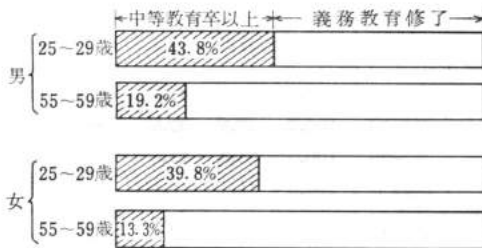
(注) それぞれの年令階級の女子総数を100とした未婚の割合である。

義務教育程度のものが3.7%多く、高等教育をうけたものは約4分の1の割合になつている。婦人で高等教育をうけたものは、短大・高専卒(1.8%)が多いが、男子(3.8%)の割合にくらべれば、半分にすぎない。大学教育をうけた婦人はさらに少なく、0.4%にすぎず、男子(4.8%)にくらべるといちじるしく少ない。

年令階級別にみると、高令層の婦人ほど小卒のものが男子よりも多い(男子70歳以上の約半分が小卒、女子は55歳以上の約半分が小卒)。中等以上の学校教育をうけた婦人は、

若い層になるにしたがつて次第に増加し、35歳～39歳では30.6%、25歳～35歳では約40%、20歳～24歳では42.9%である。この傾向は男子よりも女子にいちじるしく、第2図に示すとおり、55～59歳と25～29歳の層を比

第2図 中等教育卒以上のものの
世代別の比較(%)



較すると、中等以上の学校教育をうけたものは男子は2倍強に増加したにすぎないが、女子は3倍に増加している。

短大・高専卒の婦人も若年層になるにしたがつて増加の傾向を示しており、40～54歳の各層では1.7%前後にすぎないが、20～34歳では3%前後となつている。大学卒の婦人は35～54歳の各層にわたつて、わずかに0.2%にすぎないが、25～29歳では1.3%となり、戦後の新教育制度のもとで成長した年令層に大学卒が急激な増加を示しているわけで、この傾向は、男子にも見られるが、とくに、女子にいちじるしい。

未就学の婦人(15歳以上)は3.3%で、男子(1%)にくらべると、3倍になつている。年令階級別にみると、34歳以下では0.2%で男子と同じ割合であるが、35歳以上の婦人になると次第に未就学者が多くなり、男子との差も大きくなつている(第15表)。

市部・郡部別に婦人の学歴構成をみると、学歴の高いものは市部、なかで

第15表 年令階級別学歴別15歳以上人口

性	年 令	総数	小卒	高小卒	新中卒	青学卒	旧中卒	新高卒	短大・ 高専卒	大学 卒	在学 者	就 学 者
	総 数	100.0	12.0	29.7	16.3	3.3	11.2	9.6	3.6	4.8	8.6	1.0
男	15～19	100.0	0.3	—	40.3	—	—	11.0	—	—	48.2	0.2
	20～24	100.0	1.0	—	48.0	—	—	35.2	1.1	4.2	10.3	0.2
	25～29	100.0	2.7	20.4	31.0	1.1	5.0	24.2	2.2	11.6	0.8	0.2
	30～34	100.0	3.7	44.8	—	8.3	25.9	2.2	7.0	7.8	0.1	0.2
	35～39	100.0	7.3	44.5	—	12.5	21.6	—	8.1	5.7	—	0.3
	40～44	100.0	10.6	52.0	—	7.4	19.6	—	5.5	4.3	—	0.6
	45～49	100.0	14.7	52.5	—	3.8	19.3	—	5.0	4.0	—	0.6
	50～54	100.0	22.8	49.7	—	2.4	16.0	—	4.4	3.9	—	0.8
	55～59	100.0	31.1	47.7	—	0.9	12.0	—	3.8	3.4	—	1.2
	60～64	100.0	38.6	43.4	—	0.5	10.0	—	3.0	2.6	—	1.9
	65～69	100.0	41.2	41.2	—	0.2	9.1	—	2.9	2.6	—	2.9
	70～74	100.0	49.5	32.5	—	0.1	7.3	—	2.5	2.0	—	6.1
	75～79	100.0	55.8	21.6	—	0.1	5.6	—	2.0	1.8	—	13.0
	80以上	100.0	55.0	13.7	—	0.1	4.3	—	1.1	1.1	—	24.5
	総 数	100.0	19.6	26.4	17.2	1.8	14.1	9.4	1.8	0.4	6.1	3.3
	15～19	100.0	0.4	—	44.7	—	—	12.2	—	—	42.6	0.1
	20～24	100.0	1.3	—	55.5	—	—	36.9	3.1	0.8	2.1	0.2
	25～29	100.0	3.6	20.9	34.4	1.1	10.2	25.2	3.0	1.3	0.1	0.2
	30～34	100.0	8.1	45.2	—	6.1	35.7	1.1	3.1	0.4	—	0.2
	35～39	100.0	15.7	47.5	—	5.6	28.0	—	2.4	0.2	—	0.5
女	40～44	100.0	23.2	48.2	—	2.7	23.3	—	1.7	0.2	—	0.7
	45～49	100.0	29.4	45.0	—	1.3	21.4	—	1.6	0.2	—	1.1
	50～54	100.0	39.5	38.4	—	0.6	17.7	—	1.7	0.2	—	1.8
	55～59	100.0	49.6	33.5	—	0.4	12.3	—	0.9	0.1	—	3.2
	60～64	100.0	56.4	27.6	—	0.2	9.6	—	0.5	0.1	—	5.6
	65～69	100.0	58.4	22.1	—	—	7.3	—	0.5	0.1	—	11.6
	70～74	100.0	54.7	15.1	—	0.2	4.4	—	0.4	0.1	—	24.9
	75～79	100.0	47.1	8.9	—	—	2.2	—	0.2	0.1	—	41.3
	80以上	100.0	38.6	5.3	—	—	1.1	—	0.1	—	—	54.6

資料出所 国勢調査(35年)

(注) 不詳の項は掲載しないので、各項目の合計は総数と一致しないところがある。

も市部人口集中地区に多く、中等教育以上在学者、卒業者は42.7%を占めているが、郡部では21.7%にすぎない(第16表)。

第16表 市部・郡部別学歴別15歳以上人口(%)

性	市部・郡部	総数	小卒	高小卒	新中卒	青学卒	旧中卒	新高卒	短大・ 高専・ 大卒	在学者	未就学 者
男	市部	100.0	9.7	26.5	16.5	2.7	12.7	11.0	10.9	9.5	0.7
	市部人口 集中地区	100.0	7.6	23.2	16.7	2.1	14.1	12.2	13.0	10.4	0.5
	郡部	100.0	16.3	35.9	16.0	4.3	8.2	6.8	4.1	6.9	1.5
女	市部	100.0	16.7	25.0	17.3	1.4	16.9	11.0	2.8	6.5	2.4
	市部人口 集中地区	100.0	14.0	23.4	17.2	1.1	19.9	12.5	3.5	6.8	1.6
	郡部	100.0	25.1	28.9	16.9	2.4	8.8	6.5	1.1	5.3	4.9

資料出所 国勢調査(35年)

(注) 第15表(注)参照

(4) 労働力状態

昭和35年の国勢調査によると、就業している婦人は50.9%で、その多く

第17表 労働力状態別15歳以上人口

労働力状態	男			女		
	5年	30年	35年	5年	30年	35年
15歳以上の人口 総数	100.0% (2,050万人)	100.0% (2,857万人)	100.0% (3,155万人)	100.0% (2,038万人)	100.0% (3,071万人)	100.0% (3,377万人)
労働力人口	91.9	85.3	85.1	49.1	50.6	50.9
就業者	90.5	83.5	84.5	49.0	49.8	50.6
{中おもに家事	—	0.8	0.4	—	15.4	9.7
{中おもに通学	—	0.4	0.2	—	0.2	0.1
完全失業者	1.4	1.9	0.7	0.1	0.7	0.3
非労働力人口	8.1	14.7	14.9	50.9	49.4	49.1
通学をしていたもの	2.9	7.8	8.1	1.7	5.9	6.3
家事をしていたもの	5.2	0.7	0.4	49.2	35.9	35.4
その他		6.2	6.4		7.6	7.4

資料出所 国勢調査

は就業しながら家事や育児にも従事している。いわゆる生活水準が上昇すると、婦人の労働力率はさがるとの意見もあるが、わが国の生活水準が戦前に復歸した30年と、それ以後ひきつづき上昇をとげた35年における婦人の労働力率(15歳以上の人口に対する労働力人口の割合)を比較すると、35年は50.9%で30年よりも0.3%増加している。また、非労働力人口のなかで「家事をしていたもの」は35.4%(35年)で30年と比べると、0.5%減少している。さらに、就業者のなかで「おもに家事をしていたもの」についてみると、35年はかなりの減少が目につく(5.7%減)。35年の婦人の労働力率を戦前(5年)と比較すると1.8%上昇しており、その反対に、非労働力人口のなかの「家事をしていたもの」は減少しているとみられる(第17表)。このように、いわゆる生活水準の上昇にもかかわらず婦人の労働力率が減少していないのは、わが国の経済発展にも関係があろうが、婦人の面からみれば、従来、共働きをしていた婦人のなかには、世帯主の収入の増加にともなつて退職するものがある一方、農家に目をむけると、人手不足のため婦人労働への依存がたかまつていることや、都市家庭においても最近における消費水準の向上にともなつて家計費の一部をおぎなうために主婦の内職、あるいは、パートタイムなどの雇用労働への進出が目につくことなどがその要因の一つと見られてい

第18表 学歴別・労働力状態別15歳以上人口(%)

性	学歴	総数	労働力人口	就業者	(農業)	完全失業者	非労働力人口
男	総数	100.0	85.1	84.5	(19.3)	0.7	14.9
	小卒	100.0	79.1	78.5	(33.4)	0.5	20.9
	高小・新中卒	100.0	94.3	92.4	(24.5)	0.8	5.7
	旧中・新高卒	100.0	95.1	94.3	(10.3)	0.9	4.9
	短大・高専卒	100.0	95.5	94.9	(3.1)	0.5	4.6
	大学卒	100.0	96.3	95.5	(1.1)	0.8	3.7
女	総数	100.0	50.9	50.6	(21.2)	0.3	49.1
	小卒	100.0	48.0	47.9	(29.9)	0.1	52.0
	高小・新中卒	100.0	61.6	61.2	(28.3)	0.4	39.5
	旧中・新高卒	100.0	49.2	48.8	(10.5)	0.4	50.7
	短大・高専卒	100.0	53.0	52.6	(3.0)	0.4	47.0
	大学卒	100.0	57.3	56.6	(1.1)	0.7	42.6

資料出所 国勢調査(35年)

る(第17表)。

学歴別に婦人の労働力状態をみると、義務教育以上の学校教育をうけたものについては、学歴が高くなるにともなつて労働力率も高くなる傾向がうかがわれる。第18表にみるように男子は学歴による労働力率の変動があまり

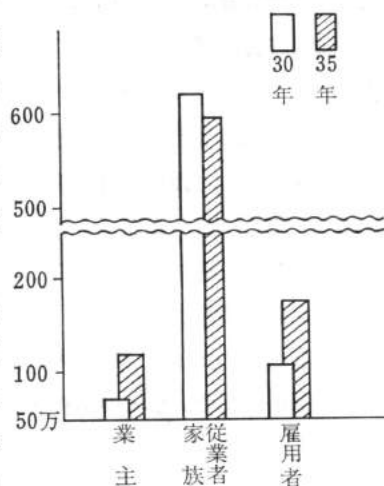
第19表 従業上の地位別15歳以上有配偶者数

従業上の地位	実 数				%			
	男		女		男		女	
	30年	35年	30年	35年	30年	35年	30年	35年
有配偶者総数	万人 1,712	万人 1,920	万人 1,718	万人 1,921	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
就業者数 (農業従事者)	1,584 (507)	1,790 (471)	799 (537)	895 (533)	92.5 (29.6)	93.3 (24.6)	46.5 (31.2)	46.6 (27.8)
業主 (農業)	687 (383)	672 (361)	72 (29)	122 (59)	40.2 (22.4)	35.0 (18.8)	4.2 (1.7)	6.3 (3.1)
家族従業者	140	135	621	595	8.1	7.1	36.1	31.0
雇用者	757	983	106	178	44.2	51.2	6.2	9.3

資料出所 国勢調査

みられず95%前後となつており、小卒(79%)がいちじるしく低いのは老令者が多いことによると思われる。しかし、女子は学歴によつてかなりの変動がみられ、小卒(48%)がいちじるしく低いのは男子と同じように老令者が多いことによると思われるが、高小・新中卒の労働力率(61.6%)が最も高くなつてゐるのは、結婚前の若年層の比重が高いことによるのではないかと想像される。義務教育以上の教育をうけた婦人の労働力率をみると、旧中・新高卒49.2%、短大・高専卒53%、大学卒57.3%で、学歴が高くなるほど労働力率が高い。参考までに学歴別

第3図 従業上の地位別婦人有配偶者数(15歳以上)



資料出所 国勢調査

に農業に従事している婦人をみると、男子と同じように小卒、高小・新中卒の占める割合がたかい。

国勢調査(35年)によれば、配偶者のある婦人(15歳以上)の46.6%は何らかの収入のある仕事をしており、30年とくらべて、ほとんど動きがみられない。有配偶婦人の就業者の大半(総数の27.8%)は農業に従事し、その大部分は家族従業者として働いている。35年と30年をくらべると、農業に従事している有配偶婦人は3.4%減少したが、その従業上の地位をみると、業主が急激にふえ、29万から59万と2倍に増加したことが注目される。これは男子有配偶者の農業業主が30年から35年のあいだに22万減少したのと対照的で、つまり、日本経済の高度成長にともなつて農家の世帯主のなかで、会社・工場などに働くものが増加し、いわゆる主婦農家が増加したことを示すものであろう。

一方、有配偶婦人の中に占める雇用者の割合も増加の傾向をたどり、その反対に家族従業者が減少したことが目につく。(第19表・第3図)

2. 女子教育の進展

(1) 学校教育における婦人

戦後の教育制度の改革によつて義務教育が6年から9年に延長され、高等学校、大学においても男女共学が実施されて、教育の機会が男女平等になつたことは総説でも述べたとおりである。義務教育の延長にかかわらず、あとに述べるとおり、義務教育以上の学校教育をうける女子も年々増加し、女子教育への関心はたかまつてきていると言えよう。ここでは、まず、女子教育の動向について統計的にみることにする。

義務教育を受けている小・中学校女生徒数についてみると、文部省「学校基本調査」によれば、第20表に示すとおり昭和37年は、小学校541万人、中学校359万人で、小・中学校あわせた生徒の男女の比は、男子100に対し女子96となつている。

37年に義務教育を終えた女子の卒業後の状況をみると、進学したものが62.5%である(第21表)。これは、25年には就職した者(44.1%)の方が、進

第20表 小・中学校生徒数

年	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭 和 23 年	5,459千人	5,315千人	2,468千人	2,325千人
25	5,667	5,524	2,705	2,628
30	6,241	6,026	2,981	2,903
35	6,425	6,166	3,009	2,891
36	6,028	5,783	3,534	3,391
37	5,645	5,411	3,739	3,589

資料出所 文部省「学校基本調査」

学した者(41.1%)を上回わつていたこととくらべると、大きな相違である。この10年間に、女子の進学率は次第に高くなり、進学率における男女差が年々減少する傾向をたどつている(25年8.4%, 37年3.0%)。女子義務教育終了者の進学率の増加にともなつて高等学校の在学者数も増加し、昭和37年には25年の2.12倍の152万人となつた(第22表)。高校在學生に占める女子の割合も増加しており、25年には37.3%を占めるにすぎなかつたが、ひきつづき増加の傾向をたどり、37年には46.4%に増加した。

第21表 中・高等学校卒業者の卒業後の状況(37年)

卒業後の状況	中 学 校		高 等 学 校	
	男	女	男	女
卒 業 者	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
進 学 者	61.6	60.7	20.7	16.3
就 職 者	30.5	30.8	62.7	63.7
就職しつつ進学 している者	3.9	1.8	1.2	0.2
無 業 者	3.4	6.0	13.8	17.9
不 明	0.6	0.7	1.6	1.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

女子高校卒業生のなかで、さらに上級学校へ進学したものは、昭和37年は総数の16.5%で、中学生の進学率にくらべると、男子との開きが大きい。25年以降男女差は次第に縮小している。第23表に見るように37年の女子の進学率(16.5%)は25年(24.3%)より低くなつてはいるが、これは女子

高校卒業生はいちじるしく増加したが、卒業後就職するものが多くなり、進学するものは高校生の増加に比例して増加していないことによるとみられる。

第22表 課程別、高等学校生徒数

年	通 常			定 時 制		
	男	女	総数に占める 女子の割合	男	女	総数に占める 女子の割合
昭和 23 年	千人 603	千人 418	% 40.9	千人 138	千人 28	% 16.9
25	886	623	41.3	313	89	22.1
30	1,106	931	45.7	387	148	27.7
35	1,406	1,305	48.1	346	170	32.9
36	1,368	1,274	48.2	310	155	33.3
37	1,453	1,369	48.5	299	149	33.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 本科生のみの数である。

第23表 上級学校進学者の割合(対卒業生総数)

年	中 学 校		高 等 学 校	
	男	女	男	女
昭 和 25 年	49.5	41.1	36.2	24.3
30	55.5	47.5	20.9	14.9
35	59.6	55.9	19.7	14.2
36	63.8	60.7	20.2	15.3
37	65.5	62.5	21.9	16.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 就職しつつ進学しているものを含む。

大学に在学する婦人の数も年を追って増加し、昭和37年には18万人となり、昭和25年の4.52倍になった。また、男女の割合をみると、昭和25年は、女子は総数の10.0%にすぎなかつたが、年々女子の占める割合が増加し、37年には21.9%になった(第24表)。しかし、女子大学生は修業年限が2年の短期大学に通っているものも多く、女子大学生総数の40.6%(37年)を占めているが、男子の短期大学生は総数の5.5%にすぎない。

女子大学生の専攻学科をみると4年制大学においては文学関係が最も多く

第24表 大学在学学生数

年	男	女	在学学生数に占める女子の割合
	人	人	%
昭和24年	349,397	46,766	11.8
25	364,584	40,652	10.0
30	502,080	107,605	17.6
33	534,889	118,364	18.1
34	548,825	128,209	18.9
35	569,127	142,491	20.0
36	604,095	159,802	20.9
37	655,667	184,083	21.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

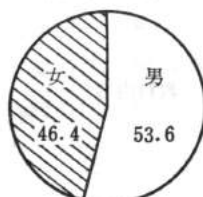
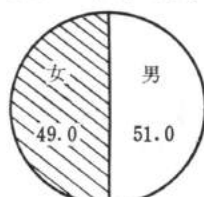
(注) 36年までは旧大、旧高専、短大をふくみ、37年は短大、国立工業教員養成所、高等専門学校を含む。通信教育は除く。

第4図 男女学生生徒の割合

義務教育(小、中学)

高等学校

大学



資料出所 文部省「学校基本調査」(昭和37年)

第25表 関係学科別学生数(昭和37年)

学 科	実 数				%			
	大 学		短期大学		大 学		短期大学	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	593,629	105,565	32,540	72,642	100.0	100.0	100.0	100.0
文 学	63,143	43,974	2,979	17,865	10.6	41.7	9.2	24.6
法 政 商 経	282,685	4,599	15,539	3,252	47.6	4.4	47.8	4.5
理 学	16,717	2,397	—	132	2.8	2.3	—	0.2
工 学	119,025	565	12,125	294	20.1	0.5	37.3	0.4
農 学	30,526	687	1,374	215	5.1	0.7	4.2	0.3
歯 医 薬 学	20,745	9,397	—	—	3.5	8.9	—	—
家 政 看 護	69	10,104	41	39,959	0.0	9.6	0.1	55.0
教 員 養 成	31,257	24,429	46	5,652	5.3	23.1	0.1	7.8
そ の 他	29,462	9,413	436	5,273	5.0	8.9	1.3	7.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

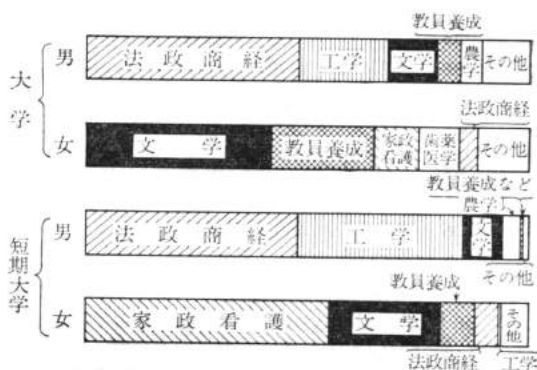
41.7%, つぎが教員養成(23.1%), ついで家政看護, 医歯薬となっており, 男子にくらべると法政, 商経, 工学がいちじるしく少ない。短期大学では, 過半数が家政看護, ついで文学, 教員養成となっており, 4年制大学

と同じように, 男女の専攻科目に大きな相違がみられる(第25表・第5図)。女子(4年制大学)の専攻科目は数年前にくらべると文学が増加し, (32年36.4%, 37年41.7%) 家政・看護が減少している(32年12.5%, 37年9.6%)。

昭和36年に大学を卒業した婦人のうち大学院に進学したものは674人(3.8%)で, 男子(3,358人)よりはるかに少ない。

このほか, 主として技術の習得を目的とする各種学校は, 37年にはに全国に7,826校あり, 生徒数は130万人であるが, この74%(96万人)は女子で, その数は増加の傾

第5図 関係学科別, 男女学生の割合
(第5位まで)



資料出所 文部省調査局「学校基本調査」37年

第26表 各種学校の教科内容別生徒数

教科内容	実 数		%	
	男	女	男	女
総 数	千人 336	千人 959	100.0	100.0
和 洋 裁	2	471	0.6	49.1
編 物 手 芸	—	79	—	8.2
料理 栄養	1	66	0.3	6.9
家 庭	—	21	—	2.2
茶 華 道	—	13	—	1.4
簿 記 珠 算	59	73	17.6	7.6
一 般 教 養	5	73	1.5	7.6
語 学	29	21	8.6	2.2
予 備 校	79	11	23.5	1.1
タイピスト	3	27	0.9	2.8
美 容	1	17	0.3	1.8
看 護 婦	—	24	—	2.5
自 動 車	79	12	23.5	1.3
外国人学校	12	11	3.6	1.1

資料出所 文部省「学校基本調査」(37年)

(注) 1) 女子1万人以上のものを掲載したので総数とは一致しない。

2) —は千に満たないもの。

向をとり 32 年の 1.5 割増である。教科内容別にみると、女子は半数が和洋裁学校の生徒で、ついで編物手芸、簿記珠算、一般教養となつている。男子は、予備校(1%)がもつとも多く、自動車、簿記珠算がこれについている(第 26 表)。

なお、成績がよくても家庭が貧困なために進学が困難な家庭の子女のために昭和 18 年より、国家の手による奨学金制度が実施され、女子も男子と同じように利用できることになつている。

以上述べたように女子教育は進展したが、全く問題がないわけではなく、男女共学などについて最近の問題点について簡単にふれておこう。終戦後から実施された男女平等の教育に対して 30 年ごろから批判的な意見が見られるようになり、最近、中学の技術家庭科は男子は技術的なものを、女子には家庭的なものを教えるようになった。また、高等学校においても従来男女同じように選択教科であつた家庭科は、38 年度から女子は 4 単位必須となり、これに関連して男女別学の高校の増加が目につくようになった。このような動向は教育の機会均等、男女の平等の原則に反するなど、有識者のあいだでは問題とされているようである。

最近、戦前における男子のための大学のなかには、急激に女子が増加し、とくに文学部にその傾向がいちじるしい。教育投資の立場から女子は家庭に入るものが結果的に多いために、男女共学について批判的な意見があるが、この点について、文部省「教育白書」(37 年)は「高い教育をうけた女子は消費生活が合理的になり、またその子弟に、より高い教育をうけさせることなどによつて、社会、経済の発展を助長する効果がある」と述べている。

(2) 学卒者の就職

戦後は、中学、高校、大学を卒業すると進学するものを除いては、すぐに就職するものが増加している。また、学歴と職業との関係が密接なことから、学卒者の就職状況について述べておこう。

昭和 25 年以降、中学校卒業者で進学する者の増加にともなつて就職するものの割合は年々減少している。前掲文部省「学校基本調査」によれば、昭和 37 年の女子中学卒者のうち就職したものは 32.6%で、25 年(44.1%)にくら

第 27 表 中・高等学校別，就職者の割合（対卒業者総数）

年	中 学 校		高 等 学 校		大 学	
	男	女	男	女	男	女
昭 和 25 年	% 46.2	% 44.1	% 47.9	% 35.7	% 49.7	% 51.6
30	43.0	40.9	54.1	38.6	71.5	53.7
34	41.3	38.2	61.7	53.7	81.7	50.6
35	39.7	37.5	63.7	60.1	82.7	56.0
36	36.6	34.8	65.0	62.9	87.5	60.5
37	34.4	32.6	63.9	63.9	—	—

資料出所 文部省「学校基本調査」(37 年)

(注) 1) 就職しつつ進学しているものをふくむ。

2) 大学には，旧大，旧高専，短大をふくむ。

べるといじめるしく低下した。男子(34.4%)にくらべても，女子中卒の就職率はいくぶん少ない(第 27 表)。しかし，高等学校を卒業後，就職する女子は，中学校卒業者とは逆に年々高くなつており，昭和 37 年は 63.9%が就職した。これは男子と同率で第 27 表にみるように昭和 25 年(35.7%)にくらべれば大幅に伸びている。

第 28 表 中学校卒業産業別就職状況

産 業	男				女			
	25 年	30 年	35 年	37 年	25 年	30 年	35 年	37 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(実 数)	(374,504)	(363,347)	(356,526)	(341,783)	(342,673)	(334,660)	(327,071)	(310,617)
農 林 漁 業	61.9	32.8	15.2	11.0	60.1	30.8	12.3	8.2
建 設 業	3.2	2.6	3.2	4.1	0.1	0.1	0.1	0.1
製 造 業	18.4	39.6	60.3	66.0	20.6	35.8	58.8	62.9
卸売業，小売業	7.1	13.8	10.1	7.0	5.0	10.1	9.4	9.0
金融，保険，不動 産業	0.3	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.3
運 輸 通 信 業	1.5	1.4	1.6	2.3	1.1	0.9	1.4	2.0
電気，ガス，水道業	0.2	0.3	0.5	0.8	0.3			
サ ー ビ ス 業	1.9	4.9	5.4	5.1	4.9	15.2	13.9	13.4
公 務	1.0	0.3	0.2	0.2	1.8	0.6	0.4	0.5
そ の 他	4.5	4.2	3.4	3.4	5.6	6.0	3.4	3.5

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

大学，短期大学を卒業して就職した女子(36年)は60.5%で，対前年比では5.5%上昇を示しているが，男子の87.5%にくらべかなり低く，また，高校卒の女子よりも低い。

学卒者の就職先を産業別にみると，昭和37年中学卒の女子は，製造業(62.9%)が過半数を占め，ついでサービス業，卸売及び小売業となつている。製造業の中では，繊維がもつとも多く総数の25.4%を占め，つぎが衣服(9.8%)，第三位は電気機械器具製造業(8.9%)で，これは32年(2.9%)以後ひきつづき増加の傾向をたどっている。製造業に就職するものの増加にひきかえ，農林漁業に就業するものは，年ごとに減少し，中卒女子は，昭和25年の60.1%に対し，37年は8.2%である(第28表)。

高等学校を卒業した女子の産業別就職状況は(37年)，製造業並びに卸売業，小売業がそれぞれ約3割となつており，中学校卒業者とは異なつた傾向を示している。昭和25年にくらべると高校卒の女子で農林漁業に就くものが減少しており(25年=22.0%，37年2.3%)，この点については，中学校卒業者と同様の傾向がみられる(第29表)。

第29表 高等学校卒業生産業別就職状況

産 業	男				女			
	25 年	30 年	35 年	37 年	25 年	30 年	35 年	37 年
総 数 (実 数)	100.0 (91,545)	100.0 (224,679)	100.0 (316,898)	100.0 (342,837)	100.0 (22,196)	100.0 (115,850)	100.0 (253,604)	100.0 (306,416)
農 林 漁 業	23.3	20.8	11.0	6.7	22.0	12.9	4.4	2.3
建 設 業	3.4	4.0	4.4	4.9	0.7	0.9	1.2	1.2
製 造 業	21.1	28.8	41.4	46.4	10.6	18.4	28.7	31.5
卸 売 業，小 売 業	8.8	18.8	18.7	16.2	9.9	25.4	30.1	30.0
金融，保険，不動 産業	5.7	4.3	4.2	5.0	10.2	10.0	11.1	13.2
運 輸 通 信 業	5.2	5.7	5.8	7.6	3.2	5.2	4.9	5.0
電気，ガス，水道業	1.1	1.5	1.3	1.8	0.8	1.7	0.6	0.7
サ ー ビ ス 業	8.9	4.2	3.6	3.2	18.0	10.2	9.7	8.4
公 務	14.6	6.8	6.2	6.1	14.5	8.1	5.1	4.8
そ の 他	7.8	5.2	3.4	2.2	10.0	7.2	4.2	2.9

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

第30表 中学、高等学校卒業者職業別就職状況

職 業	中 学 校		高 等 学 校	
	男	女	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	—	—	5.4	1.4
事務従事者	0.6	3.2	24.0	61.3
販売従事者	6.5	8.2	14.2	18.3
農林作業者	9.4	7.7	6.1	1.8
運輸・通信作業者	2.3	1.8	5.2	2.5
技能工・生産工程作業者	69.4	60.1	37.3	8.6
単純労働者	2.8	2.0	1.4	0.5
サービス職業従事者	3.7	12.8	1.6	4.1
上記以外のもの	5.4	4.2	4.8	1.5

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」(37年)

つぎに職業別にみると、中学卒では、技能工、生産工程作業者が60.1%でもつとも多く、サービス職業、販売がこれにつぎ、事務は3.2%にすぎない。

高等学校卒の女子は、事務が61.3%を占め、ついで販売となっており、生産工程作業者は8.6%にすぎず、中学校卒業者にくらべると大きな違いがみられる(第30表)。

第31表 大学、短期大学卒業者職業別就職状況

職 業	大 学		短 期 大 学	
	男	女	男	女
総 数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
(実 数)	(92,229)	(12,235)	(7,696)	(12,857)
農林漁業従事者	0.2	0.0	1.0	0.0
その他の生産従事者	1.1	0.4	4.1	0.5
専門的技術的職業従事者	39.3	72.3	41.5	46.7
管理的職業従事者	1.8	0.5	0.8	1.0
事務従事者	40.3	21.1	33.0	43.6
販売従事者	13.7	2.1	11.7	3.1
サービス職業従事者	1.1	1.4	2.1	2.9
そ の 他	2.6	2.2	5.9	2.2

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」(36年)

つぎに、短大卒以上の就業者の職業別分布をみると、昭和36年の調べであるが、短大卒の女子では46.7%（教員29.0%）、大学卒では72.3%（教員53.0%）が専門的技術的職業についており、生産従事者や販売及びサービス職業従事者はごく少なく、教育程度と職業の関係が密接なことを示している（第31表）。

36年に専門的技術的職業に就職した大学卒業生の総数の内訳をみると、男子は過半数が技術者で、ついで教員が3分の1となつていますが、女子は教員が圧倒的に多く7割である。しかし30年には9割が教員であつたのにくらべると、最近では、技術者などの割合が増加している（第32表）。

第32表 専門的技術的職業従事者数(大学卒)

職 業	30 年		35 年		36 年	
	男	女	男	女	男	女
総 数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
(実 数)	(27,018)	(7,674)	(35,156)	(7,447)	(36,211)	(8,851)
技 術 者	32.2	3.2	53.3	6.6	58.6	7.3
教 員	60.9	90.2	35.8	72.3	31.8	73.4
その他の専門的職業	6.9	6.6	10.9	21.1	9.5	19.3

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

参考までに、学校種別に教員総数に占める女子の割合をみると、小学校では37年には46.7%を占めているが、上級学校になるにしたがつて、女子教員の割合はしだいに少なくなつていく（第33表）。

第33表 学校種別教員総数に占める女子の割合

学 校 種 別	各 年 度 教員総数	女 子 教 員 の 割 合			
		25 年	30 年	35 年	37 年
小 学 校	100	48.8	46.5	45.4	46.7
中 学 校	100	23.7	23.5	22.5	23.4
高 等 学 校	100	18.8	18.7	18.5	16.5
大 学	100	6.8	7.4	8.6	10.4

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

（注）大学には短大、旧高専などをふくむ。

(3) 社会教育と婦人

戦後に発足した教育制度では、総説で述べたとおり、学校教育とは別に社会教育が強調されており、教育基本法の中にもとづき社会教育法が制定され、社会教育について国および地方公共団体の任務が明らかにされている。

この法律では、「社会教育」は、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動(体育およびレクリエーションも含む)」と定義されており、

第34表 文部省委嘱社会教育諸講座受講者数(35年度)(婦人学級を除く)

講 座 名	受 講 生 総 数		男	女
専 門 講 座	人 (1,480)	% 100.0	% 76.6	% 23.4
社 会 学 級	(9,062)	100.0	48.5	51.5
国 民 科 学 講 座	(8,477)	100.0	68.1	31.9
労 働 文 化 講 座	(2,754)	100.0	55.2	44.8

資料出所 文部省「成人教育関係資料」

その事業は、青少年教育、一般成人教育、婦人教育、視聴覚教育、体育およびレクリエーションなど広範囲にわたっている。36年5月に社会教育の一事業として行なわれていた婦人教育の振興をはかるために、文部省に婦人教育課が新設された。

社会教育に対する婦人の関心をみるために、社会教育講座と婦人学級への婦人の参加状況をみることにしよう。

文部省社会教育局「成人教育関係資料」(37年2月)による社会教育諸講座(婦人のみを対象とするものを除く)の受講者の講座別受講状況は第34表のとおりである。これによると、社会学級、労働文化

第35表 文部省委嘱婦人学級
受講者年令別分布

年 令	31 年 度	36 年 度
総 数	% 100.0	% 100.0
20 歳 未 満	1.0	} 15.3
20 ～ 29	20.8	
30 ～ 39	38.4	
40 ～ 49	} 37.8	32.2
50 ～ 59		13.3
60 ～ 69		} 2.5
70 歳 以 上		
不 明	2.0	

資料出所 文部省社会教育局「社会教育の現状」・「婦人教育の現状」(36年度)

(注) 31年度の年令区分は20～30歳、31～40歳、40歳以上となっている。

講座は、婦人の占める割合が比較的高くなっているが、専門講座や、国民科学講座では、婦人の参加が少なくなっている。

一方、婦人のみを対象とする婦人学級が昭和27年ごろから全国的に実施され、30年度の開設数は16,000学級、参加者数173万であったが、35年度は従来の婦人教育費の14倍という飛躍的な予算の増額をみたので、27,000学級、参加者380万人に増加している。

「婦人教育の現状」(36年度)によれば、36年度文部省委嘱1,454学級の婦人

第37表 文部省委嘱婦人学級の学習内容

学 習 内 容	31年度	35年度
総 数	100%	100%
家庭生活に関するもの	55	43.5
生活改善	25	17
子どもの教育	13	12.5
家族関係	11	8.5
その他	6	5.5
社会生活に関するもの	21	18.5
市民教育	7	6
環境改善	1	4
地域課題	3	5.5
その他	10	3
職業・生産に関するもの	7	12
体育・レクリエーションに関するもの	—	7
その他一般教養に関するもの	17	19

資料出所 文部省社会教育局「文部省委嘱婦人学級の概況」(昭和36年度)

第36表 文部省委嘱婦人学級受講者職業別分布

職 業	31年度	36年度
総 数	100.0%	100.0%
農 業	63.6	59.4
工 業	2.6	—
商 業	10.6	10.3
水 産	14.5	2.3
林 業		—
鋳 造		3.2
給 生 活 者		8.7
そ の 他 の 職 業	8.7	16.1
無 職		—

資料出所 文部省社会局「社会教育の現状」・「婦人教育の現状」(36年度)

学級参加者数は、154,416人で、1学級平均106人である。その年齢構成(36年度)は、30歳以上の婦人が85%を占めており、その大半は、30～49歳である。これを31年度にくらべると、40歳以上の高年令層の増加が目につく(第35表)。

36年度の参加者の職業は、農業が過半数を占めており、無職のもののは16.1%にすぎない。31年度にくらべると、農業が減少し、無職が増加している(第36表)。

学習の内容は、家庭生活に関するものが43.5%でもつとも多く、一般教養・社会生活に関するもの

(19%)がこれについている(第37表)。

以上は、社会教育法による社会教育についての婦人の参加状況であるが、これ以外に総理府(公明選挙関係施策)、法務省(人権擁護関係施策)、農林省(生活改善関係施策)、厚生省(母子福祉関係施策)、労働省(婦人の地位向上関係施策)などが、それぞれの所掌事項にもとづいて、婦人に関係のある広い意味での社会教育を行なっている。また、婦人団体、PTAあるいは各種の財団の行なう活動も活発になつている。この点については、「市民活動」の項で述べることにする。

3. 婦人の就業状況

わが国では、既に述べたとおり、中学校までは義務教育であるから、一般的にいつて、職業につく年齢は15歳以上である。15歳以上の婦人で収入のある仕事をしているもの、家事だけしているものなどの割合については「1. 婦人の人口構成の変化」のところで述べたので、ここでは就業している婦人の状況について述べることにする。婦人就業者のなかで農業に従事しているものは次の章で詳細に述べるので、この章では除外した。

なお、婦人の就業状況についての詳細は、毎年発行される「婦人労働の実情」(労働省婦人少年局)を参照されたい。

(1) 婦人就業者

婦人就業者は総数の39%を占め、その数は1,708万人(35年国勢調査)で

第38表 就業者数(15歳以上)の動向

年			男	女
就業者数(35年)			2,661 万人	1,708 万人
25 年を 100 とする 指数	35	年	122	124
	30	年	109	112
就業者の男女別割合 (%)	35	年	% 61.0	% 39.0
	30	年	61.0	39.0
	25	年	61.4	38.6

資料出所 国勢調査

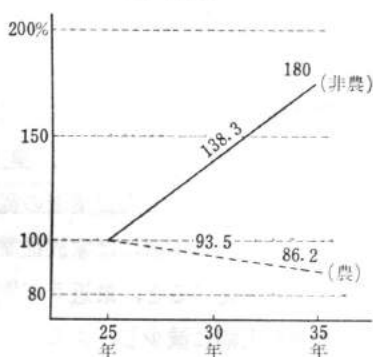
(注) 25 年は 14 歳以上の就業者

10年前(25年)にくらべると24%増加している(第38表)。農業と非農業にわけてその動向を見ると、第6図に示すように農業が減少の傾向をたどり、35年は25年にくらべると14%減であるが、非農業は急激な増加をみせ、35年は25年に対し80%増である。

婦人就業者の多い産業は、35年国勢調査によれば農業(42%)を除くと、製造業(18%)、卸売業・小売業(17%)、サービス業(15%)でこの三つの産業が非農業の婦人就業者の大部分を

吸収している。参考までに男子をみると、製造業が最も多く(24%)、農業

第6図 農・非農別女子就業者数の動向



資料出所 国勢調査

第39表 就業者産業別分布状況(%)

産 業	男		女	
	30 年	35 年	30 年	35 年
総 数 (実 数)	100.0 (2,385 万人)	100.0 (2,661 万人)	100.0 (1,531 万人)	100.0 (1,708 万人)
農 業	29.7	22.8	50.8	41.9
林 業	1.7	1.3	0.8	0.7
漁 業・水 産 養 殖 業	2.4	1.9	0.9	0.9
鉱 業	2.0	1.8	0.3	0.3
建 設 業	7.1	9.8	0.8	1.7
製 造 業	20.3	24.1	13.9	18.1
卸 売 業・小 売 業	13.4	14.9	14.5	17.0
金 融・保 険・不 動 産 業	1.7	1.9	1.3	1.6
運 輸, 通 信 業	7.5	7.2		1.8
電 気, ガ ス, 水 道 業		0.8	1.6	0.1
サ ー ビ ス 業		10.0	13.7	14.7
公 務	4.6	4.3	1.4	1.1

資料出所 国勢調査

(23%)がこれについており、他は卸売業・小売業、サービス業、建設業などに分散している(第39表)。

国勢調査(35年)によつて、婦人就業者の従業上の地位をみると、家族従業者が多く45%を占めており、つぎが雇用者で41%となつている。婦人の家族従業者の多くは農業(73%)卸売業・小売業(12%)に従事している。男子就業者の59%が雇用者で、業主が28%、家族従業者は1割にすぎないことと比較すると、婦人就業者の従業上の地位にはいちじるしい相違が見られる。しかし、5年前には家族従業者は56%を占めており、雇用者が33%であつたのと比べると、最近5年間に急激に雇用者が増加し、その反対に家族従業者が大幅に減少し、両者の割合が接近して、婦人の就業状況は近代化の傾向を示している(第40表)。

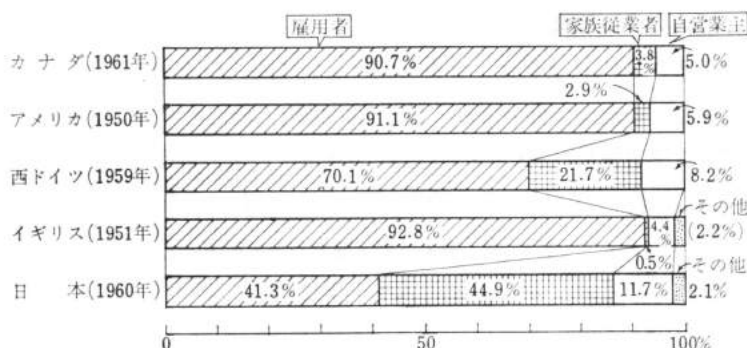
参考までに欧米諸国の女子就業者の従業上の地位を第7図に掲げた。これによると家族従業者の占める割合はいちじるしく少なく、その反対に、雇用者が大部分を占めており、イギリス、アメリカ、カナダでは9割以上、西ドイツにおいても7割が雇用者で、わが国とは就業構造を異にしている。

第40表 従業上の地位別就業者数(15歳以上)

従業上の地位		実数(35年)		30年		35年	
		男	女	男	女	男	女
就業者総数		26,609,200	17,081,300	100.0	100.0	100.0	100.0
業主	小計	7,367,700	1,995,500	31.9	11.4	27.6	11.7
	雇用者のあるもの	994,800	191,400	3.9	1.0	3.7	1.1
	雇用者のないもの	6,372,900	1,804,100	28.0	10.4	23.9	10.6
内職者		12,100	312,600	—	—	0.4	1.8
家族従業者		2,846,900	7,661,600	14.6	55.5	10.7	44.9
雇用者	小計	15,717,200	7,051,200	53.5	33.2	58.8	41.3
	官公の雇用者	2,577,200	903,800	9.9	5.2	9.6	5.3
	民間の雇用者	13,140,000	6,147,400	43.6	28.0	49.2	36.0
民間の役員		663,700	57,400			2.5	0.3
不詳		1,600	3,000			—	—

資料出所 国勢調査(35年)

第7図 欧米諸国における従業上の地位別女子労働力構成



資料出所 国際労働経済統計年鑑(36年度版)
日本は国勢調査(35年)

婦人就業者の年齢構成をみると、35歳未満が55%であるが、60歳以上の

第41表 年齢階級別女子就業者数(%)

年 令	30 年	35 年
総 数	100.0 (1,531万人)	100.0 (1,708万人)
15～19歳	13.3	13.4
20～24	16.8	18.2
25～29	12.0	12.8
30～34	11.1	10.7
35～39	10.5	9.7
40～44	9.1	9.4
45～49	8.5	7.8
50～54	6.5	6.4
55～59	5.1	4.7
60～64	3.4	3.2
65 以上	3.9	3.6

資料出所 国勢調査

第42表 配偶関係別女子就業者数

配 偶 関 係	35 年		30 年 (%)
	実 数	(%)	
総 数	万人 1,708	100.0	100.0
未 婚	570	33.4	32.9
有 配 偶	895	52.4	52.2
死 別	195	11.4	12.3
離 別	48	2.8	2.6

資料出所 国勢調査

ものも少なくなく6.8%を占めている(35年・国勢調査)。男子にくらべると35歳未満が多く(男子51%、女子55%)60歳以上が少ない(男子9.3%、女子6.8%)。

5年前にくらべると、婦人就業者の年齢構成は29歳以下の若年層がわずかに増加しているが、大きな変動は見られない(第41表)。

婦人就業者の配偶関係についてみると、第42表にみるように有配偶者が多く、つぎが未婚者で、男子にくらべると有配偶者(67%)が少なく、未婚者

(30%)が多い(35年、国勢調査)。

(2) 婦人の多い職業

国勢調査(35年)によれば、非農林業において婦人が多く働いている職業は、工場などの現場で働いている技能工、生産工程従事者および単純労働者で、婦人就業者総数(農林業を含む)の20.0%、つぎが販売に従事するもの(11.3%)、事務をしているもの(9.8%)、サービス関係の仕事をしているもの

第43表 婦人就業者職業別分布状況

職 業	25 年	30 年	35 年
総 数	100.0 %	100.0 %	100.0 %
専 門 的 技 術 的 職 業	3.6	3.9	4.4
管 理 的 職 業	0.1	0.2	0.2
事 務	6.5	7.6	9.8
販 売	8.2	10.7	11.3
農 林 漁 業	60.8	51.9	43.1
採 鉱 採 石	0.3	0.2	0.2
運 輸 通 信	0.0	0.2	1.1
技能工、生産工程従事者 および単純労働者	14.0	16.0	20.0
サ ー ビ ス 職 業	6.3	9.4	9.8

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

第44表 職業別、非農林漁業就業者数 (昭和35年)

職 業	男	女	総数に占める女子の割合	25年を100とする35年の割合	
				男	女
農林漁業従事者を除く就業者総数	千人 19,724	千人 9,714	% 33.0	% 149.1	% 180.1
専門的技術的職業従事者	1,380	757	35.4	130.3	151.0
管 理 的 職 業	973	44	4.3	156.2	249.6
事 務	2,874	1,682	36.9	140.9	205.1
販 売	2,692	1,922	41.7	144.5	169.8
採 鉱 ・ 採 石	341	27	7.2	91.2	72.4
運 輸 ・ 通 信	1,239	185	13.0	185.0	227.6
技能工・生産工程従事者 及び単純労働者	9,072	3,413	27.3	152.7	178.2
サ ー ビ ス 職 業	1,148	1,679	59.4	180.1	190.9

資料出所 「国勢調査」

第45表 婦 人 の 多 い 職 業 (注1)

職 業	昭 和 5 年	昭 和 30 年	昭 和 35 年
1 専門的技術的職業関係			
小 学 校 教 員	93,751	238,049	154,600
中 学 校, 高 校 教 員			66,200
特殊学校, 幼稚園の教員			21,800
看 護 婦, 看 護 人	82,535	130,158	189,500
2 事 務 関 係			
一 般 事 務 員	56,301	627,807	973,000
会 計		371,255	616,500
速 記 者, タイピスト		50,689	64,200
3 販 売 関 係			
小 売 店 主	254,947	299,345	347,900
飲 食 店 主	71,231	77,930	107,700
販 売 員	405,099	1,102,866	1,255,800
行 商 人, 露 店 商 人	62,341	101,260	94,100
4 生産工程, 単純労働関係			
電気機械器具組立工, 修理工	不 明	20,214	89,900
(線 糸 工)	(376,860)	(60,197)	(35,800)
粗 紡 工, 精 紡 工	88,836	89,119	100,000
織 布 工	230,140	251,844	271,700
編物工, メリヤス編立工	12,916	44,914	70,900
婦 人 子 供 服 仕 立 職	不 明	115,947	139,700
ミ シ ン 縫 製 工	125,067	132,115	216,700
草 づ る 製 品 製 造 工	不 明	75,881	52,900
水 産 物 加 工 工	〃	53,628	74,800
包 装 工, 荷 造 工	14,015	79,893	145,200
土 工, 道 路 工 夫	97	77,270	124,100
5 通 信 関 係			
電 話 交 換 手	35,557	89,224	117,600
6 サービス職業関係			
家 事 女 中	669,186	303,710	237,000
料理人・バーテンダー	不 明	174,764	270,000
給 仕 人・接客女中	245,288	373,446	499,600
理 容 師・美容師	97,632	189,872	257,100
娯 楽 場 等 の 接 客 員	不 明	62,977	92,100
(芸 妓・ダンサー)(注4)	(125,478)	(119,613)	(27,100)

資料出所 国勢調査

(注) 1) 35年において、農林業関係を除いて、原則として小分類中5万人以上女子

が就業している職業。但中分類の最後にある「その他」の従事者のなかに女子が5万人以上就業しているものもあるが、これは除外した。

- 2) 産業分類は厳密にみれば、5年、30年、35年は若干の相違が見られるものがあるが、参考までに掲載した。
- 3) 35年は1%抽出、30年・5年は悉皆調査。
- 4) 5年—芸妓、娼妓、30年—芸妓、ダンサー、接客婦、35年—芸妓、ダンサー

(9.8%)となつている(第43表、第44表)。

10年前にくらべると、管理的職業従事者、事務従事者、運輸・通信従事者の占める割合は2倍以上に増加している。

婦人の多い職業について、さらに細かく見ると、35年国勢調査(職業小分類)において50万人以上婦人が従業している職業は第45表に示すとおり一般事務員、会計事務員、販売員となつており、20万人以上50万人未満のものは、小・中・高校・幼稚園などの教員、小売店主、織布工、ミシン縫製工、家事女中、料理人・パーテナー、給仕人・接客女中、理容師・美容師である。戦前においても婦人が多く就業していた教員、看護婦、電話交換手、販売員、ミシン縫製工、接客女中、美容師などは戦後もひきつづき増加の傾向をたどり、最近30年間に大まかにいつて2～3倍に増加している。事務関係者は戦前(5年)に比べると、29倍の増加である。5年と35年を比較して男子よりも女子の増加が目につくものをみると、教員は女子の2.6倍に対し男子は2.1倍、事務関係者は女子の29倍に対し男子3.3倍、販売員は女子の3.1倍に対し男子5%増、理容師・美容師は女子の2.6倍に対し男子1.2倍である。

第46表 専門的技術的管理的職業についている婦人(中分類)

職 業 (中 分 類)	男	女	総数に対する 女子の割合
	人	人	%
技 術 者	304,500	1,700	0.6
教 員	523,100	264,200	33.6
医 療 保 健 技 術 者	210,600	345,000	62.1
芸 術 家 ・ 芸 能 家	53,100	21,200	28.5
その他の専門的職業従事者	288,800	124,600	30.1
管 理 的 職 業 従 事 者	972,800	43,800	4.3

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

最近(30年~35年)婦人雇用者の増加が目立っているものに電気機械器具組立工・修理工があり、これは35年は9万人で、30年の4.4倍にあたる。

一方、戦前には婦人が多く就業していたが、戦後いちじるしい減少をみせたものに、繰糸工と家事女中がある。戦前には輸出の中心をなしていたこともある製糸業に働く繰糸工はいちじるしく減少し、35年は5年の10分の1以下となつている。家事女中は、35年は5年の約3分の1である(第45表)。

第47表 専門的技術的管理的職業のなかで特に婦人が少ない職業(小分類)^(注)

職 業 (小分類)	男	女	総数に対する 女子の割合
技 術 者	人 304,500	人 1,700	% 0.6
大 学 教 員	37,900	4,000	9.6
医 師	87,300	8,900	9.3
獣 医 師	9,600	0	0.0
美 術 家	9,600	600	5.0
文芸家、著述家、記者	46,900	4,700	9.1
科 学 研 究 者	30,800	2,500	7.5
裁判官、検察官、弁護士	10,200	—	0.0
その他の法務従事者	10,300	400	3.7
公認会計士、税理士、弁理士	12,500	—	0.0
写 真 師	20,900	1,200	5.4
管 理 的 公 務 員	83,800	400	0.5
会 社 役 員	482,300	33,100	6.4
その他の法人の役員	38,400	800	0.2
駅 長, 区 長	8,500	—	0.0
郵便局長、電報・電話局長	10,400	800	0.7
その他の管理的職業	349,400	8,700	2.4

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

(注) 職業小分類(技術者のみ中分類)による専門的技術的管理的職業のうち、女子が10%以下のものを掲げた。

このように婦人の多く働いている職業は、事務関係や、手先を使う仕事、単純労働、家事育児に関係の深い仕事が多く、体力や特別な技術を必要とする職業、責任のある立場で仕事をすすめる管理的職業などについている婦人は、いちじるしく少ない。専門的技術的、管理的職業のなかで、とくに婦人の占める割合が少ないのは、技術者、獣医師、裁判官、検察官、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、管理的公務員などである。(第46表・第47表)

(3) 婦 人 雇 用 者

イ 婦人雇用者数の推移

戦後、婦人雇用者は増加の傾向をたどり、国勢調査によれば、昭和35年は711万人となり、25年の361万人に対し約2倍に増加し、男子雇用者の増加率(1.6倍)をかなり上

第48表 雇用者の増加率
(25年=100)

年		男	女
(昭和35年実数)		(1638万人)	(711万人)
22	年	89	82
25	年	100	100
30	年	123	141
35	年	158	197

回つた(第48表)。産業別(35年)にみると製造業が最も多く(36.2%)、つぎがサービス業、卸売小売業となっており、婦人就業者と同

資料出所 「国勢調査」

じようにこれら三つの産業に集中しており、婦人雇用者の81.9%が吸収されている。最近10年間に建設業、製造業、卸売小売業、金融保険業は女子雇用者が2~3倍に増加しており、運輸通信公益事業、サービス業がこれについているが、農林業、鉱業、公務員は減少している(第49表)。

第49表 産業別女子雇用者の動向

産 業			25 年	30 年	35 年	分布状況 (35年)
			千人	千人	千人	%
全	産	業	3,609	5,103	7,108	100
農	林	業	225	193	177	2.5
漁		業	19	20	24	0.3
鉱		業	63	46	45	0.6
建	設	業	73	111	278	3.9
製	造	業	1,243	1,722	2,563	36.2
卸	売	小 売 業	447	882	1,413	19.9
金	融	保 險 業	115	191	262	3.7
運	輸・通	信・公 益 事 業	191	237	314	4.4
サ	ー	ビ ス 業	1,008	1,476	1,837	25.8
公		務	223	225	193	2.7

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

製造業の婦人雇用者の動向をみると、35年においても、依然として紡織工業に働くものが多く(32%)、30年にくらべると実数では11%上昇したが、総

数に占める割合は減少を示した。一方、金属業、機械器具製造業関係における女子雇用はいちじるしい伸びをみせ、最近5年間に2~3倍に増加しているが、そのなかでも電気機械器具製造業の増加はめざましく、35年は30年の3.3倍に増加している。その結果、製造業における女子雇用者数の順位にも変動がみられ、第50表にみるように、30年における順位は1位繊維工業、2位食料品工業、3位衣服その他の繊維製品製造業、4位化学工業、5位電気機械器具製造業であつたのが、35年には1位、2位は30年と変わらない

第50表 製造業雇用者数(民間雇用者)

単位千人

製 造 業 (中分類)	男		女	
	30年	35年	30年	35年
製 造 業 総 数	3,976	5,344	1,719	2,544
食 料 品 製 造 業	(1) 403	403	(2) 176	(2) 254
た ば こ	14	18	14	14
織 維 工 業	(3) 332	344	(1) 691	(1) 781
衣服その他繊維製品製造業	71	97	(3) 122	(4) 182
木 材, 木 製 品 製 造 業	305	321	61	94
家 具 装 備 品	141	166	13	24
パルプ, 紙, 紙加工品	123	170	52	84
出 版 ・ 印 刷 業	242	268	53	66
化 学 工 業	316	369	(4) 95	(5) 118
石 油 精 製 業	28	33	6	6
ゴ ム 製 品 製 造 業	45	89	37	64
皮 革 同 製 品	46	42	10	19
窯 業 土 石	210	281	70	106
鉄鋼業, 非鉄金属製品	(4) 331	(2) 515	29	62
金 属 製 品	269	(4) 459	43	96
機 械 ・ 武 器	(2) 350	(1) 554	42	85
電 気 機 械 器 具	226	(5) 409	(5) 75	(3) 245
輸送用機械器具	(5) 324	(3) 497	29	60
医療, 理化学, 光学機械器具 時計	77	117	26	51
そ の 他	121	193	76	136

資料出所 国勢調査

(注) ()内の数字は雇用者数の順位

いが、3位には電気機械器具製造業が進出している。しかし、総体的にみれば、35年においても女子雇用は繊維、衣服その他繊維製品製造、食料品などにおける比重が高いが、男子は1位～5位までを金属、機械器具関係で占めている(第50表)。

常用、臨時、日雇別にみると、婦人は、男子よりも臨時、日雇が多い(第51表)。

第51表 常雇、臨時、日雇別雇用者数の割合

年	男				女			
	総数	常雇 ¹⁾	臨時 ²⁾	日雇 ³⁾	総数	常雇 ¹⁾	臨時 ²⁾	日雇 ³⁾
	%	%	%	%	%	%	%	%
30	100.0	92.2	7.7	100.0	87.8	12.2		
35	100.0	90.4	4.8	4.9	100.0	85.7	8.0	6.4
36	100.0	90.8	4.8	4.4	100.0	85.5	8.3	6.4
37	100.0	90.5	4.9	4.6	100.0	85.3	8.7	6.0

資料出所 総理府統計局「労働力調査、改算結果報告」

(注) 1) 雇用期間について別段の定めなく雇われている者

2) 1カ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

3) 日々または1カ月未満の契約で雇われている者

ロ 婦人雇用者の特性

「婦人就業者」の項でその年令構成は中、高年令者が比較的多く(35歳以上45%)、有配偶者が過半数(52%)を占めていることにふれたが、婦人雇用者は若い未婚の婦人が多いことが特色となつている。

第52表 雇用者の平均年令

性		23 年	29 年	35 年	37 年
		歳	歳	歳	歳
男	子	32.6	33.2	32.8	32.8
女	子	23.5	25.4	26.3	26.9

資料出所 労働省統計調査部「23年、29年個人別賃金調査、35年賃金構造基本調査、37年特定条件賃金調査」

(注) 1) 23年は数え年である。

2) 23年は規模30人以上、29年、35年は規模10人以上の事業場の労働者である。

第53表 女子雇用者の年令構成

年 令	23 年	29 年	35 年	37 年
総 数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
18 歳 未 満	26.7	14.1	13.2	10.3
18歳以上20歳未満	21.0	18.7	18.8	18.4
20 〃 25 〃	28.8	34.5	30.4	32.2
25 〃 30 〃	8.2	11.3	12.4	11.4
30 〃 40 〃	13.0	10.7	12.5	13.6
40 歳 以 上	2.3	10.7	12.6	14.1

資料出所 労働省労働統計調査部「23年、29年個人別賃金調査、35年賃金構造基本調査、37年特定条件賃金調査」

(注) 1) 23年の年令区分は数え年で多少異なる。

2) 23年は規模30人以上(52)、その他は規模10人以上。

まず、年令についてみ

ると、婦人雇用者の平均年令は、労働省「特定条件賃金調査」(昭和37年)によると26.9歳で、男子の32.8歳とは、かなりのひらきがみられる。年令別分布をみると、25歳未

第54表 雇用者の配偶関係

配 偶 関 係	男		女	
	30 年	35 年	30 年	35 年
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
未 婚	38.2	37.9	64.7	62.4
有 配 偶	59.4	60.0	20.9	25.0
死 離 別	2.4	2.1	14.4	12.6

資料出所 国勢調査

第55表 女子労働者の中の有夫者の割合

昭 和 25 年	9.0 %
30	15.0
31	16.2
32	17.4
33	17.2
34	17.8
35	19.6
36	21.7

資料出所 労働省婦人少年局
「女子保護実施状況調査」

満の若い婦人が60.9%を占めている。しかし、29年(労働省「個人別賃金調査」)にくらべると婦人の平均年令は、1.5歳高くなり、30歳以上が増加している(第52表、第53表)。

婦人雇用者の平均勤続年数は、37年は3.9年で男子の7.8年の約半分であるが、29年(3.6年)にくらべれば、勤続年数もわずかに高くなっている。

婦人雇用者の配偶関係をみると、未

婚者が多く 62.4% を占め、有配偶者は 25% にすぎず、男子の 60% が有配偶者であることと対照的である。(35 年国勢調査)。しかし 婦人雇用者のなかに占める有配偶者の割合は増加の傾向を示しており、30 年の 20.9

第56表 雇用者の学歴構成

学 歴	29 年		35 年	
	男	女	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
小学・新中卒	69.0	75.0	61.4	66.7
旧中・新高卒	22.0	24.3	38.6	33.3
旧高専・短大卒	5.0	0.6		
旧大・新大卒	4.0	0.1		

資料出所 労働省統計調査部(29年個人別賃金調査
35年賃金構造基本調査)

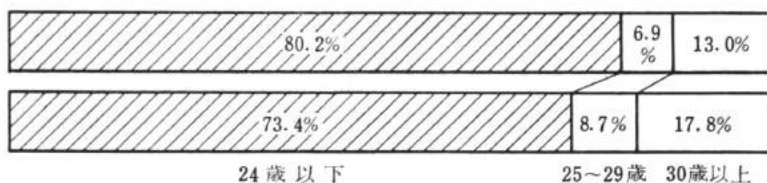
%に比べれば 35 年(25%)はかなり増加したと言えよう(第 54 表)。このことは規模 30 人以上の事業場を対象とする婦人少年局「女子保護実施状況」にも見られる傾向で第 55 表に見るように、婦人雇用者の中で配偶者のあるものは 25 年には 9% にすぎなかつたが、年ごとに増加を示し、36 年には 21.7% である。

婦人雇用者の教育程度は、第 56 表に示すとおり、35 年は、旧制中学、新制高校卒以上 33.3% となっており、男子にくらべると、義務教育以上の教育をうけたものが少ない。しかし、29 年にくらべると婦人雇用者の学歴は高くなっている。

一般的にいつて、婦人雇用者の多くは結婚までの数年間を職場で過ごし、結婚、出産などによつて退職して家庭に入り、新しく学校を卒業した若い婦人と交替している。しかし、最近、結婚しても職場で働く婦人が増加し、平均年令は高くなり、平均勤続年数も長くなっており、戦前にくらべればかなりの変化が見られるのである。

職場においても若い婦人が要求されているのであるが、最近の新規学卒者の不足にともなつて、中高年婦人の職場もいくぶん増加の傾向をたどつている。労働省「労働異動調査」によれば、第 8 図に示すとおり、30 歳以上の女子新規入職者は 31 年の 13% から、36 年は 18% へ増加した。また、家庭の主婦などの利用者が多いパートタイマーの職業紹介を行なう簡易職業紹介の女子の求人の増加が目につく(第 57 表)。

第8図 女子新規入職者の年令構成



資料出所 労働省「労働異動調査」

これは経済好況に伴う労働力不足の影響でパートタイマーの需要が増加したことによるものであるが、家庭の主婦などの就業希望者が増加したことにも関連があるとみられている。

第57表 簡易職業紹介状況

年	新規登録件数		新規求人延数		就職延数	
	男	女	男	女	男	女
昭和34年	42,254	57,046	2,452,397	3,607,655	2,204,570	3,245,856
35	37,919	56,575	2,210,523	3,837,334	1,965,152	3,325,170
36	33,260	61,912	1,916,876	4,382,138	1,650,896	3,722,523

資料出所 労働省職業安定局「労働市場年報」

一方、最近は国家の経済、雇用政策についても従来とは異なつた斬新な方向が示されるようになり、経済審議会人的能力部会の答申には「婦人労働力の活用」が述べられている。また、銀行、デパートなど高校卒の婦人を多く雇用する事業場などには、ごくわずかな事例にすぎないが、末端管理部門への婦人の登用、女子指導員制度の実施などが見られるようになった。

参考までに欧米の婦人労働者の年令構成をみると、中・高年令の婦人の職場進出が目立つており、たとえば、アメリカでは40歳前後が多く、アメリカ労働省婦人局資料によれば、35歳未満は38%にすぎず、35～44歳が23%、45歳以上が39%となつており、わが国(30歳未満72.3%、30歳以上27.7%)とは事情を異にしている。アメリカなどでは労働力不足も原因しているであろうが、結婚出産のため退職した後、子供の手が離れるようになってから再び就職する道が開かれており、中年婦人の再就職が容易であること

も婦人労働者の年令が高い一つの理由とみられるのである。最近わが国においても有識者のあいだで、このような「中年婦人の再就職」に関する問題がとりあげられているが、今後の婦人労働問題の一つの課題となるであろう。

ハ 賃 金

戦後、男女の平等、教育の機会均等、男女同一賃金の原則等が法制化され、社会的にも男女平等の気運が盛りあがったこと、また当時の逼迫した経済情勢の中では賃金形態が生活給に重点がおかれたことなどによつて、女子の賃金は引き上げられ、男子との賃金格差は次第にせばめられた。労働省「毎月勤労統計調査」によれば、男子を100とする女子の賃金は第58表に示すとおり、昭和22年以降次第に上昇し、25年には46.5%に達した。ところが、経済の安定にともなつて賃金形態が従来の生活給から職務給に移行するようになると、婦人労働者は平均年令が低く、勤続年数の短かいものが多く責任のある地位についているものが少ないために、男女の賃金格差は少し

第58表 常用労働者1人平均月間
現金給与額及び男女比率
(規模30人以上)

年	男	女	男子に 対する女子 の割合
	円	円	%
昭和22年	2,241	972	43.4
24	9,980	4,488	45.0
25	11,143	5,184	46.5
26	14,051	6,496	46.2
* 30	21,895	9,567	43.7
31	23,954	10,160	42.4
32	25,688	10,638	41.4
* 33	25,051	10,616	42.4
34	26,811	11,427	42.6
35	29,029	12,414	42.8
* 36	31,868	13,923	43.7

資料出所 労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」

(注) 30年、33年、36年は調査対象のサンプル替が行なわれている。

第59表 製造業の労職別、
男女賃金格差の推移
(男子=100)

年	職 員	労 務 者
	%	%
昭和22年	46.2	43.5
23	46.4	43.3
24	45.6	43.6
27	42.1	42.6
30	40.2	41.8
32	38.1	39.9
34	37.8	40.2
35	37.7	41.2
36	38.5	42.9

資料出所 労働省「労働経済の分析(27年)(36年)」

(注) 25年、26年は労職別に区分された結果が得られない。

つ広がり 32 年には男子に対する割合は 41.4 % となつた。その後、若年層の不足による初任給の引上げや、婦人の就業構造の変化などによつて男女の賃金格差は狭まる傾向がみられ、36 年には男子に対する割合が 43.7 % へと上昇している。製造業について労職別に男女の賃金格差の推移をみると、終戦直後には職員は労務者より男女の格差が少なかつたが(職—46.2 %, 労—43.5 %), その後職員の男女の賃金格差の拡大は労務者よりもいちじるしく、27 年をさかいに男子に対する率は労務者の方が高くなり、ひきつづきその差は拡大し 36 年には職員 38.5 %, 労務者 42.9 % となつている(第 59 表)。

最近における産業別の男女の賃金格差をみると、製造業の男女の賃金格差縮小の傾向はいちじるしく、第 60 表に見るように、金融・保険業の男女の賃金格差拡大の傾向と対照的である。

製造業を中分類でみると、電気機械器具製造業の男女賃金格差の縮小はいちじるしく、男子に対する率は 32 年は 40.1 % であつたが、その後毎年上昇し、36 年には 43.9 % になつており、繊維工業、食料品工業よりも、男子に対する率が高い。

第 60 表 産業別男女の賃金格差の推移 (男子=100)

産 業	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年
総 数	41.2	42.4	42.6	42.8	43.7
鉱 業	43.4	42.5	43.4	42.2	40.3
建 設 業	46.3	46.4	46.7	50.4	44.1
製 造 業	37.5	37.6	37.8	38.6	40.0
食 料 品 工 業	36.3	37.4	37.0	37.2	38.6
織 維 工 業	38.9	38.9	38.6	39.0	39.9
衣服その他繊維製品製造業	38.3	38.2	38.7	39.4	40.3
化 学 工 業	43.3	44.9	44.3	44.0	44.1
電 気 機 械 器 具 製 造 業	40.1	42.3	41.4	42.7	43.9
卸 売 ・ 小 売 業	44.3	46.0	44.9	44.2	47.3
金 融 ・ 保 険 業	49.0	49.3	48.7	47.4	46.0
運 輸 ・ 通 信 業	58.2	56.0	56.5	55.7	56.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		57.6	57.4	57.8	58.2

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

第 61 表 学校種別初任給

学 歴	男	女
	円	円
中 学 校	9,000	8,990
高等学校	12,520	11,100
短期大学	14,970	13,270
大 学	18,780	17,200

資料出所 労働省「新規学卒者
初任給調査」
(37年3月卒業者)

- (注) 1) 規模30人以上の事業所
2) 中位数

第 62 表 初任給対前年増加率

学 歴	36 年		37 年	
	男	女	男	女
	%	%	%	%
中 学 校	23.5	21.5	23.0	26.8
高等学校	20.6	19.0	23.0	22.6
短期大学	19.5	17.1	18.4	17.4
大 学	20.0	21.0	14.6	8.2

資料出所 労働省「新期学卒者初任給調査」
(注) 第 61 表(注)参照。

つぎに、新規学卒者の初任給は第 61 表のとおりで対前年増加率は 36 年、37 年ともに中卒の増加率がもつとも高く、37 年は女子の増加率が男子より高い(第 62 表)。37 年における学歴別に初任給における男女の賃金格差をみると、中学校、大学は格差が比較的小さく、高校・短期大学では格差が大きくなっている。(第 63 表)

第 63 表 初任給男女の賃金格差 (男子 = 100 とする女子の比率)

規 模	中 学 校	高等学校	短期大学	大 学
計	99.9	88.7	88.6	91.6
500 人 以上	102.9	84.9	86.2	90.0
100～499 人	99.9	88.4	90.1	94.6
30～ 99 人	95.5	89.0	89.0	94.1

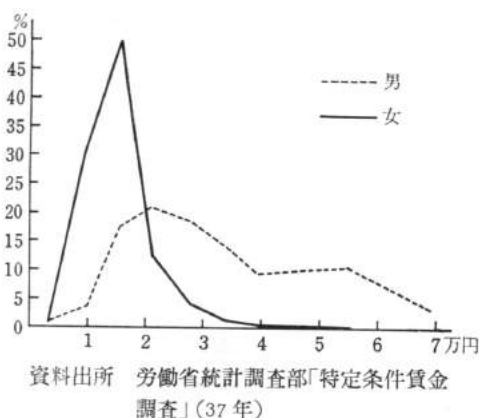
資料出所 労働省「新期学卒者初任給調査」(37 年 3 月卒業者)

(注) 第 61 表(注)参照

賃金階級別に 婦人労働者の 分布状況を見ると、「昭和 37 年 特定条件賃金調査」(労働省)によれば、2 万円未満に集中している(59.3%)のに対して、男子は 2 万円未満のものは 31.2%にすぎず、かなり幅広く分散している(第 9 図)。

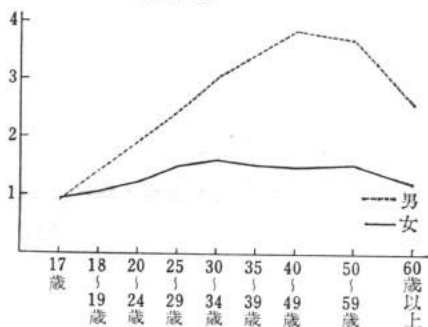
これは、既に述べたとおり婦人は、勤続年数の短かい若い年令層が圧倒的に多いことなどによるとみられている。男子の賃金は、大まかにいつてその

第9図 賃金階級別労働者分布



年令、勤続年数が高まるにつれて上昇するが、婦人の場合は、必ずしもそのような傾向がみられない。年令階級別の男女の賃金をみると、17歳の婦人の賃金は男子との差がほとんどないが年令が高くなるにつれて男女の差が大きくなり、40～49歳の層ではもつとも開きが大きくなっている(第10図)。勤続年数別にみて

第10図 年令階級別、現金給与額(産業計)



も、婦人の賃金は勤続年数が長くなるほど男子との差が大きい(第11図)。

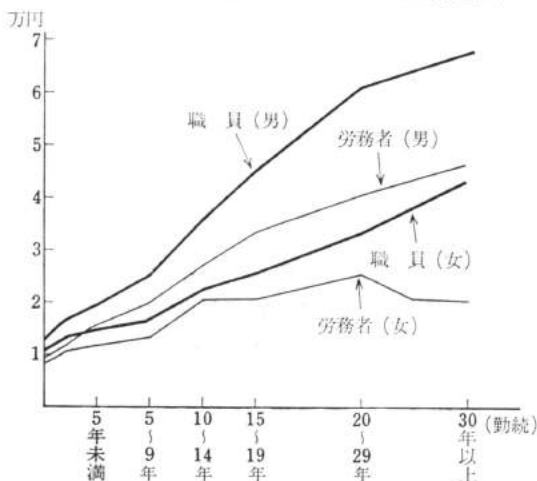
参考までに西ドイツの労働者の年令階級別賃金格差をみると、第12図のように労務者の賃金は、男女ともほとんど差がみられない。職員の場合はいくぶん格差がみられるが、わが国ほど大きくない。

ニ 労働組合

戦後、労働組合の組織化は急速な発展をとげ、女子労働組合員数も急激に増加したが、昭和24年を頂点としてその後一時減少した。しかし、28年ごろから再び徐々に増加しはじめ、37年の女子組合員数は、戦後最高を示すに至った。これは雇用者が増加したことと、未組織労働者の組織化が活発に行なわれたことなどによるといわれている(第64表)。

労働省「労働組合基本調査」によると昭和37年6月現在の全国の単位組合数は47,812、女子組合員数は237万人(前年にに対し20万人増)で、組合員総数の27.7%(前年26.7%)を占めている。婦人組合員の産業別分布をみると、

第11図 勤続年数別労働別現金給与額(製造業)



資料出所 労働省統計調査部「特定条件賃金調査」(37年)

(注) 1) 職員(男)は旧中新高卒, 職員(女)は旧中新高卒以上

2) 労務者は小学新中卒

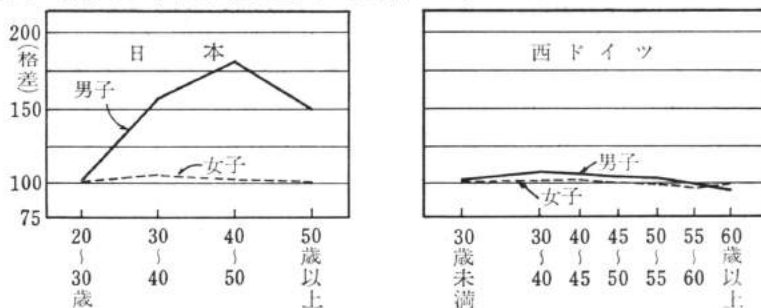
製造業がもつとも多く 99万人(41.7%), ついでサービス業, 卸売小売・金融保険・不動産業となつている(第65表)。

雇用者総数中に占める組合員の割合(組織率)をみると, 婦人は30%(前年29.9%)で男子の38%をかなり下回つている。婦人の組織率を産業別に見ると, 最高は, 公務の95%で, つぎが運輸・通信・電気ガス水道業(71.1%), 建設業(42%)となつている。製造業, サービス業, 卸売・小売・金融・保険不動産業は女子雇用者が多いが, 組織率は比較的に低く, それぞれ34.3%, 22.3%, 16.9%である。

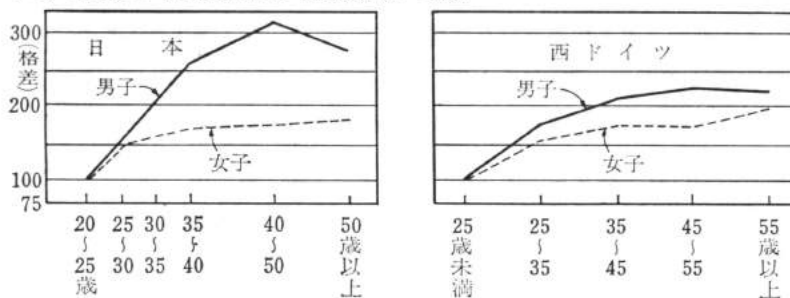
婦人組合員は, 全体の約3割を占めているにもかかわらず, 組合の役員となつている婦人は非常に少ないのではないかと想像される。最近, 男女別

第12図 年令別賃金格差の日独比較

(イ) 労務者の年令別賃金格差 (30歳未満=100)



(ロ) 職員の年令別賃金格差 (25 歳未満=100)



資料出所 労働省統計調査部「労働経済図説」(第7集)日本は34年。ドイツは32年。

第64表 労働組合員数

(各年6月末)

年	組 合 員 数		雇 用 者 数	
	男	女	男	女
昭和 23 年	万人 503	万人 151	万人 929	万人 330
24	513	152	894	298
25	447	130	910	344
28	448	136	1,100	428
30	471	147	1,164	498
33	519	169	1,395	636
35	558	194	1,553	716
36	598	217	1,596	720
37	641	237	1,687	790

資料出所 組合員数 労働省統計調査部「労働組合基本調査」

雇用者数 総理府統計局「労働力調査」

組合役員選出等についての全国的調査がないが、労働組合運動が活発であつた昭和23年においても婦人の役員は組合員の1%にすぎず(男子5%), 28年には、1.3%(男子5.3%)である(労働組合基本調査)。女子労働者の多い全国繊維産業においても、婦人の役員は1.1%, 男子は5.6%である(31年12月末・婦人少年局調)。

ホ そ の 他

最近、職場婦人の福祉に対する関心も少しずつ高まつてきているが、とく

に職場婦人のための政府の福祉施策として、国庫補助による都道府県立「働く婦人の家」(38年3月8カ所)がある。これは中小企業の密集地帯に設置され、婦人労働者の生活相談、育児指導を行なうほか、家事援助のための施設、託児施設の運営などを行なっている。

4. 農家の婦人

(1) 最近の農業の動向

30年ごろを機として日本経済は新たな発展を示したが、これとほぼ同じ頃から、農業もまた新しい展開を示した。農林省

「農業の動向に関する年次報告」(36年)によれば、30年以降農業生産は戦前水準を3割以上上回る水準で安定した伸びを示したが、これは、農地改革による自作化や小作料負担の激減、耕作権の安定に伴う農業者の生産意欲の向上、資本装備の増大、農業技術の進歩、公共投資による生産基盤の整備等が総合された効果を現わしたものと見られている。つぎに、経済の高度成長にともなう農産物(とくに畜産物・果実など)需要が増加し、食糧の消費構造の高度化が進み、その結果、農産物の商品化率も著しく増大した。第三に第二次、第三次産業の雇用の拡大にともなつて農家労働力の他産業への移動も増大し、農業就業者が減少し、「省力技術の発展」を促がし、また、農業構造の改善の契機をも与えている。

一方、農業経営に目を向けると、30年以降もひきつづき農業を従とする第二種兼業農家が増加しており、最近協業経営も急激に進展しはじめている。また、農休日の実施をはじめとして、わずかではあるが、いわゆる農業法人、月給制を実施する農家が見られるなど、経営面においても変化が見られるようになった。

しかし、最近における重化学工業化を中心とする日本経済の急速な成長の

第65表 産業別女子労働組合員分布状況

総 数	100.0 (237万人)
建 設 業	5.8
製 造 業	41.7
(織 維 工 業)	(15.2)
卸 売 業・小 売 業	5.1
金 融・保 険 業	8.8
運 輸・通 信	10.5
電 気・ガ ス・水 道 業	
サ ー ビ ス 業	17.4
(教 育)	(10.3)
公 務	8.8
そ の 他	1.9

資料出所 労働省統計調査部「労働組合基本調査」37.6

第 66 表 農業・製造業の生産性指数
(32—34年度平均=100)

年	農 業		製 造 業	
	就業人口 指	生産性 指数	就業人口 指	生産性 指数
28	108.9	67.8	81.1	66.2
30	108.7	90.4	87.3	71.9
33	99.0	101.5	101.0	90.7
35	94.4	111.5	108.1	138.2
36	91.9	115.7	115.1	157.3

資料出所 農林省「農業の動向に関する
年次報告」(37年度)

(注) 生産性指数は生産指数を就業人口
指数で除したもの

なかで、農業の成長は工業にくらべて著しいおくれをみせ、その結果、国民所得に占める農業所得の割合は30年度の17.9%から35年度には10.8%へ、さらに、36年度は9.8%に低下した。また、他産業にくらべると、農業の生産性の上昇はかなり低く、32～34年平均を基準とした生産性指数は、第66表に示したとおり、36年は

115.7で前年に対して3.8%上昇したが、同一基準年次による36年の製造業の生産性指数は157.3で前年に対し13.8%増で、農業のそれよりもはるかに高い上昇を示している。一方、生活水準においても、農家と都市世帯とのあいだには格差が見られ農家の世帯員1人当り家計費は、全国勤労者世帯のそれよりもかなり低く、36年度は75.9%で前年(75.8%)よりも格差がわずかに縮小したが34年(76.6%)より拡大している。

このような最近の農業の動向は農家における婦人の生活にも影響を与えていると見られるが、以下、とくに、婦人の就業に関係の深い動向(農家戸数・専・兼業状況・農業就業者数など)について概観しておこう。

まず、農家戸数についてみると、30年から35年にかけて農業人口は減少の傾向をたどつたにもかかわらず、農家数は増加しており35年は600万戸(世界農林業センサス)で30年よりも約1万5千増加している。しかし、36年以降は農家数も減少の傾向を示し、農業調査結果報告(36年)では590万戸である。経営規模別農家数は、30年～35年の間においては1.0町を境としてそれより規模の大きい農家が増加し、規模の小さい農家が減少する傾向を示していた。ところが、35年～36年の動きをみると、このような農家数増減の分岐点は従来の1.0町から1.5町に上昇している(第67表)。しかし、零細農家は依然として多く、36年においても1町未満は70.6%である。

第 67 表 経営規模別農家数(全都府県)

(単位 千戸)

経営規模	実 数			増 減 数		
	30年2月	35年2月	36年12月	30～35年	35～36年	
3 反 未 満	1,268	1,266 (1,254)	1,199	△	13	△ 68
3 ～ 5 反	1,006	992 (984)	970	△	22	△ 22
5 反～1.0 町	1,955	1,907 (1,898)	1,848	△	58	△ 59
1.0 ～ 1.5 町	981	1,002 (999)	993		17	△ 8
1.5 ～ 2.0 町	376	404 (403)	407		27	3
2.0 町 以 上	209	237 (236)	244		27	8
例 外 規 定	10	17 (17)	11		6	△ 5
計	5,806	5,823 (5,792)	5,672	△	15	△ 151

資料出所 農林省「農業の動向に関する年次報告」(37年度)

(注) (1) 30年は農林省「臨時農業基本調査」

35年は「1960年世界農林業センサス」

36年は「農業調査」による。

(2) 30年および35年の()内は奄美群島を除いた農家数である。

(3) 36年の農家数は新設農家の把握率が著しく低いので、零細規模の農家数はかなり過少となっている。

(4) 4捨5入の関係で各農家層の農家数を加えたものは必ずしも計に一致しない。

第 68 表 専業・兼業別農家数

年	総 数	専 業	兼 業			農家総数に占める兼業の割合		
			総 数	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	
昭和21. 4. 26	万 570	万 306	万 264	万 167	万 97	% 29.4	% 17.0	
〃 25. 2. 1	618	309	309	175	134	28.4	21.6	
〃 30. 2. 1	604	211	394	227	166	37.6	27.5	
〃 35. 2. 1	606	208	398	204	194	33.6	32.1	
〃 36. 12. 1	* 590	155	435	180	255	30.5	43.2	

資料出所 第 36 次農林省統計表(世界農林業センサス) *「農業調査結果報告書」

(注) 専業農業とは世帯員中に自家農業以外の仕事で収入を得ているものが1人もいない農家をいい、兼業農家とは世帯員中に自家農業以外で収入を得ているものがいる農家をいう。このうち、第1種兼業とは、農業を主とする農家をいい、第2種とは農業を従とするものをいう。

つぎに専・兼業農家数の推移をみると、昭和25年には専業・兼業農家ともに309万戸であるが、最近11年間のあいだに専業農家は半減し155万となり、一方、兼業農家は4割増の435万となつた。その結果、農家総数に占める割合は兼業農家が圧倒的に多く73.7%となり、そのなかでも、農業を従とする第2種兼業農家の増加がめざましく、25年の21.5%に対し36年には43.2%に膨張している(第68表)。「1960年農林業センサス」によれば、兼業農家では8割以上9割近くは世帯主あるいはあととりが兼業に従事しており、しかも兼業農家の5割は世帯主が年間100日以上兼業に従事している(36年度「農業の動向に関する年次報告」80頁)。兼業農家のなかでも、第2種兼業農家における婦人労働の比重はいちじるしく高く、農業従事者中男子比率(36年、全都府県)は専業農家、第1種兼業農家がともに50%に対し、第2種兼業農家は37.2%である(37年度「農業の動向に関する年次報告」89頁：表V-17)。いわゆる「主婦農家」の増加というのは第2種兼業農家のなかに見られる現象である。他方、前掲第67表に示したように最近2町以上の農家が増加しているが、これら農家のなかには新しく企業的な意識で農業経営を行なうものが目につくようになった。

農業就業者数は30年以降、第2次第3次産業の雇用の増大にともなつて、男女ともに減少しているが、とくに男子の減少がいちじるしい。すなわち、30年を100として35年を比較すると(国勢調査)女子は92(61万減)に減少したが、男子は80.5(103万減)で、実数をみると女子は716万人で男子よりも110万人多い(第69表)。つまり、従来からわが国婦人就業者総数の過半

第69表 農 業 就 業 者 数 (15歳以上)

年	農 業 就 業 者		就業者総数に占める農業の割合	
	男	女	男	女
昭和25年	782万人	830万人	35.7%	60.3%
30	709	777	29.6	50.0
35	606	716	22.8	42.0

資料出所 「国勢調査」

(注) 昭和25年は14歳以上就業者数

第70表 新規学卒者のうち農林業就業者の割合 (%)

年	中 学		高 校	
	男	女	男	女
25 年	61.9	60.1	23.3	22.0
30 年	32.8	30.8	20.8	12.9
35 年	15.2	12.3	11.0	4.4
37 年	11.0	8.2	6.7	2.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

数を占めていた農業就業者は、30年以降急に減少しはじめ、35年にはその割合は42%になつたが、農業における婦人労働の比重はたかまつてきており、25年は51.5%に対し35年は53.3%と上昇している。

おわりに、農林業からの離職の状況をみると、まず、新規学卒者で農林業に就業するものの減少が目につく。このことについては前章「職業」のところでもふれたが、25年には、新規中学卒業生の約6割は農林業に就業しているのに対し、37年にはわずかに約1割が就業したにすぎない。新規高校卒業生についても、農林業就業者は減少の傾向がみられ、とくに、女子の減少が目だっている。(第70表)。

この点について前掲「農業の動向に関する年次報告」(36年度17頁)は、「終身雇用と年功序列賃金という日本特有の雇用制度と賃金体系のもとで他産業の雇用需要が若年令層に集中していることを反映して、新規学卒者を中心とする若年令層がいぜんとして農家人口の他産業への移動の主力をなしている」と述べている。

しかし、近年は中年令層や、経営主、あとの移動も増加している。農林省「農林漁家就業動向調査」によれば、36年において20歳以上のもので離村により他産業に就職したものは前年にひきつづき増加しているが、第71表に見るように女子よりも男子の流出者が多い(男子35年8万人、36年8万9千人、女子35年4万1千人、36年4万7千人)。また、通勤形態による他産業就職者は36年は前年に対し14%増加し、とくに20歳以上の男子、経営主、あとの増加が目につく。通勤就職者の56.7%は19歳以下であるが

前年(65.5%)より若年層が減少しており、世帯での地位をみると、経営主、あとの増加がいちじるしい(36年36.5%, 35年30%)。

このような傾向にともなつて、農業就業者の構成は中高年層や婦人の比重が高まり、将来における農業生産の停滞のおそれが指摘されている。一方、農家の労働力不足にともなつて、従来、過剰人口を前提としていた農村社会のしくみがくずれ、婦人が農家における主要な働き手となることによつて婦人の地位は高まり、農村の意識、しきたりなども変わるであろうとの見解もある。いずれにせよ、ここしばらくは、中年以上の婦人労働に依存せざるを得ないことは農林省資料からも認識されることであり、この事実にもとづき、農業生産の発展とともに農業に就業する婦人の福祉の増進のための適切な施策がのぞまれている。

第71表 農林漁家世帯員の他産業への就職者数

年 令 等		実 数 (100人)				対前年比 (%)			
		離村形態		通勤形態		離村形態		通勤形態	
		35年	36年	35年	36年	35/34	36/35	35/34	36/35
総 数		4,248	4,415	2,820	3,219	103.4	103.9	123.2	114.1
男	総 数	2,418	2,509	1,549	1,833	107.4	103.8	120.7	118.3
	19歳以下	1,618	1,622	889	864	101.9	100.2	123.1	97.2
	20～34歳	744	810	500	649	127.1	108.9	114.9	129.8
	35歳以上	56	77	160	320	101.8	137.5	127.0	200.0
女	総 数	1,830	1,906	1,271	1,386	98.5	104.2	126.3	109.0
	19歳以下	1,417	1,438	955	960	96.7	101.5	125.3	100.5
	20～34歳	383	430	261	327	103.5	112.3	123.7	142.5
	35歳以上	30	38	55	99	142.9	126.7	166.7	180.0
世帯上の別	経営主	50	71	233	405	156.3	142.0	126.6	173.8
	あとの	550	581	612	774	119.3	105.6	124.9	126.5
	その他の家族	3,648	3,763	1,975	2,040	100.9	103.2	122.5	103.3

○離村形態とは世帯を離れて就職したもの、通勤形態とは世帯から離れずに就職し通勤しているもの

資料出所 農林省「農林漁家就業動向調査」

(2) 農業における婦人労働の推移

農業就業者のなかで、婦人の比重が高くなつてきていることについては前項で述べたが、ここでは農家婦人の家族農業就業状況の推移について見ることにする。

わが国の農業は家族を中心とする労働力によつて営まれているが、農業に働く婦人の84%は家族従業者である。最近5年間の推移を見ると、家族従業者の占める割合はいくぶん減少し、業主の増加が目につく。参考までに男子についてみると、65%は業主で家族従業者は33%にすぎない(第72表)。

第72表 従業上の地位別農業就業者数 単位 1,000

性	年	総 数	業 主	家族従業者	雇 用 者	家族従業者の総数に占める割合 %
男	昭和25年	7,819	4,460	3,035	323	38.8
	30年	7,088	4,215	2,623	250	37.0
	35年	6,057	3,922	2,010	125	33.0
女	昭和25年	8,314	861	7,250	201	87.2
	30年	7,768	718	6,891	160	88.7
	35年	7,159	1,027	5,991	140	83.5

資料出所 国勢調査

第73表 農家家族員の業態(一戸当平均)

業 態		男				女			
		25 年	30 年	35 年	36 年	25 年	30 年	35 年	36 年
家 族 員 数		人 3.25	人 3.02	人 2.73	人 2.71	人 3.36	人 3.20	人 2.97	人 2.93
家族農業を主とするもの		1.44	1.26	0.89	0.83	1.55	1.39	1.19	1.14
自営兼業を主とするもの		0.05	0.03	0.08	0.07	0.01	0.01	0.03	0.04
賃労働を主とするもの		} 0.08	0.20	0.32	0.37	} 0.01	} 0.05	0.12	0.13
臨 時 的 な も の				0.11	0.13			0.04	0.05
恒 常 的 な も の				0.21	0.24			0.08	0.08
職員勤務を主とするもの		0.24	0.16	0.18	0.18	0.06	0.04	0.05	0.05
非 就 業 者		1.43	1.38	1.23	1.23	1.72	1.70	1.54	1.53
他出家族	他 出 出 稼	0.04	0.08	0.17	0.19	0.02	0.05	0.11	0.11
	家 族 遊 学 そ の 他	0.01	0.03	0.03	0.03	0.00	0.01	0.02	0.02

資料出所 農林省「農家経済調査」

農家一戸当り家族員の就業状況をみると(農林省「農家経済調査」), 家族農業に従事しているものは, 女子が多く 36 年は, 女子 1.14 人, 男子 0.83 人となっている。最近 10 年間のうごきをみると男女ともに減少の傾向をたどっているが, とくに男子の減少がいちじるしい。一方, 賃労働を主とするものや他出稼が男女ともに増加している(第 73 表)。

年令階層別に家族農業従業者数のうごきをみると, 女子は 36 年は 25 年にくらべると 20 歳未満は, 約 10 分の 1, 20 歳～35 歳未満は約 3 分の 2 に減じたが, 35 歳以上は 30 年以降わずかに増加の傾向を示している。同期間の男子をみると 20 歳～35 歳未満は半分以上となり, 35～60 歳未満の層においても 36 年は 25 年の 7 割に減じている(第 74 表)。

第 74 表 家族農業従業者の推移(一戸当平均)

性	年 令	25 年	30 年	35 年	36 年
男	0 ～ 20 歳未満	人 0.26	人 0.09	人 0.04	人 0.03
	20 ～ 35 歳	0.61	0.49	0.30	0.27
	35 ～ 60 歳	0.71	0.59	0.52	0.51
	60 ～	0.20	0.20	0.18	0.18
	計	1.78	1.37	1.04	0.99
女	0 ～ 20 歳未満	0.25	0.10	0.05	0.02
	20 ～ 35 歳	0.67	0.58	0.44	0.41
	35 ～ 60 歳	0.69	0.61	0.62	0.64
	60 ～	0.13	0.13	0.12	0.12
	計	1.74	1.42	1.23	1.19

資料出所 農林省「農家経済調査」

このような傾向は従業時間にも見られる現象で, 第 75 表に示すように, 30 年以降 60 歳未満の男子及び 35 歳未満の女子の従業時間がいちじるしく減少しているのに対し, 35 歳以上の女子の従業時間はむしろ増加の傾向を示している。

専従(労働日数年間 150 日以上のもの), 補助者(労働日数年間 60 日～149 日までのもの)別に家族農業従業者の推移をみると, 専従者の減少は補助者よりもいちじるしく, とくに男子専従者の減少が目につく。年令階層別にみると, 35 歳未満の専従者の減少が目だっているが, 35 歳以上は男子専従者は

かなり減少しているのに対し、女子はほとんど停滞している。しかし、35～60歳未満の補助者は男女ともにいくぶん増加の傾向がみられる（第76表）。以上を要約すると、家族農業従業者は全般的に減少の傾向を示したが、若年層、中年男子の減少がいちじるしく、その結果、35歳以上の女子の比重が相対的に高まってきたと言えよう。このようなうごきは36年以降も進行し

第75表 家族農業従業時間(一戸当平均)

年 令	男			女		
	30 年	35 年	36 年	30 年	35 年	36 年
～15歳未満	時 20	時 9	時 10	時 10	時 5	時 5
15～20 ㄱ	156	70	52	144	64	44
20～35 ㄱ	935	570	498	951	698	640
35～60 ㄱ	1,101	904	897	980	965	988
60～	312	272	280	167	167	168
計	2,524	1,825	1,737	2,252	1,899	1,845

資料出所 農林省「農家経済調査」

第76表 専従・補助者別家族農業従業者(一戸当平均)

専従 補助	年 令	男			女		
		30 年	35 年	36 年	30 年	35 年	36 年
専 従 者	0～20歳未満	人 0.05	人 0.02	人 0.02	人 0.05	人 0.02	人 0.01
	20～35 ㄱ	0.39	0.23	0.20	0.38	0.28	0.27
	35～60 ㄱ	0.46	0.37	0.35	0.39	0.38	0.39
	60～	0.12	0.10	0.10	0.05	0.04	0.04
	計	1.02	0.72	0.67	0.87	0.72	0.71
補 助 者	0～20歳未満	0.04	0.02	0.01	0.05	0.03	0.01
	20～35 ㄱ	0.10	0.07	0.07	0.20	0.16	0.14
	35～60 ㄱ	0.13	0.15	0.16	0.22	0.24	0.25
	60～ ㄱ	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	計	0.35	0.32	0.32	0.55	0.51	0.48

資料出所 農林省「農家経済調査」

(注) 専従者とは年間の自家農業投下労働日数とゆい手伝、手間替出の労働日数合計が150日以上のも、補助者とは上記自家農業投下労働日数とゆい手伝、手間替出の労働日数合計が60日以上149日までのもの

ているが、地域によつて相違が見られる。37年度「農業の動向に関する年次報告」によれば「関東、近畿などの大都市近辺では、都市化の影響による女子基幹労働力の家事面への移行もあつて、女子の比率は相対に低くなつてゐる」ことが指摘されている。

経営規模別に家族農業従業者に占める女子の割合をみると、規模が小さくなるほど女子労働力に依存する傾向がつよく、36年農家経済調査によれば0.3町未満では69.6%，0.3町～0.5町未満では63%が女子で占められているが、1町以上の農家では50%程度である(第77表)。

第77表 経営規模別家族農業従業者に占める女子の割合(全府県)

経営規模	男	女	総数に占める女子の割合
0.3町未満	0.27	0.62	% 69.6
0.3町～0.5町未満	0.55	0.94	63.0
0.5町～1町	1.05	1.25	54.4
1町～1.5町	1.44	1.45	50.2
1.5町～2町	1.61	1.58	49.5
2町以上	1.74	1.72	49.7

資料出所 農林省「農家経済調査」(36年)

農業就業者の減少にもかかわらず、農業生産が向上しているのは、農業技術の改善、動力による農機具の普及によるところが大きい。参考までに農機

第78表 農機具普及状況(一戸当平均)

農機具名	25年	30年	35年	36年
発動機	0.1	0.29	0.32	0.33
動力(駆動型)	0.0	0.02	0.06	0.07
耕耘機(牽引型)			0.07	0.11
動力噴霧機	0.0	0.02	0.04	0.06
動力脱穀機	0.3	0.46	0.51	0.53
動力穀摺麦摺機	0.2	0.17	0.16	0.17
精米、精麦機	0.1	0.16	0.15	0.15
動力カッター	不明	不明	0.09	0.10
農用オート三輪車	0.2	0.2	0.02	0.02
犁	0.9	0.85	0.65	0.61
碎土機	1.0	0.82	0.60	0.57
畜力、人力作業機	0.1	0.13	0.12	0.11
カルチベーター	0.7	0.54	0.34	0.31
足踏脱穀機	0.0	0.24	0.94	1.01
牛馬車	0.8	0.89		
荷車リヤカー				

資料出所 農林省「農家経済調査」

具の普及状況をみると第78表に示す通り、発動機、動力耕耘機、動力脱穀機、動力噴霧機など動力による作業機などは25年以降急激に普及したが、同期間において足踏脱穀機、犁のように人力、畜力による作業機はかなり減少している。このような動力による農業機械の普及により、農業経営費に占める農具修繕及び減価償却費は25年以降増加の傾向をたどっており、36年は18.3%で、25年(3.8%)にくらべるといちじるしく増加している(第79表)。また、農業労力の節減に関係のある農業薬剤の農業経営費に占める割合も増加しており、25年の2.7%に対し36年は3.6%である(第79表)。

第79表 農業薬剤、農具修繕費などの農業経営費に
占める割合(1戸当平均)

農業経営費目	25年	30年	35年	36年
農業経費総額	100.0 % (35,529 円)	100.0 % (116,948 円)	100.0 % (133,522 円)	100.0 % (154,935 円)
農業薬剤	2.7	2.9	3.6	3.6
農具修繕及び減価償却	3.8	12.5	15.1	18.3

資料出所 農林省「農家経済調査」

(3) 農家生活と婦人

昭和30年ごろから農業経済が新しい展開を見せたように、農家の生活にも変化があらわれてきている。従来、農家では家族労働に依存するために、子供の数は多いほどよいとの考えが根づよく、また、長時間働くことがよいとされ、生活を高めることをぜいたく視する傾向が強かつた。しかし、既に述べたとおり、農家の世帯主、息子、娘など都市への在宅通勤者の増加や、婦人団体、農協婦人部などの組織的活動などによつて農家の生活意識や生活様式にも都市化の傾向があらわれている。例えば、都市世帯においては、戦後、急激に一夫婦当り子供数が減少しはじめているが、農家においても都市世帯よりも減少率は低いが、出生率は低下し、家族人員が減少の傾向をたどっている。すなわち、第80表に見るように、農家家族人員は25年には6.61人であつたが、36年には5.63人に減じ、25年にくらべると約1人減少したことになる。また、水道などの社会的施設も次第に普及し、台所改善をは

じめ、テレビ、ミシン、洗濯機などの家庭用品も普及している。子女の教育に対する関心も高まってきたり、近年、上級学校に進学するものの増加が目につく(第80表)。また、農家の婦人の過労をなくすために、農休日を設定する部落も次第に増加している(第81表)。

第80表 農家世帯員数と遊学者数(1戸当平均)

	男				女			
	25	年	36	年	25	年	36	年
家族員数	人 3.25		人 2.70		人 3.36		人 2.93	
遊学その他	0.01		0.03		0.00		0.02	

資料出所 農林省「農家経済調査」

第81表 農家における休日の有無(37年2月)

専・兼業別等		総数	あ	ない
		%	%	%
総数		100.0	29.3	70.7
専業農家		100.0	31.9	68.1
第1種兼業農家		100.0	29.9	70.1
第2種		100.0	26.0	74.0
各府県	5反未満	100.0	27.9	72.1
	5反～1町未満	100.0	24.1	75.9
	1町～1.5町	100.0	38.5	61.5
	1.5町～2町	100.0	34.9	65.1
	2町以上	100.0	49.2	50.8

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」

また、農家における労働力の女性化の傾向にともなつて、その質的低下が憂慮されているが、一面においては、婦人が責任をもたされることにより意欲的に仕事をする事例も見られ、婦人問題の立場からみれば、農家における婦人の地位の向上に役立っていると見ることもできよう。しかし、一般的にみれば農家の生活は都市世帯の生活よりもたちおくれており、農家の婦人は農業労働と家事労働の二重の負担によつて過労になつてゐるものが少なくなく、農業基本法にも「生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること」と規定されており、今後の改善に期待されることが多いのである。

まず農家生活を消費水準の面からみると30～34年度の間には平均年率2.7%の上昇率であつたのが、35年度には急激に上昇して7.3%に、さらに36年は大幅にのび14.5%に達した。一方、都市世帯の消費水準をみると30～34年の間には平均年率5.1%の割合で上昇しており農家のそれよりもいちじるしく上回つていたが、35年度の前年度に対する上昇率は5.7%、36年は8.1%で、農家よりも上昇率が低くなつてゐる。このような農家の消費水準の向上は、商品生産農業の進展による農業所得の増加にもよるが、それ以上に経済の高度成長のもとで農外所得が著しく増加したことによるものと見られている。農家所得の構成をみても、農業所得の占める割合は、第82表に示すとおり、32年以降次第に減少の傾向を示しているのに対し(32年56.6%, 36年51.5%), 農外所得のうちの労賃俸給収入は上昇の傾向をたどつてゐる(32年27.3%, 35年35.3%)。

第82表 農家経済の主要指標(全国農家平均1戸当り)

(単位 %)

区 分		32 年 度	35 年 度	36 年 度
農家所得の 構 成	農 業 所 得	56.6	53.3	51.5
	農 外 所 得	43.4	46.7	48.5
	うち労賃俸給収入	(27.3)	(31.7)	(35.3)
	農 家 所 得	100.0	100.0	100.0
可処分所得 の 配 分	家 計 費	93.8	89.2	89.2
	経 済 余 剰	6.2	10.8	10.8
	可 処 分 所 得	100.0	100.0	100.0
農業所得による家計充足率		60.4	59.5	57.0

資料出所 農林省「農業の動向に関する年次報告」(36年, 37年)

(注) 1) 農林省「農家経済調査」による

2) 農業所得による家計充足率とは、農業所得を家計費で除したパーセント

では、どのような面で農家の消費水準が向上しているかをみると、耐久消費財の購入や余暇消費の増大が目立っており、たとえば、農家のテレビ普及状況をみると、経済企画庁資料によれば、34年2月には、4.3%にすぎなかつたものが、37年2月には48.9%となつてゐる。また、電気ガマ、電気冷蔵庫、

カメラなど家事労働軽減、あるいはレジャーのための耐久消費財は都市より普及率が低いが次第に普及しはじめている(第83表)。

このような消費水準の向上は、農家の家計費の構成にも影響を及ぼしており、28年以降、家計費総額に占める飲食費は減少の傾向をたどり、(28年48.9%, 36年41.2%)そのなかでも穀類の占める割合の減少が目立つ一方、住居費のなかの家具じゅう器費(34年6.0%, 36年9.0%)の増加が顕著である(第84表)。専業・兼業別に家計費の構成をみると、第85表に示すように兼業農家の方が世帯員1人当り家計費も高く、家計費に占める飲食費の割合(エンゲル係数)も低い。

第83表 農家の主要耐久消費財の普及率

耐久消費財名	34年2月	37年2月
電 気 ガ マ	4.7	19.4
電 気 冷 蔵 庫	—	4.8
電 気 洗 濯 機	6.8	22.9
電 気 ゴ タ ツ	—	23.9
扇 風 機	—	12.4
テ レ ビ	4.3	48.9
カ メ ラ	17.3	21.4
オ ル ガ ン	—	2.5
ミ シ ン	52.5	62.8

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」

第84表 農 家 家 計 費 (一戸当平均)

年		世帯員	支出総額	食料費(1)		住居費	光熱費(2)	被服費	雑費
				計	穀類				
実数	昭和28年	人	円	円	円	円	円	円	円
	30	6.27	285,922	139,948	71,303	31,609	14,584	35,584	64,197
	35	5.72	314,655	155,534	79,794	36,549	14,795	34,084	73,693
	36	5.64	369,682	160,710	72,347	51,115	17,197	41,620	99,040
構成比(%)	昭和28年	—	100.0	48.9	50.9	11.1	5.1	12.4	22.5
	30	—	100.0	49.4	51.3	11.6	4.7	10.8	23.4
	35	—	100.0	43.5	45.0	13.9	4.7	11.3	26.7
	36	—	100.0	41.2	41.9	15.7	4.6	11.3	27.2

資料出所 農林省「農家経済調査」

(注) (1) 共同炊事、外食、学校給食費をふくむ (2) 水道費を含む(家族員以外の賄費を含む)。

最近では家庭管理の面においても変化がみられるようになった。従来農家では「財布のひも」は家長がにぎっており、主婦はその命令によつて家計をまかなっているものが多かつたが、主婦農家の増加や、婦人団体などによる月給

制、予算生活、家計簿の記入などの普及活動や、一般的な民主化の風潮などによつて、家計の運営をまかされる主婦が目につくようになってきている。

第85表 専・兼業別家計費

区 分	専業農家	兼 業 農 家			
		平 均	賃労働者の いるもの	勤務者のい るもの	自営兼業
家族家計費(円)	373,402	400,147	310,352	423,011	384,663
うち飲食費(円)	164,149	167,252	147,801	171,454	168,292
エンゲル係数(%)	44.0	41.8	47.5	40.6	43.8
世帯員1人当 家 計 費(円)	62,657	67,139	55,321	70,385	62,445

資料出所 農林省「農家経済調査」(35年)

農家生活が向上したといつても、都市世帯の消費水準よりも低く、第86表に示すとおり、36年における農家の世帯員の1人当り家計費は全国勤労者世帯の75.9%にすぎない。また、家計費の構成をみても、勤労者世帯にくらべれば、エンゲル係数はかなり高く、また、教養文化費を含む雑費の割合も低くなつている(第87表)。

第86表 農家・非農家の世帯員1人当り家計費

世帯の種類	1人当り家計費		各世帯1人当り家計費を 100とする農家の割合		
	35年	36年	34年	35年	36年
	円	円	%	%	%
全 国 農 家	60,653	68,857	—	—	—
全 国 勤 労 者	79,971	90,751	76.6	75.8	75.9
中小都市勤労者	78,557	88,282	78.0	77.2	78.0
全都市勤労者	85,700	97,551	71.2	70.8	70.6

資料出所 農林省「農業の動向に関する年次報告」(37年度)

(注) 農家は農林省「農家経済調査」による家族家計費、勤労者世帯および全世帯は総理府「家計調査」「特別家計調査」と「全国消費実態調査」による消費支出。

最近、農家における住居費、そのなかでも家具じゅう器費が、勤労者世帯のそれをいくぶん上回つてきているが、主な耐久消費財の所有状況をみると、第88表に示すとおりオートバイ・スクーターをのぞいて、電気洗濯機・電気こたつなどのように家事労働の軽減に役立つ電化器具や、テレビ・カメラなどの娯楽的器具などの普及率は勤労者世帯よりも低くなつている。専業・兼

第87表 家計費の費目別構成

(単位 %)

区分	費	目	34 年	36 年
全 国 農 家	総	数	100.0	100.0
	食	料	45.7	41.2
	1) (穀	類)	(47.2)	(41.9)
	被	服	10.9	11.3
	光	熱	4.5	4.6
	住	居	13.0	15.7
	(家具, じゅう器)		(6.0)	(9.0)
全 都 市 勤 労 世 帯	雑	費	25.9	27.2
	総	数	100.0	100.0
	食	料	39.6	37.5
	1) (穀	類)	(30.8)	(25.4)
	被	服	12.5	12.7
	光	熱	4.6	4.8
	住	居	9.9	10.9
	(家具, じゅう器)		(5.0)	(5.4)
	雑	費	33.4	34.1

資料出所 農林省「農業の動向に関する年次報告」
(37年)

(注) 1) 穀類は穀類/食料=主食率である。

2) 農家の雑費には臨時費が含まれる。

業別に耐久消費財の普及状況をみると、第2種兼業農家が普及率をもつとも高い。また、住宅事情をみると、総理府「住宅統計調査結果報告」(33年)によれば、世帯員1人当り量数では市部の4.1量に対して郡部は4.7量となっており、面積からいえば農家住宅の方が都市住宅よりも広く良好のように推量されるが、構造的にみれば、採光、通風、保温などの点では、一般的にいつて農家住宅は都市住宅に比べて劣っているものが多いと見られている。

食生活についてみても、最近栄養的に改善されてきているが(第89表)、都市世帯

にくらべれば、まだ、澱粉性食品が多く、肉、卵、牛乳などの動物食品の消費が少ない。その結果、第90表に見るように、熱量は都市世帯よりも多いが動物性蛋白質や、脂肪の摂取量は少なくなっている。

食生活における栄養不足や、過労などがあいまつて農家は都市世帯よりも健康者が少なく、男女別にみると、男子よりも女子に健康者が少ない(第91表)。乳児の死亡率についてみても、農家の多い郡部は市部より高くなっている(第92表)。一方、公共施設に目をむけると、婦人の家事労働軽減に役立つ水道は都市にくらべると農村はいちじるしくおけている(第93表)。ガスについても同様に農村は立ちおけると推測される。

つぎに、最近、社会的に話題となつている自由時間についてみると、農家

と都市世帯の生活水準の相違や、慣習などのちがいが影響して主婦の自由時間のすごし方にもかなりの相違がみられるのである。労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)によれば、自由時間のないもの

第88表 専・兼業別耐久消費財普及率

(単位 %)

耐 久 消 費 財 名	農		家		勤 労 者 帯
	平 均	専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	
洋 服	42.9	35.9	42.0	51.1	66.5
ミ シ	62.8	62.1	59.9	66.3	77.2
カ メ	21.4	12.8	20.3	31.0	51.3
ラ ジ	79.3	77.7	80.7	79.2	81.6
扇 風 機	12.4	7.4	9.1	20.6	45.3
電 気 蓄 音 機	5.1	3.2	4.0	8.0	19.0
テ レ ビ	48.9	48.3	42.4	56.5	79.6
電 気 洗 濯 機	22.9	17.8	21.0	30.1	55.2
電 気 ガ マ	19.4	13.4	16.4	28.6	48.4
電 気 冷 蔵 庫	4.8	1.7	2.6	10.1	24.4
電 気 ゴ タ ツ	23.9	16.2	21.8	33.6	56.5
オートバイ・スクーター	27.5	26.1	29.0	27.0	7.9

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(37年2月)

第89表 農民の主な食品群別摂取栄養量の動向

(全国平均1人1日当り)

栄養量	年	(注) 総 数	穀 類	果 実 類	魚 介 類	肉・卵・乳 類	嗜好品類
熱 量 (cal)	昭和26年	2,324	1,879	8.1	45.4	8.8	26.5
	≒ 30 ≒	2,295	1,762	11.6	54.0	17.8	61.2
	≒ 36 ≒	2,160	1,584	19.8	59.8	31.5	112.4
た く さん ば 質 (g)	昭和26年	62.7	37.1	0.08	8.1	1.5	0.2
	≒ 30 ≒	64.5	36.2	0.12	8.4	2.0	0.6
	≒ 36 ≒	62.6	32.5	0.20	9.2	3.6	1.2
脂 肪 (g)	昭和26年	13.3	5.4	0.04	1.7	0.7	0.2
	≒ 30 ≒	16.6	5.1	0.06	2.0	1.5	0.5
	≒ 36 ≒	17.9	4.6	0.10	2.2	2.7	0.9

資料出所 農林省「農民栄養調査」

(注) 栄養摂取量の総計であるから、主な食品群として掲げた項目の合計とは一致しない。

第90表 農家・都市世帯別摂取栄養量
(1人1日当り)

栄 養 量	生産者(注) 世 帯	消費者(注) 世 帯
熱 量(cal)	2210.1	2035.5
動物性蛋白(g)	20.6	28.6
脂 肪(g)	22.7	28.6

資料出所 厚生省「国民栄養調査」(36年)

(注) 生産者世帯とは、現に農耕栽培を行なっている耕地の面積が3反(北海道は5反)以上ある世帯をいい、消費者世帯とは耕地の農耕栽培を全然行なっていない世帯をいう。

第91表 身体症候発現率(36年)
(単位 %)

身体症候	(注)生産者 世 帯		(注)消費者 世 帯	
	男	女	男	女
健 康 者	77.9	71.6	85.4	77.2
有 症 者	22.1	28.4	14.6	22.8
貧 血	1.7	3.5	1.7	3.4
口 角 炎	6.7	7.0	3.0	2.4
毛孔性角化症	2.7	4.4	2.2	4.2
けん反射消失	8.5	10.7	6.6	8.8
ひ腹筋圧痛	5.7	7.2	3.5	4.8
浮 腫	0.8	3.9	0.6	4.9

資料出所 厚生省「国民栄養調査」

(注) 第90表 (注)参照

第92表 乳 児 死 亡 率

地 域	34 年	35 年
全 国	人 33.7	人 30.7
市 部	29.6	26.8
うち6大都市	24.9	20.9
郡 部	40.0	37.3

資料出所 厚生省「人口動態統計」

(注) 出生1,000人に対する1歳未満の死亡乳児数

は農家の主婦の方が都市世帯の主婦より多いと見られる(区部16%, 市部24%, 郡部28%)。自由時間の内容についてみると、第94表に示すとおり、農家の多い郡部の主婦は“読書”が1位であるが、区部や市部より少なく、そのかわりに“新聞”が多くなつており、また“裁縫・つくろいもの”“子供の相手”など家事的な仕事をあげたものが他の地域より多い。しかも、自由時間に、自分の思う通りにくつろいだり、好きなことをすることについて、家族に気兼ねするものは農家の主婦に多く、家族の人間関係の近代化にも立ちおくれがみられ

第93表 水道の普及状況

(35年3月)

地 域			全人口に対する水道給水人口の割合 (都府県の平均)
			%
農 村 的	岩 手	22.0	
	茨 城	10.9	
	島 根	33.9	
	宮 崎	20.4	
都 市 的	東 京	75.6	
	大 阪	88.0	
	神 奈 川	73.2	

資料出所 厚生省「公衆衛生局業務統計」

(注) ここでいう水道とは、給水人口101人以上の施設をもつ上水道、簡易水道、専用水道の合計である。

第94表 自由時間の内容

内 容		総 数	区 部	市 部	郡 部
総	数	%	%	%	%
読	書	100	100	100	100
ラ	オ	49	48	56	35
裁縫つくろいもの	オ	27	22	29	26
子供の手	オ	25	20	23	34
新聞	手	13	8	13	15
編物	聞	12	10	4	29
休息	物	12	17	11	11
雑談	息	12	10	13	11
テレビ	談	10	4	10	14
趣味	ビ	9	16	9	3
娯楽	味	6	9	6	3
その他	楽	4	4	5	2
その他	他	16	27	17	8

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)

(注) 二つ以上の内容を答えたものがあるため各項目の計は100%をこえる。

るようである(第95表)。

農家生活のおくれを是正するために、農林省は生活改良普及事業を行なっており、民間団体としては農業協同組合婦人組織の活動があげられる。農林省の生活改良普及事業は、昭和23年に発足したもので、全国に生活改良普及員を配し農家の生活改善の指導を行なっている。普及員数は年々増加し、37年には全国に1,880人の普及員が活躍している。農業協同組合婦人組織は26年に全国的な連絡協議会が結成され、37年には315万人が加入している。農家1戸につき1人の婦人が加入しているものとすれば、農家の52.5%がこの組織に加入していることになる。

おわりに、今後の農家における婦人の地位に関係のある問題点を、労働省婦人少年局の「全国婦人会議記録」「農村婦人問題座談会記録」などから、二三指摘しておこう。その一つは、最近農村にも、近代化、民主化の風潮が次第に侵透してきたが、それは「個」の確立という過程をへないで、急激に部落・村単位に集団的に行なわれたことにより、婦人の生活は大きく改革されたこともある反面、新しい集団活動のなかに自己を見失うという現象が見ら

れることである。例えば、最近集团的に教養・学習活動や、娯楽活動が行なわれるようになった結果、農家の婦人の家庭における発言力もたかまり、婦人の地位の向上にも役立ち、生活のなかにも楽しみを求めることができるようになったが、一方、集团的に余暇をすごす場合は時間がとりやすいが、家庭で休養、読書などのために「ひとりで」すごす自由時間はとりにくいということがいわれている。これは、農家の住宅事情とも関係があり、若夫婦が個室をもつということさえ、まだ、一般的慣行とはなっていないことからみても、農家における個人の生活の確立の困難さが理解されるであろう。

このような「個」の埋没ということは、農業機械の購入や、家庭用耐久消費財の購入にも見られる傾向で、必要性よりも近隣への見栄で購入するという例が少なくなく、この点は都市世帯にも見られることであるが、農家では一そうその傾向が強いといわれている。農家の人手不足の解決策の一つとして、農業・家事の共同化がすすめられており、今後さらに農村は変ぼうするであろうが、正しい意味での「個」の確立がなされることによつて、近代的、民主的な考え方も浸透し、婦人の生活もよりよいものになると見られるのである。

第95表 自由時間に家の人に気兼ねするか

地 域	総 数	気兼ね しない	気 兼 ね す る				
			計	夫 に	夫の父 母に	その他の 家族に	その他 不明
総 数	% 100	% 84	% 16	% 4	% 9	% 3	% 2
業 主							
農 林 漁 業	100	79	21	5	15	5	4
非農林漁業	100	87	13	3	7	1	2
雇 用 者	100	88	12	1	8	1	2
家 従							
農 林 漁 業	100	69	32	6	23	6	2
非農林漁業	100	83	17	4	8	3	3
内 職	100	89	11	4	5	3	1
無 職(一般主婦)	100	90	10	3	5	3	1

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)

(注)「気兼ねする」と回答したものについては、二つ以上の内容を答えたものがあるので「計」と各項目の合計が一致しない。

第二は、主婦農家の問題で、既に述べたようにこの層の主婦は営農をまかされることによつて家庭における地位が高くなつてきているというプラス面もあるが、一方サラリーマン、工場労働者として都会的な感覚をもつようになってくる夫との間に生活感情にずれが生じてくるという点である。このことは、まだ一般的な傾向とまではなつていないようであるが、農村問題の有識者に注目されており、農村婦人の懇談会などで話題にされることが少なくなく、今後、この点についての解決策の検討も必要となるであろう。

5. 結婚における諸問題

婚姻、離婚の問題は婦人の生活のなかで、大きな比重を占めるものであるが、ここでは、主として「人口動態統計」(厚生省)と「司法統計年報家事編」(最高裁判所)によつて、統計的に分析することにした。

(1) 届出からみた婚姻

厚生省「人口動態統計」によると、昭和37年の婚姻件数は94万件、婚姻率は人口1000対9.8となつている。

戦後、婚姻率は復員、引揚などの影響を受けて、昭和22年に12.0と、戦前においても例を見ない最高の率を示し、その後2～3年間は10以上の高い婚姻率がつづいたが、昭和25年から急速に低下し、28年には7.8まで下つた。29年以降は8.0前後が続いていたが、32年からは少しずつ上昇傾向を示している(第96表)。

参考までに諸外国の婚姻率をみると、第97表のように各国とも終戦直後の昭和21,22年頃は高率

第96表 婚姻件数及び率の推移

年	実数	率 (人口1,000対)
明治33年	347	7.9
43	441	9.0
大正9	546	9.8
昭和5	507	7.9
15	667	9.3
22	934	12.0
25	715	8.6
28	682	7.8
30	715	8.0
32	773	8.5
35	866	9.3
36	890	9.4
37	943	9.8

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 昭和37年は概数

であつたが、その後しだいに低くなつてきている。

第 97 表 諸外国の婚姻率(人口 1,000 対)

年	日 本	アメリカ	フランス	西ドイツ	イタリア	スウェーデン	イングランド・ウェールズ	オーストラリア
大正 9～13	9.1	10.9	11.0	—	9.4	6.5	8.3	8.4
昭和 5～ 9	7.6	8.9	7.7	—	7.0	7.1	7.9	6.8
15	9.3	12.1	4.4	—	7.1	9.3	11.2	11.1
22	12.0	13.9	10.5	10.4	9.6	8.8	9.3	10.1
25	8.6	11.0	7.9	10.8	7.7	7.7	8.2	9.2
30	8.0	9.3	7.2	8.8	7.6	7.2	8.1	7.8
34	9.1	* 8.5	7.1	9.2	* 7.8	6.7	7.5	7.4
35	9.3	8.5	7.0	9.4	7.9	6.6	—	7.3

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35 年)

「Demographic Yearbook 1952, 1958, 1959」より、昭和 35 年は国連統計月報 October 1960 による。

(注) * 印は暫定数である。

同じく人口動態統計によつて届出をおこなつた夫婦相互の初婚、再婚の割合をみると、第 98 表のように夫妻ともに初婚がもつとも多く、昭和 35 年は 90.1% である。終戦直後の昭和 22, 23 年頃は、夫初婚妻再婚がかなり多くみられたが、最近では再婚の割合がしだいに減少してきている。

第 98 表 初婚、再婚別婚姻件数 (%)

年	総 数	夫妻共初婚	夫初婚妻再婚	夫再婚妻初婚	夫妻共再婚
昭和 10 年	100.0	84.6	2.6	8.1	4.7
22	100.0	80.8	7.2	7.3	4.7
25	100.0	81.4	4.8	7.7	6.1
30	100.0	87.3	2.5	6.6	3.7
34	100.0	89.9	2.0	5.4	2.7
35	100.0	90.1	2.0	5.3	2.6

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35 年)

(注) 昭和 22 年以降の婚姻件数はその年に挙式し、その年に届出たもののみを対象にしている。

平均初婚年令は、昭和 35 年は夫 27.2 歳、妻 24.4 歳で、昭和 25 年頃にくらべると夫妻とも 1 年以上高くなつている(第 99 表)。

また、夫と妻との年令差が小さくなる傾向がみられ、戦前(昭和 10 年)に

4.0 歳であつたのが、戦後昭和 22 年は 3.2 歳、35 年には 2.8 歳となつている(第 99 表)。

昭和 35 年中に挙式して届出のあつた婚姻のうち、初婚者の結婚年齢をみると、夫は 25～29 歳がもつとも多く 61.3 % を占め、妻は 20～24 歳がもつとも多く 60.1 % である(第 100 表)。

再婚者の年齢は、夫は 30～34 歳が 27.7 %、妻は 25～29 歳が 30.3 % で 30 歳以上のものが過半数を占めている(第 101 表)。

第 99 表 平均初婚年齢

年	夫	妻	年令差
昭和 10	27.8	23.8	4.0
22	26.1	22.9	3.2
25	25.9	23.0	2.9
30	26.6	23.8	2.8
34	27.1	24.3	2.8
35	27.2	24.4	2.8

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 挙式時の年齢による。

第 100 表 年齢階級別初婚件数(%)

年 令	夫	妻
総 数	100.0	100.0
20 歳 未 満	0.4	5.3
20 ～ 24	23.0	60.1
25 ～ 29	61.3	28.8
30 ～ 34	13.3	4.3
35 ～ 39	1.5	1.0
40 ～ 44	0.3	0.3
45 ～ 49	0.1	0.1
50 歳 以 上	0.1	0.1

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

(注) 昭和 35 年中に挙式し同年中に届出たもののみである。

第 101 表 年齢階級別再婚件数(%)

年 令	夫	妻
総 数	100.0	100.0
20 歳 未 満	0.0	0.4
20 ～ 24	2.5	12.1
25 ～ 29	19.7	30.3
30 ～ 34	27.7	24.9
35 ～ 39	17.0	15.2
40 ～ 44	10.4	7.6
45 ～ 49	8.3	4.7
50 歳 以 上	14.4	4.8

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

(注) 前表に同じ

つぎに再婚した妻について、前の結婚を解消してから再婚までの期間をみると、第 102 表のように約半数が 2 年以内に再婚しているが、10 年以上たつてから再婚したのも 11.0 % ある。

結婚は、市(区)町村長に届出をすることによつて成立するわけで、どれほど長い間男女が共に生活し、2 人の間に子供があつても婚姻の届出がなければ、法律上夫婦とはみなされない。この届出を挙式の翌月中までにすませた

第102表 前婚解消の年別妻の
再婚件数 (%)

総 数	100.0 (26,325)
同 年 中	14.2
1 年 前	24.2
2 年 前	14.4
3 年 前	10.0
4 年 前	7.4
5 年 前	5.5
6年前～9年前	13.3
10年以上前	11.0

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

(注) 第100表に同じ

年々低下の傾向をたどっている(第104表)。

このような傾向は、多かれ、少なかれ戦争に参加した国に見られる現象である(第105表)。

ものは昭和25年には25.4%にすぎなかつたが、35年には42.7%、1年未満は73.5%(25年)から85.7%へと増加しており、届出を早くするものが多くなっている。しかし35年においても5年以上たつてから届出ているものが2.5%いる(第103表)。

(2) 離婚の実情

前掲「人口動態統計」によると、昭和37年に届出られた離婚件数は72,000件、離婚率は人口1,000対0.75で、戦後の推移をみると、22年には離婚率が1.02で、それ以後

第103表 挙式から届出までの期間別婚姻件数(%)

期 間	25 年	30 年	34 年	35 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 年 未 満	73.5	80.8	84.7	85.7
同 月 ～ 翌 月 中	25.4	37.1	41.1	42.7
2 月 目 ～ 11 月 目	48.1	43.7	43.8	43.0
1年以上 2 年 未 満	17.6	12.3	9.7	8.9
2 ～ 3	3.6	2.6	2.0	1.9
3 ～ 5	1.9	1.6	1.1	0.9
5 ～ 10	1.7	1.4	1.3	} 2.5
10 年 以 上	1.6	1.3	1.2	
不 詳	0.1	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

離婚したものについて婚姻継続期間別(結婚式から同居をやめるまでの期間)をみると、昭和35年には、1年未満が16.3%あり、5年未満は54%である(第106表)。

昭和35年中に同居をやめて離婚届をした夫妻の年令をみると、夫妻とも25～29歳のものが多く、妻は20～39歳で離婚するものが87%を占めている(第107表)。

同居をやめてから離婚を届出までの期間をみると、1年たないうちに届出たものは、昭和25年には77.7%であつたが、35年は69.4%で同居をやめてから届出までの期間が長くなっている(第108表)。

昭和35年の離婚者のうち、未成年の子のあるものは58.3%であ

る。離婚後の子の親権については、父母の協議によつて(協議が得られないときは裁判によつて)きめることになっている。夫妻のどちらが親権を行なっているかをみると、子が1人のときは妻が親権を行なうものが43.3%、子が2人のときは、妻が2人とも行なうもの35.5%、夫が2人とも行なうもの

第104表 離婚件数及び率の推移

年	実 数	率 (人口1,000 対)
明 治 33 年	千 64	1.46
43	59	1.21
大 正 9	56	0.99
昭 和 5	51	0.80
15	49	0.68
22	80	1.02
25	84	1.01
30	75	0.84
32	72	0.79
35	69	0.74
36	69	0.74
37	72	0.75

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 昭和37年は概数。

第105表 諸外国の離婚率(人口1,000 対)

年	日 本	アメリカ	フランス	西ドイツ	スエーデン	イングランド・ウェールズ	オーストラリア
昭 和 10 年	0.70	1.71	0.51	—	0.44	0.10	0.36
15	0.68	2.00	0.28	—	0.55	0.18	0.46
22	1.02	3.37	1.41	1.71	1.04	1.36	1.15
25	1.01	2.55	0.85	1.57	1.14	0.69	0.90
30	0.84	2.30	0.67	0.85	1.21	0.59	0.73
33	0.80	2.19	0.65	0.83	1.17	0.49	0.70
34	0.78	* 2.25	0.59	0.83	1.17	0.52	0.72
35	0.74	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)
「Demographic Yearbook 1958, 1960」

(注) * 印は暫定数である。

第 106 表 婚姻継続期間別離婚件数(%)

期 間	10 年	22 年	30 年	35 年
総 数	100.0 (48,528)	100.0 (79,551)	100.0 (75,267)	100.0 (69,410)
1 年 未 満	14.2	14.1	14.9	16.3
6 カ 月 未 満	6.0	4.6	7.1	8.2
6 カ 月 以 上	8.2	9.4	7.8	8.1
1 年以上 2 年 未 満	13.8	14.6	13.2	13.4
2 ～ 3	10.9	10.9	10.1	9.9
3 ～ 4	9.3	12.1	8.3	7.7
4 ～ 5	6.9	9.3	7.3	6.6
5 ～ 10	22.5	23.3	26.4	22.1
10 ～ 15	11.4	8.5	10.2	14.0
15 ～ 20	5.5	3.8	5.2	5.5
20 年 以 上	5.5	3.1	4.3	4.4
不 詳	0.0	0.3	0.1	0.1

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35 年)

(注) 昭和 10 年は婚姻届から離婚届まで、昭和 22 年以降は結婚式から同居をやめるまでの期間によっている。

43.4%，いずれの場合も、夫が親権を行なうものの方がいくぶん多くなっている(第 109 表)。

離婚の手続きは協議離婚と裁判離婚とに分けられ、協議離婚は夫と妻の協議にもとづき離婚届を提出することによつて成立する。夫と妻の話しあいで離婚の協議がまとまらない場合は、裁判離婚によることになるが、家事審判法によつて離婚の訴えを起こす前に家庭裁判所に離婚の調停を申立てることになつており、調停にかけて和解ができず離婚したものを調停離婚という。調停手続きが進

第 107 表 年令階級別離婚件数(%)

年 令	夫	妻
総 数	100.0	100.0
20 歳 未 満	0.2	1.9
20 ～ 24	8.8	25.1
25 ～ 29	31.8	30.6
30 ～ 34	25.6	19.1
35 ～ 39	13.1	11.2
40 ～ 44	7.3	5.7
45 ～ 49	4.9	3.0
50 ～ 54	3.2	1.7
55 ～ 59	2.2	0.9
60 歳 以 上	2.9	0.9

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35 年)

(注) 昭和 35 年中に同居をやめ届出られたもののみである。

第108表 同居をやめてから届出までの期間別離婚件数(%)

期 間	25 年	30 年	35 年
総 数	100.0	100.0	100.0
1 年 未 満	77.7	71.6	69.4
同 月 中	19.2	18.5	17.5
翌 月	18.5	16.1	15.6
第2月目～11月目	40.0	37.0	36.5
1年以上2年未満	10.1	11.3	11.1
2 ～ 5	6.7	11.3	9.7
5 ～ 10	3.6	5.9	9.8
10 年 以 上	1.2		
不 詳	0.7	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

行し、夫と妻の間で離婚をする点では意見の一致をみたが、財産分与の額について折合いがつかない場合は、家庭裁判所の職権で離婚の審判をすることがあり、これを審判離婚という。調停離婚も審判離婚も成立せず、離婚の訴えを起こした場合、離婚原因があると認められると「判決」によつて離婚が成立することになる。

離婚のうち圧倒的に多いのは協議離婚で35年においても

第109表 親権を行なう子の数別離婚件数

親権を行なう子の数	総 数	妻 が 親 権 を 行 な う 子 の 数			
		0 人 ¹⁾	1 人	2 人	3 人以上
総 数	69,410 (100.0)	47,903	13,745	4,932	2,830
0 人	28,958 (41.7)	28,958	—	—	—
1 人	20,993 (30.2)	10,849	10,144	—	—
2 人	11,502 (16.6)	4,993	2,421	4,088	—
3 人 以 上	7,957 (11.5)	3,103	1,180	844	2,830

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

(注) 1) 夫のみがすべての子に親権を行なう場合の離婚件数である。

91.2%を占めているが、最近10年間の動きをみると調停離婚、判決離婚の割合が次第に増加してきている(第110表)。

協議離婚は西欧諸国には例をみないものであるが、その実情を労働省婦人少年局が昭和35年7月に行なつた「協議離婚の実態」によつてみることにしよう。

第110表 種類別離婚件数(%)

年	総数	協議上の離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
昭和25年	100.0	95.5	3.9	0.0	0.5
30	100.0	92.8	6.4	0.0	0.8
33	100.0	91.6	7.6	0.0	0.8
35	100.0	91.2	7.8	0.1	0.9

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

既に述べたように協議離婚は、夫と妻の協議にもとづいて離婚届を提出するのであるが、当事者の協議が十分に行なわれているか、とくに、婦人の意志が尊重されているかどうか、極めて大きな意味をもつと言えよう。調査の結果によれば4%の者が、「届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らない」と答え、さらに離婚届を出すことも知らず、出した時期も知らなかつたもの、すなわち別居中に本人に協議なく、一方的に離婚届が提出されてしまったものが3%ある。この中には調査員の来訪によつて、はじめて離婚の事実を知つたものが1%ある(第111表)。

第111表 離婚届を出したときを知っているか

地 域	総 数		出したときを知っている	いつ出したか知らない(1)	届の出ていることを知らない(2)
	実 数	%			
総 数	1,032	100	93	4	3
区 部	153	100	90	5	5
市 部	591	100	92	5	3
郡 部	288	100	94	3	3

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

- (注) 1) 届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らないもの
 2) 届を出すこと及び出ていることを知らなかつたが後で何らかのいきさつで知つたもの。調査員が行くまで届の出ていることを知らなかつたもの1%をふくむ。

離婚に際して本人の意志がどの程度積極的に働いているかをみると、離婚の話をはじめにいい出したのは、本人が60%、夫が29%となつている(第112表)。

本人と夫の話しあいでの離婚がきまつたものが過半数を占めているが、本人を交えず、当事者の親同志の話しあいできまつたものや、夫の一方的な処置

による場合もみられる(第113表)。また、離婚届が出されたとき、大部分は本人が離婚することをはつきり承諾しているが、「全然承諾していなかった」ものが3%あり、はつきりとは承諾していなかったものを含めると、全体の約1割が離婚について承諾していなかったと答えている(第114表)。

第112表 離婚の話をはじめにいい出した人

地 域	総 数	本 人	夫	同居家族	本 人 の 親	夫の親類	そ の 他
	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100	60	29	4	9	5	3
区 部	100	61	27	3	8	6	6
市 部	100	63	27	3	9	5	3
郡 部	100	54	33	5	8	6	1

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

(注) 回答が重複しているものがあるので各欄の合計は100%を上回る。

第113表 誰と誰の話しあいで離婚がきまつたか

地 域	総 数	本人と 夫	本人の親 と夫の親	本人の 親と夫	仲 人	本人と 夫の親	本人と夫 の兄	夫の一 方	そ の 他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100	58	14	11	5	2	1	2	23
区 部	100	68	14	9	3	2	1	1	14
市 部	100	59	12	10	5	1	1	1	25
郡 部	100	51	17	12	4	1	0	2	24

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

(注) 内訳が重複しているので各欄の合計はそれぞれ100%を上回る。

第114表 離婚に対する承諾の仕方

地 域	総 数	本人から 離婚をい 出した もの	離婚を本人以外からいい出したもの				そ の 他
			計	はつきり 承諾して いた	はつきりとは 承諾してい なかつた	全然承諾 していな かつた	
	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100	60	40	29	4	3	4
区 部	100	61	39	28	5	3	3
市 部	100	63	37	28	3	2	4
郡 部	100	54	46	33	6	5	2

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

つぎに離婚の条件(財産分け、慰謝料、子の措置等)についてみると、離婚に際し夫側と何かとりきめをしたものは41%で、とりきめをしなかつたものが過半数を占めている。とりきめの内容としては、「子の措置について」がも

つとも多く、ついで「財産分けや慰謝料について」となっている(第115表)。

そして、とりきめをしたもののうち62%はそのとりきめが「守られた」と答えているが、「全然守られなかつた」と答えたものも16%ある。とりきめの内容別にみると、「財産分けや慰謝料について」とりきめたものには守られたものが67%あつて比較的高いが、「離婚後の生活費について」のとりきめは守られたものが36%にすぎない(第116表)。

第115表 離婚条件のとりきめの有無と内容

子の数	総 数	と り き め を し た						何もとり きめな かつた
		計	財産分け や慰謝料 について	離婚後の 生活費に ついて	離婚後の 住居に ついて	子の措置 について	その他	
総 数	% 100	% 41	% 15	% 5	% 4	% 25	% 4	% 59
な し	100	27	18	4	2	2	6	73
1 人	100	48	17	3	4	36	3	52
2 人	100	49	9	9	5	39	3	51
3人以上	100	46	14	5	8	35	4	54

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

(注)「とりきめ」の内容が重複しているものがあるので、各欄の合計は「計」を上回
わる。

また離婚に際して、本人が夫の側からまとまつた金や財産の一部をわけて
もらつたかどうかについては、「わけてもらつた」と答えたものの割合はわず
か18%で、大部分(73%)のものは「何もわけてもらわない」と答えている
(第117表)。

第116表 離婚に際してのとりきめは守られたか

と り き め の 内 容	とりきめ をしたも の の 数	守られた	い くら か 守られた	全然守ら れ ない	その他
総 数	% 100	% 62	% 14	% 16	% 3
財産分けや慰謝料について	100	67	17	12	4
離婚後の生活費について	100	36	20	30	14
離婚後の住居について	100	57	24	10	9
子どもの措置について	100	63	14	17	6
そ の 他	100	49	17	15	19

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

第117表 財産分与の有無と内容(%)

地 域	総 数	わけてもらつた							何もわけてもらわない	その他
		計	お金	家屋	田畑	土地	家財	その他		
総 数	100	18	14	2	1	1	1	1	73	9
区 部	100	24	17	4	—	1	1	1	66	10
市 部	100	16	13	2	1	1	1	1	75	9
郡 部	100	20	16	2	2	1	1	0	71	9

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

(注) わけてもらつたものの内容が重複しているのでその合計は「計」を上回る。

離婚後の生活状況をみると、第118表のように親兄弟と共にくらしているものが多いが、離婚後実家等に帰らず単独で、あるいは本人と子どものみでくらしているものもそれぞれ19%ある。

また、現在仕事をもっているものは総数の84%, もっていないものは16%であり、離婚後の生活費の主な入手源は、自己の勤労収入によるもの

が70%を占めているが、自己の勤労収入の額は一般に少ないため(1万円未満

第118表 離婚後の家族形態(%)

地 域	総 数	単独世帯	本人と子どものみの世帯	複合家族世帯
総 数	100	19	19	62
区 部	100	18	18	64
市 部	100	20	22	58
郡 部	100	19	13	68

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

第119表 生活費の入手源

仕 事 の 有 無		総 数		自己の勤労収入	子どもの勤労収入	貯蓄	親類の援助	前夫からの送り	生活保護	その他
		実数	%							
総 数		1,032	100	70	7	2	24	3	6	18
仕事を もつて いる	計	870	100	82	6	2	20	3	5	15
	自 営	137	100	85	10	2	15	2	3	11
	家族従業員	80	100	34	8	1	45	—	—	33
	雇用	558	100	91	5	1	14	3	4	13
	内 職	95	100	66	7	3	39	6	3	20
仕事を もっていない		162	100	5	8	7	46	4	12	31

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

(注) 入手源が重複するので各項目の合計は総数と一致しない。

第120表 動 労 収 入 額 (月額)

地 域	生活費の入手手段が自己の勤労収入と答えたものの総数		5 千円	1 万円	2 万円	3 万円	3 万円	不 明
	実 数	%	未 満	未 満	未 満	未 満	以 上	
総 数	723	100	% 20	% 40	% 17	% 3	% 2	% 18
区 部	114	100	11	37	23	5	3	21
市 部	414	100	20	42	18	3	2	15
郡 部	195	100	25	37	10	2	2	24

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(35年7月)

が60%)生活費を得る手段を2種類以上もつものも少なくない(第119表、第120表)。

協議離婚を行なつた妻の財産分与などを、後に述べる調停離婚の場合と比べると、その条件が悪いものが多いようである。

以上の調査結果から、今後の問題としては、当事者の意志確認のための何らかの措置、及び財産分与・慰謝料などの離婚条件についても、弱者である妻が不利益をこうむらないための措置が検討されることが必要であろう。

(3) 家庭裁判所でとりあつた結婚関係事件

最近の数年間に家庭裁判所でとりあつた調停事件中、もつとも多いのは離婚で総件数の3分の1を占め、次いで婚姻予約(内縁)に関するもの(1割)となつている(第121表)。

イ 離 婚

昭和35年における家庭裁判所への離婚調停申立件数は、14,907件で、このうち6,130件が調停によつて婚姻を解消している(第122表)。

第121表 家事調停新受総数に占める離婚ならびに婚姻予約に関する件数

年	実 数			%		
	総 数	離 婚	婚姻予約に関するもの(内縁)	総 数	離 婚	婚姻予約に関するもの(内縁)
昭和25年	41,412	13,557	4,800	100	32.7	11.6
30	43,109	13,961	5,379	100	32.4	12.5
35	43,325	14,580	4,660	100	33.7	10.8

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

第122表 調停結果別離婚
申立件数

調停結果		実数	%
総数		14,907	100
成立	総数	7,135	47.9
	婚姻継続	768	5.1
	別居	237	1.6
	婚姻解消	6,130	41.1
不成立		1,829	12.3
調停をしない		301	2.0
24条の審判		45	0.3
取下		5,565	37.3
その他		3.2	0.2

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報家事編」(35年)

124表)。

離婚の申立てでは、総数の約7割が妻の申立てによるもので、その原因をみると、妻の立場から夫に対するものでは、「不貞」(30.8%)、「性格相違」(18.1%)、「暴力」(13.7%)が多いが、夫の申立てのうち、妻に原因のあるものでは「性格相違」(49.6%)が圧倒的に多く、夫と妻とでは申立理由に相違がみられる(第123表)。

離婚の調停を行なつた夫妻の年齢を見ると、妻は25~29歳のものがもつとも多く、30~34歳のものがこれにつぎ、夫妻とも25~34歳のものが約半数を占めている(第

第123表 原因別離婚申立件数

申立者等	総数		不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格相違	性乱	酒乱・飲酒	不睦・不和	生活難	暴力	その他
	実数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	14,907	100.0	27.5	4.2	3.9	6.2	1.0	3.4	25.2	4.6	6.2	2.5	9.4	6.0	
妻の申立	相手側にあるもの	9,841	100.0	30.8	5.4	4.6	7.6	1.3	1.2	18.1	6.7	2.1	3.4	13.7	5.0
	申立人側にあるもの	658	100.0	13.1	1.8	1.2	3.3	0.6	12.9	—	0.9	61.2	—	2.3	2.6
夫の申立	相手側にあるもの	3,975	100.0	20.8	1.8	2.8	3.7	0.3	6.1	49.6	0.0	4.8	0.9	0.5	0.7
	申立人側にあるもの	433	100.0	37.6	2.1	3.9	4.8	1.2	11.3	—	2.5	27.3	—	2.1	7.2

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

また、職業及び従業上の地位をみると、第125表、第126表のように、妻は職業をもたず家事だけに従事するものが多く(60%)、夫は雇用者が約半数でもつとも多く、つぎが業主(27.4%)となつている。

婚姻を解消することになつた妻の財産分与などに対する意識を知るため

第124表 年令別離婚申立件数 (%)

年 令	夫	妻
総 数	100 (14,907)	100 (14,907)
20歳未満	0.0	0.4
20～24歳	2.9	10.9
25～29歳	18.8	26.0
30～34歳	25.8	23.7
35～39歳	20.0	17.3
40～44歳	11.4	9.6
45～49歳	8.7	5.9
50～59歳	9.7	5.0
60歳以上	3.7	1.2
不 詳	0.1	0.1

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

に、その請求額をみると、全額を明示しないもの(相当額)が多く、42%である。その決定額は支払不要のものが、17.3%あるが、支払を必要とするもののうちでは10万円以下がもつとも多く(49.5%)、請求額よりも低くなっている(第127表)。

ロ 婚姻外の男女関係

婚姻外の男女関係の問題で家庭裁判所に調停を申立てたものも、離婚の申立てと同様に年々増加しており、昭和35年は4,733件ある。その85%が婦人からの申立てで、理由は、性格相違が多く、「不貞」「遺棄」「暴力」がこれについている(第128表)。

第125表 職業別離婚申立件数 (%)

職 業	夫	妻
総 数	100	100
農 林 漁 業 者	16.1	10.7
採 鉱 採 石 従 事 者	1.0	0.0
運 輸 交 通 従 事 者	6.8	0.1
製 造 修 理 従 事 者	11.6	3.5
その他の生産従事者	9.7	2.4
専門的技術的職業	5.2	2.8
管 理 的 職 業	1.2	0.0
事 務 従 事 者	21.5	5.5
売 買 従 事 者	11.3	5.6
サ ー ビ ス 職 業	5.3	8.5
分類不能の職業	0.6	0.2
無 業 者	8.4	60.2
不 詳	1.2	0.5

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

第126表 従業上の地位別離婚申立件数 (%)

従業上の地位	夫	妻
総 数	100	100
業 主	27.4	5.2
一般雇用者	46.6	19.1
官公雇用者	10.5	3.5
家族従業者	5.2	11.3
無 業 者	8.4	60.2
不 詳	1.9	0.7

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

第127表 財産分与・慰謝料請求額および決定額 (妻)

請 求 額			決 定 額		
総 数	100.0%		総 数	100.0%	
相 当 額	42.1		支 払 不 要	17.3	
5 万 円 以 下	4.9		5 万 円 以 下	30.3	
10 万 円	9.2		10 万 円	19.2	
20 万 円	10.4		20 万 円	14.1	
30 万 円	10.4		30 万 円	7.7	
50 万 円	10.5		50 万 円	5.3	
100 万 円	7.2		100 万 円	3.9	
100万円をこえる	4.4		100万円をこえる	0.2	
換 算 不 能	0.8		換 算 不 能	2.0	

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

婚姻外の男女関係の調停の結果をみると、第129表のように約6割は調停が成立しているが、このうちでは「内縁解消」「婚姻予約の解消」が多く、「正式婚姻」は1%にすぎない。

この調停を申立てた女子の年齢をみると、20～29歳のものが59.7%である(第130表)。

従業上の地位をみると、女子は無業者(52%)が多く、男子は雇用者が多い(第131表)。

婚姻外の男女関係の調停を申立てたもののうち結婚式を挙げたものは49.6%で、84.8%が同棲している。同棲したものについて、その期間をみると、1年以内のものが多いが(61.9%)、3年をこえるも

第128表 原因別「婚姻外男女関係」申立件数 (%)

原 因 の 内 容		女の申立	男の申立
総 数		100.0 (4,034)	100.0 (699)
相 手 方 に 原 因 の あ る も の	不 貞	13.2	12.2
	性 格 相 違	20.9	41.9
	異 常 性 格	2.0	2.7
	虐 待	7.7	2.1
	暴 力	10.3	0.7
	浪 費	2.4	1.3
	酒 乱・飲 酒	2.7	0.4
	遺 棄	10.7	6.7
	犯 罪	0.5	0.1
	疾 病	1.0	4.3
	不 和	2.9	5.0
	生 活 難	2.2	0.6
申 立 人 側 に 原 因 の あ る も の	欺 罔	9.2	6.7
	そ の 他	4.3	7.4
申立人側に原因のあるもの		10.0	7.7

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」(35年)

第129表 調停結果別「婚姻外男女関係」申立件数(%)

総 数		100
成 立	総 数	57.8
	正 式 婚 姻	1.0
	婚姻予約の解消	9.5
	内 縁 の 継 続	0.8
	内 縁 の 解 消	42.0
不 成 立	そ の 他	4.5
	調 停 を し な い	9.9
	24 条 の 審 判	1.7
	取 下	0.2
	そ の 他	30.3
		0.1

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報家事
編」(35年)

第130表 年令別「婚姻外男女関係」申立件数(%)

年 令	男	女
総 数	100	100
20 歳 未 満	0.3	3.0
20 ～ 24 歳	11.0	30.2
25 ～ 29 歳	34.7	29.5
30 ～ 34 歳	20.6	13.8
35 ～ 39 歳	10.0	8.1
40 ～ 49 歳	10.7	9.8
50 ～ 59 歳	7.3	4.0
60 歳 以 上	4.8	1.1
不 詳	0.6	0.4

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報」(35
年)

のも少なくなく17.8%となつている。

子どもの有無についてみると、「子どものないもの」が多く86.8%を占めている(第132表)。婚姻外の男女関係の調停の結果決定した慰謝料の額をみると、支払不要のものは、9.6%で、5万円以下のものが56.9%を占め、離婚

第131表 従業上の地位別「婚姻外男女関係」申立件数(%)

従業上の地位	男	女
総 数	100	100
業 主	25.1	5.8
一般の雇用者	47.0	25.1
官公の雇用者	7.4	2.5
家族従業者	12.8	13.6
無 業 者	5.8	52.0
不 詳	2.0	1.0

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報家事
編」(35年)

第132表 子の数別「婚姻外男女関係」申立件数(%)

子 数	100
総 数	86.8
な し	2.7
胎 児	7.0
1 児	3.4
2 児 以 上	

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報家事
編」(35年)

調停の財産分与慰謝料決定額にくらべると
いくぶん下回わつている(第133表)。

6. 家庭生活における婦人

ここでは、主として、都市の家庭生活につ
いて、婦人の生活に関連のある問題につ
いて述べることにする。

(1) 小家族の増加と主婦の地位

最近における勤労者世帯の急激の増加に
ともなつて家族構成にも変動がみられ、出
生率のいちじるしい低下とあいまつて、小
家族の増加が目につくようになつた。この
ような動向は、家庭における主婦の地位に
も戦前には予測されなかつたような影響を
与えているようである。

昭和30年以降、第2次、第3次産業の発展の結果、賃金、俸給などによ
つて生計を維持する勤労者世帯がいちじるしく増加し、35年(国勢調査)に
はわが国総世帯の52.3%を占めるにいたつた(第134表)。戦前にはわが国
総世帯の過半数が農家世帯で占められていたことと対比すると、この事実は
注目すべきであろう。また、家族構成をみると、従来、大半を占めていた三

第134表 農林・非農林別普通世帯数

農・非 農 別	実 数	%
総 数	19,571,300	100.0
農 林 業	5,020,000	25.7
非 農 林 業 主	3,561,900	18.2
非 農 林 雇 用 者	10,237,800	52.3
非 就 業	738,900	3.8
分 類 不 能	12,700	0.1

資料出所 国勢調査(35年)

第133表 慰謝料決定額別「婚姻外男女関係」申立
件数(%)

総 数	100
支 払 不 要	9.6
1 万 円 以 下	8.1
3 万 円	28.5
5 万 円	20.3
10 万 円	18.5
20 万 円	8.6
30 万 円	3.4
50 万 円	1.4
100 万 円	0.3
100万円をこえるもの	0.2
換 算 不 能	1.1

資料出所 最高裁判所事務総局
「司法統計年報家事
編」(35年)

世代世帯(親・子・孫)が減
少して、最近では夫婦・子供
だけからなる二世帯世帯
(中核世帯)が増加し、35年
には総世帯の6割を占める
にいたつた。この中核世帯
は、第135表に示すとおり
、農林業世帯(40%)よ

第135表 普通世帯の家族構成

家族構成	総数	農林業	非農林雇用者
(実数)	(19,571,300)	(5,020,000)	(10,237,800)
総数	100.0 %	100.0 %	100.0 %
(中核世帯数)	60.2	40.2	70.2
夫婦のみ	8.3	4.0	10.2
夫婦・子供	43.3	30.0	51.5
男親・子供	1.4	1.0	1.3
女親・子供	7.3	5.2	7.2
その他	39.8	59.8	29.8

資料出所 「国勢調査」(35年)

第136表 農林・非農林業、世帯別既婚女子(15歳以上)
平均出生児数

年令	25年	35年			
		総数	農林業主世帯	非農林業主世帯	非農林業雇用者世帯
総数	人 3.60	人 3.22	人 3.98	人 2.79	人 2.67
15歳～19歳	0.51	0.32	0.37	0.49	0.26
20～24	0.96	0.70	0.90	0.76	0.61
25～29	1.71	1.41	1.89	1.43	1.23
30～34	2.77	2.23	2.81	2.21	1.96
35～39	3.79	2.76	3.33	2.62	2.50
40～44	4.52	3.29	3.85	2.92	3.02
45～49	4.80	3.93	4.60	3.19	3.53
50～54	4.83	4.47	5.13	3.36	3.98
55～59	4.82	4.71	5.37	3.51	4.22
60～64	4.71	4.72	5.37	3.61	4.33
65～69		4.73	5.31	4.03	4.46
70～74		4.73	5.35	4.32	4.46
75～79		4.63	5.11	4.23	4.44
80歳以上		4.72	5.00	4.71	4.57

資料出所 国勢調査

(注) 25年35年総数は市部、郡部別の「全国」を掲載した。

りも勤労者世帯(70%)にはるかに多い。

出生率の減少の傾向については、後の「8,(3)家族計画・出生の傾向」のところで述べるが、既婚婦人の平均出生児数についてみると、第136表に示すとおり、最近10年間に総数では0.38人の減少であるが35~44歳の層では

第137表 地域別世帯人員

地 域	昭 和 25 年	昭 和 30 年	昭 和 35 年	
			世 帯 人 員	親 族 人 員
総 数(全 国)	人 5.20	人 5.12	人 4.56	人 4.47
青 森	5.95	5.76	5.20	5.11
福 島	5.89	5.82	5.19	5.11
埼 玉	5.53	5.44	4.95	4.88
東 京	4.64	4.70	4.03	3.81
神 奈 川	4.91	4.78	4.27	4.17
石 川	5.07	5.00	4.66	4.61
愛 知	5.09	5.06	4.57	4.45
京 都	4.67	4.71	4.32	4.23
大 阪	4.58	4.68	4.17	4.01
和 歌 山	4.78	4.72	4.19	4.12
島 根	5.26	5.14	4.71	4.67
広 島	4.81	4.73	4.18	4.12
高 知	4.87	4.77	4.12	4.08
福 岡	5.05	5.10	4.54	4.45
鹿 児 島	5.02	4.85	4.22	4.18

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

(注) 親族人員とは世帯主とその親族をいい、他の世帯員すなわち同居人、家事使用人、営業使用人などは含まない。

1人以上減少している。前述の家族構成の変化とこの出生児数の減少などによつて、家族規模が縮小し、全国平均世帯人員は25年の5.2人に対し35年は4.56人となつた。この家族規模縮小の傾向は全国

第138表 日常の家計担当者は誰か

総 数	(注) 本 人	夫	夫の母	本 人 母	その他	不 明
100%	87.9%	4.8%	2.9%	0.9%	3.1%	0.3%

資料出所 東京都民生局

「婦人問題に関する実態調査」

(昭和34年10月)

(注) この調査の8割は既婚者であるから「本人」の大部分は主婦と推測される。

的に進行しているが、地域差がみられ、東京・大阪のような大都市よりも青森・鹿児島のような農業県の減少がいちじるしく前者がそれぞれ 0.61 人、0.41 人の減に対し、後者はそれぞれ、0.75 人、0.80 人減じている(第 137 表)。

小家族が増加し、また、勤労者世帯が多くなるにともなつて、家庭の機能にも、主婦の地位にも変化が生じてきている。既に述べた通り、戦前には農林業世帯が多く、それらの世帯における家庭の機能は生産と消費の両面にわたつていたが、勤労者世帯では、消費の場としての機能が強化されてくる。また、夫婦・子供だけの世帯が一般的タイプとなり、夫と妻の役割が分化し、主婦の家庭管理者、子女の教育者としての役割が社会的にも重視されるようになった。ここでは家庭管理者としての主婦の実情を見ることにする。この点について全国的な資料が見当らないが、小家族、勤労者世帯が多い東京についてみると東京都民生局「婦人問題に関する実態調査」(34 年 10 月)によれば、家計管理者は主婦であるものが圧倒的に多いが、4.8%は夫となつている(第 138 表)。

最近では家庭における婦人の発言力がたかまつてきており、前掲調査によると、家庭で婦人の意見は尊重されていると、婦人自身が意識しているものが多く 64%である(第 139 表)。

第 139 表 家庭内で婦人の意見が尊重されているか

総数	尊重されている	一応参考にされる程度	ほとんど無視される	その他	わからない
100 %	63.5 %	26.7 %	3.4 %	1.8 %	4.7 %

資料出所 東京都民生局「婦人問題に関する実態調査」(昭和 34 年 10 月)

(注) 第 138 表 参照

つぎに家計運営の計画性を知るために、予算をたてて生活しているか、どうかをみると、第 140 表に示すとおり、予算をたてて生活しているものは 62.2%である。世帯主の職業別にみると、予算をたてて生活をしているものは自由業、管理職、事務系勤労者が多く、農林漁業、労務系勤労者は少ない。家計簿をつけているものは、51.7%で、約半分は家計簿をつけていない。

(第141表)。その理由は「おおよその見当がついているから」(14%), つけてもたいて役に立たないから」(11.6%)が多い。職業別にみると、予算生活をしているものが多い自由業・管理職(70.6%), 事務系勤労者(64.2%)に家計

第140表 予算を立てて生活をしているか

区 分 職 業 別	総 数	予算を立てている		予算をたてて生活はしていない
		年間・月間の両方とも立てている	月 間 の み 立てている	
総 数	100	15.6	46.6	37.8
農 林 漁 業	100	12.2	24.4	63.4
商工・サービス業	100	9.0	39.6	51.4
自由業・管理職	100	29.4	52.9	17.6
事務系勤労者	100	10.4	64.2	25.4
労 務 系 勤 労 者	100	15.7	31.5	52.8
無 職	100	16.8	48.3	34.9
不 明	100	20.0	40.0	40.0

資料出所 東京都民生局「消費生活及び家事技術に関する実態調査」(昭和35年11月)

第142表 婦 人 自

区 分			総 数	もっている	内		
					郵便貯金	銀行貯金	株・債券 投資信託
総 数			100	56.6	28.4	28.7	9.0
未既婚別	有 夫	死 別	100	50.8	25.0	23.7	8.5
	生 死		100	76.6	41.6	48.1	14.3
	未 婚	婚	100	72.2	37.4	42.0	9.5
世帯主職業	農 林 漁 業		100	44.2	16.3	26.7	4.7
	商工・サービス業		100	58.2	28.9	33.5	8.7
	自由業・管理職		100	68.5	31.1	36.6	16.2
	事務専門技術職		100	61.6	30.0	31.4	11.0
	労 務 職		100	40.9	25.2	14.3	3.0
	無 職・その他		100	64.8	31.8	37.5	11.4

資料出所 東京都民生局「婦人の自立能力に関する調査」(昭和36年7月)

(注) この調査は、20～54歳の婦人を対象とし81.7%は既婚者(生・死別を含む)

第141表 家計簿をつけているか

総	数	% 100
つ け て い る		51.7
収 入 と 支 出 だ け		33.7
月々の予算とつき合わせである		17.9
不 明		0.1
つ け て い な い		48.3

資料出所 東京都民生局「消費生活及び
家事技術に関する調査」
(昭和35年11月)

簿をつけているものも多く、家計
運営の計画性はこの層の主婦に多
いと見られる。

一方主婦のなかに自立意識がめ
ざめ、戦前には、主婦名義の貯金
をもつものは限られていたが、最
近は、貯金・投資信託など主婦自身
の財産をもととする傾向が見ら
れるようになった。この点につい

て、全国的統計が見当たらないが、東京都民生局「自立能力に関する調査」(36
年7月)によれば、何らかの主婦自身の財産をもっているものは51%である。
その内容をみると、額は不明であるが、郵便貯金(25%)、銀行預金(23.7%)
が多い。未亡人、未婚者にくらべると、主婦は自分自身の財産をもっている
ものが2割ぐらい少ない。世帯主の職業別にみると、自由業・管理職(68.5

身 の 財 産

訳						ど れ も な い	世帯財産 な し
貴 金 属	美 術 工 芸 品	自 土 家	宅 地 屋	自 宅 以 外 の 不 動 産	恩 給 年 金 (厚 生 年 金 を 除 く)		
%	%	%	%	%	%	%	%
9.2	0.9	5.1	1.7	1.3	0.6	34.2	9.2
9.4	0.7	3.7	1.5	1.0	0.7	39.8	9.4
7.1	1.3	31.2	6.5	6.5	0.6	10.4	13.0
9.0	1.3	2.1	1.1	0.6	0.2	20.4	7.4
7.0	—	2.3	2.3	—	—	53.5	2.3
11.9	1.5	7.2	2.1	1.1	0.4	36.5	5.3
14.9	1.7	8.1	4.3	2.1	0.9	27.7	3.8
9.5	0.9	3.8	1.4	1.3	0.5	31.8	6.6
3.0	—	2.6	—	0.8	0.9	38.2	20.9
14.8	—	15.9	5.7	3.4	—	22.7	12.5

である。

%) 事務専門技術職(61.6%)の主婦は財産をもっているものが多く、農林漁業では全く財産をもたないものが過半数を占めている(第142表)。

以上、小家族、勤労者世帯の増加にともなう主婦に有利な点をみてきたが、不利な点も少なくなく、例えば、夫に事故ある場合に、家族従業者と異なり、夫にかわつてその業務に従事するということは不可能であるために生活に困ることが少なくない。東京都民生局の前掲調査によれば「急に生計の中心者が事故にあつて自分で生計を立てていかなければならなくなつたとしたらどのように生活していくか」との問に対して、「勤めにでる」と答えているものが多く(第143表)、主婦自身も勤労者となつて働かねば生計が維持できない状態になつてきている。ところで、わが国婦人雇用の実情は「3 婦人の就業状況」の項で述べたように、若い未婚の婦人を中心として労働市場が形成されており中高年の婦人の雇用は限られている。したがつて夫に事故ある場合のそなえとして、中高年婦人の職業対策の確立は、社会保障制度の確立とともに、家庭婦人の立場からも期待されるわけである。また、小家族

の増加にともなつて、とくに勤労者家庭においては主婦が病気、出産などの場合家事を代行するものがないために、主婦自身の静養も十分できないばかりでなく、夫の就労にも影響することが少なくない。これに対する施策として労働省婦人少年局では事業内ホームヘルプ制度をすすめており現在(38年3月)126の事業場がこれを実施している。

小家族は今後もしきつづき増加の傾向をたどるであ

第143表 緊急時の生活設計

問 急に生計の中心者が事故にあつて、自分で生計を立てていかなければならなくなつたとしたらどのようにして生活していくか。

総 数	100%
勤めにでる	35.9
内職をする	9.2
住込みで働く	0.9
事業を経営する(いまの商売を続ける)	14.2
財産を運用する	6.9
親族の世話になる	4.3
子供の世話になる	5.0
社会保障にたよる	0.7
恩給、年金扶助料等でくらす	1.9
その時になつてみないとわからない	14.5
そ の 他	0.1
現在生計の中心者である	6.3

資料出所 東京都民生局「婦人の自立能力に関する調査」(昭和36年7月)

(注) 第142表 注 参照

ろう。一方、婦人の平均寿命は戦前よりもいちじるしく長くなり、かつ男子よりも4.8歳(36年)長命になったことや、次の項で述べる生活様式の変化などがあいまつて、婦人の生活周期にも変動がみられ、新しい観点からの主婦の生活設計が必要になつてきているようである。

(2) 家庭経済の動向

戦後、国民生活は荒廃し、食糧、諸物資の不足、インフレーションなどで

第144表 消費水準の推移

年	消費水準(35年度=100)		
	全 国	都 市	農 村
昭和30年	79.8	77.4	83.5
34	94.0	94.6	93.2
35	100.0	100.0	100.0
36	110.7	108.1	114.5

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」
(37年)

経済生活が混乱したが、28年ごろには消費水準は戦前に復帰した。30年以降、日本経済の高度成長にともなつて、消費生活は安定し、家計収支は黒字となり、エンゲル係数は低下の傾向をたどり、耐久消費財、教養娯楽費の支出が増加し、家計の

やりくりは依然としてむずかしいと云つても、家庭経済は、近年次第に向上してきているというのが一般の状態であろう。

まず、消費水準の推移をみると、第144表に示すとおりで、物価の上昇にもかかわらず(第145表)、30年以降の伸びはいちじるしく、30年の80に對し、36年は111となつている。

第145表 消費者物価指数

(昭和35年=100)

年	總 合	食 料	穀 類	その 他 食 料	(魚 介)	(肉 類)	(野 菜)	加 食 工 品	菓 子 物	住 居	家 地 賃 代	光 熱	被 服	雑 費
昭和28年平均	88.0	90.2	94.0	88.1	82.1	77.5	75.4	91.3	99.0	71.1	47.4	87.1	105.8	81.6
30	92.7	94.6	99.1	92.1	83.3	82.8	78.8	97.0	102.9	78.2	59.1	89.0	102.7	89.6
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	105.3	106.1	101.3	108.3	112.8	108.7	123.0	108.5	106.7	106.2	110.4	104.0	103.5	104.8

資料出所 総理府統計局「10年の小売価格」

(注) 食料、住居、光熱、被服、雑費は大分類()内は中分類

勤労者世帯の実収入は45,134円(36年)であるが、このうち7.9%は非消費支出なので、可処分所得は41,807円である。可処分所得から消費支出を差引いた額(黒字)は、30年以降増加し、実収入に対する率は8.2%(30年)から、36年は15.3%へ増加した。また、貯金額も毎年増加し、実収入に対する率は、30年には5.1%であるが、36年には6.4%となつている(第146表)。

第146表 勤労者世帯の非消費支出と黒字

項 目	30 年	35 年	36 年
実 収 入	円 29,169	円 40,895	円 45,134
可 処 分 所 得	25,896	37,708	41,807
非 消 費 支 出	3,273	3,187	3,327
勤 労 所 得 税	1,760	1,375	1,341
そ の 他 の 税	605	631	675
社 会 保 障 費	762	1,115	1,239
そ の 他	146	66	72
消 費 支 出	23,513	32,093	34,896
黒 字	2,383	5,615	6,911
(注)貯 金 実 額	754	2,120	2,908
実対 非消費支出	% 11.2	% 7.8	% 7.9
収 入 黒 字	8.2	14.0	15.3
入 率 貯 金 額	5.1	5.2	6.4

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注)「貯金」から「貯金引出」を引いたもの

第147表 勤労者世帯平均1ヵ月間の実収入

(単位:円)

年	項 目	世 帯 有 業 人員数	人員数	実収入	勤 め 先 収 入				事業 収入	内職 収入	その 他 の 実収入
					合 計	世帯主 収 入	妻 の 収 入	その 他 の 世帯 員 収 入			
実 数	昭和28年平均	(人) 4.79	(人) 1.44	26,025	24,237	21,341	290	2,606	516		1,272
	30 年	4.71	1.45	29,169	27,080	24,065	395	2,620	610		1,479
	33 年	4.46	1.48	34,663	32,262	28,861	683	2,718	112	552	1,737
	35 年	4.38	1.52	40,895	38,185	34,051	893	3,241	254	658	1,798
	36 年	4.22	1.50	45,134	42,099	37,609	1,234	3,256	355	744	1,936
構 成 比 (%)	昭和28年平均	—	—	100.0	9.31	82.0	1.1	10.0	20		4.9
	30 年	—	—	100.0	92.8	82.5	1.3	9.0	21		5.1
	33 年	—	—	100.0	94.9	85.8	2.0	7.1	0.2	1.2	3.7
	35 年	—	—	100.0	93.4	83.3	2.2	7.9	0.6	1.6	4.4
	36 年	—	—	100.0	93.3	83.3	2.8	7.2	0.8	1.6	4.3

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

勤労者世帯の実収入構成をみると、世帯主収入の割合は、83.3%（36年）で、33年（85.8%）をピークとして減少の傾向をたどり、一方、妻の勤労収入の割合は28年（1.1%）以降次第に増加し、36年には2.8%となつた（第147表）。世帯主収入の実収入に占める割合は低所得世帯ほど少なくなり、日雇労働者世帯をみると世帯主収入は総収入の68.7%である（第148表）。

第148表 日雇労働者世帯の収入構成(%)

収 入 構 成	30 年	35 年	36 年
収 入 総 額	100.0	100.0	100.0
世 帯 主 勤 労 収 入	69.2	59.7	68.7
世 帯 員	18.2	30.3	24.8
勤 労 収 入 以 外 の 収 入	12.8	10.0	6.5

資料出所 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査結果報告」

世帯人員のなかの有業人員数についてみると、第149表に示すとおり、世帯人員は28年以降減少しているのに対し、有業人員は少しずつ増加の傾向をたどっている。その結果、世帯人員に対する有業者の割合（有業率）は30年の30.79に対し、36年には35.54に上昇した。労職別にみると、各層にわたつて有業率は増加を示しているが、臨時日雇の上昇がいちじるしく、つぎが、常用労務者となつている（第149表）。所得水準が低い世帯では婦人の有

第149表 労職別勤労者世帯の有業率
(注)

年	総 数	常用労務者	臨時日雇	民間職員	官公職員
昭 和 30 年	30.79	32.8	32.9	29.0	29.6
35 年	34.70	37.4	42.7	33.1	32.3
36 年	35.54	38.4	51.3	33.7	33.4

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

(注) 世帯人員に対する有業者の割合

業率が高いと云われているが、第150表に示すとおり、男子はほとんど差が見られないが、女子にはかなりの差が見られる。すなわち、男子の有業率は低所得世帯85.4%、一般世帯84%で年令階層別にみると、若年層（15～

19歳)では、一般世帯は通学者が多いので有業率が低いが、成人層(20～64歳)ではほとんど差がみられない。しかし女子の有業率は、低所得世帯 67.9%、一般世帯 45.2%となっており、年令階層別にみると、男子とは反対に若年層よりも成人層の有業率の差がいちじるしい。

勤労者世帯の家計費をみると、平均世帯人員 4.22人に対し、平均消費支出額は 34,896円となっており、その 37.7%は食料費である。このエンゲル係数は 28年(45%)以降毎年減少を示し、住居費や教養娯楽費を含む雑費のような文化的支出が増加の傾向をたどつてい

第150表 低所得世帯・一般世帯別年令階層別 15歳以上の有業率

性	年 令		低 所 得 世 帯	一 般 世 帯
	総 数		76.1%	63.8%
男	総	数	85.4	84.0
	15	～ 19 歳	49.1	44.8
	20	～ 39 歳	97.0	94.8
	40	～ 64 歳	92.8	95.2
	65 歳 以 上		56.0	51.4
女	(再掲)20～64歳		95.1	95.0
	総	数	67.9	45.2
	15	～ 19 歳	50.6	40.6
	20	～ 39 歳	79.2	51.8
	40	～ 64 歳	74.5	46.0
	65 歳 以 上		25.6	14.0
	(再掲)20～64歳		77.1	49.3

資料出所 厚生省「厚生白書」(37年)

(注) (1) 厚生省統計調査部「生活実態調査(34年)」より一般世帯は総理府統計局「就業構造基本調査(34年)」による。

(2) 単身世帯を除く。

第151表 勤 労 者 世 帯 の 家 計 費

単位：円

年		世帯人員	有業人員	消費支出合計	食 料 費			住居費	光熱費	被服費	雑 費
					計	穀 類	その他食料費				
実 数	昭和28年平均	4.79	1.44	21,727	9,774	3,691	6,083	1,292	1,128	3,103	6,430
	30	4.71	1.45	23,513	10,465	3,841	6,624	1,434	1,185	2,861	7,568
	35	4.38	1.52	32,093	12,440	3,647	8,793	3,139	1,552	3,934	11,028
	36	4.22	1.50	34,896	13,170	—	—	3,746	1,679	4,455	11,846
構 成 比 (%)	昭和28年平均	—	—	100.0	45.0	17.0	28.0	5.9	5.2	14.3	29.6
	30	—	—	100.0	44.5	16.3	28.2	6.1	5.0	12.2	32.2
	35	—	—	100.0	38.8	11.4	27.4	9.8	4.8	12.0	34.4
	36	—	—	100.0	37.7	—	—	10.4	4.8	12.8	33.9

資料出所 総理府統計局「家計調査」

る(第151表)。しかし、日雇労働者世帯では依然としてエンゲル係数が高く、46.4%(36年)で、30年以後少しずつ減少してはいるが勤労者世帯よりもかなり高い。また、日雇労働者世帯では住居費の割合が勤労者世帯よりいくぶん多くなっているのを、被服費、雑費は勤労者世帯にくらべるとかなり少ない(第152表)。

第152表 日雇労働者世帯の家計費

単位：円

年	平均世帯人員	平均勤労人員	消費支出合計	飲食費	住居費	光熱費	被服費	雑費
実数								
昭和30年	3.07	1.48	11,501	5,961	885	607	581	3,467
35年	3.40	1.90	18,157	8,340	1,816	842	1,115	6,044
36年	3.00	1.60	18,828	8,726	2,110	855	1,360	5,777
構成比(%)								
30年	—	—	100.0	51.8	7.7	5.3	5.1	30.1
35年	—	—	100.0	45.9	10.0	4.6	6.2	33.3
36年	—	—	100.0	46.4	11.2	4.5	7.2	30.7

資料出所 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査」(36年11月)

最近、テレビ、電気洗濯機などの耐久消費財が急激に家庭に普及したが、この普及に際して月賦販売の浸透を見のがすことはできない。勤労者世帯の月賦などの平均支払額の実収入に対する割合をみると、28年(4.7%)以降次第に増加し34年には6.3%になったが、その後わずかに減少を示し36年には6.1%となり、その額は2,736円である(第153表)。

第153表 勤労者世帯における月賦の実収入に対する割合

年	実 数		%	
	実 収 入	月 賦 買 払	実 収 入	月 賦 買 払
昭和28年平均	26,025	1,232	100	4.7
30年	29,169	1,625	100	5.6
35年	40,895	2,461	100	6.0
36年	45,134	2,736	100	6.1

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

(3) 生活様式の変化

最近、文化的消費が増加していることは、前項で述べたが、このような動

きにともなつて、消費生活の内容も向上し、とくに、生活様式の変化、レジャー消費の増大など、いわゆる「生活革新」が進展して、主婦の生活にもかなりの変化がみられる。生活様式の変化は一般的にいつて洋風化の傾向とも言われるが、このなかで家事作業に関連のあることは次の項で述べるので、ここではその他の洋風化、レジャー消費の傾向を中心に見ることにしよう。

洋風化の傾向は食衣住にみられるが、まず、食生活についてみると、パン食の普及のほか、30年以降牛乳・乳製品、豚肉、鶏卵の消費がいちじるしく伸びていることがあげられる(第154表)。衣生活でも、最近中高年以上の婦人の洋装化や寝具などの洋風化もすすんでいる。

第154表 食生活の洋風化 (国民1人当り kg)

項	目	昭9～11年	30年	35年	36年
牛	肉	0.7	1.1	4.8	1.2
豚	肉	0.6	0.8	1.2	2.1
鶏	卵	2.3	3.4	4.8	6.5
牛乳乳製品		3.1	12.0	25.5	25.5

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

耐久消費財の普及状況をみると、都市世帯では第155表に掲げたとおり

第155表 主要耐久消費財の普及率(都市世帯)

耐久消費財名	32年2月	36年2月	37年2月
	%	%	%
電気ガマ	—	41.8	48.4
電気冷蔵庫	3.2	17.2	28.0
電気洗濯機	24.5	50.2	58.1
電気掃除機	—	15.4	24.5
電気ごたつ	—	—	56.2
扇風機	22.6	41.9	50.6
テレビ	10.4	62.5	79.4
カメラ	38.5	49.2	51.8
オルガン	4.1	8.0	9.8
ミシン	64.2	74.1	75.8
乗用車	—	2.8	5.1

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」

テレビ、カメラ、オルガンなどの教養・娯楽のための用具も急激に普及している。また、家庭用暖冷房用具についてみると、前掲経済企画庁調査によれば、37年の普及率は、扇風機50.6%、電気ストーブ12.3%、ガスストーブ16.9%、石油ストーブ15.2%となっており、最近4、5年のあいだに大まかにいつて倍増して

いる。最近、乗用車をもつ都市世帯も目につくようになり、37年2月の普

及率は5.1%である。

戦後の電話の普及もいちじるしく、都市世帯における電話の普及率は、経済企画庁「消費者動向予測調査」によれば、33年8月には17.6%であるが、37年2月には25.6%になっている。

住生活については、つぎの項で述べるように、新しく建設された公団、公庫等の住宅は主婦の家事労働軽減の立場から「ダイニング・キッチン」がとりいれられるなどの変化がみられ、また、応接セット（消費者動向予測調査、37年2月14.5%）や、カーテンの普及など、戦前にくらべると異なつてきていることが少なくない。しかし、居住水準から見れば、イギリスやアメリカなどにくらべると、かなり低く、一般的にいつて、住宅様式が粗末であるばかりでなく、国民生活白書（35年）によれば、住宅狭少度についてみても、1室に1.5人以上が、わが国では62.8%を占めているが、アメリカでは4.7%、イギリス10.6%、フランス28.2%にすぎず、生活革新の進展にもかかわらず未解決の問題になつている。

家庭娯楽の面を見ると、テレビの急激な普及によつて主婦をはじめとする家族の余暇生活の過ごし方は戦前とは比較にならないほどの変化をみせている。一方、ハイキング、小旅行など家族そろつてのレクリエーションも少なくない。経済企画庁「消費者動向予測調査」（37年2月）によれば家族同伴旅行は1泊以上の旅行の3分の1、片道25軒以上の日帰り旅行の2分の1となつている。前年にくらべると、第156表に示すとおり、家族同伴旅行をした

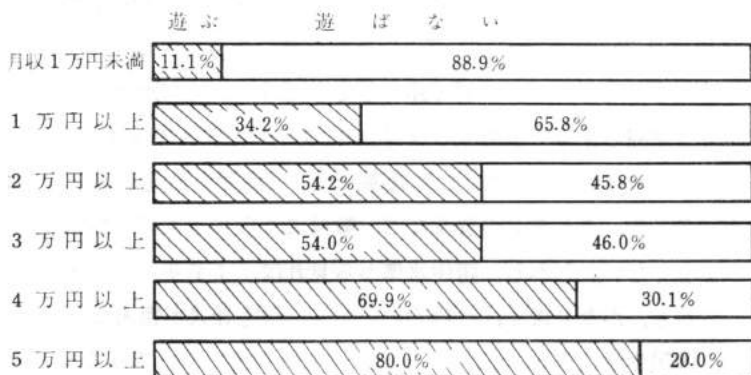
第156表 家族同伴旅行回数（平均回数）

職 業	昭 和 36 年		昭 和 37 年	
	1 泊 以 上 の 旅 行	片道25軒以上 の日帰り旅行	1 泊 以 上 の 旅 行	片道25軒以上 の日帰り旅行
総 数	0.5	0.7	0.9	1.6
勤 勞 者	0.5	0.6	0.9	1.6
職 員	0.6	0.8	1.1	1.6
勞 務 者	0.3	0.3	0.5	1.3
個 人 営 業 者	0.4	0.7	0.8	1.7
経 営 者	1.0	1.4	1.3	2.9
そ の 他	0.3	0.5	0.8	1.6

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」

世帯は大幅に増加している。

第13図 家族そろってゲーム、スポーツなどで遊ぶことがあるか。



資料出所 労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」(昭和35年11月)

家族づれの行楽とは別に、家庭で家族そろってゲーム・スポーツを楽しむ世帯がどのくらいあるかを、労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」(35年11月)によつてみれば、(この調査の対象は大企業の社宅に住んでいるものが多いが)、「家族そろってゲームやスポーツなどをして遊ぶ」と答えたものは48%である。

「遊ぶときの道具」についてみると、トランプ、バドミントンが最も多く、つぎはキャッチボール、将棋の順となつている(第157表)。この調査で目立つことは収入が多い層ほど「家族

第157表 家庭にあるゲーム、スポーツなどの道具

総 数		100 % (2,285)
あ る	小 計	47.9
	バ ド ミ ン ト ン	18.9
	ピ ン ボ ン	3.2
	野 球	9.1
	テ ニ ス	1.2
	ボ ー ル	2.8
	ト ラ ン プ	19.2
	マ ー ジ ャ ン	2.1
	百 人 一 首	4.3
	碁	2.0
	将 棋	5.4
	花 札	0.8
	ダイヤモンドゲーム	2.1
	そ の 他	2.9
	不 明	2.9
な し		52.1

資料出所 労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」(昭和35年11月)

そろつて遊ぶ」世帯が多いことである(第13図)。

第158表 基礎消費、随意消費とレジャー消費
(都市世帯 平均1ヵ月)

(単位: 円)

年	消費支出	基礎支出	随意支出	レジャー消費支出
昭和28年	21,381	11,912	9,469	3,743
29年	23,211	12,519	10,692	4,672
30年	31,276	15,168	16,108	7,316
31年	34,329	16,333	17,996	7,776

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

(注) (1)「家計調査」全都市世帯

(2) 基礎支出は食費(外食費を除く)

光熱費、住居費(家具什器費を除く)の合計

(3) 随意支出は被服費、家具什器費、雑費の合計

(4) レジャー消費支出は、外食費、教養娯楽費、交通通信費、交際費、その他の雑費の合計

洋風化、レジャー消費の増加は消費支出にも影響しており、国民生活白書(37年)は消費支出を食費、住居費などの基礎支出、被服費、耐久消費財などの随意支出、教養娯楽費、交際費などを含むレジャー消費支出の三つに分け

第159表 生活革新の推移

	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
生活革新指数 (28年=100)	100.0	119.7	154.5	223.1	350.0	555.0	974.2	1,321.8	1,810.1
対前年上昇率	—	19.7	29.1	44.4	56.9	58.7	75.4	35.7	36.9

(備考) 生活革新指数はつぎのように構成されている。

項	目	ウエイト(全体を100)
雑類支出中のパン支出割合		10
副食費中の加工食品割合		10
衣料費中の既製服割合		20
光熱費中の電気・ガス代比率		20
家計費中の教養娯楽費比率		20
耐久消費財購入量		20
{電気洗濯機, テレビ, カメラ}		
{電気冷蔵庫, 扇風機}		

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

て、その動向をみてい
るが28年を100とすれ
ば、36年は基礎支出は
137であるが、随意支
出、レジャー消費支出
はそれぞれ190 208
で前者よりも上昇率が
高い(第158表)。さら

に「同生活白書」(37年)によつて生活革新の推移をみると、第159表に示すとおり、28年(100)に対し、36年は1,810とめざましい上昇を示している。

生活革新の進展は、かなり地域差が見られ、前掲「国民生活白書」(37年)による総合生活革新指標は六大都市がもつとも高く、つぎが、仙台、千葉などの成長都市、青森、甲府などの低成長都市の順になつている。六大都市のなかでも最も総合生活革新指標の高い東京(124.6)と、低成長都市のなかで最も低い青森(74.3)とくらべると、いちじるしい開きがある(第160表)。

(4) 都市の生活環境

最近数年間における経済の高度成長にともない、人口の都市集中もいちじるしいが、都市における

下水道、清掃などの公共的な生活環境施設の整備はたちおくれ、また、公害対策の不備は都市居住者の環境衛生の立場からも憂慮されるようになった。このような問題は、家庭生活に影響するところが少なくなく、たとえばごみの処理や、スモッグなどによる洗濯物の汚染など主婦の苦慮するところである。

はじめに、最近における都市への人口集中の傾向を見ると第161表に示すとおり、大都市、成長都市の人口増加が目立っている。このような急激な都市人口の増加に対し、生活環境施設の整備がおくれており、主婦連合会

第160表 総合生活革新指標の動
(注)
向

地 域		総合生活 革新指標	成 長 率
6 大 都 市	東 京	124.6	155.4
	名 古 屋	102.4	144.3
	大 阪	104.4	154.7
	平 塚	111.5	156.4
成 長 都 市	仙 台	92.9	156.6
	千 葉	100.9	176.0
	広 島	105.2	146.1
	福 岡	100.5	167.3
低 成 長 都 市	平 塚	93.8	156.9
	青 森	74.3	165.0
	甲 府	96.9	183.0
	大 津	100.2	158.4
	鳥 取	90.1	159.6
	徳 島	75.6	171.4
	城 崎	79.6	164.5
	平 塚	87.0	168.9

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」
(37年)

(「家計調査」消費者動向予測調査より作成)

(注) 洋風化、家事労働合理化、レジャーの3つの指標を総合したもので全都市平均を100とする。

第161表 都市別人口の推移

地 域		人 口 (千人)		増 加 数 (千人)	増 加 率 (%)
		30 年	35 年		
大 都 市	東 京 (都)	8,039	9,684	1,645	20.5
	名 古 屋	1,337	1,592	255	19.1
	大 阪	2,547	3,012	465	18.2
成 長 都 市	仙 台	380	425	45	11.8
	千 葉	198	242	44	22.0
	富 山	191	207	16	8.4
	広 島	361	431	70	19.5
低 成 長 都 市	青 森	189	202	13	7.3
	大 津	107	114	7	5.6
	奈 良	126	135	9	6.9
	鳥 取	105	105	—	△ 0.0
	防 府	97	95	△ 2	△ 2.4
	都 城	92	92	—	0.6

資料出所 国民生活白書(37年)

「主婦の苦情調査報告」(36年11月～37年3月)をみると、主婦の苦情(5,652件)のなかで清掃関係(ゴミ処理、便所の汲み取りなど)は20.6%をしめており、交通、運輸(17.8%)商品の品質(12.6%)などに対するものよりも比率が高くなっている。そこで厚生白書(37年)によつて、ごみ処理状況をみると、特別清掃地域(主として市街地的性格を有する区域)における排出量は都市人口の増大により35年は30年に対し43%増加し、市町村の清掃事業による収集処分量は約6割増加をみているもの

第162表 ごみ処理状況

単位=t/日

年 次		昭和 30 年	昭和 35 年
区 分			
特掃地域の排出量		17,022 (100.0%)	24,399 (100.0%)
収 集 量		12,621 (74.1%)	19,949 (81.8%)
処分の内訳	焼 却	3,686	7,577
	埋 立	7,431	10,465
	堆 肥	1,100	865
	飼 料	141	230
	そ の 他	263	312
自 家 処 分		4,401 (25.9%)	4,450 (18.2%)

資料出所 厚生白書(37年)

第163表 各国の上下水道利用状況

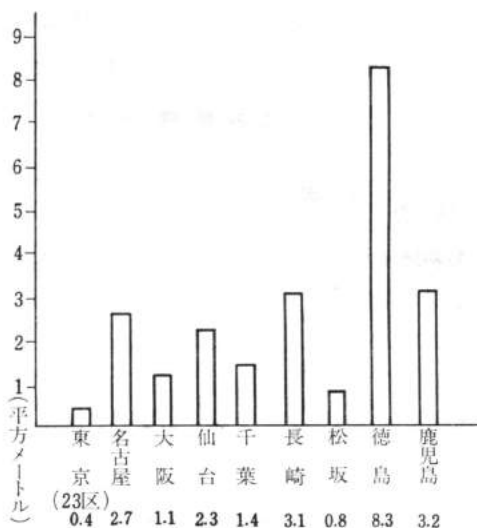
(昭和34年)

国名	総人口	利用率(総人口に対する利用人口比)	
		上水道	下水道
	千人	%	%
イギリス	45,244	95	90
ドイツ	50,975	80	70
フランス	44,584	60	30
オランダ	11,186	85	80
ベルギー	30,507	70	60
スエーデン	7,415	70	60
スイス	4,780	80	50
デンマーク	4,515	75	70
アメリカ	174,782	80	65
日本	93,419	49	10

資料出所 厚生省資料による。

第14図 1人当り公園面積

(昭和36年3月末現在)



資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

(注) 建設省資料により作成

の、自家処分されているものが18.2%ある(第162表)。また、同白書で特別清掃地域のし尿処理状況をみると、35年における総排出量に占める下水道による処分は、6.3%にすぎず、大部分(74.4%)はくみ取り処理となっており、自家処分が13.4%という状態である。参考までに各国の上下水道普及状況をみると、上水道と下水道の利用率はあまり差がなく、イギリスではそれぞれ95%、90%、ドイツでは80%、70%となっており、わが国のたちおくれが目につく(第163表)。

都市における公園は都市の美観を保持し、市民のレクリエーション、児童の遊び場として必要であるばかりでなく、災害を防止し、災害時の避難場所としても重要なものである。ところで、公園の必要面積は個々の都市の規模、性格によつて異なるが、都市公園法施行令では都市人口1人当たり6平方メートル以上という標準が定められているが、

現状は全国の都市人口1人当たり2.3平方メートルで基準をいちじるしく下回っている。東京(23区)は0.4平方メートル、大阪1.1平方メートルで過大都市はとくに公園の面積が狭い(第14図)。

公害についての市民の苦情をみると第164表に示すとおり、「お宅では煙突から出る煤煙や、自動車の音や、スピーカーの音などのために日頃迷惑をうけているということはありませんか」との質問に対して、苦情のないものは52%であるから、半数のものは何らかの公害でなやまされているのである。その内容をみると「工場や自動車などの騒音」が最も多く、つぎが「工場

第164表 公害についての世論調査

都 市 別	1 工場や 自動車 などの 騒音	2 工場や 自動車 などの 振動	3 工場など からの さいご ガス	4 工場や 風呂 などの 煤煙や 粉塵	5 商店や 駅など の カー から 出る 大きな 音	6 その他	7 なし	計 (MA)
	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	24	16	5	14	5	5	52	121
{ 東京都区部	28	19	8	17	5	5	44	126
{ 五 大 市	23	17	5	16	5	6	49	121
{ その他の都市	21	13	4	9	5	5	60	115

資料出所 内閣総理大臣官房審議室「環境衛生に関する世論調査」(昭和35年8月)

(注) 2以上の事項について記入しているため総計は100%をこえる。

や自動車などの振動」「工場や風呂屋などの煤煙や粉塵」となっている。しかも、大都市ほど公害がいちじるしく東京都区部は「騒音」(28%)「振動」(19%)「粉塵」(17%)がその他の都市をかなり上回っている(第164表)。したがって、東京では公害苦情陳情が多く、35年は4,219件で、この多くは騒音、振動(2,064件)、煤煙、粉塵、悪臭(2,025件)である。

以上述べたような生活環境施設、公害などに関して、環境の整備や対策を望む主婦の声が、個人的に、また、組織的に出されている。

(5) 家 事・育 児

生活革新の進展は主婦の家事作業の軽減に役に立っていることは、(3)「生活様式の変化」のところでもふれたが、電気洗濯機、電気冷蔵庫などの耐久消費財の普及(第155表参照)は、家族規模の縮小とあいまって、食衣住全般にわたる主婦の家事労働の軽減をもたらし、また、幼稚園保育所に幼児をあ

第 165 表 推定かん詰消費量

(単位:1000 両)

年	総 数	水 産	蔬 菜	果 実	蓄 肉
昭 和 32 年	14,573	8,578	862	2,942	822
シ 35 年	34,022	14,957	2,770	9,802	1,558
シ 36 年	38,366	18,841	2,984	9,315	1,619

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37 年)

(注) (1) 日本罐詰協会調べによる。

(2) 生産量から輸出量を差し引いたものをその年の推定消費量とした。

(3) ここに掲げたのは「丸かん」のみで「大かん」と「びん詰」は含まない。

ずける家庭が増加するなど、戦前とくらべると変化してきている。

まず、食生活についてみると、缶詰類、ハムなどの加工食品、いわゆるインスタント食品の利用、あるいは外食の増加などは主婦の台所仕事の軽減をもたらしたと言

えよう。缶詰消費量は第 165 表に示すように、最近 4 年間に 2.63 倍 (32~36 年) となり、また、加工食品の生産量も増加しており、例えば、ハム・ソー

第 166 表 ハム・ソーセージ生産量

(単位:1000 トン)

年	蓄 肉		魚 肉	
	ソー セージ	ハ ム	ソー セージ	ハ ム
昭 和 30 年	7	19	12	0
シ 35 年	38	34	68	18
シ 36 年	50	47	76	26

資料出所 国民生活白書(37 年)

備考 日本食糧新聞社「食糧年鑑」より作成

ている(第 166 表)。一方、学校給食、勤労者の福利厚生施設としての戦域食堂の普及なども、主婦の調理の手間の軽減に影響を与えている。このことは家計費に占める外食費の増加の傾向からもうかがわれ、28 年は 1.6 % であるが、36 年には 2.9 % に増加している。

第 167 表 1 人当り繊維別消費量

纖 維 種 別		29 年	35 年	36 年
実 数	総 数	kg 5.36	kg 7.05	kg 7.68
	天 然 纖 維	4.03	4.36	4.82
	化 学 纖 維	1.33	2.69	2.86
	(合成繊維)	(0.09)	(1.08)	(1.22)
%	総 数	% 100	% 100	% 100
	天 然 纖 維	75.2	61.8	62.8
	化 学 纖 維	24.8	38.2	37.2
	(合成繊維)	(1.6)	(15.3)	(15.9)

資料出所 「国民生活白書」(37 年)

衣生活の面の変化としては、

既製品の増加と、アイロンかけを必要としない合成繊維の普及があげられる。経済企画庁「国民生活白書」(37年)によれば、29年から36年までの繊維工業全体の伸びが2.11倍であつたのに対し、既製服の伸びは2.42倍とかなり高くなっている。また、最近における化学繊維の消費量は急激に増加しているが、なかでも合成繊維消費量の伸びはいちじるしく、1人当り消費量は29年には0.09 kgであつたが、36年には1.22 kgとなり、13.6倍に増加した(第167表)。

家庭燃料と主婦の家事作業との関係も見のがすことの出来ないもので、前掲「国民生活白書」(37年)によれば第168表に示すとおり、電気・ガス・灯油・液化石油ガス(プロパンガス)が増加し、その反対に、まき、木炭、暖房用石炭は減少し、家庭燃料の「個体」から「流体」への移行の傾向がうかがえるのである。

最近、都市世帯における水道の普及はめざましく、厚生白書(37年)によれば、36年3月末で72.5%の普及を見るにいたつた。地域別にみると、東京、大阪、福岡、広島のような大都市ほど普及率がたかく7割以上となつてゐるが、富山、防府のような小都市は普及率が低く、約2割にすぎない(第169表)。

第168表 家庭燃料需要実績

家庭燃料名	実数		構成比(石炭換算)	
	昭和25年	昭和35年	昭和25年	昭和35年
合計(石炭換算) 10 ⁶ t	12.03	20.66	% 100	% 100
まき 10 ⁶ 層積石	70.0	60.4	34.9	17.5
木炭 10 ³ t	1,458	1,505	12.1	7.3
暖房用石炭 10 ³ t	2,200	3,421	16.3	14.7
煉石炭 10 ³ t	1,124	1,874	6.7	6.6
灯油 10 ³ kl	—	738	—	5.1
都市ガス 10 ⁶ m ³	607	2,213	2.6	5.5
液化石油ガス 10 ³ t	—	265	—	2.2
電気 10 ⁶ kwh	5,483	14,143	27.4	41.1

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

(注) 科学技術庁資源調査会「日本の資源問題」による

第169表 地域別水道利用状況

地 域	昭 和 30 年 3 月		昭 和 35 年 3 月	
	給水人口(千人)	普及率(%)	給水人口(千人)	普及率(%)
東 京	6,557	81	6,868	71
名 古 屋	1,000	75	1,286	81
大 阪	2,511	99	2,884	96
福 岡	368	66	535	83
札 幌	180	42	254	49
富 山	19	10	41	20
広 島	296	82	346	80
青 森	110	58	138	68
高 崎	67	49	79	56
防 府	13	14	22	23

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37年)

(注) 日本水道協会「上水道統計」による。

家事労働合理化の傾向は地域によつて開きが少なくなく、参考までに経済企画庁が算出した指標を掲げた(第170表)。

住生活についてみると、適当な統計資料はないようであるが台所を中心に主婦の家事労働に対する配慮がなされるようになってきている。たとえば、公庫・公団などの政府施策住宅では「ダイニングキッチン」がかなりひろく採用されている。従来、住宅の間取りや設備は接客本位の習慣があり、台所についての配慮がなされていなかったことを省みると、食堂と台所の機能をあわせた「ダイニングキッチン」の採用は主婦の家事労働の軽減にも役立っていると言えよう。この「ダイニングキッチン」の様式は、民間アパートや、一般住宅にも普及している。

以上述べたような動向にともなつて主婦自身も家事労働は楽になつたことを意識してきており、労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)をみると、「数年前にくらべて家事は楽になつたか」との質問に対して64%は「楽になつた」と答えている(第171表)。

年令階層別に婦人の家事時間量(自宅内)をみると、第15図に見るとおり、16～19歳は学生、有職者が多く、20代は有職者が多いために家事時間

は比較的少なく、30代は無職の主婦が多いため家事時間が最も長い。同調査からみても、一般的にいつて家事時間が最も長いのは無職の主婦（家庭婦

第170表 家事労働合理化指標の動向

地 域	家事合理化 用耐久財普 及率指標	電気ガス代 比率指数	既製品費 比率指数	家事合理化 指 標	成 長 率
東 京	115.3	127.8	101.3	114.8	209.1
名 古 屋	109.7	124.5	99.1	111.1	165.4
大 阪	125.7	131.0	101.2	119.3	217.6
平 均	114.9	122.0	101.7	112.9	214.2
仙 台	73.9	75.0	100.5	83.1	213.6
千 葉	101.1	82.2	102.6	95.3	275.9
岐 阜	99.7	96.0	98.1	97.6	—
福 岡	77.8	112.6	104.7	98.4	215.8
平 均	93.0	86.1	100.3	93.1	222.4
青 森	44.1	53.8	97.3	65.1	195.7
高 崎	83.3	77.2	96.6	85.7	257.9
松 阪	74.3	91.8	93.2	86.4	288.9
大 津	108.7	96.0	99.0	101.2	187.0
鳥 取	85.3	91.6	97.8	91.6	179.3
徳 島	84.0	91.0	88.1	87.7	260.7
都 城	68.7	74.0	100.5	81.1	213.3
平 均	82.3	80.9	97.6	87.3	232.8

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」（37年）

（注）総理府統計局「家計調査」経済企画庁「消費者動向予測調査」により作成したもので、全都市平均を100とする。

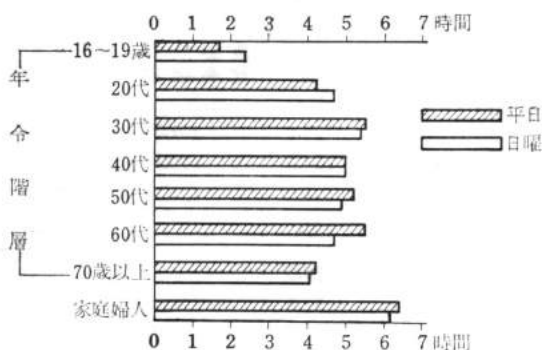
第171表 数年前にくらべて家事は楽になつたか

地 域	総 数		楽 に な つ た	以 前 と 変 ら な い	そ の 他 (苦しく なつた)	無 回 答
	実 数	%				
総 数	1,863	100	64%	36%	0%	1%
区 部	298	100	67	32	1	—
市 部	1,037	100	61	38	0	1
郡 部	528	100	66	33	1	1

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（昭和34年2月）

人)で6時間40分(平日)を自宅内の家事に費やし、買物など自宅外の家事時間に36分を費やしている。

第15図 婦人の家事時間量 (自宅内)



資料出所 NHK放送文化研究所「婦人の生活時間の特徴」(35～36年)

(注) 年齢階層別には家庭婦人、学生、就業者を含む。

最近、幼稚園、保育所に幼児をあずける家庭が多くなつてきており、これは幼児のしつけ、教育に影響を及ぼすところが大きいが、主婦の育児時間にも影響することが少なくないので、参考までにふれておこう。あらためていってもなく幼稚園は学校教育法にもとづき設置され、3歳から就学前の幼児を対象とするものであり、保育所は児童福祉法により保育に欠ける乳幼児を対象とするものであるから、その運営にも相違がみられる。しかし、両者は幼児の「保育」を規則的に一定時間施設に依頼する点では共通しているわけで、幼児が家庭にいない間は主婦は家事あるいは内職などに専心することができ、また読書など、自分自身の時間をもつことも可能になるであろう。28年を100とすれば、36年は幼稚園数は344、幼児数356、保育所数349、幼児数303に増加している(第172表)。

なお学令前の乳・幼児数をみると、国勢調査(35年)によれば、956万人で、3歳～5歳までの幼児数は482万人である。ちなみに3歳～5歳までの幼児数に対する幼稚園、保育所の収容幼児数の割合をみると、大まかにいつて、幼児3人のうち1人は施設に通つていることになる。

第 172 表 幼稚園、保育所数と収容幼児数

年		幼稚園		保育所	
		施設数	幼児数	施設数	幼児数
実数	昭和 28 年	2,100	224,591	2,871	249,166
	〃 30 年	5,316	643,355	8,321	653,727
	〃 35 年	7,055	742,327	9,782	733,645
	〃 36 年	7,217	799,085	10,018	754,486
28 年 を 100 と する 指数	昭和 28 年	100.0	100.0	100.0	100.0
	〃 30 年	253.1	286.5	289.8	262.4
	〃 35 年	336.0	330.5	340.7	294.4
	〃 36 年	343.7	355.8	348.9	302.8

資料出所 労働省婦人少年局「婦人関係資料集報」

厚生省「厚生白書」(37 年)

(6) 主婦の余暇時間

主婦の家事・育児時間の短縮にともなつて、余暇時間は増加の傾向を示している。最近における余暇時間の増減についてみると、第 173 表に示すとおり、余暇時間が「ふえた」ものが多いが、男子よりも婦人に多く、職業別にみると余暇時間がふえたものは主婦に最も多い。余暇時間がふえた理由をみると、生産性研究所「コミュニティーと消費パターン」(35 年 9 月)によれば一

第 173 表 余暇時間の増減 (2 年前に比較して余暇が)

性・職業		ふえた	変らない	へつた	不明
男		% 20.7	% 50.8	% 19.1	% 9.4
女		27.9	40.7	17.7	7.9
職	給料生活	19.2	50.8	25.8	4.2
	事務系 労働系	23.4	54.6	17.9	4.1
業	商工業経営	24.5	47.0	16.7	11.8
	自由業	14.7	50.0	20.6	14.7
別	学生	17.1	48.7	18.4	15.5
	主婦	33.6	44.9	14.8	6.7
	無職他	25.3	45.5	8.9	20.3

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(37 年)

(備考) 日本観光協会調

般住宅、商店街、団地によつてかなりの相違がみられ、一般住宅、団地では「子供の世話がなくなつたから」と答えたものが多いが、商店街では「洗濯機が入つたから」と答えているものが多い。「自ら工夫して生活を合理化した」ことによつて余暇時間の増加をはかつたものは、各グループにわたつて1割前後である(第174表)。

主婦の余暇時間について、労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)によつてみると、余暇時間(文化的社会的な生活時間)が最

第174表 余暇時間の増減とその理由(主婦)

居 住 地	ふえた と答えた 世帯比率	ふ え た 理 由					
		計	洗濯機が 入つたか ら	子供の世 話がなくな つたから	中、手 伝が入つ たから	勤めをや めたから	自ら工夫し て生活を合 理化した
一般住宅	% 33.5	% 100	% 22.6	% 57.0	% 7.9	% 2.3	% 10.2
商 店 街	% 17.6	% 100	% 36.7	% 32.4	% 20.6	% 1.5	% 8.8
団 地	% 35.5	% 100	% 21.4	% 36.9	% —	% 33.9	% 7.8

資料出所 生産性研究所「コミュニティーと消費パターン」(35年9月)

第175表 主婦の文化的社会的な生活時間

生活時間の内容		サ ラ リ ー マ ン 世 帯	工 場 労 働 者 世 帯	商 家	農 家	漁 家
計(%)		時 分 (4.31) 271 (100)	時 分 (3.45) 225 (100)	時 分 (2.37) 100 (100)	時 分 (3.20) 200 (100)	時 分 (3.29) 209 (100)
教 小	計	(2.13) 133 (49)	54 (24)	(1.10) 70 (45)	(1.03) 60 (32)	40 (19)
養 読	書	43	7	11	8	6
娛 新 聞	よ み	30	16	18	20	14
楽 ラジオ・テレビ		25	21	30	29	11
	そ の 他	35	10	11	6	9
交 際		32 (12)	34 (15)	30 (19)	52 (26)	61 (29)
休 息		50 (19)	50 (22)	18 (12)	35 (18)	48 (23)
雑 談		18 (7)	32 (14)	21 (13)	30 (15)	31 (15)
そ の 他		38 (14)	55 (24)	19 (13)	20 (10)	29 (14)

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)

も長いのはサラリーマン世帯の主婦で4時間31分、つぎが工場労働者世帯で3時間45分である。この調査では農家、漁家がそれぞれ3時間20分、3時間29分で商家(2時間37分)よりかなり長くなっているのは、調査時期が農閑期であることによると見られる。サラリーマン世帯、商家の主婦は余暇時間の約半分は「教養娯楽」となっており、休息、雑談の時間は約2分の1にすぎないが、工場労働者世帯、漁家では「教養、娯楽」の時間は約2割で、休息、雑談の時間が多く約4割となっていて、階層、家業によつて余暇時間の過ごし方に相違がみられる(第175表)。

婦人の余暇時間を男子とくらべると、東京大学新聞研究所が東京都23区を対象とした調査(34年7月)によれば、主婦は週全計で41時間となっており大企業に働く一般男子より少ないが、大企業の管理職、自由業、中小企業一般男子、管理職、個人業主よりも多くなっている。ところで有業婦人の余暇時間は週全計で28時間51分で、主婦よりもいちじるしく少なく、男子のなかで最も余暇時間の少ない大企業管理職、自由業(35時間33分)よりもかなり少ない(第176表)。

余暇時間の過ごし方をみると、第177表に示すとおり、男女ともにその大半は新聞、ラジオ、テレビなどのマス・メディアに接しており、つぎが「無為」、交際、家族の団らんとなつている。スポーツ、勝負ごとは男子に多く、稽古ごとは婦人に多い。主婦の余暇の多くは、新聞・ラジオ・テレビにむけ

第176表 職業階層別にみた自由時間

職 業		月～金	土	日	週全計
		時 分	時 分	時 分	時間 分
男 子	大企業経営管理職自由業	3 58	7 43	8 00	35 33
	大企業事務職	5 36	7 12	10 48	46 00
	大企業労務職	5 30	5 30	8 48	41 48
	中小企業事務職	4 18	4 42	10 48	37 00
	中小企業労務職	5 12	3 42	7 48	37 30
	中小企業経営管理職個人業主	4 48	5 12	8 48	38 00
女 子	有業婦人	4 00	3 30	5 21	28 51
	家庭の主婦	5 48	5 30	6 30	41 00

資料出所 東京大学新聞研究所「東京大学新聞研究所紀要10」(34年7月)

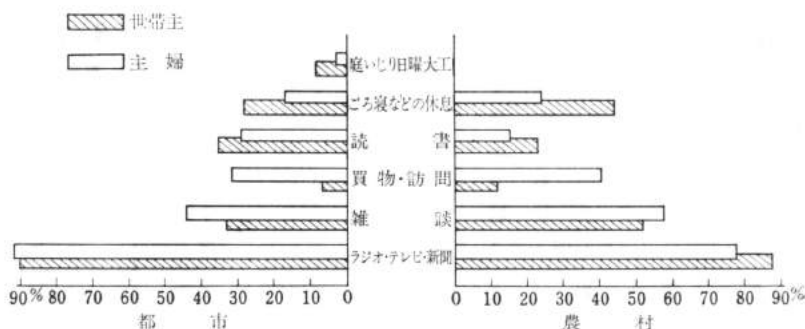
られていることは、経済企画庁「消費者動向予測調査」(36年2月)にも見られる傾向である(第16図)。都市の主婦のなかでも、一般住宅、団地、商店街では余暇時間の過ごし方に相違がみられ、団地の主婦は新聞、テレビ、読書、けいこごとなどを行っているものが最も多い(第178表)。

第177表 余暇活動の平均時間

余暇の過ごし方	男			女		
	月～金	土	日	月～金	土	日
計	時 分 5 06	時 分 5 09	時 分 9 13	時 分 5 32	時 分 5 23	時 分 6 23
交 際	34	20	1 17	49	45	1 11
家 族 団 らん	20	21	30	37	34	34
無 為	46	41	48	55	29	32
ス ポ ー ツ	16	11	1 01	1	1	35
読 書	11	13	30	5	17	11
自 然 愛 好	4	3	25	2	10	—
稽 古 ご と	1	2	2	7	14	5
勝 負 ご と	9	11	16	1	—	4
街頭の余暇活動	10	11	29	5	2	1
観 賞	10	34	32	5	13	8
マス・メディア	2 25	2 41	2 59	2 46	2 30	3 14

資料出所 東京大学新聞研究所「東京大学新聞研究所紀要10」(34年7月)

第16図 余暇時間の過ごし方 (第5位まで)



資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(36年2月)

第178表 主婦の余暇利用の実態（いつもしているもの）

居 住 地	新 聞	テ レ ビ	休 息	近 所 づ け い こ と などの趣味	読 書	
一 般 住 宅	48.5%	48.5%	23.7%	12.9%	5.4%	19.6%
商 店 街	25.5	42.9	23.2	3.9	1.6	10.3
団 地	67.1	61.9	20.5	5.2	10.0	27.6

資料出所 生産性研究所「コミュニティと消費パターン」（35年9月）

（注）テレビ聴視時間：一般住宅 2.8 時間 商店街 2.0 時間 団地 3.3 時間

おわりに、主婦の余暇時間の今後の問題についてふれておこう。前掲「主婦の自由時間に関する意識調査」によれば自分の時間を今以上に「作れる」というものは調査総数の 55% で「作れないもの」よりやや多くなっている。ところで、「あなたが自分の時間を作ろうとすると、一番困ることは何ですか」の質問に対して、「家業が忙がしすぎる」と答えているものが調査総数の 29%（これは対象者中家業をもつものの 73% にあたる）でもつとも多く、つぎが「子供に手がかかる」「家事が忙がしすぎる」と答えている（第179表）。「家事の忙がしさ、子供に手がかかる」ことは、今後の生活水準の向上、小家族化の進行にともなつて緩和されると見られ、主婦の余暇時間はさらに増加するのではないかと推測される。主婦の余暇時間の増加にともなつて、その過ごし方は一家庭内の問題だけでなく、次第に社会的な問題にまで発展することも考えられる。

第179表 自分の時間をつくるのに困ること

地 域	総 数		家業が忙がしすぎる	子供に手がかかる	家事が忙がしすぎる	家族に気がねする	その他	困ることなし	無回答
	実 数	%							
総 数	1,863	100	% 29	% 25	% 17	% 6	% 4	% 19	% 13
区 部	298	100	29	16	21	3	7	17	16
市 部	1,037	100	29	23	17	6	5	19	12
郡 部	528	100	28	32	15	8	1	18	12

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（34年2月）

参考までに、イギリス、アメリカなどの事情をみると「今より 50 年前、婦人は出産や育児に、現在と比較してはるかに短かい生涯のうちから平均 15

第180表 余暇利用についての今後の希望(主婦)

居 住 地	休 息	けいこ と趣味	読 書
	%	%	%
一 般 住 宅	7.7	28.7	10.8
商 店 街	24.5	14.5	10.3
団 地	1.9	40.5	7.6

資料出所 生産性研究所「コミュニティー
と消費パターン」(35年9月)

が重く、これらの国の状態に達するには、かなりの日時を必要とするであろう。またわが国の主婦の余暇利用についての今後の希望をみると、けいこごとなどの趣味や読書を希望するものは団地、一般住宅に多く、商店街のように家業のいそがしいものは休息を希望しているものが多いという実情(第180表)もみのがせない。しかし、前掲「主婦の自由時間に関する意識調査」によれば「主婦にひまがあれば、その時間はどう使うのがよいと思いますか」との質問に対して、「収入のある仕事」と答えているものが14%で比較的多く、「読書、新聞よみ」(15%)「教養・勉強」(14%)と同じ程度の割合となつている(第181表)。最近、都市における中間層の家庭の主婦のなかに内職を希望するものが目立ってきているが、団地のなかに主婦のための「私設職業センター」を設けた事例も見られる。今後の主婦の余暇時間の過ごし方について社会的な立場から検討がのぞまれる段階に達していると見ることができよう。

(注) ミルダール・クライン共著「婦人の二つの役割」(小林巧訳による)

年をついやしていたのに、今日では、それが平均3年半」となり、主婦の余暇時間の増加にともなつて労働力化がすすんでいる。わが国の場合、このような統計がないが、イギリス、アメリカにくらべればはるかに主婦の家事、育児の負担

第181表 自由時間の使い方
についての意見

内 容	%
総 数	100
読 書・新 聞 よ み	15
教 養・勉 強	14
休 養	5
娛 楽	4
趣 味	6
ラ ジ オ	3
その他自分のこと	2
小 計	49
裁 縫・あ み も の	12
子 供 の 相 手	13
収 入 の 有 る 仕 事	14
家 事	5
家 政 技 術 研 究	6
そ の 他 家 の こ と	4
小 計	54
グループ活動集会その他社会活動	6

資料出所 労働省婦人少年局
「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)

(注) 二つ以上の内容をあげたものがあるため各項目の計は100%をこえる。

7. 婦人の市民活動

(1) 婦人の投票状況

昭和21年4月10日にわが国の婦人が初めて参政権を行使してから、現在(38年3月)までに国会議員の選挙については8回の衆議院議員選挙と、6回の参議院議員選挙を経験したが、これらの選挙における婦人の投票状況は第182表、第17図のとおりである。37年7月の婦人有権者数は2,931万人で、男子よりも247万人多い。

第182表 衆・参両院選挙における有権者数、投票者数及び投票率

単位1000人

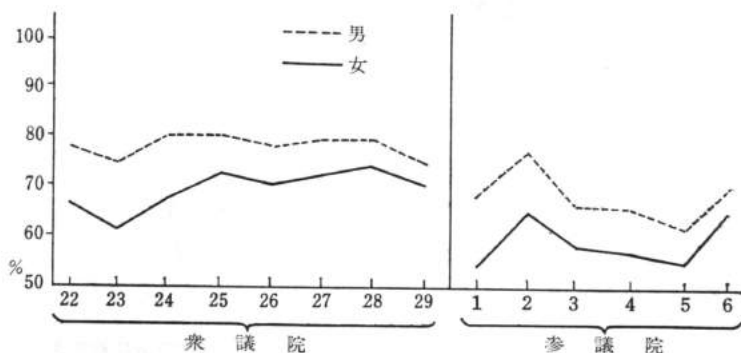
選挙の実施された時期		有権者数		投票者数		投票率	
		男	女	男	女	男	女
衆議院	第22回総選挙(21. 4. 10)	16,321	20,558	12,815	13,767	78.5	67.0
	23 〃 (22. 4. 25)	19,578	21,330	14,658	13,139	74.9	61.6
	24 〃 (24. 1. 23)	20,061	22,045	16,197	14,979	80.7	67.9
	25 〃 (27. 10. 1)	22,312	24,460	17,954	17,793	80.5	72.8
	26 〃 (28. 4. 19)	22,481	24,610	17,613	17,335	78.4	70.4
	27 〃 (30. 2. 27)	23,557	25,678	18,833	18,505	79.9	72.1
	28 〃 (33. 5. 22)	24,883	27,130	19,854	20,190	79.8	74.4
	29 〃 (35. 11. 20)	25,962	28,351	19,731	20,193	76.0	71.2
参議院(注)	第1回参議院議員通常選挙(22. 4. 20)	19,608	21,351	13,419	11,530	68.4	54.0
	2 〃 (25. 6. 4)	20,763	22,699	16,227	11,537	78.2	66.7
	3 〃 (28. 4. 24)	22,454	24,583	15,234	14,484	67.8	58.9
	4 〃 (31. 7. 8)	23,988	26,190	16,044	15,119	66.9	57.7
	5 〃 (34. 6. 2)	25,611	27,906	16,022	15,415	62.6	55.2
	6 〃 (37. 7. 1)	26,832	29,306	18,801	19,490	70.1	66.5

資料出所 自治省選挙局調

(注) (全国区)

婦人の投票率は男子より低い、男女差は次第に縮小しており、終戦直後の約12%に対し、最近では約4%である。婦人の投票者数は有権者数が多いために男子と大差ないが、33年5月、35年11月の総選挙、37年の参議院議員通常選挙では投票者数が男子を上回った。

第17図 戦後の投票率の推移



37年7月の参議院議員通常選挙の投票率を都道府県別にみると、婦人の投票率(77.9%)が男子を1.1%上回るといふ県(高知)も見られ、投票率の男女差がいちじるしく小さいのは、東京(0.1%)、神奈川(0.3%)、大阪(1.1%)で、投票率の男女差がいちじるしく大きいのは茨城(12.0%)、栃木(9.7%)、滋賀(9.0%)となつている。

国会議員選挙の投票状況について年齢階層別の全国的統計がないが、参考までに東京都墨田区における37年7月の参議院議員選挙の婦人の投票率を見ると、第183表に示すとおり、男子にくらべると、若年層ほど婦人の投票率が男子のそれより高いが、「35～39歳」をさかいに、中、高年齢層になるにしたがつて婦人の投票率は男子を下回るようになる。

第183表 参議院議員選挙における年齢別投票率

性	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
男	64.8	54.3	57.1	64.5	76.3	80.8	84.3	81.0
女	65.0	60.1	61.8	68.1	63.4	78.0	72.6	49.2

資料出所 東京都墨田区選挙管理委員会調査(37年7月)

一方、地方選挙における投票率をみると国会議員選挙とは異なつた傾向が見られる。第1回地方選挙(22年4月)においても国会議員選挙よりも投票率の男女差は小さくなつてゐるが(知事及び五大市長・男77.7%女66.5%)、その

第 184 表 地方選挙における投票率 (%)

	男			女		
	第 2 回 (26年 4 月)	第 3 回 (30年 4 月)	第 4 回 (34年 4 月)	第 2 回 (26年 4 月)	第 3 回 (30年 4 月)	第 4 回 (34年 4 月)
知 事	84.5	76.9	79.5	80.9	72.9	77.2
都道府県会議員	84.9	79.1	80.4	81.3	75.6	78.6
五大市長(横浜, 大阪のみ)	—	63.0	67.0	—	60.5	67.4
五大市会議員	—	63.3	65.0	—	61.3	65.2
市長	84.3	83.9	85.3	83.9	83.6	86.2
市 会 議 員	84.4	85.1	85.3	84.2	85.1	86.2
東京23区会議員	—	60.4	62.9	—	62.6	68.0
町 村 長	96.0	92.1	90.8	95.7	91.8	90.8
町 村 会 議 員	95.9	92.3	92.3	95.9	92.3	92.7

資料出所 自治省選挙局調

(注) 26年の「市長」「市会議員」の項は、それぞれ「区長」「区会議員」を含む。

後、回数を重ねるにしたがつて男女の投票率は接近し、第3回地方選挙(30年4月)の東京23区会議員選挙では婦人の投票率が2.2%男子を上回わつた。つぎの第4回地方選挙(34年4月)では知事、都道府県会議員選挙を除いては婦人の投票率は男子のそれと同じか、0.2~0.9%上回わつており、もつとも婦人の投票率が男子のそれを上回わつているのは東京都23区会議員選挙で、その差は、5.1%である。一般的にいつて、投票率は男女ともに行政区分の末端になるほど高くなり、しかも男女差が接近、もしくは婦人の投票率が男子を上回わるといふ傾向が見られる(第184表)。

このように、選挙における投票率の男女差が次第に縮小していることは、一般的にいつて婦人の政治への関心がたかまつてきていると見られるが、投票における自主性という観点から見ると問題がないとは言えないようである。例えば、公明選挙連盟の最近の資料によつて候補者を選定した理由をみると、「家人と相談をして」「みんながよい人と言うから」との理由で決定しているものは、男子よりも婦人に多くなつているし(第185表)、「人に頼まれて投票したもの」もいくぶん婦人に多く、とくに、60歳以上の婦人、農林漁業の婦人に多くなつている(第186表)。

第185表 候補者選定の理由(%)

		総 数	選挙 公報を 見て	政党を 考えて	その人物 がよいから	家人と 相談して	新聞を みて	ラジオ 放送を 聞いて	うから みんな がよい 人と言	知人に 頼まれ てすす	められ て	自分の 所属し てい	組合や 団体か ら出	いので	その他・ わから ない
地 方 区	男	100	11	30	28	1	3	3	2	2	6	14			
	女	100	13	18	21	13	6	3	4	3	3	17			
全 国 区	男	100	11	29	24	2	4	4	2	3	8	14			
	女	100	13	17	18	13	6	3	4	3	5	18			

資料出所 公明選挙連盟「参議院議員通常選挙の実態」(37年2月)

(2) 公職にある婦人

第186表 人に頼まれて投票した
ことがあるものの割合

わが国の婦人が公選による役職につくようになったのは終戦後のことで、昭和21年4月の総選挙で初めて婦人代議士が選出されてから、国会や地方議会で議員として活躍するようになった。公選による役職のほかに任命、委嘱などによる各種の公職につく婦人も次第に増加している。

まず、国会議員についてみると、衆議院には戦後はじめての総選挙で39人の婦人代議士が選出されたが、その後次第に婦人議員は減少する傾向を示し、最近の第29回総選挙では婦人議員数は7人となり、総数に占める婦人議

年 令 ・ 職 業		男	女
総 数		6%	7%
年 令 別	20 ～ 29 歳	5	4
	30 ～ 39 歳	6	6
	40 ～ 49 歳	7	8
	50 ～ 59 歳	7	6
	60 歳 以 上	5	11
職 業 別	農 林 漁 業	8	10
	商工, サービス	5	5
	自由業, 管理職	3	7
	事務専門技術職	5	3
	労 務 職	6	2
	無 職, そ の 他	4	6

資料出所 公明選挙連盟「公明選挙の実態」(37年2月)

(注) この質問は「いつも投票している」「だいたい投票している」ものを対象とし、棄権したものは除外している。

員の割合は1.5%である。これに対して、参議院は大まかにいつて婦人議

第 187 表 国会における婦人議員数の推移

衆 議 院			参 議 院		
選 挙 年 度	婦人議員数	総 数 に 対 する 割 合	選 挙 年 度	婦人議員数	総 数 に 対 する 割 合
第22回 総 選 挙	人 39	% 8.4	第 1 回通常選挙	人 11	% 4.0
23 〃	15	3.2	2 〃	12	4.8
24 〃	12	2.5	3 〃	15	6.0
25 〃	9	1.9	4 〃	15	6.0
26 〃	9	2.1	5 〃	13	5.3
27 〃	8	1.7	6 〃	17	6.9
28 〃	11	2.4			
29 〃	7	1.5			

資料出所 衆・参両院事務局調

員が増加の傾向をたどっており、第1回通常選挙では11人であつたが、37年の第6回通常選挙には17人となり、議員総数に占める割合は4%から6.9%に増加している(第187表)。

地方公共団体における婦人議員数等の推移は第188表に示すとおりで、都道府県議会はわずかに上向の傾向を示しており、総議席に占める婦人議員の割合は24年12月は0.9%であつたが、37年4月には1.3%になつた。しかし、市議会、町村議会における婦人議員の占める割合はほとんど動きがなく、37年4月においてそれぞれ1.2%、0.5%となつている。婦人町村長は24年には5人いたが、37年には1人に減じた。

第 188 表 地方公共団体における婦人議員数等の推移

年	都道府県議会		(注) 市議会		町 村 議 会		
	婦 人 議 員	総 数 に 対 する 割 合	婦 人 議 員	総 数 に 対 する 割 合	婦 人 議 員	総 数 に 対 する 割 合	婦 人 議 員
24年12月	人 22	% 0.9	人 110	% 1.2	人 5	% 677	% 0.4
28年 4月	26	1.0	168	0.9	7	544	0.4
31年10月	31	1.3	186	1.2	3	385	0.4
35年 4月	36	1.4	244	1.3	1	275	0.4
37年 4月	32	1.3	226	1.2	1	295	0.5

資料出所 自治省選挙局調

(注) 東京都特別区を含む

このように、わが国では国会よりも、家庭生活に関係の深い地域的な問題をとりあつたことが多い市、町村会議会に婦人議員の占める割合が少なくなつており、この点がアメリカやイギリスとは異なっている。すなわち、アメリカ、イギリスにおいては国会に占める婦人議員の割合はそれぞれ、3.2%(35年)、2.0%(35年)であるが、地方議会はいずれも婦人議員の占める割合が高く、アメリカ州議会は4.3%(32年)でイギリスは全国的な数字がないが、ロンドン郡(カウンティ)議会の147議席のうち44人は婦人で占められている(34年)。このような実情の相違についてはいろいろな理由があげられるであろうが、部落などの地域社会には前近代的な意識が根づよく残っており、婦人の市民的活動が進展しないことが大きな理由とみられている。

戦後、政府の要職についた婦人についてみると、23年にはじめて婦人が政務次官(司法)に就任して以来、厚生、外務などに数名の婦人政務次官が就任し、35年にはじめて婦人の厚生大臣が誕生した。現在(38年3月)も婦人の国務大臣(科学技術庁長官)が就任している。地方議会に目をむけると、いまだに婦人の知事、市長が選出されたことはなく、県議会議長に選出されたこともないが、37年にはじめて、婦人の県会副議長(石川)が選出された。

第189表 任命、委嘱による公職についている婦人 (事例)

年		都道府 県教育 委員会	労働基 礎審議 会委員	職業安 定審議 会委員	人権擁 護委員	家庭裁判所		民生委 員兼児 童委員
						参与員	家事調 停委員	
公職 にある 婦人	昭和 24～25 年	人 35	人 23	人 —	人 88	人 874	人 2,495	人 24,949
	27～28	40	24	47	105	932	3,265	25,071
	30 年	41	28	47	178	916	3,650	24,478
	35 年	34	23	44	584	1,026	4,471	28,870
	36～37	34	23	41	812	1,083	4,803	28,870
総婦 人の 対 割 合	昭和 24～25 年	% 10.9	% 3.7	% —	% 11.1	% 13.7	% 13.4	% 20.3
	27～28 年	12.4	3.4	6.6	2.8	14.8	17.9	20.4
	30 年	13.4	3.9	6.6	3.5	15.0	20.9	19.9
	35 年	15.2	3.7	7.2	7.4	17.5	24.8	23.6
	36～37 年	15.0	3.8	7.7	9.5	18.9	26.7	23.1

資料出所 労働省婦人少年局「婦人関係資料集報」

つぎに、任命、委嘱による公職に就任している婦人についてみると、中央における行政部門の委員会審議会などの委員に、婦人有識者、婦人団体の代表者などが任命されることが目につくようになってきている。36年12月には戦後はじめて、選挙管理会の委員長に互選により婦人が選出された。地方における任命、委嘱による公職はいろいろあるが、事例をあげると、第189表に示すとおりで、大まかにいつて、総数に占める婦人の割合は増加の傾向をたどっている。なお、外交官としての婦人の活躍はたちおくりており、婦人が大使・公使に任命されたことはない。わずかに、国連総会の政府代表に33年以降婦人が任命されている例が見られる。

(3) 婦人団体の組織的活動

イ 組織状況

戦後、社会の変革にともなつて、民主的な自主性のある婦人団体の育成がすすめられ、急激に、地域を単位とする婦人団体が結成され、一方戦前に存在していた有志婦人団体の復興をみた。27年ごろになると職域などによる婦人の組織化が次第に活発に行なわれるようになり、その活動も次第に複雑になつてきた。婦人団体の活動は、終戦直後数年間、学習活動、レクリエーション、生活合理化などの日常活動が活発に行なわれ、プレッシャーグループとしての活動は、一般的には食糧、物価問題に限られ、しかも一部の婦人団体の活動が目につく程度であつた。しかし、28年ごろからプレッシャーグループとしての活動は次第に活発になり、活動の範囲も幅広くなつて、参加婦人団体も増加した。以上のことについては、既に総説において述べたとおりである。

最近における一般的な婦人問題を取り上げている婦人の組織は地域、職域などによつて組織されているものと、特定の目的のもとに組織された婦人の団体とに大別される。これらの婦人団体とは、いくぶん性格を異にするが、日本母親大会、新聞の家庭欄投書者を中心とする草の実会などの婦人組織があり、さらに、日本女医会、日本看護婦協会、全国社会福祉協議会保母会、日本婦人法律家協会などのような職能婦人団体がある。また、婦人団体ではないが構成員に婦人が多い組織に日本赤十字奉仕団、日本青年団協議会など

がある。

第190表 婦人の組織状況—地域、職域などによるもの—

年	地域婦人団体		農協婦人組織		漁協婦人部	
	単 位 数	会 員 数	単 位 数	会 員 数	単位団体数	会 員 数
昭和25年	11,583	6,198,179	—	—	—	—
27年	17,449	6,668,300	4,638	1,820,646	—	—
30年	18,436	6,719,251	8,326	2,661,186	(1,066)	(190,771)
35年	23,918	7,793,070	9,270	3,189,496	1,076	200,027
37年	23,628	7,806,656	9,306	3,154,531	1,245	210,662

年	未亡人団体		生協婦人部		労組主婦会	
	単 位 数	会 員 数	単 位 数	会 員 数	単 位 数	会 員 数
昭和25年	—	—	—	—	73	58,995
27年	(26年全国協議会結成)		—	—	不	明
30年	6,536	876,042	(36)	(89,958)	422	135,330
35年	5,748	877,888	46	107,275	1,359	348,197
37年	6,317	869,957	76	139,404	2,820	524,287

資料出所 労働省婦人少年局「婦人関係資料集報」但、労組主婦会(25年)については婦人労働資料7号による。

(注) 30年の「漁協婦人部」は33年発足当時の数。同じく生協婦人部は32年発足当時の数。

まず、地域、職域などによつて組織されているものについてみると(第190表)、地域婦人団体は単位団体数は23,628、会員数は781万人で、25年にくらべると、団体数は2.04倍、会員数は1.26倍である。26年4月に全国連絡協議会を結成した農協婦人組織の最近(37年)の単位団体数は9,306、会員数は315万人で、これは発足当時(27年)にくらべると、それぞれ、2.01倍、1.73倍となつている。未亡人団体は26年に全国協議会が結成され、30年には単位団体数6,536、会員88万人をかぞえたが、最近はいくぶん減少し、単位団体数6,317、会員数、87万人である。漁協婦人部の前身は漁家の婦人を対象とした貯蓄を推進するための組織であつたが、33年に全国協議会が結成され、農協婦人組織と同様な性格の婦人団体となり、徐々に組織が拡大して、37年における単位団体数は1,245、会員数は21万人である。生活協同組合

第191表 特定の目的のもとに組織された
婦人団体

団 体 名	支部数	会員数
く ら し の 会	60	3,000
主 婦 連 合 会	382	不 明
新 日 本 婦 人 の 会	46	40,000
全 国 友 の 会	157	16,200
全 日 本 婦 人 連 盟	21	50,000
大 学 婦 人 協 会	27	2,000
日本キリスト教女子青年会	81	22,000
日本キリスト教婦人矯風会	133	5,200
日 本 女 性 同 盟	※ 30	800
日 本 婦 人 会 議	38	22,000
日 本 婦 人 教 室 の 会	11	15,000
日 本 婦 人 団 体 連 合 会	20	250,000
日 本 婦 人 平 和 協 会	11	600
日 本 婦 人 有 権 者 同 盟	38	5,000
婦 人 民 主 ク ラ ブ	138	7,000
婦 人 問 題 研 究 会	36	4,000

資料出所 労働省婦人少年局調(37年)

※ 印支部に準ずるもの

(注) 支部10、会員数500以上のものを掲載

婦人部は32年全国組織が結成され、37年には発足当時に対し単位団体数は2.15倍、会員数は1.53倍となっている。労組主婦会は30年以降急激に組織化がすすめられており37年と30年を比較すると、単位団体数は6.7倍、会員数は3.87倍である。

なお、最近、上記婦人団体とは若干性格を異にするが、町内会婦人部、児童の健全育成を目的として結成された母親クラブ、警察の防犯、交通行政に協力するために組織されている地域

の母の会、商店主婦の会などの組織化が目につく。

特定の目的のもとに組織された婦人団体は第191表に示すとおりでこのなかには、全国友の会、日本キリスト教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟(戦前の婦選獲得同盟)などのように戦前に組織されたものと、主婦連合会、婦人民主クラブなどのように戦後設立されたのがある。30年ごろから各政党の婦人対策が活発になり、35年ごろから各政党に関連のある婦人組織が設立され、会員数も急激に増加している。

つぎに、婦人団体の構成、運営などについてみると、東京都地域婦人団体連盟が36年に実施した「都内地域婦人団体実態調査」によれば単位婦人団体会員数は301人以上のものが3分の1で、100人以下は27%である(第192表)。

年令構成は41歳以上のものが多い団体が7割である(第193表)。

一般的に婦人団体の会長は高令者が多いと言われているが、この調査によつても40歳以下は3%にすぎず、51歳以上が74%である。会長の任期は1年～2年が圧倒的に多いが、その在任期間は5年～9年29%、10年以上が20%を占めている。婦人会長の任務の繁忙がしばしば問題にされるが、その理由の一つに兼職があげられる。

兼職のないものは3割で、兼職1以上のものが16%、約半数の会長は2以上の兼職をもっている。どのような兼職が多いかをみると、町内会役員(23%)

第193表 単位婦人団体の年令区分

総 数	104 団 体
20歳～40歳がもつとも多く占めているところ	22
41歳～50歳	48
51歳以上	25
だいたい平均しているところ	9

資料出所 第192表に同じ

第194表 単位婦人団体年間1人当り会費

総 数	104 団 体
30 円	1
60 円	6
100 円	1
120円～240円	72
300 円	1
360 円	7
賛 助 会 費 制 度	3
徴 集 せ ず	2
不 明	11

資料出所 第192表に同じ

(9団体)、「教育文化活動費で占めているもの」(5団体)となつている。

第192表 単位婦人団体会員数

総 数	100 % (104 団 体)
100 人 以 下	27
101 人 ～ 200 人	20
201 人 ～ 300 人	12
301 人 以 上	33
不 明	8

資料出所 東京都地域婦人団体連盟
「都内地域 婦人団体 実態調
査」(36年1月～2月)

P T A 役員(22%)が多く、ついで、日赤奉仕団役員(7%)青少年問題協議会地区委員(7%)、民生委員、児童委員(6%)となつている。

婦人団体の財政についてみると、前掲調査によれば収入のうち最も多いのは会費(45%)で、その他は事業収入(25%)、寄付(9%)、公費補助(6%)などである。年間1人当り会費は第194表に示すとおり、120円～240円が7割を占めている。単位団体の活動を支出の面からみると全支出の40%以上を「社会奉仕活動費で占めているもの」が最も多く(16団体)つぎが「運営費で占めているもの」

地域婦人団体の活動に参加するものは41歳以上の婦人が多いことは既に述べたとおりであるが、若い母親の婦人団体活動への参加状況を大学婦人協会の「家庭婦人の社会的活動に関する実態調査」(昭和37年)によつてみると、40歳以下の若い母親で(調査対象は東京都内在住の義務教育年限にある児童の母親1,437名で、その年令は30~45歳が圧倒的に多く82.8%—うち30~40歳、60.5%—)婦人団体と何らかの関係をもっているものは、15.5%にすぎない。婦人団体に加入しているものがその活動のために1カ月に何時間位家庭をあけるかについて見ると、3時間をもつとも多く18.3%であるが、約半数は名目上は会員であつても、実質的には何ら会員らしい活動を行なっていない。婦人団体活動のために外出することで家庭に支障があるかとの質問については、「ない」とするものが多く58.5%である。つぎに婦人団体活動をするための時間はどのようにして生み出しているかをみると、「家族の協力によるもの」が多く40.7%で、積極的に時間を作るために、家事を計画的に行なっているものは約4分の1にすぎない。婦人団体に加入して何か得るところがあつたかどうかについての意見をみると、「得ることがあつた」と答えている者が圧倒的に多く(85.8%)、その内容は「視野が広がつた」「社会の動きに関心をもつようになった」「政治に関心をもつようになった」という

第195表 婦人団体に加入しない理由

ものが多い。

総 数	100.0 %
出席する時間がない	27.0
留守番がない	17.3
婦人団体に入っている人を知らない	16.0
婦人団体に魅力がない	13.4
子供が小さくて手がはなせない	11.9
経済的余裕がない	3.8
勤めているから	2.9
主人が反対する	2.8
仕事を押しつけられると困る	2.5
金 か か る	1.2
そ の 他	1.2

資料出所 大学婦人協会「家庭婦人の社会的活動に関する実態調査」(昭和37年)

この調査では、婦人団体に加入していないものに対して、「加入しない理由」を質問しているが、第195表に見るとおり「出席する時間がないから」「留守番がないから」「子供が小さくて手がはなせないから」という理由を合計すると55.8%で、家事育児の担当者であるため家庭をあけられない

ことを理由とするものが多い。婦人団体に現在は加入していないが、将来事情が許せば加入したいと思っているものが少なくなく41.3%である。このような婦人が「あつたら加入したい」と考える婦人団体は「視野、教養を広める団体」(41.7%),「社会奉仕団体」(29.4%),「子供の教育に役立つもの」(6.8%)などである。

(四) 婦人団体の活動

婦人団体の組織活動は幅が広く、総説で述べたとおり、一般教養をたかめるための研究会、講習会の開催、レクリエーション、生活合理化、生活環境の整備、社会奉仕活動などの日常活動のほかに、その時々社会問題について、婦人の意見を組織的に政治に反映させるためのプレッシャーグループとしての活動がある。ここでは後者について最近数年間の活動を中心に概括的に述べることにする。

戦後、婦人の間に、家庭生活と政治との密接な関係についての認識が高まり、その結果、物価、消費者保護行政の確立、婦人の生活に関係のある法律の制定・改廃、子女の教育、保健、平和の問題などについて組織を通して婦人の意見を反映させるようになってきた。このような動きは国民生活が安定し、消費水準も戦前水準に復帰しはじめたところから次第に活発になり、30年ごろからは社会的にも注目されるようになった。

はじめに物価の問題についてみると、終戦直後より今日にいたるまで、婦人団体が絶えず関心を示している問題であるが、30年以降はそのとり上げの問題も広範囲になり、米価、運賃、電気料金、風呂代、牛乳、豆腐、クリーニング、理髪、パーマメント、新聞料金などの値上げ反対運動を展開し、研究会、大会などの開催、関係機関への要望、陳情などを行なっている。これらの運動は、婦人団体が単独に、あるいはいくつかの婦人団体が合同して運動を展開することもあるが、時によつては、全国消費者団体連絡会(労組、生活協同組合、婦人団体など)の構成メンバーとして行動することもある。

消費者保護行政の確立を要求する動きは35年ごろから活発になり、関係官庁が所掌している消費者保護に関連のある既存の諸法規の活用をはじめ家庭用品表示法(37年)、不当景品類及び不当表示防止法(37年)などの消費者

保護のための法律の制定に果たした婦人団体の役割は大きい。36年3月に経済企画庁長官の諮問機関として発足した国民生活向上対策審議会で消費者保護のためにとるべき基本的方向が審議されており、この部門の構成メンバーとして若干の婦人団体の代表者が活躍している。また、36年12月に全国的に「苦情の窓口」が設けられた。この窓口は経済企画庁の委託により県の婦人会館や婦人団体の事務所等があてられ、消費者からの苦情を毎月整理して、地元で処理できないものは主婦連合会でとりまとめ、中央官庁、業者団体などに連絡されることになっている。

つぎに婦人の生活に関係のある法律の制定・改廃などについての動きをみると、売春防止法の制定にともなう婦人団体の活動や、家族制度復活反対運動などがあげられる。売春防止法制定の経過については「総説1、法制上の地位、(2) 社会・経済関係、ホ その他」のところで述べたとおりであるが、この法律の制定をめざして多数の婦人団体が一体となり、婦人議員と提携して活発な運動を展開し、法制定の推進力となった。家族制度復活反対運動は29年に当時の法務大臣が参議院法務委員会で民法の家族法関係の改正の意向がうかがえる発言をしたことがきっかけとなつて、婦人法律家などが中心となり婦人団体によびかけ運動が展開されたものである。最近のものとしては、36年「酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」の制定に際して、若干の婦人団体が婦人議員に協力したことがあげられる。

このほか、「破壊活動防止法案反対運動」(27年)、「小選挙区制法反対運動」(30年)、「警察官職務執行法改正に反対する運動」(33年)、「社会教育法改正に反対する運動」(33年～34年)、「日米安全保障条約改正をめぐる運動」(34年～35年)などに際して、相当数の婦人団体が労組などの他団体とともに運動に参加している。これらの法律制定・改正などについての運動をめぐる婦人団体の動きは複雑で、この点については、総説(2実生活における婦人の動向(7) 市民活動の発展 ロ 婦人団体の活動)でもふれたが、すべての婦人団体が必ずしも同じ方向にむいて行動をとみにしているのではない。「法案反対」の運動に参加する婦人団体がある一方、「法案賛成」の運動を行なつてい

る婦人の組織もあり、このような分化の傾向は「警察官職務執行法改正案」(33年)上程のころから見られるようになった。すなわち、「警察官職務執行法改正に反対する運動」では、婦人団体の一部が労組婦人部・主婦会などとともに「婦人協議会」に参加し反対運動を行なったが保安関係の地域の婦人組織のなかに賛成運動を展開したものもある。「社会教育法の改正」をめぐつては、多くの婦人団体が自主性を阻害されるという立場から反対のための運動を行なっているのに対し、地域婦人団体の一部は改正賛成の決議をしている。また、「日米安全保障条約改正をめぐる運動」では多くの婦人団体が改正反対運動に参加したが、これを機会に、反対運動に批判的な婦人は新しく婦人団体を結成するという動きもみられた。

最近における子女の教育問題について婦人団体も参加している運動には、「高校全員入学」がある。これは昭和38年～40年に急増する中学卒業者にそなえて高校増設を、さらに将来の目標として高校全員入学を要求する運動で、36年に各地にこの運動がおこり、婦人が活動したが36年8月に開催された第7回日本母親大会でもこの問題がとり上げられた。37年4月に全国組織が結成され、若干の婦人団体が参加している。

子女の保健について、最近、婦人団体が協力して活動した事例として「小児マヒ防止をめぐる活動」があげられる。昭和36年5月～8月ごろ全国的に小児マヒが流行したが、「子どもを小児マヒから守る協議会」が全国各地に組織され、婦人団体も参加し、とくに母親の活動が著しく、ワクチン接種の促進に大きな役割を果たした。

平和についての婦人団体の活動をみると、終戦直後の婦人の大会などにこの問題がとりあげられており、サンフランシスコ平和条約締結(26年9月)をめぐり、全面講和、再軍備反対などの立場からの婦人団体の活動が目立った。29年3月、ビキニ環礁で行なわれたアメリカ水爆実験による放射能をもつ死の灰によつて、まぐろ、飲料水、野菜などが汚染され、台所をあずかる婦人の不安は容易なものではなかつた。このとき、東京の主婦たちからはじめられた原水爆実験反対の署名運動は全国的なものとなり、同年8月には「原水爆禁止署名運動全国協議会結成大会」が開催され、宗教、学生、青年団

体などとともに、婦人団体も多数参加し、それ以後、毎年「原水爆禁止世界大会」が開催されている。最近、この大会の体質改善についての要求を地域婦人団体は青年団体とともに行なっているが、一方、36年9月、ソ連の核実験再開については多くの婦人団体がソ連に対する抗議を行なつた。

このほか、公明選挙、地方自治、青少年不良化防止、売春防止などについても婦人団体は監視、世論喚起の立場からの活動をおこなっている。また最近、国会の公聴会や、中央、地方における行政機関の長の諮問機関である審議会などにおける婦人団体の代表者の活躍が目につくようになってきた。

さらに、婦人団体の国際交流もさかんで、国際的な婦人組織の会議がしばしば開催され、わが国からも各種の婦人団体の代表者が参加している。

(4) その他の市民活動

戦後、婦人を対象とした官庁、民間団体などの集会、大会が年々さかになり、このような行事に参加する婦人も年々増加し、個人として、あるいは婦人団体の代表者として婦人の意見をそれぞれの機関に反映させるようになってきている。一方、既成の婦人団体のあり方に不満な婦人層のなかには、趣味、子女の教育などを話しあう小グループ活動を行なうものもあり、30年ごろから社会的にも注目されるようになった。また、このころから社会的な問題などについて、自分の意見を新聞、ラジオに投書する婦人も目につくようになり、いわゆる「投書婦人」ということばが流行したことがある。

まず、官庁主催による主として家庭婦人を対象とした全国的な行事は、文部省、農林省、厚生省、労働省の主催のものが多く、その主なものをあげると、文部省では社会教育法にもとづく全国婦人教育研究のための集会を26年から毎年開催しており、この対象は地方自治体社会教育関係者、各婦人団体関係者などである。農林省では、全国の農家主婦、生活改良普及員による生活改善グループの体験発表などを行なうために、「農家生活改善発表大会」を28年から毎年開催している。厚生省主催の全国行事としては、31年から全国母子衛生大会が毎年開催されている。労働省では24年4月から「婦人週間」を実施しており、これは婦人の参政権行使を記念して行なわれる婦人の地位向上のための運動で、中央行事として28年から毎年「全国婦人会議」を開

催している。なお、この週間には全国各地において官公庁、婦人団体、事業場、労組などの主催、共催による集会、大会が開催されている。

つぎに、民間における一般婦人を対象とした集会をみると、多数の婦人が参加するものに母親大会がある。これは30年6月に世界母親大会に派遣する代表を選ぶために開催され、それ以後も毎年1回開催されている。このほか、「新生活と貯蓄」についての婦人大会(新生活運動協会主催)、「全国台所会議」(栄養改善普及会主催)などか30年ごろから毎年開催されている。婦人だけを対象としたものではないが、毎年開催される全国社会福祉大会(全国社会福祉協議会)、家族計画全国大会(日本家族計画連盟)などにも婦人が参加し、意見を反映させている。

婦人の国際交流は戦後さかんになり、最近はその範囲もアメリカ、ヨーロッパに限らず、ソヴィエト、アフリカ、アジアの諸国と広範囲になつている。戦前においても世界女医会議、国際婦人問題会議などに婦人代表が出席した例はあるが、その回数も少なく、一部の限られた層の婦人が参加しているにすぎなかつた。最近は国際的な婦人問題会議などのほかに、視察、研究活動などの目的で、国会議員、評論家、学者、行政官、婦人団体指導者、労組役員、芸術家など各界の婦人が諸外国を訪問している。一方、日本において国際的な婦人問題会議が開催されることも少なくなく、諸外国から婦人の代表者などが来日し、わが国各界の婦人との意見交換が行なわれるようになってきている。最近2～3年間ににおける主な国際交流についてみると、わが国から継続的に婦人の代表が毎年参加している会議としては、国連婦人の地位委員会、国連総会があげられる。文部省の婦人教育国外研究活動は35年から実施され、それ以後毎年欧米の婦人教育事情の調査、研究のため10数名の婦人が派遣されている。最近わが国で開催された国際的な婦人問題会議としては、汎太平洋東南アジア婦人会議(33年8月)、国際連合セミナー「家族法における婦人の地位」(37年5月)がある。

8. 保健に関する諸問題

(1) 栄養、体位の向上

国民の栄養状態は、終戦当時にくらべるといちじるしく改善され、昭和28～29年頃には大体戦前の水準まで回復し、30年以降は、熱量は横ばい状態であるが、動物性蛋白質、脂肪はいくぶん増加し、食生活の内容は豊かになつてきている(第196表)。

第196表 栄養摂取量の推移(1人1日当り)

栄 養 摂 取 量		2)基 準	24 年	30 年	35 年	36 年
熱	量 (Cal)	2,200	2,097	2,104	2,096	2,106
蛋 白 質	総 量 (g)	71	65	69.7	69.7	69.7
	動物性 (g)	—	14	22.3	24.7	25.2
脂	肪 (g)	—	16	20.3	24.7	26.1
ビ タ ミ ン	A (IU)	(1,900)	(2,416)	1,084 (2,889)	1,180 (3,023)	1,228 (3,080)
	B ₁ (mg)	1.2	1.60	1.16	1.05	1.04
	B ₂ (mg)	1.2	0.70	0.67	0.72	0.73
	C (mg)	63.0	11.5	76	75	76

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

(注) 1) ビタミン類の摂取量は、調理による損耗を考慮してないので実際の摂取量はこれより下回わる。

ビタミンAについては30年からはカロチンによるものをAの $\frac{1}{2}$ に換算してAそのものの値に加えた。

()内は24年との比較のための数値である。

2) 35年7月栄養審議会決定のものである。

このような栄養状態の改善によつて、終戦前後にいちじるしく低下した国民の体位は、28年頃から急速に回復して、34年には戦前の水準をかなり上回るほどになつた。

戦後における体位の向上について性別にみると、20歳以下の発育期にある女子の体位の向上が目立っている。

36年における女子の体位を戦前に比較すると、発育期にある10歳では、身長(男2.9cm、女3.3cm増)、体重(男1.22kg、女1.92kg増)ともに増加しており、男子よりも発育状況がよくなつていいる。同様に、15歳について

第197表 身長の平均値(全国)

単位=cm

年 令	男						女					
	戦前1)	22年	25年	30年	35年	36年	戦前1)	22年	25年	30年	35年	36年
10 歳	128.2	125.5	126.9	129.4	130.8	131.1	128.1	125.5	126.8	128.4	131.7	131.4
15	157.0	150.3	152.7	155.3	158.7	158.7	150.0	147.9	148.5	150.0	151.5	151.8
18	161.7	160.1	160.3	162.1	162.9	162.6	151.0	150.3	150.8	152.2	152.4	152.7
20	161.9	161.5	161.5	162.2	161.1	163.5	150.8	150.4	150.8	151.7	151.5	152.1
25	2) 161.8	161.1	161.5	162.6	162.9	163.5	2) 150.1	150.0	150.4	150.5	151.5	151.8
26 ~ 29		160.3	161.1	162.4	162.3	162.3		149.4	149.7	150.6	150.9	151.2
30 ~ 39	160.8	160.1	160.3	160.7	162.0	161.7	149.0	148.7	148.9	149.3	150.3	150.3
40 ~ 49	160.0	158.7	159.1	159.6	159.9	160.2	148.2	147.0	147.7	148.1	149.1	148.8
50 ~ 59	159.0	157.9	157.8	158.1	158.7	159.0	147.0	145.5	146.0	145.7	147.0	147.0
60 ~ 69	156.5	155.6	156.1	156.3	156.3	157.2	144.0	143.3	143.8	143.4	144.3	144.3
70歳以上		154.2	154.3	154.5	154.5	154.2		140.4	141.7	140.0	141.0	140.1

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

(注) 1) 戦前は昭和12~14年頃の、日本人としては最も体位のすぐれていた時の資料をもとにして決定された数値である。

2) 21歳から30歳までの平均である。

3) 26歳以上の年齢階層については、昭和22年から30年まで26~30、31~39歳のようによりに区分し、31年から本表のとおり(26~29、30~39歳のようにより)改めた。

第198表 体重の平均値(全国)

単位=kg

年 令	男						女					
	戦前1)	22年	25年	30年	35年	36年	戦前1)	22年	25年	30年	35年	36年
10 歳	26.50	24.99	26.07	26.91	27.64	27.72	26.10	25.00	25.79	26.71	28.16	28.02
15	47.50	43.12	44.63	46.36	49.44	49.00	44.50	43.90	44.24	45.38	47.94	47.66
18	53.80	53.01	53.53	54.60	55.98	54.98	48.00	50.14	49.92	50.92	49.78	50.66
20	54.80	55.56	55.27	55.58	55.58	55.40	48.30	50.89	50.67	50.30	50.10	50.42
25	2) 55.50	55.44	55.78	55.85	56.14	56.74	2) 48.50	49.93	49.29	48.34	49.98	49.28
26 ~ 29		55.50	55.61	55.72	56.46	56.06		49.20	49.37	48.25	49.06	49.20
30 ~ 39	56.40	55.00	55.29	55.26	56.48	56.20	49.00	49.11	49.20	48.39	49.44	49.36
40 ~ 49	56.70	54.23	54.50	54.66	56.10	56.14	50.00	47.65	48.25	48.49	50.18	49.40
50 ~ 59	55.70	52.69	53.14	53.44	54.68	54.64	48.70	45.22	46.69	46.62	48.14	47.86
60 ~ 69	52.50	50.69	51.20	51.30	52.26	52.46	45.50	43.22	44.53	44.32	46.00	45.96
70歳以上		48.48	48.97	49.64	49.38	49.40		40.89	41.78	40.93	42.88	42.06

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

(注) 第197表(注)参照

みると、身長(男1.7 cm, 女1.8 cm 増), 体重(男1.5 kg, 女3.16 kg 増)のいずれも女子が男子を上回わつている(第197表, 第198表)。

このように女子の体位の向上はめざましいが、アメリカ生れの日本婦人にくらべれば、身長、体重ともかなりの開きが見られる(第199表)。また、栄養状態がよくなつたといつても、栄養欠陥にともなう身体症状のあるものは男子よりも婦人に多い。すなわち、厚生省「国民栄養調査」(36年)によれば、栄養欠陥による有症者は男子18.1%に対し、婦人は25.2%である。その内容をみると、第200表に見るように、口角炎を除いては、すべて婦人の発現率が高い。

第199表 日本人とアメリカ生れの日本人の身長と体重との比較

年令	(1960年) 日本		(1957年) アメリカ生れの日本人	
	男	女	男	女
身長 (cm)				
0歳	65.4	64.2	67.1	65.7
5	104.7	104.0	108.4	105.8
10	130.8	131.7	132.0	134.2
15	158.7	151.5	164.5	155.3
20	162.6	151.7	169.2	154.2
体重 (kg)				
0	7.4	7.0	7.5	7.3
5	17.1	16.5	19.6	17.7
10	27.6	28.2	30.9	32.3
15	49.4	47.9	57.7	51.4
20	56.4	49.9	66.4	52.1

資料出所 37年厚生省白書(31頁)

(注) 二世の20歳は18歳の数値、日本は20歳から24歳の数値である。

第200表 身体症候発現率

症候別	全 国	
	男	女
総 数	100.0%	100.0%
健 康 者	81.9	74.8
有 症 者	18.1	25.2
貧 血	1.7	3.5
口 角 炎	4.7	4.3
毛孔性角化症	2.4	4.3
けん反射消失	7.4	9.6
ひ 腹 筋 圧 痛	4.5	5.9
浮 腫	0.7	4.4

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」(36年)

(2) 疾病・死亡の動向

厚生省の国民健康調査(35年)によれば、月間罹患率、1人当り病日数は婦人は男子よりもいくぶん高くなつている。年令別罹患率をみると、15~74歳の各層にわたつて婦人の罹患率は男子より高い(第201表)。同調査の調査期

第201表 月間り患件数，り病日数

年 令	り 患 率 (千人対)		1人あたり 病 日 数	
	男	女	男	女
総 数	169.2	185.7	2.14	2.35
0 歳	345.4	332.3	3.29	3.54
1 ～ 4	284.0	253.8	1.80	1.99
5 ～ 14	174.2	148.9	1.28	1.20
15 ～ 24	114.4	198.8	1.29	2.10
25 ～ 34	156.9	176.1	1.77	1.89
35 ～ 44	173.4	176.1	2.64	2.57
45 ～ 54	172.2	194.5	2.94	3.54
55 ～ 64	163.3	205.5	4.03	3.76
65 ～ 74	171.1	186.7	4.94	4.25
75 ～	174.2	136.1	5.43	4.23

資料出所 厚生省「国民健康調査」
(35年)

たため、なんらかの治療処置をした場合

B 身体または精神が異状々態になったため、治療処置はしないが、床につくか、
1日以上日常の業務を中止した場合

厚生省「人口動態統計」によれば、わが国の死亡率は、昭和の初期は人口
1,000人に対し18人前後であつたが、戦後急激に減少して25年には10.8人、
37年には7.5人になり、欧米諸国よりも低くなつている(第203表)。女子
の死亡率は男子よりも低
く男子との差は最近拡大
している(第204表)。

死亡の原因について見
ると、かつては結核をは
じめとする細菌感染の疾
患が死亡率の最高位を占
めていたが、衛生状態が
改善されるに従つて目ざ
ましい減少をみせ、総死
亡数に対する割合は、昭

和 間中(10月1日～31日)に傷病にかか
(注)
つた婦人の病気の種類をみると「呼吸
器系の疾患」がもつとも多く(38.6%)、
つぎが「消化器系」(17.5%)「症状、老
衰など」(8.5%)となつているが、その
割合は男子より少なくなつている。婦
人が男子より多い傷病は「神経系およ
び感覚器の疾患」「骨および運動器の疾
患」である(第202表)。

(注) この調査では、正常な妊娠、分娩
など及び症状の固定した身体障害など
を除いた下記のものを傷病として取扱
つている。

A 身体または精神が異常状態になつ

第202表 男 女 別 り患件数 (%)

傷 病 大 分 類	男	女
総 数	100.0 (3,390件)	100.0 (4,030件)
神経系および感覚器の疾患	5.2	7.2
呼 吸 器 系 の 疾 患	42.4	38.6
消 化 器 系 の 疾 患	17.8	17.5
骨 お よ び 運 動 器 の 疾 患	4.8	5.8
症状、老衰および診断名不明 確の状態	8.8	8.5
不慮の事故、中毒および暴力	10.1	7.9
そ の 他	10.9	14.5

資料出所 厚生省統計調査部「国民健康調査」
(35年)

和 25 年の 35.6 % から 36 年の 14.1 % と激減している。

最近における死亡順位の第 1 位は中枢神経系の血管損傷（脳卒中）などで終戦直後一時減少したが、その後男女ともに増加の傾向がみられる。その割合は、女子は男子より下回っており、昭和 35 年に女子は人口 10 万対 149.7 に対して男子は 172.1 である（第 18 図）。

第 203 表 諸外国の年次別死亡率（人口 1,000 対）

年	日 本	スウェーデン	イギリス 1)	ドイツ 2)	フランス	イ ン ド	アメリカ
明 治 33	20.8	16.8	18.4	22.1	21.9	—	17.6
43	21.6	14.0	14.0	16.2	17.8	—	15.0
大 正 9	25.4	13.3	12.4	15.1	17.2	—	13.1
昭 和 5	18.2	11.7	11.7	11.1	15.6	—	11.3
15	16.5	11.4	14.4	12.7	19.1	21.1	10.7
25	10.9	10.0	11.7	10.3	12.7	16.1	9.6
30	7.8	9.5	11.7	11.0	12.2	11.7	9.3
34	7.4	9.5	11.6	10.8	11.3	12.1	9.4
35	7.6	10.0	11.5	11.4	11.4	11.1	9.5
36	7.4	—	—	—	—	—	—
37	7.5	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」—国連統計月報

(注) 1) イングランド、ウェールズ

2) 1946 年以降は西ドイツ

3) 37 年は概数

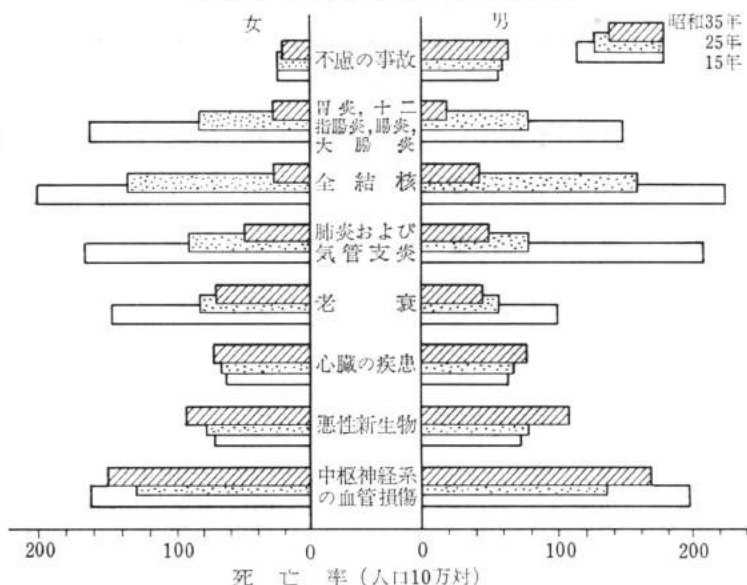
第 204 表 男 女 別 死 亡 率（人口 1,000 人対）

年	男	女	男 女 差
昭 和 5 年	18.6	17.7	0.9
15	17.4	15.6	1.8
25	11.4	10.3	0.9
30	8.3	7.2	1.1
34	8.0	6.8	1.2
35	8.2	6.9	1.3
36	8.0	6.7	1.3

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 昭和 15 年以前は沖縄県を含む

第18図 特定死因別死亡率の年次比較



資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

悪性新生物(がんなど)の死亡率も年ごとに増加し、男女ともに昭和28年以降死亡順位の第2位を占めている。35年のがんなどによる女子の死亡率(90.2)は男子より低い、年齢によつて差があり、20～49歳までは、女子の方が高くなっている。昭和35年の部位別悪性新生物死亡数の割合をみると、第205表のように女子は胃と子宮が多い。

第205表 悪性新生物の部位別
死亡者数の割合

部 位	男	女
総 数	100.0	100.0
胃	51.6	38.4
胆路および肝臓	11.3	9.8
気管・気管支および肺	7.1	3.6
乳 房	—	3.9
子 宮	—	16.5
そ の 他	30.0	27.8

資料出所 厚生省統計調査部「人口
動態統計」35年

心臓の疾患による婦人の死亡率(10万対)は、昭和35年70.8で男子(75.8)よりも少ないが、男女ともに第3位を占めており、50歳台後半から死亡率がいちじるしく高くなっている。

不慮の事故による死亡は男子がいちじるしく多く、死亡順位の第4位を占めているが、婦人は第8位とな

つている。婦人の事故死は 31 年(17.8)以降少しずつ増加し、36 年は 19.3 となつたが、男子にくらべると(31 年 56.6, 35 年 64.9)その割合は 3 分の 1 以下である(第 18 図)。

(3) 家族計画、出生の傾向

昭和 22 年から 24 年の 3 年間はいわゆる「出生ブーム」であつたが、25 年以降出生数は急激に減少しはじめた。出生率は戦前では人口 1,000 について約 30 であつたが、最近(37 年)は 17.0 である(第 206 表)。人口白書は(34 年)「西欧諸国が数 10 年をかけて到達した人口の近代化を、日本はわずか 13 年で一度になしとげた」と述べているが、わが国の最近の出生率は、西ドイツ、フランスの水準にまで低下した(第 206 表)。

第 206 表 諸外国の年次別出生率(人口 1,000 対)

年	日 本	スウェーデン	¹⁾ イギリス	西ドイツ	フランス	アメリカ	イ ン ド	エジプト
明 治 33	32.4	27.0	28.7	—	21.4	—	—	—
44	34.8	24.7	25.1	—	19.6	—	—	—
大 正 9	36.2	23.6	25.5	—	21.4	23.7	32.6	32.3
昭 和 5	32.4	15.4	16.3	—	18.0	18.9	32.9	45.4
15	29.4	15.1	14.1	—	13.8	17.9	32.0	41.3
25	28.1	16.4	15.9	16.5	20.7	23.5	24.9	44.4
30	19.4	14.8	15.0	16.0	18.6	24.7	27.0	40.2
35	17.2	13.6	—	17.7	17.9	23.6	26.3	—
36	16.9	—	—	—	—	—	—	—
37	17.0	—	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 1) イングランド、ウェールズ 2) 37 年は概数。

昭和 35 年における母親の年令別の出生率をみると、26 歳が最高で、この年令を中心として漸次低率になつている。母の年令階級別出生率の推移は第 207 表に示す通りで、各年令階級にわたつて低下しているが、とくに 20 歳未満および 35 歳以上の年令層の低下が目立っている。

母親の出産年令を戦前と比較すると第 208 表のように戦前(昭和 13 年)は、20～39 歳の年令層が 90.9 % を占めていたが最近では 20～34 歳までの層に集中し(92.9 %), 35 歳以上で出産するものは、ごくわずかになつた。また、1 夫

婦あたりの子供の数も、戦前の平均5.2人から昭和32年には、2.9人と大幅に減少した（第209表 厚生省人口問題研究所—昭和32年第3次出産力調査）。

第207表 母の年令階級別出生率（各年令階級別女子人口1,000対）

年	令	昭 22 年	25 年	30 年	35 年
総	数 ¹⁾	109.1	91.4	61.9	52.5
(実	数)	(2,678,792)	(2,337,507)	(1,730,692)	(1,606,041)
～	14	0.0	0.0	0.0	0.0
15	～ 19	14.9	13.3	5.9	4.3
20	～ 24	166.4	160.6	112.5	106.7
25	～ 29	268.3	236.8	180.5	180.6
30	～ 34	233.2	174.7	111.6	80.4
35	～ 39	156.3	104.1	49.1	23.8
40	～ 44	56.6	36.0	12.6	5.2
45 歳 以 上 ²⁾		5.3	2.1	0.8	0.4
不	詳	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 1) 10～49 歳女子人口 1,000 対

2) 45～49 歳女子人口 1,000 対

第208表 母の年令階級別出生児数の割合

年	令	実 数		%	
		昭 和 13 年	昭 和 35 年	昭 和 13 年	昭 和 35 年
総	数	人	人		
出	生	1,867,068	1,606,041	100.0	100.0
(人口 1000 対)	率	27.2	17.2	—	—
15 歳 未 満		152	5	0.0	0.0
15 ～ 19		52,892	19,734	2.8	1.2
20 ～ 24		443,843	447,097	23.8	27.8
25 ～ 29		571,538	745,253	30.6	46.4
30 ～ 34		402,803	300,684	21.6	18.7
35 ～ 39		278,722	78,104	14.9	4.9
40 ～ 44		104,093	14,217	5.6	1.0
45 歳 以 上		12,948	942	0.7	0.1
不	詳	72	5	0.0	0.0

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

第 209 表 昭和 32 年出産力から計算された職業別推計生涯出生児数
とその対戦前比較

職 業		(1)	(2)	(3)
		戦 前	昭 和 32 年	(2)÷(1)×100
総 数		5.2	2.9	57
事 務 勞 働 者		4.5	2.1	47
自 営 業 主		4.9	2.8	58
筋 肉 勞 働 者		4.8	2.9	60
日 雇 (非 農 林)*		5.0	3.2	65
農 業 者		5.7	3.5	61
漁 業 者*		5.7	5.2	92

資料出所 人口問題審議会「人口白書」(34年)

- (注) 1) 人口問題研究所の昭和 32 年第 3 次出産力調査による。なお本表は、妻の結婚年令 30 歳未満の夫婦のうち、結婚当時と調査時とで夫の職業に異動のなかつた 21,307 組の夫婦について集計された結果である。
- 2) 戦前は今次調査における結婚持続期間 25～29 年(結婚年昭和 3～7 年)の夫婦の出産歴による。
- 3) *印をつけた職業集団は他に比べて少数観察の誤差が大きい。なお、総数には表記のもの以外の小集団も含まれる。

小家族への欲求の傾向について、毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する世論調査」をみると、昭和 25 年には、理想子供数を 3 人と考える夫婦がもつとも多かつたのが (33%)、27 年には 2 人と考えるものももつとも多くなり (39%)、36 年には、64%が 2 人と答えている (第 210 表)。

第 210 表 小家族への欲求はどのように変つてきたか？

(2 子の親の追加希望子ども数別百分比分布の推移)

年	総 数	もうい らない	あ と 1 人	あ と 2 人	あ と 3 人	あ と 4 人以上	希望数 不 詳	考えたこ となし
第 1 回(昭25年)	100.0	29.8	32.8	19.2	3.5	3.4	—	11.3
3 (30)	100.0	42.7	32.3	15.8	2.5	0.7	0.7	5.3
5 (34)	100.0	57.7	25.5	7.2	1.0	0.4	1.8	6.4
6 (36)	100.0	64.2	19.3	4.0	2.8		9.7	

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第 6 回世論調査」

(注) 本表は夫妻票の合計

家族計画は、一般的には、計画的な受胎調節によつて行なり家族設計をさすのであるが、出産抑制の手段として人工妊娠中絶も少なくない。

まず、前掲調査によつて受胎調節の実行率をみると、昭和25年には19.5%であつたが、34年には42.5%と2倍以上に増加し、今はしていなくても過去に実行した経験のあるものを加えると68%となり、25年(29%)の2倍以上に達している。受胎調節実行者の妻の年令別をみると、25~34歳がもつとも多く、夫の職業別では、給料生活者は過半数となつている(第211表)。

受胎調節をはじめたのは、2人の子供が生まれてからというものももつとも多いが、最近はその時期が次第に早くなつてきている。この実行率のもつとも高いもの(妻の年令25~34歳の夫妻)についてみると、第212表のように第2子が生まれる前にはじめたものは、27年には30%にみたなかつたのが、34年には40%をこえており、結婚当初から実行しているものも、27年の2倍近くに増加している。

受胎調節の普及には、保健所や受胎調節指導員の啓発活動や指導によると

第211表 避妊の実行率の推移

年 令 ・ 職 業				第 1 回 (昭和25年)	第 3 回 (昭和30年)	第 5 回 (昭和34年)	第 6 回 (昭和36年)
総 数 1)				17.5	33.6	42.5	42.3
妻の 年令別	24 歳 以 下			21.8	33.1	39.9	29.4
	25 ~ 34 歳			22.2	43.0	49.0	49.0
	35 ~ 49 歳			16.3	25.8	37.5	37.3
夫の 職業別	農 漁 業 者	}		11.5	25.4	34.9	37.1
	筋 肉 勞 働 者				35.8	40.1	37.9
	商 工 業 者	}		25.9	37.4	40.4	—
	給 料 生 活 者				39.7	50.7	54.0
	自 由 業 者 ※				41.0	...	...

資料出所 毎日新聞社人口問題審議会「産児調節に関する第5回、第6回世論調査」

(注) 1) 総数は夫妻票の合計、妻の年令別は妻の票、夫の職業別は夫の票による数字である。

2) 第5回は給料生活者の中に自由業者も含む。

3) ※印は少数観察のため誤差の大きいことを示す。

4) 34年以前と36年では職業別分類が異つているので36年の「筋肉労働者」の欄には該当項目に最も近いと見られる「工場労働者、職人、運転手、サービス業従業員」を記入し、「給料生活者」の欄には「官庁大企業の事務職員」を記入した。

第 212 表 避妊を実行しはじめる時期(妻の年令 25~34 歳の夫妻)

は じ め る 時 期	昭 和 27 年	昭 和 30 年	昭 和 34 年	昭 和 36 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
結 婚 当 初 か ら	8.8	11.1	16.7	5.3
1 子 生 れ て か ら	21.0	26.9	25.3	16.7
2 子	31.9	28.9	30.6	33.9
3 子 生 れ て か ら	21.2	20.8	18.4	25.2
4 子 以 上 生 れ て か ら	9.3	8.0	5.7	16.5
人 数 不 詳 お よ び 無 回 答	7.8	4.3	3.3	2.3

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第 5 回、第 6 回世論調査」

(注) 本表の数字は妻の票による。

第 213 表 人工妊娠中絶経験の有無

年	総 数	あ る	な い	無 回 答
第 2 回 (昭和 27 年)	100.0	15.4	68.4	16.2
3 (〃 30 〃)	100.0	26.5	52.3	21.2
5 (〃 34 〃)	100.0	35.1	42.2	22.7
6 (〃 36 〃)	100.0	40.8	35.5	23.7

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第 5 回、第 6 回世論調査」

ころが大きく、被保護階層や低所得階層の人々に対しては、器具や薬品が無料または廉価で配布されている。

第 214 表 届出人工妊娠中絶数の推移

年	届 出 中 絶 数
昭 和 24 年	246,104
25 年	489,111
26 年	638,350
28 年	1,068,066
30 年	1,170,143
32 年	1,122,316
33 年	1,128,231
34 年	1,098,853
35 年	1,063,256
36 年	1,035,329

資料出所 厚生省「人工妊娠中絶報告」

このような受胎調節の普及にもかかわらず、人工妊娠中絶も少なくなき、前掲世論調査によれば「人工妊娠中絶の経験がある」と答えたものは、36年には 40.8%で、27年の 2 倍以上になつている(第 213 表)。

厚生省人工妊娠中絶報告によれば、30 年をピークとして減少の傾向を示しているが、36年における人工妊娠中絶件数は正規に届出られたものだけで約 104 万件を数え、無届分を加えると、相当な数にの

ぼるものと予測されている(第214表)。人工妊娠中絶は、母体の健康をいちじるしく害するのでより一層合理的な受胎調節の普及が必要とされている。

(4) 母子衛生

最近数年間の乳児死亡率は年々低下してきており、人口動態統計によれば、昭和30年には、出生児1,000人に対して39.8人、37年には26.5人となり、戦前(昭和5年)の124.5人(沖繩を除く)とくらべると、いちじるしく低くなつた(第215表)。乳児死亡率を地域別にみると、東北、北陸地方が高く、昭和35年の最高は、岩手の48.4、最低は東京の20.4と地域によつて大きな差がみられる。

乳児死亡の原因をみると、医療技術の進歩や、母親の乳児保育の知識の向上などによつて、肺炎や下痢、腸炎などによる死亡は、いちじるしく減少したが、未熟児などの先天性原因によるものは、それほど減少をみせず、昭和27年以降の乳児死亡数のうち、5割以上は新生児(生後28日未満の乳児)である。この改善には、新生児に対する保健対策とともに、妊娠中の婦人の保健指導の強化がのぞまれている。

第215表 母子衛生に関するおもな人口動態

	25	年	30	年	35	年	37	年
出生率	28.1		19.3		17.2		17.0	
乳児死亡率	60.1		39.8		30.7		26.5	
新生児死亡率	27.4		22.3		17.0		15.3	
死産率	84.9		95.8		100.4		98.8	
自然死産	41.7		44.5		52.3		54.1	
人工死産	43.2		51.3		48.1		44.7	
妊産婦死亡率	16.1		16.2		11.8		36年 (10.7)	

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 1) 35年までは確定数、37年は概数である。

出生率は人口1,000対、乳児死亡率、新生児死亡率は出生1,000対、死産率は出産(出生+死産)1,000対、妊産婦死亡率は出産10,000対の率である。

妊産婦死亡率は、次第に低下してきているとはいえ、諸外国が年々いちじるしく低下をみせているのにくらべて、わが国では、それほど大きな変化は

みられない(第216表)。妊産婦死亡の主な原因は、妊娠中毒症、出血、子宮外妊娠等である。

第216表 各国妊産婦死亡率(出生万対)

国名	11～13年平均	22～24年平均	30年	32年
日本	25	17	18	17
アメリカ白人	44	9	3	3
非白人	89	29	13	12
フランス	14	9	6	6
イタリア	27	16	13	11
イングランド、ウェールズ	34	11	7	5
スウェーデン	29	8	5	4
ノルウェー	27	11	7	5

資料出所 厚生白書(35年版)

Mituo segi; Statistical Study of Maternal Health in Japan より

母子の保健衛生に関する指導としては、妊婦に対する母子手帳の交付、妊産婦の保健指導、育児指導、栄養指導などがある。

また、母子健康センターが32年度から設置され、市町村単位に妊産婦の健康相談、助産設備の運営、乳幼児の育児、保健の相談、指導をはじめ、受胎調節指導、栄養指導など、母子の健康を保持増進するための総合的な施策を行なうが、その数は全国187カ所(37年)である。

(5) 医療保険

疾病にかかったときに、経済上の心配なく、たやすく医療を受けられるための制度、すなわち医療保険制度は、戦前から実施されているが戦後、拡充整備された。

現在行なわれている医療保険としては、地域社会の住民を対象とした国民健康保険と、雇われて働く人を対象とした健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、各種共済組合などのいわゆる被用者保険がある。

参考までに第217表に健康保険、日雇労働者健康保険の給付の種類と内容を掲げておいた。

医療保険に加入している世帯は、年々増加しており「厚生行政基礎調査」によると、昭和28年には、全世帯の約6割が加入していたが、37年には、加

入世帯は96%になった(第218表)。これらの世帯の婦人は、被保険者として、あるいは、被保険者の扶養家族として医療保険の適用をうけられるようになっている。

第217表 健康保険・日雇労働者健康保険給付の種類と内容

	健 康 保 険	日 雇 労 働 者 健 康 保 険
療養に関する費用期間	○被保険者 初診料100円等を除き全額 ○被扶養者 半額 ○期 間 3年間	○被保険者 初診料50円以下を除き全額 ○被扶養者 半額 ○期 間 2年間
傷病手当金額・期間	被保険者が療養のため労務につけない場合6カ月間、標準報酬日額の60%、但入院の場合被扶養者のないものは40%	被保険者が療養のため労務につけない場合22日以内第1級330円、第2級240円、但入院の場合被扶養者のないものは第1級220円第2級160円
埋 葬 料	○被保険者の場合、本人により生計を維持したもので埋葬を行なうものに対し標準報酬月額分 ○被扶養者の場合、被保険者に対し2,000円	○被保険者の場合、被扶養者で埋葬を行なうものに対して4,000円 ○被扶養者の場合、被保険者に対して2,000円
分 娩 費	○被保険者の場合、標準報酬月額50%(最低額6,000円)、但入院の場合はその半額 ○配偶者の場合、被保険者に対して3,000円	○被保険者の場合4,000円 ○配偶者の場合、被保険者に対して2,000円
出産手当金	被保険者が産前産後各42日労務につけない場合1日につき標準報酬日額の60%、但入院の場合被扶養者のない者は40%	産後21日以内労務につかない場合1日につき第1級330円、第2級240円、但入院の場合被扶養者のないものは第1級220円、第2級160円
育児手当金	○被保険者の場合2,000円 ○配偶者も同じ	な し

資料出所 健康保険法 日雇労働者健康保険法より作成(昭和38年3月)

9. そ の 他

(1) 未亡人、母子世帯の問題

戦争や病気その他の原因によつて夫と死離別した未亡人及びその家族の問題については、戦後の大きな社会問題となり、現在もひきつづきその対策について社会的関心がもたれている。35年の国勢調査によれば、婦人が世帯主となつている普通世帯は260万でわが国総世帯の13.6%を占めている。こ

第 218 表 医療保険加入世帯の推移

単位 1,000

年			全国推計 世帯総数	被 保 護 世 帯	国保加入 世 帯	被用者保険 加入世帯	その他の 世 帯
実 数	28	年	17,180	458	—	—	6,734
	30	年	18,963	479	4,260	8,090	6,135
	35	年	22,476	427	8,362	11,700	1,987
	37	年	23,842	471	8,813	13,717	841
%	28	年	100.0	2.7	—	—	39.2
	30	年	100.0	2.5	22.5	42.7	32.4
	35	年	100.0	1.9	37.2	52.1	8.8
	37	年	100.0	2.0	37.0	57.5	3.5

資料出所 厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

の 260 万世帯のうち大部分を占める 199 万世帯は夫と死、離別した女世帯である(第 219 表)が、子供をかかえて母親が生計の中心になつているものは 103 万世帯である。厚生省「全国母子世帯調査」(昭和 36 年 8 月)によれば、103 万の母子世帯のうち過半数(66 万世帯)は母親(18 歳以上)とその子だけで生計をともし、19 歳以下の子供が 1 人以上いる世帯(本母子世帯)である。母子世帯となつた原因をみると死別が 77 %であるが、このうちの大部分は病死で、つぎが戦争死となつており、5 年前にくらべると、戦争死の割合が減少し、病死、事故死の増加が目につく。離別によつて母子世帯となつたものは 16.8 %で 5 年前よりも増加している(第 220 表)。母子世帯主の年令は 40～49 歳の層がもつとも多く(43.7%)、5 年前にくらべると 30～39 歳が減少し、50～59 歳が増加している(第 221 表)。

母子世帯主の職業は、常用勤労者がもつとも多く、つぎが農業である(第 222 表)。これを全国世帯の構成にくらべると、常用勤労者世帯(全国 52.1%)がいちじるしく少なく、不就業者、日雇労働者などが多く、生計を支えることが容易でないものが多い(第 222 表)。

第 219 表 世帯主の配偶関係別女世帯数

配 偶 関 係		総 数	女親と子供よりなる世帯
総	数	2,604,800	1,262,200
未	婚	257,300	28,100
有	配	357,300	203,500
死	別	1,674,200	860,700
離	別	315,200	169,400
不	詳	800	500

資料出所 国勢調査(35 年)

第 220 表 原因別母子世帯の割合

原 因	昭和36年	昭和31年
総 数	100.0%	100.0%
死 別	77.1	77.9
戦 争 死	14.1	26.1
病 死	56.2	47.6
事故 死	6.8	4.2
(その他の死別)		
離 別	16.8	14.6
生 死 不 明	1.3	1.0
遺 棄	2.4	2.5
未 婚 の 母	1.9	1.9
そ の 他 ・ 不 詳	0.4	2.1

資料出所 厚生省児童局「全国母子世帯調査」

(注) 準母子世帯を除く。

母子世帯の実収入は、2万円以上のものが44.8%であるが、1万円未満のものも少なくなく、2割を占めている(第223表)。母子世帯の平均子供数は2.21人で、義務教育を修了していない子供のあるものが45%、20歳以上の子供のいるものは25.6%である。

母子世帯のなかでも最も生活が困難なのは、母親(18~60未満)と18歳未満の子だけの世帯で、厚生省「厚生行政基礎調査」(36年)によれば、その1世帯当り平均支出

額は一般世帯の約6割である(第224表)。

ここで注目されることは母子世帯の母の勤労収入がいちじるしく少ないことである。すなわち、母子世帯の過半数を占める「本母子世帯」における母の勤労収入の実収入に占める割合は、第225表に見るようにその子の勤労収入の割合よりも低くなっている。15歳以下の子供が1人以上いる本母子世帯において、母の勤労収入が1万円未満のものが45%を占めていることは注目される。「本母子世帯」の年金受給状況をみると、前掲「全国母子世帯調査」によれば、44.4%は年金等受給世帯である。この多くは「厚生年金・恩給その他の公的年金」で、つぎが母子福祉年金である(第226表)。また母子世帯のなかで生活保護法による扶助をうけているものは7.9%であるが(第227表)、全国総世帯に占める被保

第 221 表 母子世帯主の年令

年 令	昭和36年	昭和31年
総 数	100.0%	100.0%
19 歳 以 下	0.1	—
20 ~ 29	2.7	4.2
30 ~ 39	20.4	30.7
40 ~ 49	43.7	47.6
50 ~ 59	28.4	13.6
60 歳 以 上	4.8	3.9

資料出所 厚生省児童局調「全国母子世帯調査」

護世帯の割合 2.0%(厚生行政基礎調査 37 年)にくらべると、かなり高い。

第 222 表 母子世帯主の職業

総 数	100.0%
農 耕 主	17.1
農 耕 家 族 従 業 者	1.2
事 業 主	11.9
家 族 従 業 者	0.4
常 用 勤 労 者	26.6
日 雇 労 働 者	9.6
そ の 他 の 就 業 者	17.9
不 就 業 者	15.3

資料出所 厚生省児童局調「全国母子世帯調査」
(36. 8. 1)

第 223 表 母子世帯の実収入

総 数	100%
2,000 円未満	0.2
2,000 ～ 3,999	1.0
4,000 ～ 5,999	3.6
6,000 ～ 7,999	6.8
8,000 ～ 9,999	8.1
10,000 ～ 14,999	19.7
15,000 ～ 19,999	15.5
20,000 円以上	44.8
不 詳	0.3

資料出所 厚生省児童局調「全国母子世帯調査」
(36. 8. 1)

第 224 表 世帯人員別 1 世帯当り平均支出額

世 帯 別	平均世帯人員	総 数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
(注) 母子世帯	2.8	13,359	12,493	13,634	14,496	15,760	18,854
一般世帯	4.0	21,725	17,662	21,201	24,432	26,044	26,807

資料出所 厚生省「厚生行政基礎調査」(36 年)

(注) 現に配偶者のいない 18 歳以上 60 歳未満の女子と 18 歳未満のその子のみで構成された世帯。

第 225 表 本母子世帯の収入種類別
実収入額分布

総 数	100.0%
勤 収 入	29.4
勞 入	35.6
事 業 収 入	19.6
仕 送 り	3.5
そ の 他 の 収 入	11.9

資料出所 厚生省児童局「全国母子世帯調査」(36. 8. 1)

第 226 表 母子世帯の年金等受給状況

母 子 世 帯 総 数	100.0%
年金等受給世帯	44.4
母子福祉年金	21.7
厚生年金, 恩給その他の公的年金	33.4
受 給 な し	44.4
不 詳	0.5

資料出所 厚生省児童局調「全国母子世帯調査」(36. 8. 1)

母子世帯の保護に関する法律については総説でふれたが、母子世帯に対する公的な施策についてもう少し詳細にみると、まず「母子福祉資金の貸付等に関する法律」による施策は、母子福祉資金の貸付(第228表)、母子相談員による相談、指導、公共施設内の売店設置許可、たばこの専売許可等があげられる。このほか、母子寮への入所措置(児童福祉法)、公営住宅への優先入居、課税免除(税法)、母子福祉センターの設置、生活保護法による母子加算などがある。

従来、一部の未亡人、母子世帯に対しては、戦傷病者、戦没者遺族等援護法や、厚生年金保険など被用者年金制度によつて遺族年金等の支給があつたが、一般の未亡人、母子世帯には適用されなかつた。しかし昭和34年に国民年金法が施行され、一定期間保険料を納めたものには、母子年金、準母子年金、寡婦年金が支給されるようになった。この他、無拠出制の母子福祉

第227表 母子世帯の生活保護
法扶助の状況 (%)

総 数	100.0
受けている	7.9
医療扶助のみ	0.6
その他の扶助	7.3
受けていない	91.0
不 詳	1.2

資料出所 厚生省児童局調「全国女子世帯調査」
(36.8.1)

第228表 母子福祉貸付金の種類

区 分	貸付金種類	貸 付 金 額 の 限 度	償 還 期 限
母子家庭に対する貸付	事業開始資金	20万円以内	据置期間經過後6年以内
	支 度 資 金	15,000円以内	〃 5年以内
	技能習得資金	月額1,500円以内	〃 10年以内
	生 活 資 金	本人月額1,000円以内 扶養児童1人につき月額500円以内	〃
	事業継続資金	1回につき5万円以内	〃 3年以内
	住 宅 資 金	1回につき10万円以内	〃 6年以内
	転 宅 資 金	1回につき12,000円以内	〃 3年以内
	修 学 資 金	月額高校1,500円以内 大学又は実地修練3,000円以内	〃 20年以内
母子福祉団体に対する貸付	修 業 資 金	月額1,500円以内	〃 5年以内
	事業開始資金	事業種別ごとに100万円以内	〃 6年 〃
	事業継続資金	事業種別ごとに30万円以内	〃 3年 〃

(注1) 年金があり、夫と死別し、義務教育終了前の子を扶養し、かつ25歳以上の子がいないう母子世帯には年金が支給されている。

また、37年から夫と離別した母子世帯にも児童扶養手当が支給されるようになった。

職業対策としては、とくに未亡人などの就業助成のために発足した家事サービスおよび内職の公共職業補導所がある。家事サービス公共職業補導所は未亡人などを対象として、家政婦を育成し、その就業を促進するために、東京、大阪の2カ所に設置されている(昭和38年3月現在)。

内職公共職業補導所は、内職に関する総合援助機関として、全国31カ所(昭和38年3月現在)に設置され、未亡人、主婦など家庭外で働くことの困難な人を対象に内職就業機会の援助及び内職諸条件の向上のための事業を行なっている。

(注1) 母子福祉年金は、前年に15万円以上の収入があつた場合、前年に50万円程度以上の所得のある義務教育終了後の子と生計をともにしている場合などには支給されない。

(注2) 児童扶養手当は、父母が離婚したために父と生計を異にしている児童、父が死亡した児童、父が廃疾である児童などの義務教育終了前の児童を監護している母、または母に代つて児童を養育している者に対して支給される。ただし、公的年金をうけていたり、一定以上の所得がある場合には支給されない。

(2) 中、高年婦人の問題

最近における家族の機能・形態の変化、婦人の平均寿命が男子よりも長くなつたことなどにより、配偶者と死別した婦人の老後の生活には戦前とは異なつた問題がみられるようになった。また、配偶者と死別した婦人だけでなく、未婚、あるいは離別した中高年の婦人のなかにも単独で生活するものがあり、その数は男子よりも多く、生活の容易でないものが少なくない。

はじめに、40歳以上の男女の死亡率をみると、「人口動態統計」(35年)によれば、各階層にわたつて婦人の死亡率は男子より低くなつている(第229表)。その結果、50歳以上の婦人で配偶者と死別したものは44.6%で、男子の13.6%にくらべると、いちじるしい不均衡が見られる(第230表)。

また、40歳以上の婦人の単独世帯は39万7,500で、婦人単独世帯総数の

73.5%を占めている。一方、男子単独世帯数(40歳以上)は15万5,300で、男子単独世帯総数に占める割合は41.1%にすぎない(第231表)。

第229表 中高年者年令階級別
死亡率(人口1,000対)

年 令	男	女
全 年 令	8.2	6.9
40 ～ 44歳	4.1	3.0
45 ～ 49	6.3	4.5
50 ～ 54	10.2	6.7
55 ～ 59	16.8	9.9
60 ～ 64	26.4	15.8
65 ～ 69	42.8	26.7
70 ～ 74	68.6	46.5
75 ～ 79	111.8	82.2
80 ～ 84	170.9	131.6
85 歳 以 上	282.0	206.7

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」(35年)

第230表 中高年者の配偶者死
別の割合

年 令	男	女
40 ～ 44歳	0.8%	11.3%
45 ～ 49	1.8	17.8
50 ～ 54	3.8	22.4
55 ～ 59	6.8	30.8
60 ～ 64	11.4	41.1
65 ～ 69	19.1	56.4
70 ～ 74	28.0	70.0
75 ～ 79	40.0	81.6
80 ～ 84	51.9	91.1
85 歳 以 上	69.2	95.5
再掲 50歳以上	13.6	44.6

資料出所 「国勢調査」(35年)

(注) 男女別各年令人口を100とする割合

第231表 男 女 別 単 独 世 帯 数

年 令	男		女	
	総 数	うち配偶者死亡	総 数	うち配偶者死亡
単 独 世 帯 総 数	378,800	83,700	540,000	311,500
40 歳 以 上 合 計	155,300	81,600	397,500	301,800
40 ～ 49 歳	30,700	4,100	91,500	50,200
50 ～ 59	46,300	15,000	108,100	78,300
60 ～ 69	48,600	30,600	108,600	91,900
70 ～ 79	33,100	26,500	72,600	65,400
80 歳 以 上	6,600	5,400	16,700	16,000

資料出所 「国勢調査」(35年)

中高年婦人で単独で生活しているもののなかには、生活が容易でないものが少なくないとみられ、例えば、生活保護世帯の高令者世帯のなかで婦人単身世帯の占める割合はかなり高い。すなわち、厚生省「被保護者全国一斉調

査」によれば、35年において生活保護をうけている高令者のみの世帯は 116,580 (被保護世帯の 2 割) であるが、このうち 61 % が婦人だけの単身者世帯 (70,940) で、男子のその 2 倍以上多い (第 232 表)。

このように単独で生活困難におちいつている高令婦人のための施策についてみると、生活保護法の対象となる高令者に対する施設としては、婦人だけの施設ではないが、養老施設がある。この施設数は、37 年 4 月末現在、全国で 641 あり、定員数は 42,556 人である (厚生省調)。同じく婦人だけを対象としたものではないが、最近、貧困階層の身よりのない老人のための家事身の回りの世話、話し相手として、老人家庭奉仕員が、東京、五大市を含め 15 の地方公共団体に 279 人働いている (厚生白書 37 年)。老令者の所得保障のための施策として、扶養親族のない一定収入以下の 70 歳以上のものに対しては国民年金の老令福祉年金が支給されることになっている。

第 232 表 高令者のいる世帯数
(被保護世帯)

高令者のいる被保護世帯数	190,050
高令者のみの世帯数	116,580
単身世帯	総数 100,570
	男 29,630
	女 70,940
2 人以上の世帯数	16,010
その他	73,470

資料出所 厚生省「厚生白書」(37年)

(注)(1) 厚生省社会局「被保護者

全国一斉調査」(35年7月)

(2) 高令者とは男 65 歳以上、
女 60 歳以上の者をいう。

なお、生活に困らない高年令婦人にも問題が少なくなく、老人問題についての社会的関心も少しずつ高まってきた。参考までに、老人福祉関係施設をみると、軽費老人ホームは全国 10、収容定員 541 人、有料老人ホームは全国 35、収容定員 1,075、老人福祉センター(3)、老人保養所、老人クラブ(14,654 クラブ、会員数 1,122,699 人)などがある。

(3) 売 春 問 題

売春防止法制定までの経過は総説で述べたところであるが、その結果、都市、観光地、温泉地および基地周辺などにあつた 1,600 の集娼地域、約 35,000 を数えた売春業者、約 13 万の従業婦(昭和 31 年労働省婦人少年局調)は、昭和 33 年 4 月 1 日までの間に姿を消すことになった。これらの婦人の保護、更生をはかるための機関として、各都道府県に婦人相談所および保護収容施

設が設置され、都道府県、市には婦人相談員が配置されることになった。このほか、検挙されて補導処分を受けた売春婦の更生施設として、東京、大阪、福岡に婦人補導院が設置されている。また、法

第 233 表 婦 人 保 護 状 況

区 分		昭和33年	36 年
婦人相談所 一時保護	受 付 人 員 ¹⁾	15,277	19,060
	延被保護人員 ¹⁾	71,528	65,449
婦人相談員	設 置 数 ²⁾	453	478
	受 付 人 員 ¹⁾	18,304	31,189
婦人保護施設	設 置 数 ²⁾	25	66
婦人少年室	受 付 人 員 ³⁾	6,266	8,628

資料出所 厚生省社会局 労働省婦人少年局調

(注) 1) 各年4月～3月
2) 各年3月末現在
3) 各年1月～12月

律の施行と相まつて、売春を防止するための行政措置も強化され、労働省婦人少年局でも、従来から行なつてきた婦人問題相談業務および調査、啓蒙によつて売春防止につとめている(第 233 表)。

従業婦の更生について労働省婦人少年局「婦人の更生に関する事例」(昭和33年7月)によつてみると、第 234 表のように結婚生活に入つたものもつとも多く(39.8%), ついで職場生活をしているもの 37.4%, 家庭復帰しているもの 17.6%, 自営業を営んでいるもの 3.5%, 施設に入寮しているもの 1.3% の順になつて

第 234 表 かつて売春婦であつた婦人の
調査時の生活状況

総 数	2) 100.0 %
結婚生活を営んでいるもの	39.8
職場生活を営んでいるもの	37.4
家庭復帰しているもの	17.6
自営業を営んでいるもの	3.5
施設に入寮しているもの	1.3
そ の 他	5.8

資料出所 労働省婦人少年局「婦人更生に関する事例」(昭和33年7月)

結婚生活に入つたものについて、その結婚相手をみると、約6割は、売春婦をしていた時のなじみ客で他は更生後の就職先で知合った客、転落以前の就職先の客、人の世話によるもの、路傍で知り合ったものなどとなつて

(注) 1) 昭和33年1月以降調査の時期までの間に、全国婦人少年室で取扱つた売春問題相談の対象者および31年に実施した売春問題実態調査の対象者のうち374名についての事例である。

2) 1人が2つの生活を同時に営んでいるものがあるため合計は100%をこえる。

これらの結婚相手の職業は工員、会社員、自動車運転手、職人、商人などのほか多くの職種にわたっているが、無職のものが（結婚相手総数の5%）いることは注目される。また、正式に入籍しているものは約3割で、他は内縁関係になっており、その多くが、結婚生活に不安定なものを感じている。

職場生活を営んでいるものについて、その就職先をみると、料理屋女中、女給、工員が多く、その他パチンコ屋店員、家庭女中、芸技、食堂給仕、ダンサー、風呂屋女中、派出婦、日雇など、ほとんどがサービス業関係の職業である。

これらの婦人のうち、更生当初の生活を続けているものは、約4割で、他の6割は、何回か生活を変えており、また、「現在困っている問題はないか」の質問に対し、約5割強のものが「あり」と答えていることなど、完全更生のむずかしさがうかがわれる。

一方、法の下を潜つて行なう売春は、現在もなお後を絶たず、最近は、ひも、ボン引の暴力化、あらたな形態の管理売春の問題もでてきており、これに対処するために、売春防止法の改正が必要であるという意見が婦人議員や婦人団体などから出されている。

昭和36年中に売春関係事犯の被疑者として検挙された婦人について、その家庭状況を上、中、下に分けてみると「下」の生活をしているものが圧倒的に

第235表 売春関係事犯の動機(被疑者)

総	数	100.0%
(実数)		(10,736)
生活苦		71.2
家庭不和		2.7
自暴自棄		3.6
好奇心、虚栄心		7.1
誘惑		2.7
家出		3.5
その他		9.2

多く(92.7%)、売春の動機も

生活苦によるものが71.2%

を占め、家庭の貧困が売春の

大きな原因となつているが、

「好奇心、虚栄心」「自暴自棄」

が動機となつているものもみ

られる(第235表)。

年令別では、25歳以上が

63.7%, 20~24歳が27.9%と

なつている。教育程度は、小

学校以下が41.3%, 中学校以

資料出所 警察庁調 昭和36年1月~12月

(注) 売春関係事犯検挙状況調のうち「売春等の行為」関係法令違反として検挙されたものの数である。

上が47.7%で、義務教育程度のものが9割を占めているが、高校以上のものも11.0%いる。配偶者の関係別にみると未婚者は33.8%、既婚者が66.2%でそのうち有夫のものが42.3%もいるが、これには、内縁関係のものや、いわゆる「ひも」も含まれている。

なお、被疑者のうち再犯者が65.4%を占めている。

これらの婦人の保護更生にあたる婦人補導院在院者(昭和35年)の知能程度は、

普通以下のものが73%で、しかも知能指数59以下の精神薄弱者が37%もある(第236表)。

売春問題については、売春防止法の強力な施行と同時に、婦人の転落を防止するための諸施策の強化、正しい世論の喚起など広範な施策が今後、一層すすめられることが必要であろう。

第236表 婦人補導院入院者の知能指数(35年1～12月)

総 数	100%
49 以下	18
50 ～ 59	19
60 ～ 69	18
70 ～ 79	18
80 ～ 89	15
90 ～ 99	6
100 ～ 以上	4
テ ス ト 中	0
テ ス ト 不 能	1

資料出所 法務省調「官報資料版
No. 243」

婦 人 の 現 状 (昭和38年版)

昭和38年9月1日

定 価 250 円

編 集

労働省婦人少年局

発 行

大 蔵 省 印 刷 局

東京都港区赤坂葵町2番地

(581) 9401・9411・9421・9431

(販 売 所 裏 面)

落丁、乱丁はおとりかえします。

販 売 所 一 覧

政府刊行物サービス・センター

所在都市	所 在 地	電 話
東 京 都 大 阪 市	千代田区霞関 2 の 1 東区大手前之町大阪合同庁舎内	(591) 1924・1925 (941) 3091

政府刊行物サービス・ステーション

所在都市	所 在 地	電 話
青 森 市	大字米町 119 今 泉 書 店	青 森 (2) 3611
盛 岡 市	南大通 1 丁目 16 の 2 号	盛 岡 (2) 2984
秋 田 市	大町 2 の 17 石 川 書 店	秋 田 (2) 2129
山 形 市	本町 2 丁目 4 の 11 号 入 文 字 屋	山 形 (2) 2150
福 島 市	大町 56 西 沢 書 店	福 島 (2) 0161~2
水 戸 市	泉町 1033 川 又 書 店	水 戸 (2) 2047
前 橋 市	曲輪町 2 煥 平 堂	前 橋 (2) 6216
横 浜 市	中区北仲通 1 の 7 横 浜 日 経 社 内	横 浜 (20) 3857~9
東 京 都	千代田区神田錦町 1 の 2	東 京 (291) 2016代
シ	渋谷区神宮通り 1 の 4 大 盛 堂 書 店 内	東 京 (461) 2725~6
富 山 市	東四十物町 35 中 田 書 店	富 山 (2) 4938
金 沢 市	片町 56 の 2 宇 都 宮 書 店	金 沢 (2) 6136
福 井 市	佐佳枝中町 52 品 川 書 店	福 井 (2) 0112
長 野 市	大門町 66 の 1 長 野 西 沢 書 店	長 野 (2) 5549
岐 阜 市	笹土居町 25	岐 阜 (2) 2767
名 古 屋 市	中区下長者町 4 の 9 川 瀬 書 店	名古屋 (23) 3703・4705
シ	中村区堀内町 2 の 33	名古屋 (55) 0127~8
津 市	京口町 1211 別 所 書 店	津 (8) 3366
京 都 市	中京区河原町通六角下ル東入	本 局 (22) 4444
大 阪 市	西区土佐堀船町 6 (肥後橋前)	土佐堀 (441) 4724・1015
シ	北区信保町 1 の 10	堀 川 (351) 8818
神 戸 市	生田区北長狭通 5 丁目 13 の 9	神 戸 (4) 0637
和 歌 山 市	本町 1 の 7 宮 井 平 安 堂	和歌山 (2) 7116
松 江 市	殿町 63 今 井 書 店	松 江 (2) 2230・3267
岡 山 市	駅前地下商店街 山 田 書 房	岡 山 (3) 7048
広 島 市	稲荷町 59 (東署前)	広 島 (61) 0672
高 松 市	五番地 3 の 5	高 松 (2) 8945
松 山 市	三番町 45	松 山 (2) 7879
福 岡 市	渡辺通 5 丁目 16 街区 3 号	福 岡 (76) 1151
熊 本 市	上通町 4 の 57 長 崎 書 店	熊 本 (2) 0055
大 分 市	都町 4 丁目 1 の 24 号	大 分 (2) 4308
鹿 児 島 市	仲町 9 (西本願寺前)	鹿児島 (2) 1691

各県の官報販売所又は全国主要書店

